

令和3年度版

離島振興のための支援メニュー集

-産業活性化、観光振興、人材育成、施設整備に関する主なもの-

内閣府 総合海洋政策推進事務局
国土交通省 国土政策局 離島振興課

はじめに

- 離島は、海洋国家である我が国にとって、領海や排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全などの観点から、極めて重要な役割を果たすとともに、豊かな自然・文化を有しており、優れた観光・教育・スポーツの場でもあります。
- しかしながら、離島をとりまく環境は、著しい人口減少や高齢化の進展など、依然として厳しい状況にあり、離島の振興は、大変重要な課題です。
- また、平成29年4月1日には、いわゆる「有人国境離島法」が施行され、有人国境離島地域の保全・維持についても、なお一層取り組んでいく必要があります。
- 本支援メニュー集は、島の活性化を担う地方公共団体職員や事業者の皆様を対象に、離島で活用できる国の支援メニューを関係省庁と連携し、とりまとめたものです。
- 特にご要望の多い、「産業活性化」「観光振興」「人材育成」「施設整備」について、国の支援メニューの主なものを掲載しています。
- 本メニュー集が活用され、今後ますますの離島の振興が図られることを期待しています。

内閣府 総合海洋政策推進事務局
国土交通省 国土政策局 離島振興課

目 次

I 離島に対して手厚い措置のある支援メニューが知りたい …… P.3

(1) 「離島振興対策実施地域」向けの支援メニュー …… P.4

(2) 「特定有人国境離島地域」向けの支援メニュー …… P.5

II 「事業目的別」に支援メニューを調べたい …… P.6

(1) 島の産業を活性化させたい …… P.7

- ① 商品開発やプランづくりをしたい
- ② 専門家等のアドバイスを受けたい
- ③ 活動を行う組織・体制をつくりたい
- ④ 島での活動を行う資金がほしい
- ⑤ 販路拡大をしたい
- ⑥ 産業活性化のための施設整備をしたい
- ⑦ その他

(2) 島に人を呼び込みたい …… P.11

- ① 観光戦略等のプランづくりをしたい
- ② 専門家等のアドバイスを受けたい
- ③ 活動を行う組織・体制をつくりたい
- ④ 農業・漁業を活かした活動をしたい
- ⑤ 自然・文化・伝統を活かした活動をしたい
- ⑥ 外国人を呼びたい
- ⑦ 島の情報発信・PRをしたい
- ⑧ 観光交流拠点などの施設整備をしたい
- ⑨ その他

(3) 島の人づくりをしたい …… P.16

- ① 農業・漁業等の担い手を確保・育成したい
- ② 島の文化の後継者を育成したい
- ③ 島のガイドを育成したい
- ④ 職業訓練を行いたい
- ⑤ その他

(4) 島で施設整備を行いたい …… P.18

- ① 加工所や販売所等を整備したい
- ② 空き家や廃校等を有効活用したい
- ③ その他

III 「省庁別」に支援メニューを調べたい …… P.19

内閣府、総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、環境省

IV 支援メニューの詳細を知りたい(個票) …… P.36

I 「離島振興対策実施地域」向け、 「特定有人国境離島地域」向けの支援メニュー

「離島振興対策実施地域」向け

(本土と比べ、離島に対して手厚い措置のある支援メニュー)

国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	離島における割増償却制度		195
国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」		197
国土交通省	離島と企業をつなぐ「しまっちゃんぐ」		199
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査		201
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業		205
内閣府	子どものための教育・保育給付交付金		48
内閣府	子ども・子育て支援整備交付金		50
総務省	携帯電話等エリア整備事業		59
総務省	高度無線環境整備推進事業		61
総務省	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業		63
総務省	「新たな日常」の定着に向けた ケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業		65
総務省	公衆無線LAN環境整備支援事業		67
総務省	災害情報等代替伝送システム整備事業		69
文部科学省	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算		71
文部科学省	離島高校生修学支援事業		73
文部科学省	公立学校施設整備費		75
厚生労働省	水道施設整備費補助金		121
厚生労働省	生活基盤施設耐震化等交付金		123
厚生労働省	へき地保険医療対策		125
厚生労働省	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援		127
厚生労働省	離島等地域における特別地域加算に係る 利用者負担額軽減措置事業		129
厚生労働省	地域医療介護総合確保基金		130
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策		134
農林水産省	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (うち産地基幹施設等支援タイプ)		150
農林水産省	産地生産基盤パワーアップ事業(うち収益性向上対策)		159
農林水産省	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業		165
農林水産省	中山間地域活性化資金		168
水産庁	離島漁業再生支援交付金		175
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業		179
資源エネルギー庁	離島のガソリン流通コスト対策事業費		187
資源エネルギー庁	離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費		189
環境省	海岸漂着物等地域対策推進事業		231
環境省	PPA活用など再エネ価格低減等を通じた 地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業		233

※令和3年4月1日現在、77地域254島が離島振興法による離島振興対策実施地域となっています。

「特定有人国境離島地域」向け (特定有人国境離島に対して手厚い措置のある支援メニュー)

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		37
内閣府	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金		39
内閣府	子どものための教育・保育給付交付金		48
内閣府	子ども・子育て支援整備交付金		50
総務省	携帯電話等エリア整備事業		59
総務省	高度無線環境整備推進事業		61
総務省	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業		63
総務省	「新たな日常」の定着に向けた ケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業		65
総務省	公衆無線LAN環境整備支援事業		67
文部科学省	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算		71
文部科学省	離島高校生修学支援事業		73
文部科学省	公立学校施設整備費		75
厚生労働省	地域雇用開発助成金		115
厚生労働省	へき地保険医療対策		125
農林水産省	食料産業・6次産業化交付金のうち 「6次産業化の推進及び6次産業化施設整備」		132
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策		134
農林水産省	農業人材力強化総合支援事業		142
農林水産省	中山間地域活性化資金		168
水産庁	離島漁業再生支援交付金		175
水産庁	特定有人国境離島漁村支援交付金		177
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業		179
水産庁	水産多面的機能発揮対策		183
資源エネルギー庁	離島のガソリン流通コスト対策事業費		187
資源エネルギー庁	離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費		189
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	離島における割増償却制度		195
国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」		197
国土交通省	離島と企業をつなぐ「しまっちゃんぐ」		199
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査		201
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業		205
環境省	PPA活用など再エネ価格低減等を通じた 地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業		233

※ 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)(いわゆる「有人国境離島法」)に基づき、71島が特定有人国境離島に指定されています。

Ⅱ 「事業目的別」支援メニュー一覧

島の産業を活性化させたい！

(商品開発・販路拡大等の取り組み)

①商品開発やプランづくりをしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		37
内閣府	地方創生推進交付金		40
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
農林水産省	食料産業・6次産業化交付金のうち 「6次産業化の推進及び6次産業化施設整備」		132
農林水産省	農山漁村振興交付金		145
水産庁	離島漁業再生支援交付金		175
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	離島と企業をつなぐ「しまっちゃんぐ」		199

②専門家等のアドバイスを受けたい！

内閣府	地域活性化伝道師派遣制度		44
内閣府	プロフェッショナル人材事業		46
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
農林水産省	食料産業・6次産業化交付金のうち 「6次産業化の推進及び6次産業化施設整備」		132
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策		134
農林水産省	農業人材力強化総合支援事業		142
農林水産省	農山漁村振興交付金		145
水産庁	離島漁業再生支援交付金		175
国土交通省	離島活性化交付金		193

③活動を行う組織・体制をつくりたい！

内閣府	地方創生推進交付金		40
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策		134
農林水産省	農業人材力強化総合支援事業		142
水産庁	離島漁業再生支援交付金		175
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証実験		211
環境省	環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費		257

④ 島での活動を行う資金がほしい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		37
内閣府	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金		39
農林水産省	農山漁村振興交付金		145
林野庁	森林・山林多面的機能発揮対策交付金		171
水産庁	離島漁業再生支援交付金		175
水産庁	特定有人国境離島漁村支援交付金		177
環境省	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業		252

⑤ 販路拡大をしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		37
内閣府	地方創生推進交付金		40
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業		117
農林水産省	食料産業・6次産業化交付金のうち 「6次産業化の推進及び6次産業化施設整備」		132
農林水産省	農山漁村振興交付金		145
農林水産省	中山間地域活性化資金		168
水産庁	離島漁業再生支援交付金		175
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」		197
国土交通省	離島と企業をつなぐ「しまっちゃんぐ」		199
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証実験		211
環境省	社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業 のうち過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業		254

⑥産業活性化のための施設整備をしたい！

内閣府	地方創生推進交付金		40
総務省	携帯電話等エリア整備事業		59
総務省	高度無線環境整備推進事業		61
厚生労働省	地域雇用開発助成金		115
農林水産省	食料産業・6次産業化交付金のうち 「6次産業化の推進及び6次産業化施設整備」		132
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策		134
農林水産省	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業		136
農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 (スーパーL資金の金利負担軽減措置)		140
農林水産省	農山漁村振興交付金		145
農林水産省	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (うち産地基幹施設等支援タイプ)		150
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金		152
農林水産省	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (うち地域担い手育成支援タイプ及び先進的農業経営 確立支援タイプ)		155
農林水産省	産地生産基盤パワーアップ事業(うち収益性向上対策)		159
農林水産省	中山間地域活性化資金		168
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業		179
中小企業庁	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について		191
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	離島における割増償却制度		195
国土交通省	官民連携基盤整備推進調査費		203
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証実験		211
環境省	PPA活用など再エネ価格低減等を通じた 地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業		233
環境省	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業		252
環境省	社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業 のうち過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業		254

⑦その他

内閣府	地方創生推進交付金		40
文化庁	ふるさと文化財の森管理業務支援事業		101
厚生労働省	地域雇用開発助成金		115
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策		134
農林水産省	畜産・酪農生産力強化対策事業		138
農林水産省	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (うち産地基幹施設等支援タイプ)		150
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金		152
農林水産省	農業法人投資育成事業		157
農林水産省	産地生産基盤パワーアップ事業(うち収益性向上対策)		159
農林水産省	中山間地域等直接支払交付金		161
農林水産省	多面的機能支払交付金		163
農林水産省	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業		165
林野庁	森林・山林多面的機能発揮対策交付金		171
林野庁	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 (うち森林整備地域活動支援対策)		173
水産庁	離島漁業再生支援交付金		175
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業		179
水産庁	水産多面的機能発揮対策		183
水産庁	韓国・中国等外国漁船操業対策事業		185
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証実験		211
環境省	PPA活用など再エネ価格低減等を通じた 地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業		233

島に人を呼び込みたい！ (観光交流等を通じた活性化の取り組み)

①観光戦略等のプランづくりをしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		37
内閣府	地方創生推進交付金		40
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
文化庁	史跡等保存活用計画等策定		86
農林水産省	農山漁村振興交付金		145
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	離島と企業をつなぐ「しまっちゃんぐ」		199
国土交通省	グリーンスローモビリティの活用検討に向けた実証調査支援事業		208
環境省	生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）		244

②専門家等のアドバイスを受けたい！

内閣府	地域活性化伝道師派遣制度		44
内閣府	プロフェッショナル人材事業		46
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
文化庁	地域文化財総合活用推進事業		105
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)		110
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言のアーカイブ化を想定した実地調査研究)		111
農林水産省	農山漁村振興交付金		145
国土交通省	離島活性化交付金		193
観光庁	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業		219
観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業		221

③活動を行う組織・体制をつくりたい！

内閣府	地方創生推進交付金		40
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)		110
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言のアーカイブ化を想定した実地調査研究)		111
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証実験		211
環境省	生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）		244
環境省	環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費		257

④農業・漁業を活かした活動をしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		37
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
農林水産省	農山漁村振興交付金		145
水産庁	離島漁業再生支援交付金		175
水産庁	特定有人国境離島漁村支援交付金		177
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証実験		211

⑤自然・文化・伝統を活かした活動をしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		37
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
文化庁	重要無形文化財等公開事業		96
文化庁	民俗文化財伝承・活用等事業		99
文化庁	歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業		102
文化庁	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業		103
文化庁	地域文化財総合活用推進事業		105
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)		110
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言のアーカイブ化を想定した実地調査研究)		111
農林水産省	農山漁村振興交付金		145
林野庁	森林・山林多面的機能発揮対策交付金		171
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証実験		211
観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業		221
環境省	生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）		244

⑥外国人を呼びたい！

内閣府	地方創生推進交付金		40
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
文化庁	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業		102
文化庁	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業		103
文化庁	地域文化財総合活用推進事業		105
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)		110
農林水産省	農山漁村振興交付金		145
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業		205
観光庁	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業		213
観光庁	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業		219
観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業		221
観光庁	I C T等を活用した多言語対応等による観光地の 「まちあるき」の満足度向上		223
観光庁	公共交通利用環境の革新等		226

⑦島の情報発信・PRをしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		37
内閣府	地方創生推進交付金		40
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
総務省	公衆無線LAN環境整備支援事業		67
文化庁	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業		80
文化庁	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業		102
文化庁	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業		103
文化庁	地域文化財総合活用推進事業		105
農林水産省	農山漁村振興交付金		145
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」		197
国土交通省	グリーンスローモビリティの活用検討に向けた実証調査支援事業		208
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証実験		211
観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業		221
環境省	生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）		244

⑧観光交流拠点などの施設整備をしたい！

内閣府	地方創生推進交付金		40
総務省	携帯電話等エリア整備事業		59
総務省	高度無線環境整備推進事業		61
総務省	公衆無線LAN環境整備支援事業		67
文化庁	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業		80
文化庁	登録有形文化財建造物修理事業		81
文化庁	民家保存管理施設		82
文化庁	重要伝統的建造物群保存地区保存事業		93
文化庁	重要有形民俗文化財修理・防災事業		98
文化庁	民俗文化財伝承・活用等事業		99
文化庁	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業		102
文化庁	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業		103
文化庁	重要文化財等防災施設整備事業		113
農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 （スーパーL資金の金利負担軽減措置）		140
農林水産省	農山漁村振興交付金		145
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業		179
中小企業庁	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について		191
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	離島における割増償却制度		195
国土交通省	官民連携基盤整備推進調査費		203
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証実験		211
観光庁	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業		213
観光庁	I C T等を活用した多言語対応等による観光地の 「まちあるき」の満足度向上		223
観光庁	公共交通利用環境の革新等		226
環境省	PPA活用など再エネ価格低減等を通じた 地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業		233
環境省	脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業		246

⑨その他

内閣府	地方創生推進交付金		40
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
文化庁	近代和風建築等総合調査		79
文化庁	重要文化財建造物等買上		83
文化庁	地域活性化のための特色ある文化財調査・活用		84
文化庁	天然記念物緊急調査		85
文化庁	天然記念物再生事業		87
文化庁	天然記念物食害対策		88
文化庁	埋蔵文化財緊急調査		89
文化庁	名勝地調査		90
文化庁	文化的景観保護推進事業		91
文化庁	伝統的建造物群保存対策		92
文化庁	指定文化財管理		94
文化庁	民俗文化財調査		97
文化庁	地域文化財総合活用推進事業		105
厚生労働省	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援		127
厚生労働省	離島等地域における特別地域加算に係る 利用者負担額軽減措置事業		129
農林水産省	中山間地域等直接支払交付金		161
農林水産省	多面的機能支払交付金		163
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業		179
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査		201
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業		205
環境省	海岸漂着物等地域対策推進事業		231
環境省	PPA活用など再エネ価格低減等を通じた 地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業		233
環境省	脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業		246

島の人づくりをしたい (担い手確保、後継者育成等)

①農業・漁業等の担い手を確保・育成したい！

内閣府	地方創生推進交付金		40
内閣府・総務省	特定地域づくり事業推進交付金		42
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業		117
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策		134
農林水産省	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業		136
農林水産省	農業人材力強化総合支援事業		142
農林水産省	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (うち地域担い手育成支援タイプ及び先進的農業経営確立支援タイプ)		155
林野庁	森林・山林多面的機能発揮対策交付金		171
水産庁	離島漁業再生支援交付金		175
水産庁	特定有人国境離島漁村支援交付金		177
水産庁	経営体育成総合支援事業		181
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証実験		211
環境省	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業		228

②島の文化の後継者を育成したい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		37
内閣府	地方創生推進交付金		40
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
文化庁	重要無形文化財伝承事業		95
文化庁	民俗文化財伝承・活用等事業		99
文化庁	文化財保存技術保存事業		100
文化庁	地域文化財総合活用推進事業		105
文化庁	文化芸術による子供育成総合事業		108
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)		110
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言のアーカイブ化を想定した実地調査研究)		111
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業		117
農林水産省	農山漁村振興交付金		145
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証実験		211

③島のガイドを育成したい！

内閣府	地方創生推進交付金		40
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
文化庁	地域文化財総合活用推進事業		105
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業		117
農林水産省	農山漁村振興交付金		145
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証実験		211
観光庁	地域通訳案内士制度		216
環境省	生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）		244

④職業訓練を行いたい！

総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
厚生労働省	多様な民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の確保		119
農林水産省	農業人材力強化総合支援事業		142
水産庁	経営体育成総合支援事業		181
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証実験		211

⑤その他

内閣府	子どものための教育・保育給付交付金		48
文部科学省	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算		71
文部科学省	離島高校生修学支援事業		73
文部科学省	地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業 (COREハイスクール・ネットワーク構想)		77
文化庁	地域文化財総合活用推進事業		105
文化庁	文化芸術による子供育成総合事業		108
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)		110
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言のアーカイブ化を想定した実地調査研究)		111
農林水産省	中山間地域等直接支払交付金		161
農林水産省	多面的機能支払交付金		163
農林水産省	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業		165

島で施設整備を行いたい！

(加工・販売所や交流拠点の整備等の取り組み)

①加工所や販売所等を整備したい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		37
厚生労働省	地域雇用開発助成金		115
農林水産省	食料産業・6次産業化交付金のうち 「6次産業化の推進及び6次産業化施設整備」		132
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策		134
農林水産省	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業		136
農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 (スーパーL資金の金利負担軽減措置)		140
農林水産省	農山漁村振興交付金		145
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金		152
農林水産省	中山間地域活性化資金		168
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業		179
中小企業庁	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について		191
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	離島における割増償却制度		195

②空き家や廃校等を有効活用したい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		37
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金		52
文部科学省	公立学校施設整備費		75
厚生労働省	地域医療介護総合確保基金		130
農林水産省	農山漁村振興交付金		145
農林水産省	中山間地域活性化資金		168
国土交通省	離島活性化交付金		193
国土交通省	離島における割増償却制度		195

③その他

内閣府	子ども・子育て支援整備交付金		50
総務省	携帯電話等エリア整備事業		59
総務省	高度無線環境整備推進事業		61
総務省	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業		63
総務省	「新たな日常」の定着に向けた ケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業		65
総務省	公衆無線LAN環境整備支援事業		67
総務省	災害情報等代替伝送システム整備事業		69
文部科学省	公立学校施設整備費		75
厚生労働省	水道施設整備費補助金		121
厚生労働省	生活基盤施設耐震化等交付金		123
厚生労働省	へき地保健医療対策		125
厚生労働省	地域医療介護総合確保基金		130
農林水産省	中山間地域活性化資金		168
国土交通省	離島活性化交付金		193
環境省	社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業 のうち過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業		254

Ⅲ 「省庁別」支援メニュー一覧

離島振興のための支援メニュー一覧(府省庁別)

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象				主な補助率	備考	局・部	課・室	連絡先 (TEL)	参照 ページ
				全	離島地域	特定有人 地域離島地	その 地方公共団体	協議 会等	民間 事業者	その他						
1	内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	近隣諸国の海洋活動が活発化している状況に鑑み、平成29年4月に施行された有人国境離島法に基づき特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するため、交付金を交付する。		○	○	○		○		5.5/10、6/10、5/10		総合海洋政策推進事務局	有人国境離島政策推進室	03-6257-3794	37
2	内閣府	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	特定有人国境離島地域での地域社会維持のための雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において創業又は事業拡大を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う地域金融機関に対して利子補給を行う。		○				○		定額		総合海洋政策推進事務局	有人国境離島政策推進室	03-6257-3957	39
3	内閣府	地方創生推進交付金	『地方版総合戦略』に位置付けられ、地域再生法に基づき認定される地域再生計画に記載される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的な事業を支援する。	○			○				1/2		地方創生推進事務局	交付金チーム	03-3581-4213	40
4	内閣府 総務省	特定地域づくり事業推進交付金	地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図るため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)に基づく特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するための支援を行う。	○			○				1/2		地方創生推進事務局 自治行政局	地域振興室	03-6257-1410 03-5253-5534	42
5	内閣府	地域活性化伝道師派遣制度	地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家(地域活性化伝道師)を紹介し、指導・助言を行う。	○			○						地方創生推進事務局		03-5510-2167	44
6	内閣府	プロフェッショナル人材事業	各道府県に整備されたプロフェッショナル人材戦略拠点が、潜在成長力ある地域企業の経営者に対し、新設路開拓や新商品開発などの「攻めの経営」への転身を促し、その成長戦略を実現するプロフェッショナル人材の採用を支援するもの。	○					○		—	・各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点は地方創生推進交付金等にて支援	内閣府	地方創生推進室	03-5253-2111	46
7	内閣府	子どものための教育・保育給付交付金	認可保育所の設置など特定教育・保育及び特定の地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。		○	○	○						子ども・子育て本部	参事官(子ども・子育て支援担当)付	03-5253-2111	48

注)対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	局・部	担当		参照ページ
				全	離島地域	特定有人地域 離島地域	その他の地域	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他		課・室	連絡先 (TEL)	
8	内閣府	子ども・子育て支援整備交付金	対象となる施設が奄美群島振興開発特別措置法、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出する。		○	○	○	○				子ども・子育て本部		03-5253-2111	50
9	総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援(下記)のメニューにより、ハード・ソフト両面から支援 ①過疎地域持続的発展支援事業 ②過疎地域集落集約ネットワーク圏形成支援事業 ③過疎地域集落再編整備事業 ④過疎地域遊休施設再整備事業		○			○		○	「対象地域」の「その他」は、①は過疎地域等の条件不利地域、②～④は過疎地域であることが要件。 ・事業メニューにより対象経費が異なる。	自治政局		03-5253-5536	52
10	総務省	携帯電話等エリア整備事業	離島等の地理的に条件不利な地域において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設、伝送路施設を設置する場合や、無線通信事業者が5G等の高度化施設を設置する場合、基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国が当該施設の設置費用等の一部を補助する。		○	○	○	○		○	「対象地域」の「その他」は、過疎地域等の条件不利地域	総合通信基盤局	移動通信課 事業政策課ブロードバンド整備推進室	03-5253-5894 03-5253-5866	59
11	総務省	高度無線環境整備推進事業	5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、離島等の条件不利地域において、地方公共団体や電気通信事業者等が、高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバを整備する場合にその事業費の一部を補助する。また、令和3年度より、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に關して、その一部を補助する。		○	○	○	○		○	「対象地域」の「その他」は、過疎地域等の条件不利地域 ・「補助対象」の「その他」は第三セクター	総合通信基盤局	事業政策課ブロードバンド整備推進室	03-5253-5866	61
12	総務省	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に伝達するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。		○	○	○	○		○	「対象地域」の「その他」は、過疎地域等の条件不利地域	情報流通行政局	衛星・地域放送課 地域放送推進室	03-5253-5808	63

注)対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象				主 な 補 助 率	備 考	局・部	課・室	連絡先 (TEL)	参照 ページ
				全	離島地域	特定有人 地域離島地	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他						
13	総務省	「新たな日常」の定着に向けたケーパルテレビ光化による耐災害性強化事業	ケーパルテレビ網について、耐災害性の向上を図るとともに、4K・8Kの送受信環境を確保するため、過疎地域等の条件不利地域等における光化等を支援する。	○	○	○	○	○			地方公共団体 1/2 第三セクター 1/3	・財政力指数ほかの条件あり ・「対象地域」の「その他」は、過疎地域等の条件不利地域	情報流通行政局	衛星・地域放送課 地域放送推進室	03-5253-5808	65
14	総務省	公衆無線LAN環境整備支援事業	防災の観点から、防災拠点（避難所・避難場所、官公署）及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的地点（博物館、文化財、自然公園等）における公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。	○	○	○	○	○			地方公共団体 第三セクター 1/2 (財政力指数が0.4以下かつ条件不利地域の市町村については2/3)	・「対象地域」の「その他」は、過疎地域等の条件不利地域 ・「補助対象」の「その他」は第三セクター	情報流通行政局	地域通信振興課	03-5253-5756	67
15	総務省	災害情報等代替伝送システム整備事業	第三セクター法人が所有するケーパルテレビネットワークについて、断線等によって停波した場合においても情報伝送の代替手段を確保し、耐災害性の強化を図るため、広帯域の無線システムの整備を行う事業であって、第三セクター法人に対して支援する。	○	○	○				○	第三セクター 1/3	・「対象地域」の「その他」は、過疎地域等の条件不利地域 ・「補助対象」の「その他」は第三セクター	情報流通行政局	衛星・地域放送課 地域放送推進室	03-5253-5809	69
16	文部科学省	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算	離島の教育の特殊事情に鑑み、離島の公立高等学校等の教職員定数について、加配措置を行うもの。（全額地方交付税措置）	○	○						-		初等中等教育局	財務課	03-6734-2038	71
17	文部科学省	離島高校生修学支援事業	高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県及び市町村に対する補助	○	○	○	○				地方公共団体 1/2以内		初等中等教育局	財務課	03-6734-2027	73
18	文部科学省	公立学校施設整備費	公立の小中学校等の施設整備において、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の規定等により、設置者である地方公共団体が行う施設整備に要する経費について国が一定の割合を負担等するもの。 離島については、離島振興法の規定等に基づき、国の負担割合の特例を設けるなど離島の振興のための特別措置を実施。	○ ※	※	○					・小中学校等施設の新増築や学校統合に伴う既存施設の改修等通常1/2→離島振興地域5.5/10 ・小中学校等の改築通常1/3→離島振興地域5.5/10		大臣官房文教施設企画・防災部	施設助成課	03-6734-2464	75
19	文部科学省	地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業(CORE/ハイスクール・ネットワーク構想)	複数の高等学校の教育課程の共通化やICT機器の最大限の活用により、中山間地域や離島等の高等学校においても生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を可能とする高等学校教育を実現し、持続的な地方創生の核としての機能強化を図る。	○			○				委託事業として実施		初等中等教育局	参事官(高等学校担当)付 高等学校改革推進室	03-6734-2022	77

注)対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	局・部	課・室	連絡先 (TEL)	参照 ページ
				全 国	離 島 地 域	特 定 有 人 域 境 離 島 地 域	そ の 他 の 地 方 公 共 団 体	協 議 会 等	民 間 事 業 者 等						
20-1	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 近代和風建築等総合調査	近代和風建築又は近代化遺産（建造物等）の所在地、形態・意匠及び保存状況等に関して、都道府県が行う調査事業に対する補助	○			○			1/2 等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	79
20-2	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要文化財（建造物、美術工芸品）修理、防災事業	重要文化財の管理又は修理に要する経費、及び公開活用に要する経費についての補助	○			○		○	1/2 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者など	文化庁	文化資源活用課 文化財第一課	03-5253-4111	80
20-3	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 登録有形文化財建造物修理事業	登録有形文化財建造物の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費、及び公開活用に要する経費についての補助	○			○		○	1/2 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者など	文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	81
20-4	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 民家保存管理施設	重要文化財である民家が現状変更等により居住者の日常生活に著しく支障が生じた場合に、当該民家を管理するために新しく保存管理施設を設置する事業に要する経費についての補助	○					○	1/2(上限あり)	・「補助対象」の「その他」は、個人所有者	文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	82
20-5	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要文化財建造物等買上	重要文化財である建造物及びその敷地の保存のために特別の事情による買上げに要する経費についての補助	○			○			1/2 等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	83
20-6	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用	全国に所在する我が国の歴史・文化の解明に必要な文化財（美術工芸品）（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料等）の平時および震災や津波等の大規模災害による散逸、亡失を防ぎ、保存対策の基本計画策定に資するために実施する保存状況等の調査に要する経費、及び調査成果の情報発信に要する経費についての補助	○			○			1/2 等		文化庁	文化財第一課	03-5253-4111	84
20-7	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 天然記念物緊急調査	学術上価値の高い動物・植物及び地質鉱物の実態を把握し、その保存対策に資するために行う調査に要する経費についての補助	○			○			1/2 等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	85
20-8	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 史跡等保存活用計画等策定	史跡、名勝又は天然記念物の保存活用の万全を期するため、史跡等の保存活用計画を策定する事業に要する経費、及び古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道、運河等とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産を周囲の環境を含めて総合的かつ体系的に調査するとともに、それらを活用し、機能させるための計画の策定に要する経費についての補助							1/2 等	・「補助対象」の「その他」は、管理団体等	文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	86

注)対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域				補助対象			主な補助率	備考	担当		連絡先 (TEL)	参照 ページ
				全 国	離 島 地 域	特 定 有 人 域 境 離 島 地	そ の 他	地 方 公 共 団 体	協 議 会 等	民 間 事 業 者 等			そ の 他	局・部		
20-9	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 天然記念物再生事業	天然記念物の保護及び再生事業に要する経費についての補助	○				○		○	1/2 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者	文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	87
20-10	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 天然記念物食害対策	天然記念物に指定された動物による農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために、地方公共団体が行う事業に要する経費についての補助	○				○			2/3		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	88
20-11	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 埋蔵文化財緊急調査	土地に埋蔵されている文化財の実態を把握するための調査に要する経費についての補助	○				○			1/2 等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	89
20-12	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 名勝地調査	消滅や改変の危機に瀕している未指定・未登録の名勝地の保護のために、必要情報の集約を目的として実施する調査経費についての補助	○				○			1/2 等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	90
20-13	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 文化的景観保護推進事業	文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費についての補助	○				○			1/2 等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	91
20-14	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 伝統的建造物群保存対策	伝統的建造物群の保存状況等の調査及びこれに基づき保存・防災対策の策定並びにそれらの見直しの事業に要する経費についての補助	○				○			1/2 等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	92
20-15	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要伝統的建造物群保存地区保存事業	重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧、及び保存地区の公開活用に関する経費についての補助	○				○			1/2 等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	93
20-16	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 指定文化財管理	指定文化財の維持管理の万全を期するために、地方公共団体及び国有文化財の管理団体が行う事業に要する経費についての補助	○				○		○	1/2 等	・「補助対象」の「その他」は、国有文化財の管理団体	文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	94
20-17	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要無形文化財伝承事業	重要無形文化財等の保存のための伝承事業に要する経費についての補助	○				○		○	定額	・「補助対象」の「その他」は、保持団体、文化庁長官がその保存に当たることを適当と認める団体若しくは個人	文化庁	文化財第一課	03-5253-4111	95

注)対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象				主な補助率	備考	局・部	課・室	連絡先 (TEL)	参照 ページ
				全	離島地域	特定有人地域 離島地域	その他の地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他						
20-18	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要無形文化財等公開事業	重要無形文化財等の保存のための公開事業に要する経費についての補助	○			○			○	定額	・「補助対象」の「その他」は、文化庁長官がその保存に当たたることを適当と認める者	文化庁	文化財第一課	03-5253-4111	96
20-19	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 民俗文化財調査	有形の民俗文化財及びこれに関連する無形の民俗文化財について、その保護に資するための調査に要する経費についての補助	○			○			○	1/2 等	・「補助対象」の「その他」は、文化庁長官が民俗文化財の調査に当たたることを適当と認める者	文化庁	文化財第一課	03-5253-4111	97
20-20	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要有形民俗文化財修理・防災事業	重要有形民俗文化財の管理又は修理に要する経費についての補助	○						○	1/2 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者又は管理団体	文化庁	文化財第一課	03-5253-4111	98
20-21	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 民俗文化財伝承・活用等事業	民俗文化財の伝承・活用等事業のために要する経費についての補助	○			○			○	1/2 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者、保護団体など	文化庁	文化財第一課	03-5253-4111	99
20-22	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 文化財保存技術保存事業	選定保存技術等の保存のための伝承者の養成等の事業に要する経費についての補助	○			○			○	定額	・「補助対象」の「その他」は、保持者、保存団体、文化庁長官がその保存に当たたることを適当と認める団体若しくは個人	文化庁	文化財第一課	03-5253-4111	100
20-23	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 ふるさと文化財の薪管理業 薪支援事業	文化財建造物の保存に必要な植物性材料の資材供給林及び研修林において、高品位の資材を確保し継続的に供給するために必要な管理に要する経費についての補助	○			○			○	1/2 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者など	文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	101
20-24	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	史跡、名勝又は天然記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備等を行うために必要な経費、登録記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備等の設計管理等を行うために必要な経費、及び古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産の活用整備を図る事業に要する経費についての補助	○			○			○	1/2 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者など	文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	102
20-25	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 地域の特色ある埋蔵文化財の総合的な公開活用 活用事業	地域の特色ある埋蔵文化財の総合的な公開活用を推進するために必要な経費についての補助	○			○			○	1/2 等	・「補助対象」の「その他」は、文化庁長官が埋蔵文化財の総合的な公開活用にあたることを適当と認める法人	文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	103

注)対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象				主 な 補 助 率	備 考	局・部	課・室	連絡先 (TEL)	参照 ページ
				全	離島地域	特定有人 地域離島地	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他						
21	文化庁	地域文化財総合活用推進事業	我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産の活用を図ることにより、文化振興とともに地域活性化に資することを目的とする。	○				○	○	○	予算の範囲内において 定額補助	・補助対象は、地域の文化遺産の所有者もしくは保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会等	文化庁	地域文化創生本部	075-330-6720 (内線1029)	105
22	文化庁	文化芸術による子供育成総合事業	小学校・中学校等において子供たちに一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施する。	○						○	芸術家派遣等	補助対象：学校、芸術団体	文化庁	参事官（芸術文化担当）付 学校芸術教育室	03-6734-2835	108
23-1	文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）	平成21年2月にユネスコが指摘した危機的な状況にある8言語・方言（ハズ方言が含まれる）や東日本大震災の被災地方言に関する調査結果、各地の継承のための取組事例等を紹介するとともに、それぞれ言葉の言葉による語りの披露や危機言語・方言を使った活動や研究を行っている方の講演等を通して、危機言語・方言の価値や、各地域における危機言語・方言の保存・継承の活動について理解を深めていただき、「地域の宝」である言語・方言の危機的な状況の改善につなげようとするもの。				○			○	都道府県に支出委任をして実施	・開催地となる対象地域は危機的な状況にある言語・方言を抱える地域 ・都道府県に支出委任	文化庁	国語課	03-6734-2839	110
23-2	文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（危機的な状況にある言語・方言のアーカイブ化を想定した実地調査研究）	平成21年2月にユネスコが指摘した危機的な状況にある8言語・方言（ハズ方言が含まれるのうち、音声資料や映像資料をはじめ、保存・継承に必要な調査研究が十分とは言えない地域の方言について、当該地域の方言の保存・継承に資するため、教材等を作成する上でよりどころとなる基礎データの集積を中心に、アーカイブとして公開することを想定した実地調査及びその分析、方言の保存・継承に資する諸研究や成果報告等を行うもの。				○			○	委託事業として実施	・調査研究の対象となるのは危機的な状況にある言語・方言を抱える地域 ・委託先は法人格を有する団体	文化庁	国語課	03-6734-2839	111
24	文化庁	【国重要文化財等防災施設整備補助金】重要文化財等防災施設整備事業	文化財所有者等に対して必要な防火対策、耐震対策等に係る施設整備についての補助	○			○			○	1/2 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者など	文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	113
25	厚生労働省	地域雇用開発助成金	雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度	○	※				○		事業所の設置、整備費用と増加した対象労働者の数等に応じて一定額を支給	平成29年度より特定有人 国境離島地域等メニューを創設	職業安定局	地域雇用対策課	03-3593-2580	115

注）対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主 な 補 助 率	備 考	局・部	課・室	連絡先 (TEL)	参照 ページ
				全 国	離 島 地 域	特 定 有 人 地 域 （ 離 島 地 域	そ の 他	地 方 公 共 団 体	協 議 会 等						
26	厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組について、コンテスト方式により選抜・委託した上で実施する。	○				○		1／1（委託事業）	・有効求人倍率が一定以下であること等の要件を満たす地域及び過疎等地域として厚生労働大臣が指定する地域が対象 ・地域の関係者（市町村、経済団体等）から構成される協議会が事業を実施	職業安定局	地域雇用対策課	03-3593-2580	117
27	厚生労働省	多様な民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の確保	求職中の方を対象として、就職に必要な技能及び知識の習得を図るため、民間教育訓練機関等を活用して公共職業訓練（離職者に対する委託訓練）及び求職者支援訓練を実施。	○				○	○	委託契約に基づく委託費の支払い等		人材開発統括官	訓練企画室	03-3595-3356	119
28	厚生労働省	水道施設整備費補助金	水道施設の整備に要する経費の一部を補助する。	○	※				○	1/4、1/3、4/10、1/2	離島地域の簡易水道等の整備については、補助率1/2	医薬・生活衛生局	水道課	03-3595-2368	121
29	厚生労働省	生活基盤施設耐震化等交付金	水道施設等の耐震化等に要する経費の一部を交付する。	○	※				○	1/4、1/3、4/10、1/2	離島地域の簡易水道等の整備については、交付率1/2	医薬・生活衛生局	水道課	03-3595-2368	123
30	厚生労働省	へき地保健医療対策	へき地における医療提供体制の確保に必要な経費を補助する。	○	※				○	1／2、2／3、3／4		医政局	地域医療計画課	03-3595-2185	125
31	厚生労働省	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援	離島に住む妊婦の妊婦健康健診を受診及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費の一部を特別交付税により措置する。		○					—	特別交付税により措置	子ども家庭局	母子保健課	03-3595-2544	127
32	厚生労働省	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	離島等での介護サービスを利用した場合の特別地域加算による負担への対応として、市町村民税非課税の者の利用者負担額の1割分を減額する。		○				○	1／2	厚生労働大臣が指定する地域が対象	老健局	介護保険計画課	03-3595-2890	129
33	厚生労働省	地域医療介護総合確保基金	地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。	○	※				○	2/3		老健局	高齢者支援課	03-3595-2888	130
34	農林水産省	食料産業・6次産業化交付金のうち「6次産業化の推進及び6次産業化施設整備」	地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組を支援。	○	※				○	ソフト事業 1/2、1/3以内 ハード事業 1/2、3/10以内	地方公共団体が交付対象となるのはソフト事業のみ。 ハード事業の実施には、以下の要件あり。 ・大次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画に基づく総合化事業計画等の認定を受けていること ・事業実施に当たり融資又は出賃を受けていること	食料産業局	産業連携課	03-6738-6474	132

注)対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主 な 補 助 率	備 考	局・部	担当		参照 ページ
				全 国	離 島 地 域	特 定 有 人 域 境 離 島 地	そ の 他	地 方 公 共 団 体	協 議 会 等				民 間 事 業 者	そ の 他	
35	農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	国内産糖と輸入糖との内外コスト差を調整し、甘味資源作物生産者等の経営安定を図るための交付金を交付するとともに、「さとうきび増産基金」による病害虫防除・かん水などの自然災害に対応した取組及び甘味資源作物の生産性向上や働き方改革に対応した分みつ糖工場の労働効率を高める取組を支援。	○	○	○	○	○	○	1/2以内、6/10以内、定額		政策統括官	地域作物課	03-3501-3814	134
36	農林水産省	畜産・酪農収益力強化整備 等特別対策事業	畜産農家を始めとする地域の関係者が連携し、作業の外部化や省力化、規模拡大等により、体質強化を進めるため、地域で策定する畜産クラスター計画に位置づけられた中心的経営体等が行う施設整備や機械導入などの競争力強化に向けた生産基盤の構築や生産性向上等に向けた取組の実証調査等を支援。 また、畜産クラスター計画に基づく、牛肉の輸出拡大や都府県酪農の生産基盤強化のための、繁殖雌牛と乳用後継牛の増頭を支援。	○				○	○	○	1/2以内、定額	生産局	①畜産企画課 ②牛乳乳製品課	①03-3501-1083 03-3502-0874 ②03-3502-5988	136
37	農林水産省	畜産・酪農生産力強化対策 事業	畜産・酪農の生産力強化を図るため、性別別技術を活用した優良な乳用種後継牛の確保及び畜産経営における新技術を活用した繁殖性の向上、種豚の改良による生産性の向上等の取組を支援。	○					○		支援対象者へは 定額、1/2以内 (基金管理団体へは定額)	生産局	畜産振興課	03-6744-2587	138
38	農林水産省	農業経営基盤強化資金利 子助成金等交付事業 (スーパー資金の金利負担 軽減措置)	スーパー資金の金利負担軽減措置を実施し、規模拡大等に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援。	○					○	民間事業者、貸付当初5 年間実質無利子化		経営局	金融調整課	03-6744-2165	140
39	農林水産省	農業人材力強化総合支援 事業	次世代を担う人材を育成・確保するため、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金の交付、農業法人等での実践研修、就農希望者に対する相談体制の整備、労働力の調整による人材の確保、地域における新規就農者へのサポート活動、農業大学校、農業高校等における農業教育の高度化等を支援。	○	※			○	○	○	・原則50歳未満の就農希望者及び認定新規就農者等	経営局	就農・女性課	03-3502-6469	142
40	農林水産省	農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティ維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする。 対象事業は下記の通り。 ①地域活性化対策 ②農泊推進対策 ③農山漁村活性化整備対策	○				○	○	○	・農林漁業者の組織する団体等	農村振興局	①都市農村交流課 (地域活性化対策) ②都市農村交流課 (農泊推進対策) ③地域整備課 (農山漁村活性化整備対策)	①03-3502-5946 ②03-3502-5946 ③03-3501-0814	145

注)対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象				主 な 補 助 率	備 考	局・部	課・室	連絡先 (TEL)	参照 ページ
				全	離島地域	特定有人地域 離島地域	その他の団体	地方公共団体	協議会等	民間事業者 その他						
41	農林水産省	強い農業・担い手づくり総合 支援交付金 (うち産地基幹施設等支援 タイプ)	国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通 までの強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整 備等を支援。	○ ※				○	○	○	都道府県へは定額 (事業実施主体へは事 業費の1/2以内等)	「補助対象」の「その他」 は、農業者の組織する団 体、事業協同組合など	生産局 食料産業局	総務課生産推進 室 食品流通課卸売 市場室	03-3502-5945 03-6744-2059	150
42	農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交 付金	深刻化・広域化している野生鳥獣による農林水産 業等に係る被害に対応するため、鳥獣被害防止 特別措置法に基づき市町村が作成した「被害防止 計画」に基づく取組等を総合的に支援。具体的に は、 ・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施 設等の整備 ・捕獲機材の導入、追い払い等の地域ぐるみの被 害防止活動 ・捕獲を含めたサルの場合対策、他地域の人材を 活用した捕獲、ICT等を用いた実証 ・捕獲活動の取組 ・ジビエ利活用推進の取組 等	○				○	○	○	都道府県へは定額 (事業実施主体へは事 業費の1/2以内等)	・鳥獣被害防止特別措置 法に基づく被害防止計画 が策定されていること又は 作成されることが見込まれ ること等の採択要件あり。	農村振興局 鳥獣対策・農村環 境課鳥獣対策室		03-3591-4958	152
43	農林水産省	強い農業・担い手づくり総合 支援交付金(うち地域担い 手育成支援タイプ)及び先進 的産業経営確立支援タイ プ)	地域の担い手(実質化された人・農地プランに位 置付けられた中心経営体、農地中間管理機構か ら賃借権の設定等を受けた者等)が融資を受け、 農業用機械・施設を導入する取組を支援します。	○				○			3/10以内		経営局	経営政策課担い 手総合対策室	03-6744-2148	155
44	農林水産省	農業法人投資育成事業	株式会社又は投資事業有限責任組合が、農業法 人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(投 資円滑化法)に基づき、農業法人投資育成事業 (農業法人の株式等の取得及び経営指導等を行う 事業)に関する事業計画について農林水産大臣の 承認を受けた場合には、株式会社日本政策金融 公庫から出資を受けることが可能(出資比率50% 未満)。	○					○		民間事業者 出資比率50%未満	株式会社日本政策金融 公庫からの出資を受けなく ても、農業法人投資育成 事業を行うことは可能。 株式会社日本政策金融 公庫からの出資を受ける には、公庫の募集要項の 条件を満たすことが必要。 公庫の予算上の制約が あるため、希望者全てが出 資を受けられるとは限ら ない。	経営局 金融調整課		03-6744-1395	157
45	農林水産省	産地生産基盤パワーアップ 事業 (うち収益性向上対策)	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画 の実現に必要な農業機械の導入、集出荷貯蔵施 設の整備等を総合的に支援。	○ ※				○		○	1/2以内等 効果増進事業は定額 (1/2相当)	「補助対象」の「その他」 は、農業者、農業者の組 織する団体など	生産局	総務課生産推進 室	03-3502-5945	159

注)対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象				主な補助率	備考	局・部	課・室	連絡先 (TEL)	参照 ページ
				全	離島地域	特定有人 地域 離島地	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他						
46	農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取次め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。	○			○			○	定額	・対象となる地域は地域振興立法等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす一団の農用地 ・補助対象は、農業者の組織する団体等	農村振興局	地域振興課	03-3501-8359	161
47	農林水産省	多面的機能支払交付金	農業・農村の多面的機能の維持・発現を図るため、地域共同で行う、地域資源(農地、水路、農道等)の基礎的保全活動や質的向上を図る活動を支援	○			○			○	定額	・交付単価は地域、地目等により異なる ・補助対象は、農業者等の組織する団体等	農村振興局	農地資源課・多面的機能支払推進室	03-6744-2197	163
48	農林水産省	特定野草等供給産地育成価格差補給事業	野草生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を実施。	○	※					○	1/3		生産局	園芸作物課	03-3502-5961	165
49	農林水産省	中山間地域活性化資金	農林水産業の生産流通条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、地域の農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化、農林漁業資源の総合的利用等を目的とした長期低利の資金を融資。		○	○	○			○	貸付利率:0.21%～0.60%(令和3年3月18日現在) 貸付限度額:負担額の80%以内	・貸付対象者は、中小企業者等に限定	農村振興局	地域振興課	03-6744-2498	168
50	林野庁	森林・山林多面的機能発揮対策交付金	森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援。	○			○	○			定額、1/2、1/3以内 ※都道府県、市町村によつてはと乗せあり	・一活動組織当たりの単年度の交付額の上限は500万円	林野庁森林整備部	森林利用課・山村振興・緑化推進室	03-3502-0048	171
51	林野庁	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金(うち森林整備地域活動支援対策)	森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要な森林情報の収集、合意形成活動、森林境界の明確化等の活動に対して支援	○			○	○		○	定額	・森林が所在する市町村長と協定を締結する必要	林野庁森林整備部	森林利用課	03-3501-3845	173
52	水産庁	離島漁業再生支援交付金	漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む離島の漁業集落に交付金を交付するとともに、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援する。		○	○	○				都道府県 定額		水産庁漁港漁場整備部	防災漁村課	03-6744-2392	175
53	水産庁	特定有人国境離島漁村支援交付金	特定有人国境離島地域において、漁業集落が行う雇用を創出するための取組等を市町村が支援する場合に要する経費に対して交付金を交付する。		○		○				都道府県 定額		水産庁漁港漁場整備部	防災漁村課	03-6744-2392	177

注)対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域				補助対象			主な補助率	備考	局・部	課・室	連絡先 (TEL)	参照 ページ
				全 国	離 島 地 域	特 定 有 人 地 域	そ の 他	地 方 公 共 団 体	協 議 会 等	そ の 他						
54	水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備、密漁防止対策、水産業のスマート化の推進等の取組を支援。	○	※	※	○	○	○	○	定額、1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内	・「補助対象」の「その他」は、漁協等 ※離島振興対策実施地域においては、補助率5.5/10	水産庁漁港漁場整備部	防災漁村課	03-6744-2391	179
55	水産庁	経営体育成総合支援事業	漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、漁業への就業前の者に対し資金を交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上を支援。	○					○		定額		水産庁漁政部	企画課	03-6744-2340	181
56	水産庁	水産多面的機能発揮対策	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援。	○	※			○	○		定額		水産庁漁港漁場整備部	計画課	03-3501-3082	183
57	水産庁	韓国・中国等外国漁船暴業対策事業	外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援。	○						○	定額、1/2、2/5、1/3、2/3以内		水産庁資源管理部	管理調整課	03-3502-8469	185
58	資源エネルギー庁	離島のカンリ流通コスト対策事業費	輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島におけるカンリ流通の追加的な輸送コスト相当分を補助する。	○	○	○	○		○		揮発油販売業者等 10/10	・「対象地域」の「その他」は奄美群島、小笠原諸島	資源エネルギー庁	石油流通課	03-3501-1511 内線：4661	187
59	資源エネルギー庁	離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費	地域ごとに関係者（自治体、事業者、需要家など）による検討の場（協議会）を設け、石油製品の流通合理化や安定供給等に向けた議論を行い、地域の実情を踏まえた具体的な対策を策定すること支援する。		○	○	○	○	○		民間団体等 10/10	・「対象地域」の「その他」は奄美群島、小笠原諸島、沖縄	資源エネルギー庁	石油流通課	03-3501-1511 内線：4661	189
60	中小企業庁	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について	先端設備等導入計画に基づき、一定の設備を新規取得した場合に、自治体の判断により、固定資産税を最大3年間ゼロ（※）にできる。 ※課税標準を市町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2）を乗じて得た額とする	○						○	固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ～1/2（※）に軽減 ※市町村の条例で定める割合	※市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けた地域に限る。	中小企業庁	財務課 技術・経営革新課	03-3501-5803 03-3501-1816	191
61	国土交通省	離島活性化交付金	海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援。		○	○	○	○	○		地方公共団体 1/2以内 民間団体 1/3以内 等		国土政策局	離島振興課	03-5253-8421	193

注)対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象				主 な 補 助 率	備 考	局・部	課・室	連絡先 (TEL)	参照 ページ
				全	離島地域	特定有人地域 （離島地域）	その他の地域	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他					
62	国土交通省	離島における創増償却制度	離島振興対策実施地域のうち、産業振興促進計画を策定している市町村において、事業（製造業、農林水産業等販売業、旅館業及び情報サービス業等）を行う者が、当該事業のために用いる設備（機械、建物、構築物等）を取得し、使用した場合、普通償却に加え、5年間創増償却を行うことができる。	○	○	○		○	○	○		・産業の振興に関する計画の策定・国の認定が必要	国土政策局	離島振興課	03-5253-8421	195
63	国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」	全国の離島地域から出展者が都心に集まり「島と都市部との交流」「島と島との交流」を通じて定住促進を図る事業である「アイランダー」を開催し、離島の魅力の情報発信を行う場を提供するとともに、都市住民の離島に対するニーズの把握を目的とした調査業務（参加者等へのアンケート、ヒアリング等）を行う。	○	○	○	○	○	○	○	-	・原則として、（公財）日本離島センター会員及び離島関係組織のみ参加可能	国土政策局	離島振興課	03-5253-8421	197
64	国土交通省	離島と企業をつなぐ「しまっちゃんぐ」	離島と企業をつなぐ「マッチング」の場を設け、商談などを通じて、離島の活性化につなげる取組	○	○	○		○	○		-	・自治体担当者を通じた参加が条件	国土政策局	離島振興課	03-5253-8421	199
65	国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	離島地域が抱える課題解決のため、ICTやドローンなどの新技術の離島地域への実証を図る実証調査を行う	○	○	○			○		（国土交通省による調査事業）	離島振興対策実施地域を構成員に含むコンソーシアム等による応募が条件	国土政策局	離島振興課	03-5253-8421	201
66	国土交通省	官民連携基盤整備推進調査費	官民連携による地域活性化を図るため、民間の設備投資等と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等）の事業化検討について、都道府県・市町村に対して、調査費補助を行う。	○				○			1/2		国土政策局	広域地方政策課調整室	03-5253-8360	203
67	国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援	○				○	○	○	1/2、1/3 等	・地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提	総合政策局	地域交通課	03-5253-8396	205
68	国土交通省	グリーンスロースモビリティの活用検討に向けた実証調査支援事業	地域が抱える様々な交通の課題の解決と、地域での低炭素型モビリティの導入を同時に進められるグリーンスロースモビリティの導入、地域での活用に向け、実証調査を行う。	○				○			（国土交通省による調査事業）		総合政策局	環境政策課	03-5253-8269	208

注）対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域				補助対象			主 な 補 助 率	備 考	担当			参照 ページ	
				全 国	離 島 地 域	特 定 有 人 域 境 離 島 地	そ の 他	地 方 公 共 団 体	協 議 会 等	民 間 事 業 者 そ の 他			局・部	課・室	連絡先 (TEL)		
69	国土交通省	海の次世代モビリティの利 活用に關する実証事業	沿岸・離島地域が抱える課題解決のため、海の次 世代モビリティの新たな技術・知見を活用し、現地 に実証するために必要な検証すべき事項につい て、実証的な実験を行う。	○					○	○	○	実験に要する経費の助 成(500万円以内)	※海の次世代モビリティ (ASV、AUV、ROVなど、推 進力を有し海上または海 中を無人で浮遊し移動す るもの)を活用して、新たな 利活用で結果を公表でき るものに限る。 ※実証海域の使用に係る 自治体を含む関係者へ説 明済みであることを条件と する。 ※詳細は調整中のため、 変更がありうる。 ※公募は6月以降に開始 予定。	総合政策局	海洋政策課	03-5253-8266	211
70	観光庁	訪日外国人旅行者受入環 境整備緊急対策事業	訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り 組む地域において、観光地及び公共交通機関に おけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整 備するため、地方自治体や観光地域づくり法人(D MO)、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事 業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の 強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュ レス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症 対策等に関する個別の取組を支援する。	○ (※)					○	○	○	2/3、1/2、2/5、1/3、1/4	※訪日外国人旅行者受入 環境整備に積極的に取り 組む地域であること。加え て、地方での消費拡大に 向けたインバウンド対応支 援事業においては、補助 対象は、観光地の「まちあ るき」の満足度向上整備支 援事業の対象となる地域 を除き、着地型整備に積極 的に取り組んでいる地域に おいて実施されるものに 限る。 ※一部事業については地 域要件の対象外	観光庁	外客受入担当参 事官室	03-5253-8972	213
71	観光庁	地域通訳案内士制度	各地域における通訳案内士の不足に対応を図る 観点から、一定区域内において名称独占資格を 付与する地域通訳案内士制度を導入することによ り、多様化する訪日外国人旅行者の旅行ニーズ への対応を図っている。	○					○			(地域通訳案内士育成 等計画の策定に際して のアドバイス等の支援)		観光庁	観光人材政策室	03-5253-8367	216
72	観光庁	広域周遊観光促進のため の観光地域支援事業	訪日外国人旅行者及び日本人国内旅行者の「新 たな旅のスタイル」に対応するため、観光地域づく り法人(DMO)が中心となり、地域が一体となって 行う、調査・戦略策定、滞在コンテナの充実、受 入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信 といった取組に対して総合的な支援を行う。	○					○	○		定額(調査・戦略策定) 事業費の1/2(滞在コン テナの充実、受入環境 整備、旅行商品流通通環 境整備、情報発信・プロ モーション)	※継続事業については2年 目・2/5、3年目・1/3	観光庁	観光地域振興課 広域連携推進室	03-5253-8327	219

注)対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	局・部	課・室	連絡先 (TEL)	参照 ページ
				全 国	離 島 地 域	特 定 有 人 域 境 離 島 地	そ の 他 の 地 方 公 共 団 体	協 議 会 等	民 間 事 業 者 等						
73	観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	訪日外国人旅行者にとって分かりやすく、面的な観光ストーリーを伝える魅力的な解説文の整備を促進するため、国が英語のネイティブ等専門人材のリスト化、派遣体制の構築を行い、地域における観光資源の解説文の作成等を支援する。 また、本事業で作成している英語解説文を元にした中国語解説文作成を支援する。	○				○		(観光庁による調査事業)	本事業の費用の対象は、解説文の作成に要する費用のみであり、解説文完成後の情報発信媒体整備に要する費用については対象としない。	観光庁	観光資源課	03-5253-8925	221
74	観光庁	ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上	訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内履歴や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャリアコンシェルジュ決済対応等のまちなかにあつた面的な「まちあるき」をインバウンド対応し、これらと一体的に行う外国人観光客の歴史・文化・観光等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車等の活用等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。	○(※)				○	○	1/2、1/3	※訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等であること	観光庁	外客受入担当参事官室	03-5253-8972	223
75	観光庁	公共交通利用環境の革新等	地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進。あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、観光地の公共交通機関のWeb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。	○(※)				○	○	1/2、1/3	※我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等であること	観光庁 国土交通省 総合政策局	外客受入担当参事官室 地域交通課	03-5253-8972 03-5253-8396	226
76	環境省	指定管理鳥獣捕獲等事業 交付金事業	都道府県等が指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画等を定めて行う指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲等事業を交付金により支援する。	○				○		1/2以内、定額等	・補助対象は、都道府県等(今年度の交付金は既に配分済み)	自然環境局	野生生物課鳥獣保護管理室	03-5521-8285	228
77	環境省	海岸漂着物等地域対策推進事業	地方公共団体が実施する海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理事業等に対し、補助金を交付。対象事業は、地域計画策定・改定に係る事業、海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理に係る事業、これら海洋ごみ等の発生抑制対策に係る事業。	○ ※				○		地方公共団体 1/2(地域計画策定・改定に係る事業)、 7/10(海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に係る事業)	※離島振興法の対象となる地域については、補助率を7/10から9/10に嵩上げ	水・大気環境局	水環境課海洋環境室	03-5521-9025	231

注)対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象				主 な 補 助 率	備 考	局・部	課・室	連絡先 (TEL)	参照 ページ
				全 国	離 島 地 域	特 定 有 人 域 境 離 島 地	そ の 他	地 方 公 共 団 体	協 議 会 等	民 間 事 業 者						
78	環境省	PPA活用など再生エネ価格低減等を通じた地域の再生エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合が低く、本土と比較して、実質的な二酸化炭素排出係数が高い状況である。一方で、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるにあたっては、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化にあたって、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御技術の実装を支援し、離島全体で再生エネ自給率の向上を図る。	○	○	○	○	○	○	○	3/4、2/3	・対象地域は電気事業法上の離島	地球環境局	地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室	03-5521-8355	233
79	環境省	災害等廃棄物処理事業	海岸保全区域外の海岸に大量に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分	○				○			1/2	・一部事務組合、広域連合、特別区を含む	環境再生・資源循環局	廃棄物適正処理推進課	03-3581-3351	242
80	環境省	生物多様性保全推進交付金（エコツアーリズム地域活性化支援事業）	地域協議会の現状を踏まえ、エコツアーリズム全体構想の作成、エコツアーリズムに関するルールやプログラムづくり、人材育成などの活動経費の一部を助成	○					○		地域協議会 1/2	・補助対象の協議会は条件あり	自然環境局	国立公園課 国立公園利用推進室	03-5521-8271	244
81	環境省	脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業	「グリーンズローモビリティの導入実証・促進事業」において、住宅地、観光地、離島における交通の低炭素化と公共交通空白地等の地域課題の解決に資するグリーンズローモビリティ（電動で、時速20km未満で公道を走ることが可能な4人乗り以上のモビリティ）の導入に関する支援を実施。	○				○	○	○	1/2		地球環境局	地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室	03-5521-8355	246
82	環境省	脱炭素社会構築に向けた再生エネ等由来水素活用推進事業	脱炭素社会の構築に向け、地域で再生可能エネルギー等から水素を製造、貯蔵・運搬及び利活用する事等を支援する。また、運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大に向け、燃料電池バス等のモビリティへの水素活用を支援する。	○				○		○	1/3、1/2、2/3		地球環境局	地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室	03-5521-8339	252
83	環境省	社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業のうち過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業	荷量の限られる過疎地域において、既存物流からドローン物流への転換を支援。輸配の効率化によるCO2排出量の大幅削減とともに、労働力不足対策や災害時、感染症流行時も含め持続可能な物流網の構築を同時実現するもの。（国土交通省との連携事業）	○					○※		計画策定経費は定額（上限500万円）補助 機材・設備導入経費（改修経費を含む）は補助率1/2	※地方公共団体と共同申請をする者に限定	環境省 地球環境局 国土交通省 総合政策局	地球温暖化対策課 低炭素物流推進室 物流政策課	03-5521-8329 03-5253-8799	254
84	環境省	環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費	地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、地域循環共生圏の創造を目指す地域を支援する中で、環境整備と事業化に向けた支援を行う。	○				○	○	○	環境整備団体は200万円まで、事業化支援団体は1000万円まで費用を負担		環境省大臣官房	環境計画課	03-5521-8328	257

注）対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

Ⅳ 支援メニュー 個票

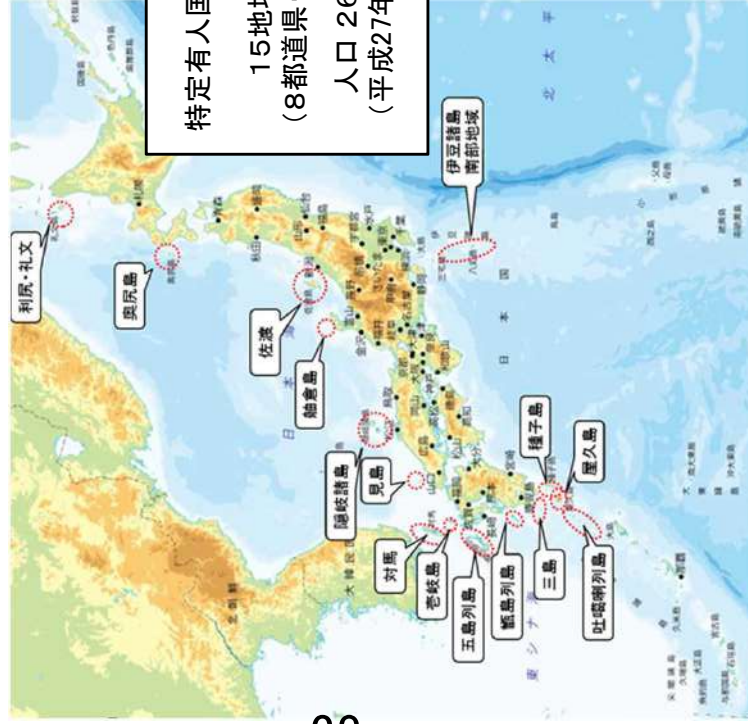
No.	1		R 3 予算額	5,000 百万円
事業名	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		府省庁名	内閣府
概 要	近隣諸国の海洋活動が活発化している状況に鑑み、平成 29 年 4 月に施行された有人国境離島法に基づき特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するため、交付金を交付する。			
支援対象	地方公共団体、民間事業者等	補助率	5.5/10、6/10、5/10	
対象事業	①運賃低廉化 ○離島住民向けの航路・航空路の運賃について、航路については J R 運賃並、航空路については新幹線運賃並に引き下げ ②物資の費用負担の軽減 ○農水産物（生鮮品）全般の移出に係る輸送コストを低廉化 ○原材料等（飼料、氷、箱など）の移入に係る輸送コストを低廉化 ③雇用機会の拡充 ○民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資資金、運転資金を支援（最長 5 年間の支援） ○特定有人国境離島地域への人材供給を図るため、同地域における就労体験や住民との交流等を内容とするツアーの組成及び募集並びに受入れ体制の整備及び情報の発信等を支援 ④滞在型観光の促進 ○「もう一泊」してもらうための着地型観光サービスが組み込まれた旅行商品等の企画・開発、宣伝、実証、販売促進に係る経費を支援することにより、旅行者の実質負担を軽減 ※ 宿泊及び体験を伴う旅行商品等の造成・販売促進のための旅行代金の割引等の支援を拡充及びワーケーション及びチャーター便や観光路線の活用を推進			
支援内容	①運賃低廉化は 5.5/10 の交付率、②輸送コスト支援は 6/10 の交付率、 ③雇用機会の拡充は 5/10 又は 5.5/10 の交付率、④滞在型観光促進は 5.5/10 の交付率			
離島での実績	R 2 年度交付自治体 礼文町、八丈町、佐渡市、輪島市、隠岐の島町、萩市、五島市、薩摩川内市等			
担当部署	総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室			
連絡先	03-6257-3794			
参照 HP	https://www8.cao.go.jp/ocean/kokkyouritou/hourei/r3_hourei/pdf/r3_yosanan.pdf			

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

令和3年度予算額 50.0億円（2年度予算額 50.0億円）

事業概要・目的

○平成28年4月に制定された有人国境離島法に基づき施策を推進するため、各事業を通じて特定有人国境離島地域の地域社会の維持を推進。



特定有人国境離島地域
15地域・71島
(8都道県・29市町村)
人口 269,307人
(平成27年国勢調査)

各事業内容

① 運賃低廉化

- ・ 離島住民向けの航路・航空路運賃の低廉化



② 物資の費用負担の軽減

- ・ 農水産物(生鮮品)全般の移出、原材料等(飼料等)の移入



③ 雇用機会の拡充

- ・ 民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資、運転資金を支援

→ 感染症対策のための物品購入や、新しい生活様式に対応する事業の支援



- ・ 本土の人材とのマッチング等を目的としたツアーに係る経費を支援

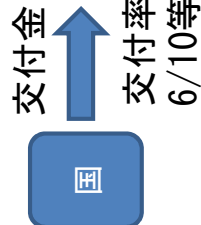
④ 滞在型観光の促進

- ・ 「もう一泊」してもらうための旅行商品等の造成、宣伝、販売促進等に係る経費を支援

→ ワークেশョンの推進や、チャーター便等を活用した誘客を支援



資金の流れ



効果

- ・ 航路・航空路利用者数が増加（H28年度606万人→H30年度619万人）
- ・ 新規雇用者数が増加（令和元年度末までに1,137人の雇用を創出）
- ・ その他、農水産物の販路拡大や作業効率化のための投資、従業員の雇用増や給与増等が実現

No.	2		R 3 予算額	12 百万円
事業名	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金		府省庁名	内閣府
概 要	特定有人国境離島地域での地域社会維持のための雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において創業又は事業拡大を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う地域金融機関に対して利子補給を行う。			
支援対象	金融機関	補助率	定額	
対象事業	○利子補給事業の適用となる融資は、次に掲げる要件に適合する借受者に対して実施するものとする。 ① 特定有人国境離島地域における創業の場合、当該事業が利子補給の終了後においても継続又は拡大すると見込まれるもの。 ② 特定有人国境離島地域に事業所を有する者による事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために従業員を新たに雇用し、利子補給の終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの。 ③ 特定有人国境離島地域以外の地域における創業の場合、計画期間内に借受者と直接取引のある特定有人国境離島地域の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、利子補給の終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの。 ○対象となる融資の例 ・水産加工場の整備・改修・増設に対する設備資金。 ・新たに離島で事業所を立ち上げたときの設備資金。 ・老朽化したホテル・旅館の改修に対する設備資金。 ・廃校等を活用した研修施設の改修に対する設備資金。 ・ベンチャー企業の事業スタート時の運転資金。			
支援内容	定額			
離島での実績	特定有人国境離島地域の指定金融機関（10 行）に対し、利子補給を行った。			
備 考				
担当部署	総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室			
連絡先	03-6257-3957			
参照 HP				

No.	3		R3 予算額	1,000 億円の内数
事業名	地方創生推進交付金		府省庁名	内閣府
概 要	「地方版総合戦略」に位置付けられ、地域再生法に基づき認定される地域再生計画に記載される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的な事業を支援する。			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2	
対象事業	各地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業であり、具体的には以下のような分野を想定 (1) しごと創生・・・ローカルイノベーション、ローカルブランディング（日本版 DMO、地域商社）、ローカルサービス生産性向上 等 (2) 地方への人の流れ・・・移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成等 (3) 働き方改革・・・若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等 (4) まちづくり・・・コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、商店街活性化 等			
支援内容	○ 地域再生法第 5 条 4 項 1 号に基づく地域再生計画に記載されている事項に対して、国から、地方創生推進交付金（補助率：1/2）を交付。 ※1 対象事業の中に各府省庁が所管する他の予算制度等がある場合には、その制度の活用が優先されるため、本交付金の支援対象外。 ※2 本交付金の対象事業であっても、事業に係る地方公共団体職員の人件費、特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの及び施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの、貸付金又は保証金、基金積立金は支援対象外。 ○ 地方創生推進交付金の交付対象事業の採択に当たっては、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携等の視点から、事業の先導性を審査。 ○ 上記の①～④まで全て満たす場合には先駆タイプ（都道府県：最大 3 億円（国費）、中枢中核都市：最大 2.5 億円（国費）、市区町村：最大 2 億円（国費））で申請することができ、①と②～④で 2 つ以上該当する場合には、横展開タイプ（都道府県：最大 1 億円（国費）、中枢中核都市：最大 0.85 億円（国費）、市区町村：最大 0.7 億円（国費））での申請が可能。			
離島での実績	令和 2 年度交付団体 島根県海士町、長崎県佐世保市、対馬市、五島市 等			
備 考				
担当部署	内閣府 地方創生推進事務局			
連絡先	03-3581-4213			
参照 HP	http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/index.html			

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

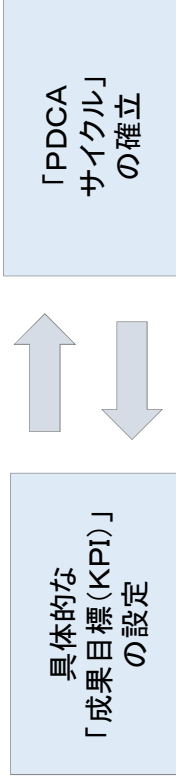
令和3年度予算額 1,000億円
（令和2年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

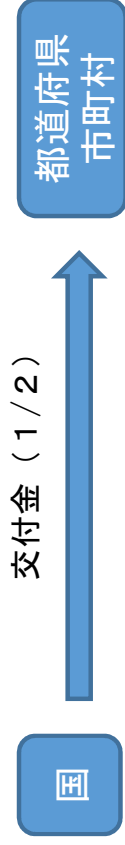
- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

対象事業等

【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成
例）しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
 - ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）

※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外

③わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）

- ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策

④複数年度にわたる施設整備事業（地方創生拠点整備交付金）

令和3年度からの主な運用改善

- ①複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち50億円を地方創生拠点整備交付金として措置（20億円の増額））
- ②移住支援事業の要件緩和（テレワーカー等の対象化）
- ③起業支援事業の要件緩和（Society5.0関連業種等の対象化）

No.	4	R 3 予算額		484 百万円
事業名	特定地域づくり事業推進交付金		府省庁名	内閣府 総務省
概 要	地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図るため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）に基づく特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するための支援を行います			
支援対象	地方公共団体	補助率	1/2	
対象事業	特定地域づくり事業協同組合の運営費を支援			
支援内容	以下の対象経費について、1/2 までの範囲で地方公共団体が支援した額の 1/2 を支援 ・ 派遣職員人件費（対象経費の上限額：400 万円/年・人） ・ 事務局運営費（対象経費の上限額：600 万円/年）			
離島での実績	R2 島根県海士町			
備 考				
担当部署	内閣府地方創生推進事務局 総務省自治行政局地域振興室			
連絡先	TEL 03-6257-1410 TEL 03-5253-5534			
参照 HP				

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R3予算 5.0億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

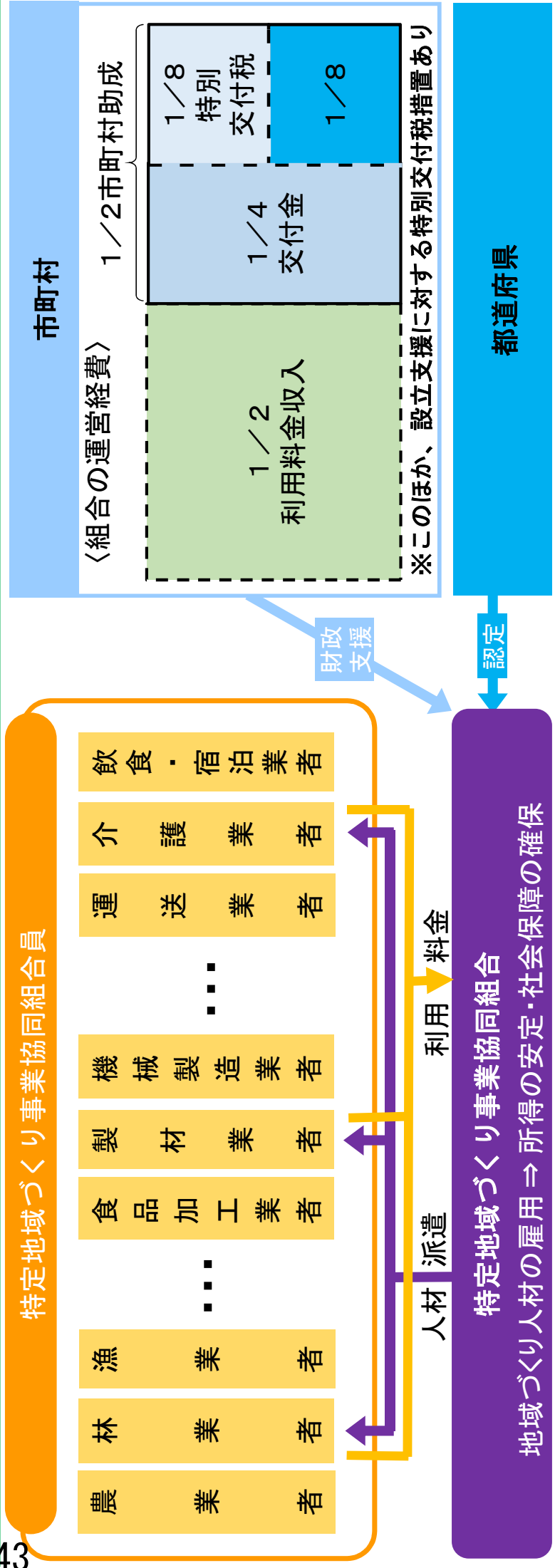
特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない
認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

43



No.	5		R3 当初予算 R2 補正予算	0.6 百万円 -
事業名	地域活性化伝道師派遣制度		府省庁名	内閣府
概 要	地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し、指導・助言を行う。			
支援対象	地方公共団体	補助率	専門家派遣等人材の紹介を通じた支援	
対象事業	地方創生推進事務局では、まちづくりや地域産業、観光など様々な分野における地域おこしの実績を有した民間専門家を地域活性化伝道師として登録している。地域活性化伝道師は地域からの要請を受け、地域リーダーの育成支援や事業遂行に必要なスキル・ノウハウの伝授など、自身の知見を基に、地域課題解決に向けた支援を行う。			
支援内容	①各自治体及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行うことができるよう、地方創生推進事務局 HP に地域活性化伝道師のリストを掲載。 ②地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣。			
離島での実績	—			
備 考				
担当部署	地方創生推進事務局			
連絡先	03-5510-2167			
参照 HP	http://www.chisou.go.jp/tiiki/ouentai.html			

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数：393名（令和3年4月1日現在）

※事務局HP（<https://www.chisou.go.jp/tiiki/ouentai.html>）において公開分野別登録数（重複を含む）

1. 地域産業・イノベーション・農工商連携	2. 地域医療、福祉・介護、教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
148人	22人	95人	16人	78人	134人	30人	150人

○令和2年度実績：地域活性化伝道師4名を全国4地域に派遣

○活用方法：①各自治体及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。
②地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

モデル地域における指導内容イメージ

①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



②取組の実施段階

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



③取組の事業化段階

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。



④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。

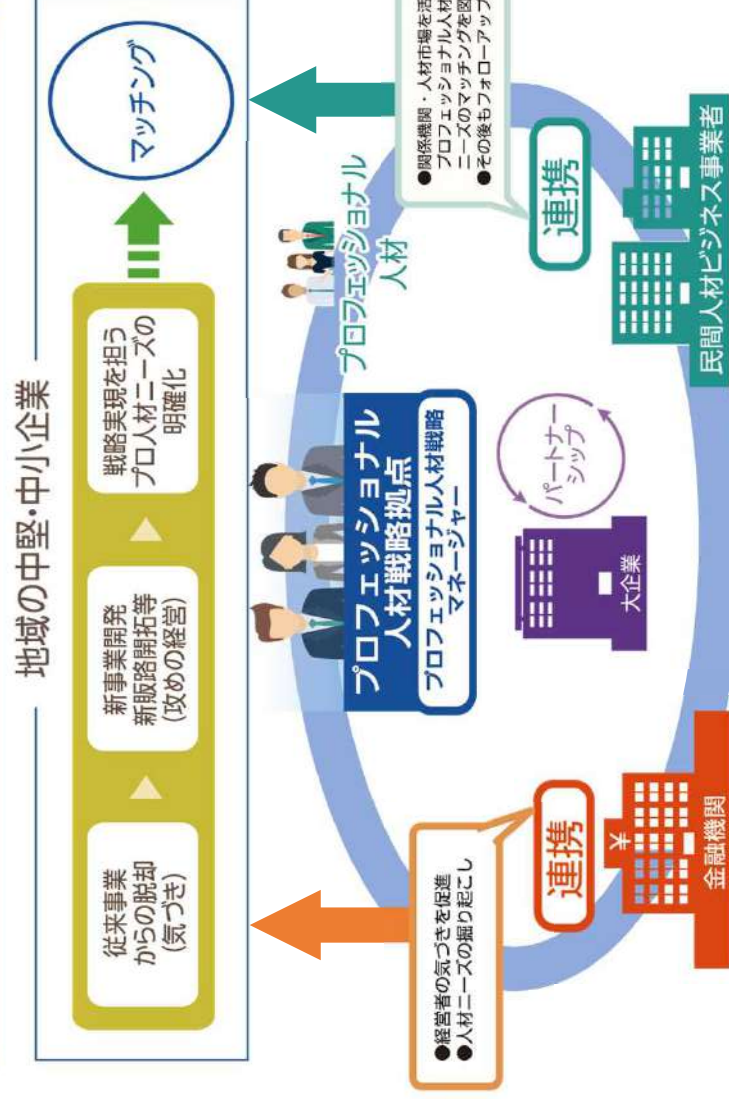
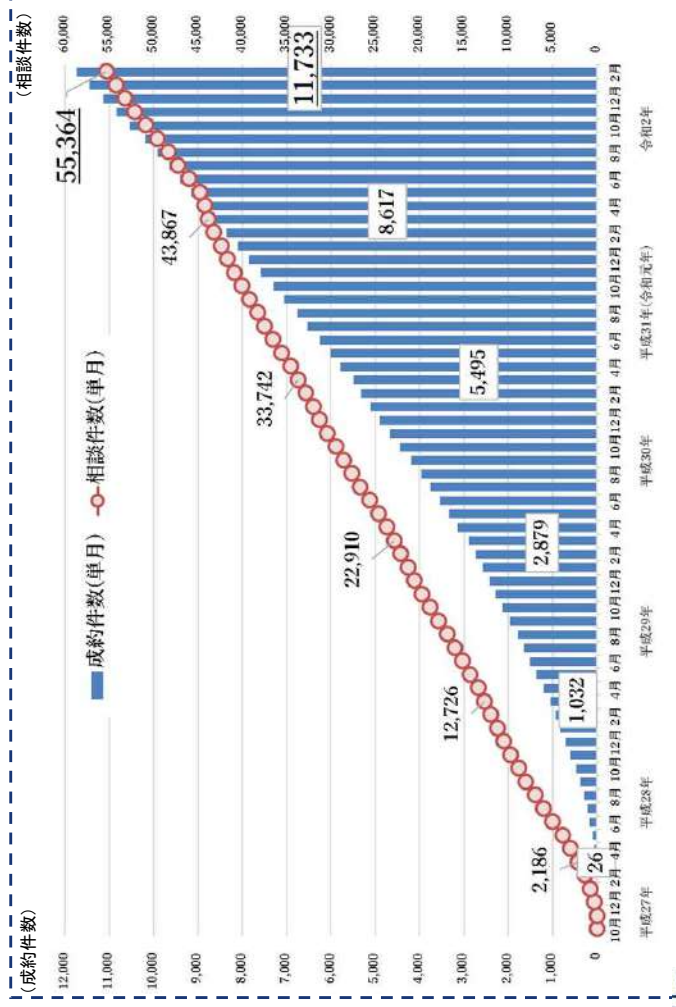


地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

No.	6		R3 予算額	102 百万円
事業名	プロフェッショナル人材事業		府省庁名	内閣府
概 要	潜在成長力ある地域企業の経営者に対し、新商品開発や新販路開拓などの「攻めの経営」への転身を促し、その成長戦略を実現するプロフェッショナル人材の活用を支援する。			
支援対象	地域企業	補助率	—	
対象事業	【プロフェッショナル人材事業】 ○地域企業が、事業の拡大や革新等の成長のため、プロフェッショナル人材を円滑に活用できるよう支援する。具体的には、45 道府県（東京都と沖縄県を除く）に整備されている「プロフェッショナル人材戦略拠点」が中心となり、地域企業の経営者に、新商品開発や新販路開拓などの「攻めの経営」への転身を促し、その成長戦略を実現するためのプロフェッショナル人材に対する有望かつ明確なニーズを発掘し、連携する人材ビジネス事業者に人材ニーズを取り繋ぐことで、プロフェッショナル人材と地域企業とのマッチングを支援する。			
支援内容	各道府県に整備されたプロフェッショナル人材戦略拠点によるプロフェッショナル人材の活用支援。			
離島での実績	—			
備 考	各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点は、地方創生推進交付金等にて支援。			
担当部署	内閣府地方創生推進室			
連絡先	03-5253-2111			
参照 HP	http://www.pro-jinzai.go.jp/			

プロフェッショナル人材事業

- 45道府県（東京都と沖縄県を除く）が「プロフェッショナル人材拠点」を設置し、平成28年1月から本格稼働。潜在成長力ある地域企業に対し、経営戦略の策定支援とプロフェッショナル人材の活用支援活動を行う。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を高めるセミナー等の活動を展開しつつ、成長が期待される企業を個別に訪問。経営者に「攻めの経営」と新たな事業展開を促すとともに、企業の成長に必要なプロ人材ニーズを明確に切り出し、優良な雇用機会として人材市場に発信する。
- 地域金融機関や各種支援機関等とも、有望企業の発掘や成長戦略の策定などで積極的に連携。人材ビジネス事業者とも密接に連携しつつ、様々な形でプロ人材の還流実現に取り組む。
- 専門人材の常勤雇用だけでなく、東京圏などの都市部の大企業をはじめ、地域の幅広い企業に対し、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを進める。



(令和3年2月末現在)

No.	7		R3 当初予算 R2 補正予算	13,932 億円の内数 10 億円の内数
事業名	子どものための教育・保育給付交付金		府省庁名	内閣府
概 要	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第68条第1項の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。			
支援対象	市町村	補助率	国：1／2 都道府県、市町村：各1／4	
対象事業	・ 特例保育 認可保育所の設置など特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。			
支援内容	特例保育の実施に要する費用につき国が1／2、都道府県が1／4、市町村が1／4を負担する。			
離島での実績	対馬市、薩摩川内市、壱岐市等			
備 考	補助率は事業主拠出金充当額控除後の負担割合			
担当部署	内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付			
連絡先	03－5253－2111			
参照 HP				

へき地保育所に対する財政支援について

特例地域型保育給付（特例保育）

令和2年度予算額（当初） 1兆3,379億円の内数 → 令和3年度予算（当初） 1兆3,932億円の内数※
（※子どもための教育・保育給付交付金の一部として実施）
（※「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）等を踏まえ、予算編成過程で検討）

事業概要

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域（へき地）において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号）

（参考）子ども・子育て支援法（抄）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限り、）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限り、）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

実施主体

市町村

負担割合

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

創設年度

平成27年度（平成26年度以前は子どもための教育・保育給付交付金とは異なる形態で補助を実施）

直近の交付実績及び内示ベース

平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
371か所	346か所	309か所	294か所	274か所	236か所

No.	8		R3 当初予算	19,102 百万円
事業名	子ども・子育て支援整備交付金		府省庁名	内閣府
概 要	市町村が、放課後児童クラブ及び病児保育事業を整備するために要する経費の一部を補助する。			
支援対象	市町村	補助率	国：1／3、 都道府県、市町村：各1／3 等	
対象事業	（１）放課後児童クラブ整備費 子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。 （２）病児保育施設整備費 病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。			
支援内容	（１）放課後児童クラブ整備費 ①市町村が整備を行う場合、②市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 ① 国：1／3 都道府県、市町村：各1／3 ② 国：2／9 都道府県、市町村：各2／9 社会福祉法人等：1／3 放課後児童クラブや保育園等の待機児童が発生している、又は子育て安心プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施 ① 国：2／3 都道府県、市町村：各1／6 ② 国：1／2 都道府県、市町村：各1／8 社会福祉法人等：1／4 （２）病児保育施設整備費 ① 国：1／3 都道府県、市町村：各1／3 ② 国：3／10 都道府県、市町村：各3／10 社会福祉法人等：1／10			
離島での実績	令和元年度：2施設			
備 考	対象となる施設が奄美群島振興開発特別措置法、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08 を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出する。			
担当部署	内閣府子ども・子育て本部			
連絡先	TEL 03－5253－2111			
参照 HP				

子ども・子育て支援整備交付金について

令和2年度予算額 186億円 → 令和3年度予算額 191億円

事業概要

市町村が、放課後児童クラブ及び病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

(1)放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

(2)病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施内容等

【実施主体】市町村(特別区含む) 【補助対象事業者】市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

(1)放課後児童クラブ整備費

- 〔 ①国:1/3 都道府県、市町村:各1/3
②国:2/9 都道府県、市町村:各2/9 社会福祉法人等:1/3 〕

注:放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は新子育て安心プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施

- 〔 ①国:2/3 都道府県、市町村:各1/6
②国:1/2 都道府県、市町村:各1/8 社会福祉法人等:1/4 〕

(2)病児保育施設整備費

- 〔 ①国:1/3 都道府県、市町村:各1/3
②国:3/10 都道府県、市町村:各3/10 社会福祉法人等:1/10 〕

【令和3年度基準額(創設の場合)】

(1)放課後児童クラブ整備費 28,659千円(単独設置)、57,318千円(放課後子供教室と一体的に実施等)

(2)病児保育施設整備費 38,924千円

※沖縄振興計画、過疎地域自立促進市町村計画、山村振興計画、津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合、別途加算

※特別豪雪地帯、奄美群島、離島振興対策実施地域、小笠原諸島に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗じた額を加算

No.	9		R 3 予算額	783 百万円
事業名	過疎地域持続的発展支援交付金		府省庁名	総務省
概 要	過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援（下記のメニューにより、ハード・ソフト両面から支援） ①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ②過疎地域持続的発展支援事業 ③過疎地域集落再編整備事業 ④過疎地域遊休施設再整備事業			
支援対象	①：条件不利地域を有する市町村 ②：過疎地域を有する市町村及び一部事務組合並びに都道府県 ③：過疎地域を有する市町村 ④：過疎地域を有する市町村及び一部事務組合	補助率	① 10 / 10 ②市町村等 10 / 10 都道府県 1 / 2 or 6 / 10 ③ 1 / 2 以内 ④ 1 / 3 以内	
対象事業	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援。 ②過疎地域持続的発展支援事業 ・ 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施する ICT 等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。 ③過疎地域集落再編整備事業 ・ 過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業や、空き家を有効活用し住宅を整備する事業等に対して補助。 ④過疎地域遊休施設再整備事業 ・ 過疎地域に存在している廃校舎等の遊休施設を有効活用し、地域振興施設として再整備する事業に対して補助。			
支援内容	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 事業主体：地域運営組織等 交付対象者：条件不利地域を有する市町村（上記の事業主体への間接補助） 対象地域：過疎地域（過疎地域以外の条件不利地域も含む。） 補助対象：地域運営組織が活性化プランに基づき実施する事業（主にソフト事業） 補助率：10 / 10（交付対象経費の上限額 1,500 万円） 下記を実施する場合には上乗せ支援 専門人材を活用する事業（+500 万円） ICT 等技術を活用する事業（+1,000 万円） 上記の併用事業（+1,500 万円） ②過疎地域持続的発展支援事業 事業主体：過疎市町村（※1）、都道府県 交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村、一部事務組合等、都道府県 対象地域：過疎地域			

	補 助 対 象：過疎地域市町村が行うソフト事業 補 助 率：市町村等 10／10、都道府県 1／2 or 6／10（※2） （交付対象経費の上限額 2,000 万円） ③過疎地域集落再編整備事業 事 業 主 体：過疎地域市町村 交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村又は一部事務組合等 対 象 地 域：過疎地域 補 助 対 象：団地造成費・空き家改修費等 補 助 率：1／2 以内 ④過疎地域遊休施設再整備事業 事 業 主 体：過疎地域市町村（※1） 交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村又は一部事務組合等 対 象 地 域：過疎地域 補 助 対 象：遊休施設改修費 補 助 率：1／3 以内 （※1）構成市町村の 1／2 以上が過疎地域市町村である一部事務組合等も含む （※2）財政力指数 0.51 未満の都道府県に限る
離島での実績	令和2年度：1 件（「過疎地域等自立活性化推進交付金」の実績）
備 考	
担当部署	総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室
連絡先	03－5253－5536
参照 HP	

過疎地域持続的発展支援交付金

R3予算額 7.8億円
(R2予算額 6.9億円)

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記①+②併用事業(+1,500万円)

○ 令和3年度予算額 4.0億円 (令和2年度予算額4.0億円)

③過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

○ 令和3年度予算額 0.9億円 (令和2年度予算額0.9億円)

②過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

○ 令和3年度予算額 2.3億円 (令和2年度予算額1.4億円)

④過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助

(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

○ 令和3年度予算額 0.6億円 (令和2年度予算額0.6億円)

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R3予算額：4.0億円

○「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
 - (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
 - (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
 - (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)
- ※下記事業については、限度額を上乗せ
- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
 - ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

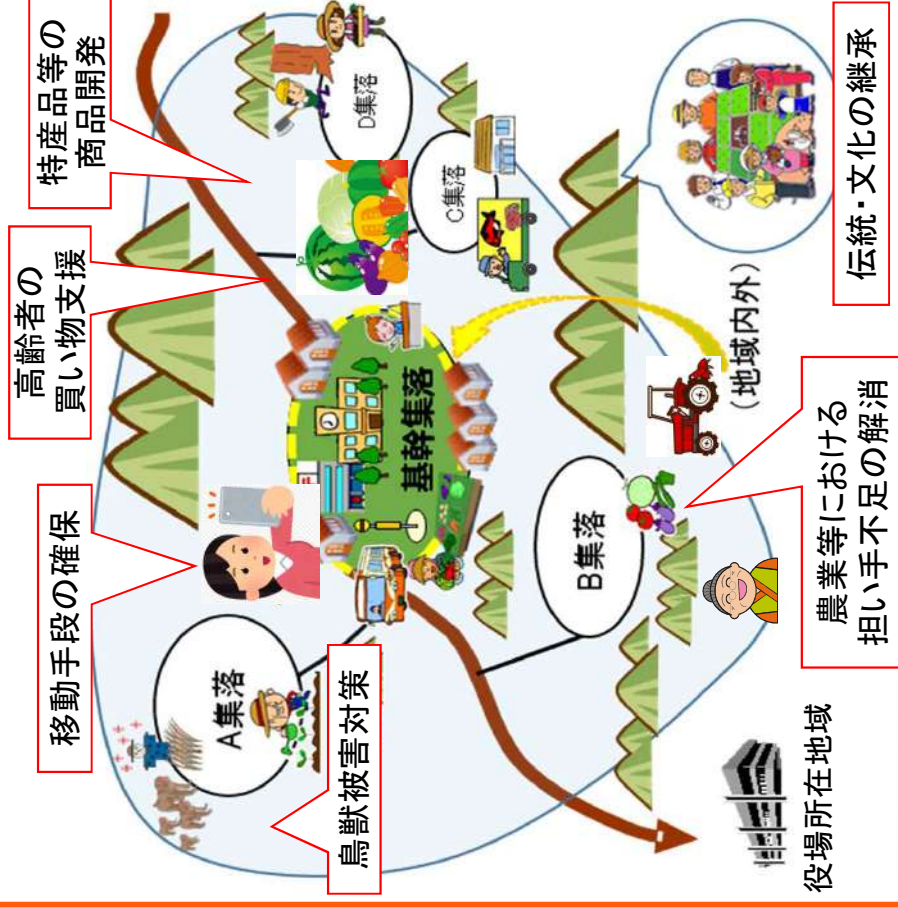
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

過疎地域持続的発展支援事業

R3予算額:2.3億円

○ 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域
- (2)事業主体 ① 過疎市町村
② 都道府県
- (3)交付対象経費の限度額 2,000万円
- (4)交付率 ① 定額
② 1/2又は6/10(※)
※財政力指数0.5未満の都道府県に限る

(5)対象事業

○人材育成事業

(主として都道府県実施を想定。ただし、伝統、文化の継承など地域が特定される場合は、市町村実施も可)

- ・ 地域リーダーの育成
- ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等

※育成すべき人材(地域のリーダー)のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材(横串人材)、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

○ICT等技術活用事業 (過疎市町村のみ)

- ・ 集落等のテレワーク環境整備
- ・ オンラインでの健康相談
- ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・ センサーを使った鳥獣対策 等

人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

ICT等技術活用事業のイメージ



【実施例】

都市等との交流促進に資するオンライン環境整備、リモートでの医療、教育、農業等の支援体制の構築 等

過疎地域集落再編整備事業

R3予算額:0.9億円

○ ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援

施策の概要

(1) 事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

(2) 実施主体

過疎市町村

(3) 交付率

1/2以内

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額
3,877千円×戸数



過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成

定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額
4,000千円×戸数



改修前



改修後

過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修

過疎地域遊休施設再整備事業

R3予算額:0.6億円

- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

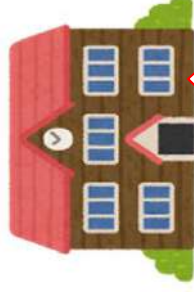
(1)事業主体
過疎市町村

(2)交付対象経費の限度額
60,000千円

(3)交付率
1／3以内

事業のイメージ

過疎地域内の遊休施設



廃校舎



使用されていない旧公民館



使用されていない倉庫等

改修

過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の施設整備



地域運営組織等のコミュニティ拠点施設



食肉、農産物等の加工施設

No.	10		R 3 予算額	1,514 百万円
事業名	携帯電話等エリア整備事業		府省庁名	総務省
概 要	携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的な条件や事業採算上の問題により、サービスを利用することができない地域や5 G等の高度化サービスが利用できない地域がある。このような地域において携帯電話等を利用可能とするとともに、新たな日常を支える5 G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。			
支援対象	地方公共団体、無線通信事業者	補助率	1／3、1／2、2／3、4／5	
対象事業	離島等の地理的に条件不利な地域において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を設置する場合や、無線通信事業者が高度化施設（5 G等の無線設備等）の設置や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国が当該施設の設置費用等の一部を補助する。			
支援内容	ア 事業主体：地方公共団体 ←基地局施設・伝送路施設（設置費用） 無線通信事業者←高度化施設（設置費用）・伝送路施設（運用費用） イ 対象地域：地理的に条件不利な地域（離島、過疎地、辺地、半島など） ウ 補助対象：基地局施設（鉄塔、局舎、無線設備等）・伝送路施設（光ファイバ等）・高度化施設（5 G等の無線設備等）の設置費用 伝送路施設の運用費用（中継回線事業者の設備の10年分の使用料） エ 補 助 率：基地局施設の設置費用 1／2（複数者参画の場合 2／3） 高度化施設の設置費用 1／2（複数者共同整備の場合 2／3） 伝送路施設の運用費用 1／2（世帯数が100未満の場合 2／3） 伝送路施設の設置費用 1／2（財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）の場合 4／5、その他の離島市町村の場合 2／3、普通交付税不交付都道府県の場合 1／3）			
離島での実績	H24 鹿児島県瀬戸内町（基地局設置費用を補助）、長崎県対馬市（基地局設置費用・伝送路運用費用を補助） H29 伊豆島しょ部（神津島-式根島-新島：伝送路施設設置費用を補助） H29 伊豆島しょ部（新島-利島-大島：伝送路施設設置費用を補助） H30 伊豆島しょ部（八丈島、青ヶ島：伝送路施設設置費用を補助） H30 鹿児島県十島村（中之島-諏訪之瀬島-平島：伝送路施設設置費用を補助） R1 鹿児島県十島村（中之島-口之島、宝島-小宝島：伝送路施設設置費用を補助） R1 鹿児島県瀬戸内町（奄美大島～加計呂麻島：伝送路施設設置費用を補助） R1 長崎県対馬市（基地局設置費用を補助） R2 島根県隠岐の島町（高度化施設設置費用を補助）、沖縄県竹富町（高度化施設設置費用を補助） (注) 実施中のものを含む。			
備 考				
担当部署	総務省総合通信基盤局 電波部 移動通信課、電気通信事業部 事業政策課 ブロードバンド整備推進室			
連絡先	TEL 03-5253-5894、03-5253-5866			
参照 HP	http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/index.htm			

携帯電話等エリア整備事業の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

施策の概要

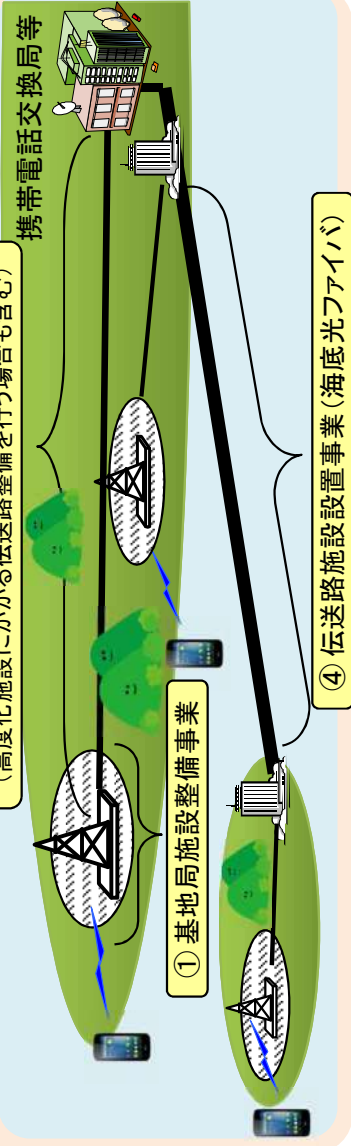
令和3年度予算額 1,514百万円
 (令和2年度予算額 1,511百万円)

	事業名	事業内容	事業主体	補助率												
①	基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	【1者参画の場合】 <table><tr><td>国</td><td>都道府県</td><td>市町村※1</td></tr><tr><td>1/2</td><td>1/5</td><td>3/10</td></tr></table> 【複数者参画の場合】 <table><tr><td>国</td><td>都道府県</td><td>市町村※1</td></tr><tr><td>2/3</td><td>2/15</td><td>1/5</td></tr></table> ※1：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担	国	都道府県	市町村※1	1/2	1/5	3/10	国	都道府県	市町村※1	2/3	2/15	1/5
国	都道府県	市町村※1														
1/2	1/5	3/10														
国	都道府県	市町村※1														
2/3	2/15	1/5														
②	伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者	【100世帯以上300世帯未満の場合】 <table><tr><td>国</td><td>無線通信事業者</td></tr><tr><td>1/2</td><td>1/2</td></tr></table> 【100世帯未満の場合】 <table><tr><td>国</td><td>無線通信事業者</td></tr><tr><td>2/3</td><td>1/3</td></tr></table>	国	無線通信事業者	1/2	1/2	国	無線通信事業者	2/3	1/3				
国	無線通信事業者															
1/2	1/2															
国	無線通信事業者															
2/3	1/3															
③	高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	無線通信事業者	【1者整備の場合】 <table><tr><td>国</td><td>無線通信事業者</td></tr><tr><td>1/2</td><td>1/2</td></tr></table> 【複数者共同整備の場合】 <table><tr><td>国</td><td>無線通信事業者</td></tr><tr><td>2/3</td><td>1/3</td></tr></table> (注) 4Gエリアへの5G基地局の導入については、設置する5G特定基地局によるカバーエリアが300世帯未満の場合に限る	国	無線通信事業者	1/2	1/2	国	無線通信事業者	2/3	1/3				
国	無線通信事業者															
1/2	1/2															
国	無線通信事業者															
2/3	1/3															
④	伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	<table><tr><td>国</td><td>離島市町村</td></tr><tr><td>2/3※2</td><td>1/3</td></tr></table> ※2：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3	国	離島市町村	2/3※2	1/3								
国	離島市町村															
2/3※2	1/3															

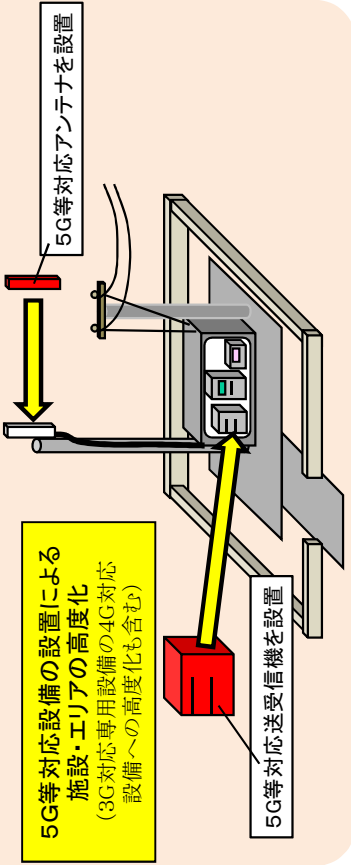
(注) 4Gエリアへの5G基地局の導入については、設置する5G特定基地局によるカバーエリアが300世帯未満の場合に限る

※2:財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3

イメージ図



イメージ図



No.	11		R3 当初予算 R2 補正予算	3,682 百万円 53,185 百万円
事業名	高度無線環境整備推進事業		府省庁名	総務省
概 要	特定周波数への逼迫を回避することにより、電波の有効かつ公平な利用を確保するとともに、5 G や IoT 等による地域活性化や地域の課題解決を支援することを目的とする。			
支援対象	自治体、第3セクター、一般社団法人等、民間事業者	補助率	1／3、1／2、2／3	
対象事業	離島等の条件不利地域において、地方公共団体や電気通信事業者等が、高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバを整備する場合にその事業費の一部を補助する。また、令和3年度より、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。			
支援内容	自治体が整備する場合：1／2 （財政力指数 0.5 以上の場合 1／3、離島地域の場合 2／3） ※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の 1／2 第3セクター・民間事業者が整備する場合：1／3（離島地域の場合 1／2）			
離島での実績	R2 実績（光ファイバ整備費用を交付決定） 宮城県塩竈市（桂島、野々島、寒風沢島、朴島）、山形県酒田市（飛島）、新潟県粟島浦村（粟島）、岡山県岡山市（犬島）、岡山県瀬戸内市（前島）、広島県福山市（走島）、山口県萩市（相島）、山口県上関町（祝島、八島）、香川県高松市（男木島、女木島）、福岡県新宮町（相島）、長崎県長崎市（池島、高島）、長崎県五島市（福江島）、長崎県西海市（松島）、長崎県新上五島町（中通島、頭ヶ島、桐ノ小島、若松島、日島、有福島、漁生浦島）、宮崎県延岡市（島野浦島）、大分県佐伯市（大島、屋形島、深島）、鹿児島県薩摩川内市（上甕島、下甕島）、鹿児島県十島村（口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島）、鹿児島県長島町（獅子島）、鹿児島県屋久島町（屋久島、口永良部島）、鹿児島県瀬戸内町（加計呂麻島、奄美大島）、鹿児島県徳之島町（徳之島）、沖縄県那覇市、宜野湾市、名護市、今帰仁村（沖縄本島）、沖縄県宮古島市（宮古島、来間島）、沖縄県石垣市（石垣島）			
備 考				
担当部署	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室			
連絡先	TEL 03-5253-5866			
参照 HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/			

高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者
 イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）
 ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等
 エ 負担割合：

令和3年度予算額：36.8 億円

（ 令和2年度2次補正予算：501.6億円
 令和2年度1次補正予算：30.3億円
 令和2年度当初予算額：52.7億円 ）

（第3セクター・民間事業者が整備する場合）

【離島】

国 2/3	自治体 1/3
----------	------------

国 1/2	3セク・民間 1/2
----------	---------------

【その他の条件不利地域】

国（※） 1/2	自治体（※） 1/2
-------------	---------------

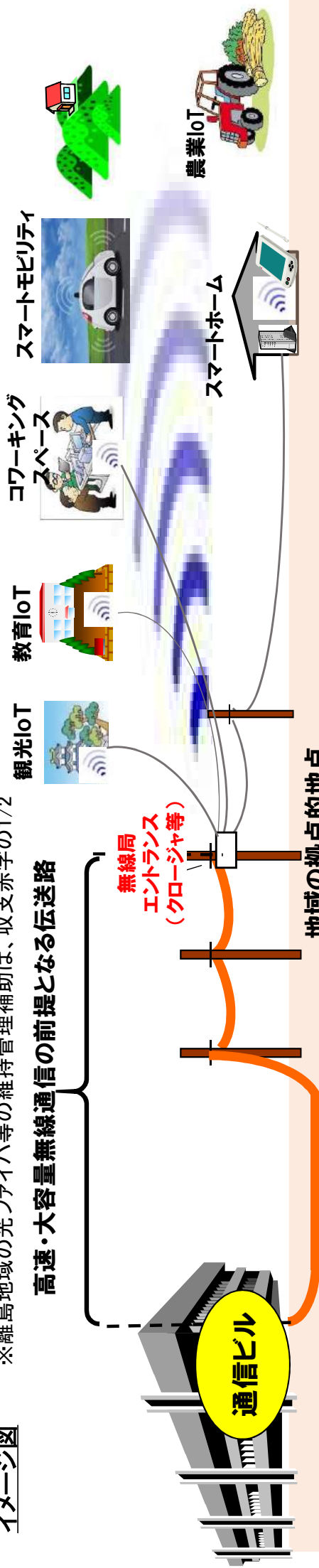
（※）財政力指数0.5以上の自治体
は国庫補助率1/3

国 1/3	3セク・民間 2/3
----------	---------------

イメージ図

※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2

高速・大容量無線通信の前提となる伝送路



※新規整備に加え、R2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
 （公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外）

No.	12		R3 予算額	233 百万円の内数
事業名	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業 （放送ネットワーク整備支援事業）		府省庁名	総務省
概 要	被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に伝達するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。			
支援対象	①市町村、市町村の連携主体 ②第三セクター	補助率	① 1 / 2 ② 1 / 3	
対象事業	放送・通信網の切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から、地域ケーブルテレビネットワークについて、有線網切断が想定される箇所等の２ルート化、一部無線化や、監視制御機能の強化に係る設備等の整備費用の一部を補助する。（離島地域等条件不利地域については、２ルート化と同時に行う、老朽化した既存幹線の更新も補助対象。） ※ 条件不利地域：離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村、過疎地域			
支援内容	○補助率 （1）市町村及び市町村の連携主体： 1 / 2 （2）第三セクター： 1 / 3 （過疎債・辺地債は、（1）の場合、充当可能。（2）の場合も、市町村が補助を行う場合は同様。） ○補助対象経費 センター施設、送受信装置、伝送施設、鉄塔、局舎、無線設備、用地取得費等			
離島での実績	H24 対馬市、五島テレビ、佐渡市 H25 五島市、海士町			
備 考				
担当部署	総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室			
連絡先	TEL 03-5253-5808			
参照 HP	http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_kyoujin.html			

地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

災害時の情報伝達手段を確保する観点から、ケーブルテレビ網について以下の支援を実施

- ① ネットワークの切断が想定される箇所等の **2ルート化**(無線化を含む)や**監視制御機能の強化**等
- ② **条件不利地域**における「**2ルート化と同時に既存幹線の更新**」

○ **令和3年度予算額 2.3億円**※

※地上基幹放送ネットワーク整備事業等と併せた「放送ネットワーク整備支援事業」の予算額

○ **補助対象**

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

○ **補助率**

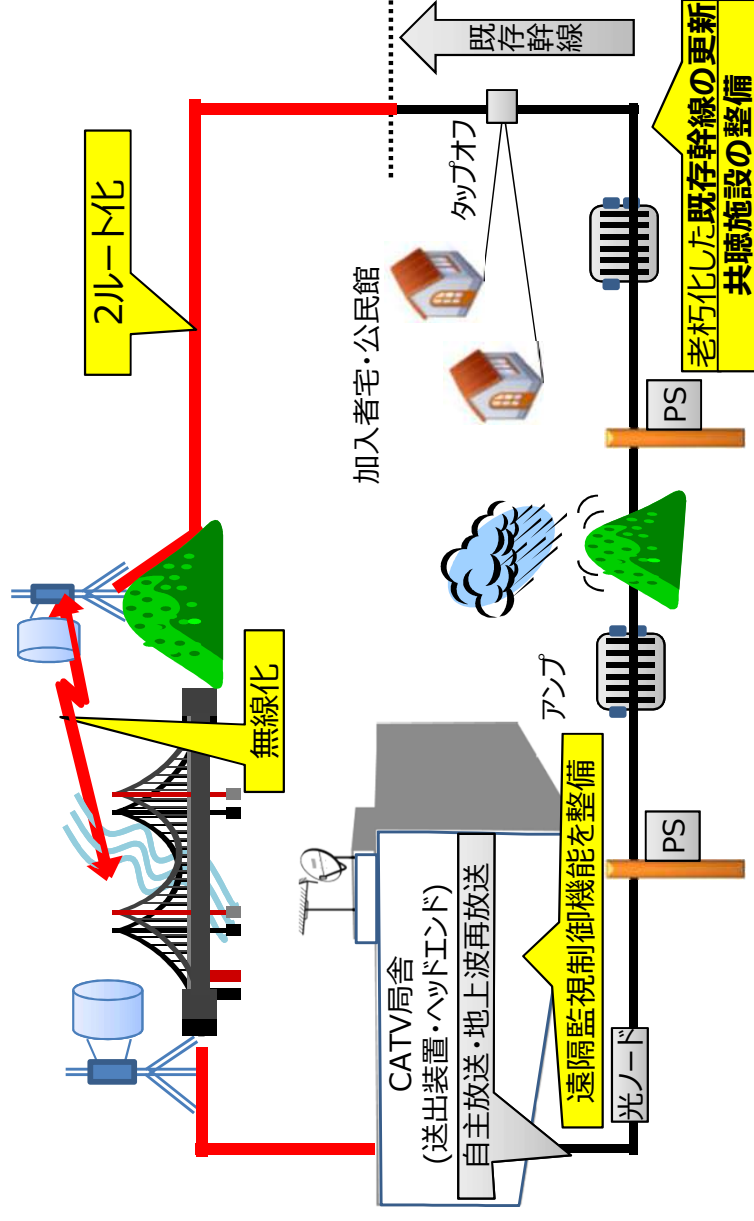
(1)市町村及び市町村の連携主体：1/2

(2)第三セクター：1/3

(過疎債・辺地債は、(1)の場合、充当可能。
(2)の場合も、市町村が補助を行う場合は同様。)

○ **補助対象経費**

センター施設、送受信装置、伝送施設、
鉄塔、局舎、無線設備、用地取得費 等



(条件不利地域に限る)

No.	13		R3 予算額 R2 三次補正予算	1,100 百万円 1,100 百万円
事業名	「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ 光化による耐災害性強化事業		府省庁名	総務省
概 要	激甚化する自然災害等への課題に対処し、ポストコロナにおける「新たな日常」の定着に資するため、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化（ケーブルテレビネットワーク光化）を実施する。			
支援対象	① 市町村、市町村の連携主体 ② 第三セクター	補助率	① 1／2 ② 1／3	
対象事業	災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保等の観点から、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助する。 ※ 条件不利地域：離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村、過疎地域			
支援内容	○補助対象 以下の①～③のいずれも満たす地域の市町村、市町村の連携主体又は第三セクター ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村 ②条件不利地域 ③財政力指数が 0.5 以下の市町村その他特に必要と認める地域 ○補助率 (1) 市町村及び市町村の連携主体： 1／2 (2) 第三セクター： 1／3 (過疎債・辺地債は、(1)の場合、充当可能。(2)の場合も、市町村が補助を行う場合は同様。) ○補助対象経費 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等			
離島での実績	R2 宮古島市			
備 考				
担当部署	総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室			
連絡先	TEL 03-5253-5808			
参照 HP	https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber.html			

「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業

- 「新たな日常」の定着・加速に向けて、新型コロナウイルス対策と災害対策を同時に進めることが必要。
- 災害時には、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止のため、在宅避難・分散避難がこれまで以上に求められる。在宅でも、放送により信頼できる災害情報を確実に得られるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化が必要。
- 災害時において、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部を補助する。

事業イメージ

○ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

○ 補助率

(1)市町村及び市町村の連携主体:1/2

(2)第三セクター:1/3

○ 補助対象地域

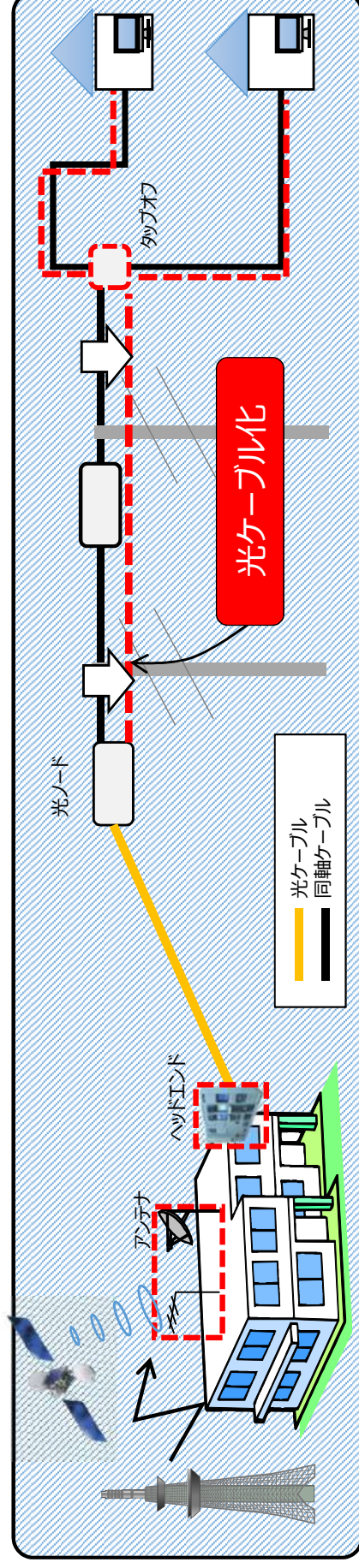
以下の①～③のいずれも満たす地域

- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域
- ③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域

○ 補助対象経費(下図の赤字部分)

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等

令和3年度予算額: 11.0億円



No.	14		R3 予算額	900 百万円
事業名	公衆無線 LAN 環境整備支援事業		府省庁名	総務省
概 要	災害時に、携帯電話等が輻輳のために利用できない場合であっても、必要な情報伝達手段を確保するために、防災拠点等における Wi-Fi 環境の整備を行うことにより、電波の適正な利用の確保に資することを目的とする。			
支援対象	都道府県、市町村、第三セクター	補助率	1 / 2 (財政力指数が 0.4 以下かつ条件不利地域の市町村については 2 / 3)	
対象事業	防災の観点から、防災拠点（避難所・避難場所、官公署）及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点（博物館、文化財、自然公園等）における公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。			
支援内容	財政力指数が 0.8 以下又は条件不利地域（※）の地方公共団体・第三セクターに対して、防災拠点（避難所・避難場所、官公署）や災害対応の強化が望まれる公的な拠点（自然公園、都市公園、文化財、博物館、観光案内所）において Wi-Fi 環境を整備する費用の一部（補助率は 1 / 2（財政力指数が 0.4 以下かつ条件不利地域の市町村については 2 / 3））を補助。 ※ 過疎地域、辺地、 離島 、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯			
離島での実績	【参考】過去の類似事業等の実績（Wi-Fi 環境の整備を実施） <u>平成 25 年度補正 防災情報ステーション等整備事業</u> 北海道礼文町（礼文島）、島根県海士町（中ノ島）、福岡県宗像市（大島） <u>平成 26 年度補正、27 年度当初、28 年度当初 観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業</u> 島根県隠岐の島町（島後）、愛媛県松山市（中島）、長崎県壱岐市（壱岐島）、新上五島町（若松島ほか）、五島市（福江島ほか）の他、天城町（奄美群島）での実績あり <u>平成 29 年度当初 公衆無線 LAN 環境整備支援事業</u> 東京都新島村（新島、式根島）、広島県大崎上島町（大崎上島）、鹿児島県和泊町（沖永良部島）、沖縄県伊江村（伊江島） <u>平成 30 年度当初 公衆無線 LAN 環境整備支援事業</u> 鹿児島県西之表市（種子島） <u>令和元年度当初 公衆無線 LAN 環境整備支援事業</u> 熊本県上天草市（大矢野島）、鹿児島県伊仙町（徳之島） <u>令和 2 年度当初 公衆無線 LAN 環境整備支援事業</u> 東京都利島村（利島）、滋賀県近江八幡市（沖島）、香川県土庄町（小豆島）、福岡県宗像市（大島）、大分県津久見市（保戸島）、鹿児島県大和村（奄美大島）、沖縄県久米島町（久米島）			
備 考	離島振興対策実施地域は財政力指数に関わらず条件不利地域であるため、補助対象となる。（財政力指数が 0.4 以下であれば、補助率は 2 / 3）			
担当部署	総務省情報流通行政局地域通信振興課			
連絡先	TEL 03-5253-5756			
参照 HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/kyouzinkasinsei.html			

公衆無線LAN環境整備支援事業

- 防災の観点から、防災拠点（避難所・避難場所、官公署）及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点（博物館、文化財、自然公園等）における公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。

当初予算額

(億円)

ア 事業主体：財政力指数が0.8以下（3か年の平均値）又は条件不利地域（※）の

普通地方公共団体・第三セクター

※ 過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯

イ 対象拠点：最大収容者数や利用者数が一定以下の

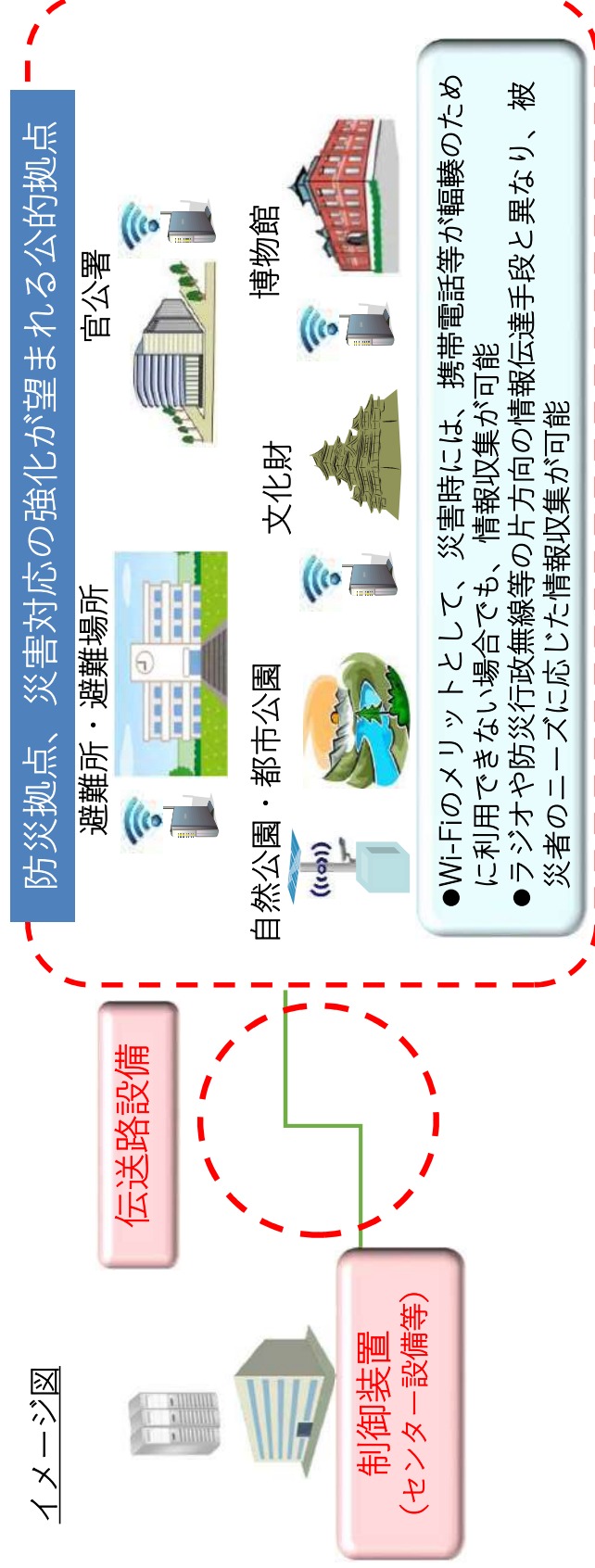
- ① 防災拠点：避難所・避難場所（学校の体育館及びグラウンド、市民センター、公民館等）、官公署
- ② 被災場所と想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点：博物館、文化財、自然公園、都市公園 等

ウ 補助対象：無線アクセス装置、制御装置、伝送路設備等を整備する場合に必要な費用 等

エ 補助率：1／2（財政力指数が0.4以下かつ条件不利地域の市町村については2／3）

R1年度	R2年度	R3年度 予算額
11.8	8.6	9.0

イメージ図



No.	15		R 3 予算額	233 百万円の内数
事業名	災害情報等代替伝送システム整備事業 （放送ネットワーク整備支援事業）		府省庁名	総務省
概 要	第三セクター法人が所有するケーブルテレビネットワークについて、断線等によって停波した場合においても情報伝送の代替手段を確保し、耐災害性の強化を図るため、広帯域の無線システムの整備を行う事業であって、第三セクター法人に対して支援する。			
支援対象	第三セクター	補助率	1 / 3	
対象事業	ケーブルテレビネットワークについて、断線等によって停波した場合においても情報伝送の代替手段を確保し、耐災害性の強化を図る観点から、条件不利地域等に該当する地域における広帯域の無線システムの整備の一部を支援する。			
支援内容	○補助対象 以下の①～③のいずれもいたす地域の第三セクター法人 ① 市町村と防災に関する協定を締結している地域 ② 条件不利地域 ③ 放送法第 1 4 0 条第 1 項の市町村の区域を勘案して定められる区域 ○補助率 第三セクター： 1 / 3 ○補助対象経費 送受信設備、アンテナ設備、設置調整等			
離島での実績				
備 考				
担当部署	総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室			
連絡先	TEL 03-5253-5809			
参照 HP				

災害情報等代替伝送システム整備事業（放送ネットワーク整備支援事業）

第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークについて、断線等によって停波した場合においても情報伝送の代替手段を確保し、耐災害性の強化を図るため、広帯域の無線システムの整備を行う事業であって、第三セクター法人が行うもの。

事業イメージ

【令和3年度予算額：2.3億円】

※地上基幹放送ネットワーク整備事業等と併せた
「放送ネットワーク整備支援事業」の予算額

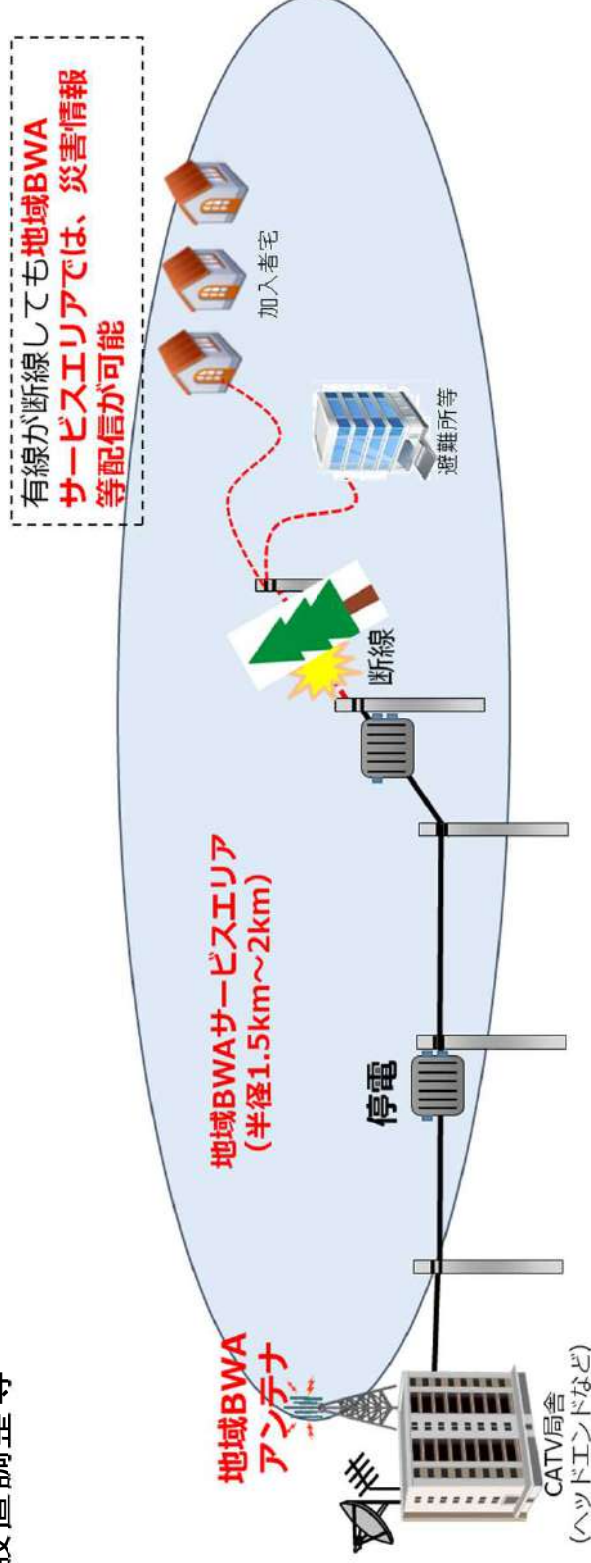
○事業主体
第三セクター法人

○補助率 第三セクター：1／3

○対象地域

- ・送受信設備
- ・アンテナ設備
- ・設置調整等

- ・市町村と防災に関する協定を締結した地域、
- ・条件不利地域
- ・放送法第140条第1項の市町村の区域を勘案して定められる地域



No.	16		R3 予算額	—
事業名	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算		府省庁名	文部科学省
概 要	離島の教育の特殊事情に鑑み、離島の公立高等学校等の教職員定数について、加配措置を行うもの。（全額地方交付税措置）			
支援対象	公立高等学校等のある離島を有する都道府県、市町村	補助率	—	
対象事業	—			
支援内容	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）附則第 11 項に基づき、離島に高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）及び特別支援学校高等部が設置されているときは、離島の教育の特殊事情に鑑み、教職員定数に、政令で定める数を加える。			
離島での実績	令和 2 年度予算：100 人			
備 考				
担当部署	文部科学省初等中等教育局財務課			
連絡先	03-6734-2038			
参照 HP				

加配教職員定数について（高校）

高等学校における加配教職員定数は、少人数指導等の実施、中途退学や日本語指導の対応など、学校が個々に抱える問題解決のために、基本的な教職員定数とは別に特例的に措置しているものであり、学校規模等により算定される基本的な定数とともに地方財政計画人員に計上され、全額地方交付税措置がなされるものである。

令和3年度予算における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数
指導方法改善※ (法9条2項)	外国語のオーラルコミュニケーション、数学のコンピュータ授業などにおける少人数指導	1,066人
通級による指導 (法22条3号)	高等学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）に対応	(+47人) 254人
生徒支援※ (法22条3号)	中途退学や日本語指導など教育指導上特別な配慮が必要な生徒対応	1,191人
養護教諭 (法22条3号)	事件の発生に伴う心のケアなど生徒の心身の健康への対応	84人
職業系類型・コース開設※ (法22条4号)	普通科において職業系の類型・コースを開設し、多様な教育を展開	346人
多様な教科・科目開設※ (法22条4号)	普通科において多数の教科・科目を開設し、多様な教育を展開	737人
研修等定数 (法22条5号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	(▲47人) 2,387人
離島地域 (法附則11項)	離島地域の高校又は特別支援学校高等部における教育の充実への対応	100人
合 計		6,165人

※上記、4つの事項については、各項目10人程度の小規模校向けの優先枠を設ける。

No.	17		R3 予算額	238 百万円
事業名	離島高校生修学支援事業		府省庁名	文部科学省
概 要	高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県及び市町村に対する補助			
支援対象	都道府県、市町村	補助率	1 / 2 以内	
対象事業	高校未設置の離島に住む高校生が、高校進学のために島外に通学及び居住することになることから、通学費や居住費などを対象に修学支援に要する経費の援助を行う都道府県及び市町村に対し、国がこれに要する経費の一部を補助するもの (1) 通学に要する交通費 (2) 居住費			
支援内容	(1) 生徒の自宅から学校所在地まで、常態として(夏期間のみなど季節単位も含む。)交通機関を利用して通学する生徒の旅客運賃等をいう。 (2) 高等学校等へ通学するため、生徒の自宅がある離島を離れ、本土または他の離島の民間アパートや寄宿舍等自宅外に居住している生徒の下宿費、寮費、アパート代等をいう。 なお、冬期間のみ下宿するなど、季節単位で居住費が発生する場合も、その期間は居住費の対象となる。			
離島での実績	R2 青ヶ島、初島など(1 都 17 県で実施)			
備 考	高校未設置離島とは、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法令で指定されている離島のほか、橋梁等により本土との陸上交通が確保されていない離島の中に高等学校等が設置されていない地域をいう。			
担当部署	文部科学省初等中等教育局財務課			
連絡先	03-6734-2027			
参照 HP				

へき地児童生徒援助費等補助金

令和3年度予算額 23.4億円
(前年度予算額 23.5億円)



文部科学省

I 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

II 補助内容

(1) スクールバス等購入費 597百万円(608百万円)

へき地学校、過疎地域等及び学校統廃合に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費等 1,305百万円(1,305百万円)

- 学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助(補助期間:5年間)
- 激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助(補助期間:5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業 238百万円(238百万円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他 204百万円(204百万円)

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費(3～5級地)、保健管理費 等

補助率

1 / 2 (高度へき地修学旅行費で過去3年の財政力指数0.4未満の市町村は2 / 3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1 / 3)

【補助対象一覧】

区分	へき地学校	過疎地域等	学校統合	激甚災害 指定時	高校未設置 離島
スクールバス等購入費	○	○	○		
通学費			○	○	○
寄宿舎居住費	○	○	○		○
下宿等居住費					○
修学旅行費	○				
保健管理費	○				

実施
主体

都道府県・市町村

No.	18		R3 予算額 R2 第3次補正予算	68,837 百万円 130,540 百万円
事業名	公立学校施設整備費		府省庁名	文部科学省
概 要	公立の小中学校等の施設整備については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の規定等により、設置者である地方公共団体が行う施設整備に要する経費について国が一定の割合を負担等している。 離島については、離島振興法の規定等に基づき、国の負担割合の特例を設けるなど離島の振興のための特別措置を講じている。			
支援対象	都道府県、市町村 等	補助率	5. 5 / 1 0	
対象事業	【主な特別措置の概要】 ①小中学校等施設の新增築 （公立の小中学校等の校舎・屋内運動場等の新增築に要する経費の一部を国が負担） ②学校統合に伴う既存施設の改修 （公立の小中学校等の統合に伴い実施する既存の校舎の改修に要する経費に対して国が交付金を交付） ③小中学校等施設の改築 （公立の小中学校等の校舎・屋内運動場・寄宿舎の改築に要する経費に対して国が交付金を交付） ④へき地小中学校等施設の新增築 （へき地の公立の小中学校等の寄宿舎、教職員住宅、集会室の新增築に要する経費に対して国が交付金を交付）			
支援内容	①・②・④ 算定割合： 通常 1 / 2 → 離島振興地域 5. 5 / 1 0 ③ 算定割合： 通常 1 / 3 → 離島振興地域 5. 5 / 1 0			
離島での実績	R2 計 13 島に計約 444,582 千円を交付。（嵩上げ部分の金額を含む全体額）			
備 考				
担当部署	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課			
連絡先	03-6734-2464			
参照 HP	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/main11_a2.htm			

離島振興地域における公立学校施設整備について

1 制度の概要

公立の小中学校等の施設整備については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の規定等により、設置者である地方公共団体が行う施設整備に要する経費について国が一定の割合を負担等している。

離島については、離島振興法の規定等に基づき、国の負担割合の特例を設けるなど離島の振興のための特別措置を講じている。

2 主な特別措置の概要

① 小中学校等施設の新增築

事業概要：公立の小中学校等の校舎・屋内運動場等の新增築に要する経費の一部を国が負担

算定割合：通常1/2 → 離島振興地域 5.5/10

② 学校統合に伴う既存施設の改修

事業概要：公立の小中学校等の統合に伴い実施する既存の校舎の改修に要する経費に対して国が交付金を交付

算定割合：通常1/2 → 離島振興地域 5.5/10

③ 小中学校等施設の改築

事業概要：公立の小中学校等の校舎・屋内運動場・寄宿舎の改築に要する経費に対して国が交付金を交付

算定割合：通常1/3 → 離島振興地域 5.5/10

④ へき地小中学校等施設の新增築

事業概要：へき地の公立の小中学校等の寄宿舎、教職員住宅、集会室の新增築に要する経費に対して国が交付金を交付

算定割合：通常1/2 → 離島振興地域 5.5/10

【参考】

	事業名		対象となる学校種別	嵩上げ
①	新增築		小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小中学部)※ ¹	法7条1項
②	統合改修		小学校、中学校、義務教育学校	予算補助
③	改築	危険改築	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小中学部)※ ¹	法7条1項
		不適格改築	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小中学部)※ ¹	予算補助
④	教員住宅の建築		小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小中学部)※ ¹	法7条7項
⑤	集会室の整備		小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)	法7条7項
⑥	へき地寄宿舎		小学校、中学校、義務教育学校	予算補助

※1 視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行うものに限る。

※2 上記のほか、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小中学部であり、視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行うものに限る。)の公害防止工事についても、通常1/3→離島振興地域5.5/10となっている。

No.	19		R 3 予算額	208 百万円
事業名	地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）		府省庁名	文部科学省
概 要	中山間地域や離島等に立地する小規模校等学校の教育環境改善のため、複数の高等学校の教育課程の共通化・相互互換やICTの最大限の活用により、生徒の進路希望に対応した多様な教科・科目の開設や習熟度別指導を実現するとともに、高等学校が立地する地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制を構築し持続的な地方創生の核としての高等学校の機能強化を図る学校間連携・協働ネットワークの構築に関する調査研究を実施する。			
支援対象	国公立の高等学校・中等教育学校	補助率	委託費（10／10）	
対象事業	①同時双方向型の遠隔授業など ICT も活用した連携・協働 ⇒自校では受けることのできない授業の受講を可能化 ⇒免許外教科担任制度の利用解消 ②地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制の構築 ⇒学校外の教育資源を活用した教育の高度化・多様化 ⇒地域を深く理解しコミュニティを支える人材の育成			
支援内容	遠隔授業の開発・実施等に必要経費（設備備品費、人件費、旅費、謝金等）			
離島での実績	北海道、新潟県、島根県、長崎県から離島に所在する高等学校を対象とする事業申請がされている。			
備 考	令和3年度からの新規事業として実施。委託機関の公表は令和3年3月末を予定			
担当部署	初等中等教育局参事官（高等学校担当）付高等学校改革推進室			
連絡先	03－6734－2022			
参照 HP	-			

地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワークの構築：Collaborative Regional High-school Network

背景・課題

- 中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校においては、地域唯一の高等学校として、大学進学から就職までの多様な進路希望に応じた教育・支援を行うことが必要であるが、教職員数が限定的であり、生徒のニーズに応じた多様な科目開設や習熟度別指導が困難。

→ 複数の高等学校の教育課程の共通化やICT機器の最大限の活用により、中山間地域や離島等の高等学校においても生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を可能とする高等学校教育の実現し、持続的な地方創生の核としての機能強化を図る。

事業内容：中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築

①同時双方向型の遠隔授業などICTも活用した連携・協働

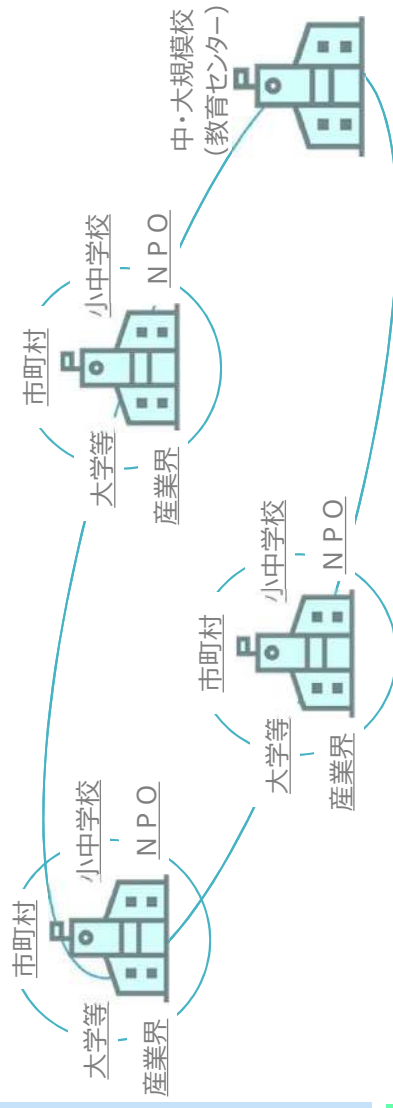
- ⇒ 自校では受けることのできない授業の受講を可能化
- ⇒ 免許外教科担任制度の利用解消
 - ◆ 文部科学省が実施教科や形態に応じた複数の研究テーマを設定し実施

②地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制の構築

- ⇒ 学校外の教育資源を活用した教育の高度化・多様化
- ⇒ 地域を深く理解しコミュニティを支える人材の育成

【事業の検証のための調査研究】

全国展開に向けて、各ネットワークにおける成果・課題を抽出・分析する実証研究を実施



※中・大規模校（教育センター）から複数の高等学校に対する「集中配信方式」の実施も推奨

生徒の多様なニーズに応じた質の高い教育実現する高等学校ネットワークのモデルを構築

対象校種	国公立の高等学校・中等教育学校
箇所数 単価（期間）	13箇所 1,400万円程度/箇所（原則3年）

委託先	学校設置者
委託対象経費	遠隔授業の開発・実施に必要な経費 (人件費、設備備品費、委員旅費、謝金等)

No.	20-1		R3 予算額	5 百万円
事業名	近代和風建築等総合調査		府省庁名	文化庁
概 要	近代和風建築又は近代化遺産（建造物等）の所在地、形態・意匠及び保存状況等に関して、都道府県が行う調査事業に対する補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	当該地方公共団体に所在する近代和風建築又は近代化遺産（建造物等）の歴史的沿革、建築意匠・技法に関する調査事業。原則として2か年継続事業とする。			
支援内容	補助率1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績				
備 考				
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-2		R3 予算額	1 2, 5 6 2 百万円
事業名	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業		府省庁名	文化庁
概 要	重要文化財の管理又は修理、及び公開活用に要する経費についての補助			
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	修理事業、管理事業、公開活用事業（これらの事業施行上必要な調査事業を含む） 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R 元 礼文町 佐渡市 隠岐の島町島後 壱岐市 対馬市 佐世保市黒島 R2 礼文町 佐渡市 壱岐市 対馬市			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課・文化資源活用課			
連絡先	03-6734-4835、03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-3		R3 予算額	1 0 8 百万円
事業名	登録有形文化財建造物修理事業		府省庁名	文化庁
概 要	登録有形文化財建造物の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費、及び公開活用に要する経費についての補助			
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	1 保存修理に係る設計監理事業 次のア～ウに掲げるいずれかに該当する登録有形文化財建造物の保存・活用の模範となるもので、これらの登録有形文化財建造物の保存修理に係る設計監理事業 ア 各地の歴史的景観を活かしたまちづくりに資するもの イ 各地の特色ある伝統的建築文化の技術・意匠などの伝承に資するもの ウ 身近な地域づくりや地域振興に資するもの 2 公開活用事業 詳細な内容については参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 八丈町 竹富町竹富島			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-4		R3 予算額	3 百万円の内数
事業名	民家保存管理施設		府省庁名	文化庁
概 要	重要文化財である民家が現状変更等により居住者の日常生活に著しく支障が生じた場合に、当該民家を管理するために新しく保存管理施設を設置する事業に要する経費についての補助			
支援対象	個人所有者	補助率	1 / 2 （上限あり）	
対象事業	保存管理施設を建築する事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 1 件当たり 2、7 0 0 千円を最高限度額とする。			
離島での実績				
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-5		R3 予算額	4 百万円の内数
事業名	重要文化財建造物等買上		府省庁名	文化庁
概 要	重要文化財である建造物及びその敷地の保存のため特別の事情による買上げに要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	各条件を満たした建造物等を買上げる事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績				
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-6		R3 予算額	2 8 百万円
事業名	地域活性化のための特色ある文化財調査・活用		府省庁名	文化庁
概 要	全国に所在する我が国の歴史・文化の解明に必要な文化財（美術工芸品）（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料等）の平時および震災や津波等の大規模災害による散逸、亡失を防ぎ、保存対策の基本計画策定に資するために実施する保存状況等の調査に要する経費、及び調査成果の情報発信に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	次に掲げる史料の所在確認及び保存状況を調査する事業。 （１）まとまって１か所に伝存し、調査によって当該地域の歴史及び文化を明らかにするもの。 （２）散在しているが、特定の歴史事象等について包括的に調査することによって、その価値が明らかにされるもの。 （３）その他上記事項に準ずるもの。			
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績				
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	03-6734-4835			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-7		R3 予算額	2 7 百万円
事業名	天然記念物緊急調査		府省庁名	文化庁
概 要	学術上価値の高い動物・植物及び地質鉱物の実態を把握し、その保存対策に資するために行う調査に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	(1) 減少原因調査……減少又は衰滅の虞れのある動植物等についてその原因の調査 (2) 分布調査……学術上貴重な動植物等の所在、分布の調査 (3) 生態調査……減少しつつある動物・植物の生態及び生息環境とのかかわり合いについての調査 (4) 保存対策調査……減少原因調査、分布調査、生態調査などをふまえた具体的な保存対策の実施方法等についての調査			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 礼文町 与那国町			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-8		R3 予算額	1 0 0 百万円
事業名	史跡等保存活用計画等策定		府省庁名	文化庁
概 要	史跡、名勝又は天然記念物の保存活用計画を策定する事業に要する経費、及び古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産を周囲の環境を含めて総合的かつ体系的に調査するとともに、それらを活用し機能させるための計画の策定に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体、所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	(1) 史跡等保存活用計画策定事業 (2) 歴史の道総合計画策定事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 対馬市 新上五島町 奄美市 久米島町 石垣市			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-9		R3 予算額	1 0 0 百万円
事業名	天然記念物再生事業		府省庁名	文化庁
概 要	天然記念物の保護及び再生事業に要する経費についての補助			
支援対象	所有者、地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	(1) 給餌 (2) 増殖施設、保護収容施設の整備 (3) 病虫害駆除 (4) 施肥等樹勢回復 (5) 遷移の中断、促進及び正常化 (6) 生息・生育環境の維持・復元のための事業 (7) その他天然記念物の再生に必要と認める事業			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 萩市見島 土庄町 石垣市 R2 萩市見島 土庄町 新上五島町 石垣市			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-10		R3 予算額	200百万円
事業名	天然記念物食害対策		府省庁名	文化庁
概 要	天然記念物に指定された動物による農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために、地方公共団体が行う事業に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体（一部事業については都道府県のみ）	補助率	2／3	
対象事業	(１) 幼樹保護 (２) 防護柵設置 (３) 捕獲 (４) 防護網等設置 (５) 餌場借上 (６) 給餌 (７) 効果測定等調査 (８) その他保護管理のために必要な施設の設置等			
支援内容	補助率2／3。			
離島での実績	R1 小笠原村			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-11		R3 予算額	3, 0 0 2 百万円
事業名	埋蔵文化財緊急調査		府省庁名	文化庁
概 要	土地に埋蔵されている文化財の実態を把握するための調査に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	(1) 発掘調査 (2) 遺跡発掘事前総合調査 (3) 遺跡詳細分布調査 (4) 重要遺跡確認緊急調査 (5) 出土遺物保存処理 詳細は参照 HP にある補助要項を参照。			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、伊江村、伊是名村、宮古島市、石垣市、与那国町			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-12		R3 予算額	1 5 百万円
事業名	名勝地調査		府省庁名	文化庁
概 要	消滅や改変の危機に瀕している未指定・未登録の名勝地の保護のために、必要情報の集約を目的として実施する調査経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	(1) 名勝地を特定するために行う総合調査 (2) 個別の名勝地を対象として行う実測図作成等に係る詳細調査			
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績				
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-13		R3 予算額	2 7 2 百万円
事業名	文化的景観保護推進事業		府省庁名	文化庁
概 要	文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	(1) 調査事業 (2) 保存活用計画策定事業 (3) 整備事業 (4) 普及・啓発事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町、五島市 R2 佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-14		R3 予算額	1, 579 百万円の内数
事業名	伝統的建造物群保存対策		府省庁名	文化庁
概 要	伝統的建造物群の保存状況等の調査及びこれに基づく保存・防災対策の策定並びにそれらの見直しの事業に要する経費についての補助			
支援対象	市町村	補助率	1 / 2 等	
対象事業	(1)伝統的建造物群保存対策調査 ・ 歴史的沿革及び自然的、社会的、経済的概況の調査 ・ 伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境の保存状況に関する調査 ・ 伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境の保存対策の策定 (2)重要伝統的建造物群保存地区防災計画策定 ・ 重要伝統的建造物群保存地区の防災計画策定			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績				
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-15		R3 予算額	1, 5 7 9 百万円の内数
事業名	重要伝統的建造物群保存地区保存事業		府省庁名	文化庁
概 要	重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧に要する経費についての補助			
支援対象	市町村	補助率	1 / 2 等	
対象事業	伝統的建造物群保存地区の保存のため市町村が自ら行う事業または所有者等の行う事業又は所有者等が行う事業に対し市町村がその経費を補助する事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R2 佐渡市宿根木、牟岐町出羽島、呉市富町御手洗、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦、竹富町竹富島			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-16		R3 予算額	1 3 2 百万円
事業名	指定文化財管理		府省庁名	文化庁
概 要	指定文化財の維持管理の万全を期するために、地方公共団体及び国有文化財の管理団体が行う事業に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体、管理団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	(1) 防災設備保守点検等 (2) 差し茅、防蟻防虫、雪降し等小修理 (3) 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備 (4) 燻蒸・殺虫 (5) 文化財保護管理指導 (6) 国有文化財の見廻り看視及び清掃 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	(1) ～ (5) の事業については補助率 1 / 2。(6) の事業については補助率 4 / 5。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 島後（隠岐布施海岸） R2 島後（隠岐布施海岸）			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-17		R3 予算額	3 7 3 百万円
事業名	重要無形文化財伝承事業		府省庁名	文化庁
概 要	重要無形文化財等の保存のための伝承事業に要する経費についての補助			
支援対象	保存団体、地方公共団体等	補助率	定額	
対象事業	(1) 伝承者の養成 (2) 研修発表会 (3) 資料の収集整理 (文化財保護法第 7 1 条の重要無形文化財に限る。) (4) 指定の要件の品質管理 (工芸技術のうち文化財保護法第 7 1 条の重要無形文化財に限る。) (5) 技術研究 (6) 原材料・用具の確保 (7) 関連技術事業 (8) 重要無形文化財人形浄瑠璃文楽の伝承を実施する団体の活動運営経費 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	予算の範囲内において定額。			
離島での実績				
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	03-6734-4835			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-18		R3 予算額	4 7 百万円
事業名	重要無形文化財等公開事業		府省庁名	文化庁
概 要	重要無形文化財等の保存のための公開事業に要する経費についての補助			
支援対象	保存団体、地方公共団体等	補助率	定額	
対象事業	(1) 国家指定芸能特別鑑賞会 (2) 日本伝統工芸展			
支援内容	予算の範囲内において定額。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績				
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	03-6734-4835			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-19		R3 予算額	3 0 百万円
事業名	民俗文化財調査		府省庁名	文化庁
概 要	有形の民俗文化財及びこれに関連する無形の民俗文化財について、その保護に資するための調査に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体等	補助率	1 / 2 等	
対象事業	我が国の民俗文化財のうち、散逸、衰滅、変容のおそれのあるもの、又はかつて広域的に伝承されていたが、急激な社会変化によって特定地域に伝承されているもの等、我が国の文化を理解するうえで特に重要性が認められるものについての調査事業			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R 元 小豆島（小豆島農村歌舞伎調査を実施）、種子島（種子島の盆踊調査を実施） R2 南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、小豆島、種子島			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	03-6734-4835			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-20		R3 予算額	1 3 6 百万円
事業名	重要有形民俗文化財修理・防災事業		府省庁名	文化庁
概 要	重要有形民俗文化財の管理又は修理に要する経費についての補助			
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	(1) 管理事業 (2) 修理事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績				
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	03-6734-4835			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-21		R3 予算額	1 6 9 百万円
事業名	民俗文化財伝承・活用等事業		府省庁名	文化庁
概 要	民俗文化財の伝承・活用等事業のために要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体、所有者、保護団体等	補助率	1 / 2 等	
対象事業	(1) 重要有形・無形及び登録有形民俗文化財伝承基盤整備事業 (2) 無形民俗文化財伝承事業 (3) 無形民俗文化財活用事業 (2) (3) の事業は、地方公共団体が行う事業を原則とする。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績				
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	03-6734-4835			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-22		R3 予算額	3 9 5 百万円
事業名	文化財保存技術保存事業		府省庁名	文化庁
概 要	選定保存技術等の保存のための伝承者の養成等の事業に要する経費についての補助			
支援対象	保持者、保存団体、地方公共団体等	補助率	定額	
対象事業	(1) 伝承者の養成 (2) 研修発表会 (3) 技術、技能の錬磨 (4) 記録の作成及び刊行 (5) 原材料・用具の確保 (6) 関連技術事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	予算の範囲内において定額			
離島での実績				
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	03-6734-4835			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-23		R3 予算額	5 百万円
事業名	ふるさと文化財の森管理業務支援事業		府省庁名	文化庁
概 要	文化財建造物の保存に必要な植物性材料の資材供給林及び研修林において、高品位の資材を確保し継続的に供給するために必要な管理に要する経費についての補助			
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	(1) 下草刈り及び除草 (2) 剪定及び間伐 (3) 山焼き (4) 病虫害及び害獣対策（捕獲、防護網等設置） (5) 荒皮剥き (6) 管理のために必要な設備（標識、説明板、境界標、囲い等）の設置 (7) 管理のために必要な通路の整備 (8) 管理のために必要な資料作成			
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績				
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-24		R3 予算額	5, 6 2 4 百万円
事業名	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業		府省庁名	文化庁
概 要	史跡、名勝又は天然記念物の整備等を行うために必要な経費、登録記念物の整備等の設計管理等を行うために必要な経費、及び古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産の活用整備を図る事業に要する経費についての補助			
支援対象	所有者、管理団体、地方公共団体	補助率	1／2 等	
対象事業	(１) 史跡等総合活用整備 (２) 登録記念物活用整備事業 (３) 歴史の道活用整備事業 (４) 石垣等緊急調査 (５) (１)～(４)の事業実施に伴い必要となる普及・啓発事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1／2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 横須賀市猿島 佐渡市 今治市能島 長崎市高島 長崎市端島 五島市 天草市久米島町 石垣市 北大東村 R2 佐渡市			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	20-25		R3 予算額	5 5 0 百万円
事業名	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業		府省庁名	文化庁
概 要	地域の特色ある埋蔵文化財の総合的な公開活用を推進するために必要な経費についての補助			
支援対象	地方公共団体等	補助率	1 / 2 等	
対象事業	(1) 埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業 (2) 埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 壱岐市 南種子町 伊仙町 和泊町 知名町 宮古島市			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、文化財の保存・伝承等のための各種事業に対して補助を実施。

＜主な施策＞

◆建造物の保存修理等

11,610 百万円（ 11,676百万円）

国宝・重要文化財（建造物）を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災設備の整備、耐震診断等に対する補助を行う。

・ 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 11, 497百万円（ 11, 563百万円） 等

◆美術工芸品の保存修理等

1,065百万円（ 1,062百万円）

国宝・重要文化財（美術工芸品）を次世代に継承するための修理や、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯設備等の整備に対する補助を行う。

◆伝統的建造物群基盤強化

1,579百万円（ 1,567百万円）

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、防災設備等の整備を一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

◆史跡等の保存整備・活用等

9,890百万円（ 10,372百万円）

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実し、保存整備や活用等を推進する。

・ 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 5, 624百万円（ 6, 106百万円） 等

◆無形文化財の伝承・公開等

1,214百万円（ 1,190百万円）

芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図るために必要な支援を行う。



《重要文化財（建造物）
輪王寺大猷院霊廟二天門》



《重要文化財 間重富関係資料》

No.	21		R 3 予算額	1, 1 5 3 百万円
事業名	地域文化財総合活用推進事業 （地域文化遺産・地域計画等、地域無形文化遺産継承基盤整備）		府省庁名	文化庁
概 要	我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産の活用を図ることにより、文化振興とともに地域活性化に資することを目的とする。			
支援対象	地域の文化遺産の所有者もしくは保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会等	補助率	予算の範囲内において定額補助	
対象事業	文化振興とともに地域活性化を推進するため、我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統芸能・伝統行事の公開・後継者養成、古典に親しむ活動など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して補助を行うもの。 （１）地域文化遺産・地域計画等 ①人材育成事業：地域の文化遺産を総合的に紹介するためのボランティア、ヘリテージマネージャー等の人材育成 ②普及啓発事業：地域の文化遺産を普及啓発するための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等） ③情報発信事業：地域の文化遺産に関する総合的な情報を発信するためのホームページ、映像、パンフレット等の制作 （２）地域無形文化遺産継承基盤整備 ①後継者養成事業：地域の文化遺産の継承のための後継者の育成等 ②用具等整備事業：地域の文化遺産の継承のために用いる用具の新調、修理 ③記録作成事業：地域の文化遺産の保存継承等に関する記録作成 （３）その他事業：地域の文化遺産を活用した地域活性化に資すると認められる事業			
支援内容	各地方公共団体が地域の文化遺産を活用した取組が計画的・効果的に実施されるよう、地域活性化に資する特色ある総合的な取組に関して策定する実施計画に基づき、実行委員会等が実施する事業に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内で補助するもの。			
離島での実績	R2 佐渡市（民謡大会の実施）など			
備 考	・ 1 0 月頃に募集開始予定 ・ 実行委員会等が所在する地方公共団体及び都道府県を通じて応募（個別の団体からの直接応募は不可）			
担当部署	文化庁地域文化創生本部			
連絡先	0 7 5－3 3 0－6 7 2 0（内線 1 0 2 9）			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/			

■現状の課題等

- 文化財は、地域の人々に豊かさや感動を与え、地域に活力を与え、国民共有の財産
- 過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの衰退や文化財の担い手不足で、地域の文化財が消失の危機に直面

■文化芸術推進基本計画（第1期）（平成30年3月閣議決定）

有形・無形の文化財について、価値の適切な継承に資するよう、**地域振興等、観光・産業振興等への活用**のための取組を推進
日本の文化財や伝統等は、世界に誇るべきもの。**日本人自身がその価値を十分に認識**した上で維持、継承、発展させることが重要

事業概要

■目的

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した、
伝統行事・伝統芸能の公開やシンポジウムの開催など、特色ある総合的
な取組を支援することで、文化振興及び地域活性化を推進

地方公共団体

地方公共団体が文化財を活用した地域の目指すべき姿を戦略的に計画
当該計画に合致する**補助事業を手段として実施計画を実現し、評価**

補助事業者

文化財の保護団体等で構成される実行委員会

■補助対象事業

地域文化遺産・地域計画等

- ・人材育成(ボランティア等)等の育成)
- ・普及啓発(伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催 等) 等

域内の文化財を総合的に活用

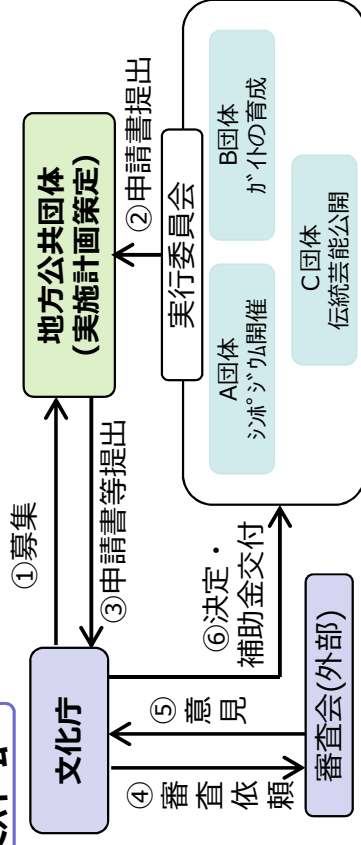


観光客の
増

交流人口
の増

地域に活力・地域
の誇りを醸成

事業システム



活用事例

ワークショップの開催



ヘリテージマナー
の育成



民俗芸能大会の開催



地域文化財総合活用推進事業 (地域無形文化遺産継承基盤整備)

令和3年度予算額
(前年度予算額)

415百万円
208百万円)



地域の伝統文化は人々のつながりや地元への愛着を生み出す役割を果たしており、地域の伝統行事や民俗芸能を支える保存会等を支援することにより、地域の人々の心の絆や地域社会の連携の強化を図るとともに、地域の文化振興・地域活性化を推進する。

現状の課題・必要性

- 過疎化・少子高齢化等を背景に、信仰や習俗等を源とした地域文化遺産の担い手が減少し、伝統行事等の実施や継承が困難
- 継承基盤の体制が脆弱な地域の伝統行事等は取り残されるおそれ

補助事業者

文化財の保存団体等で構成される実行委員会

■補助対象事業

地域の文化遺産の継承のため、基盤を整える取組

用具等整備事業

地域の民俗芸能や伝統行事に用いる獅子頭や衣装等を修理、新調し、後継者養成等を行う事業 等

後継者養成事業

民俗芸能や伝統行事の保存会会員等を対象とした技術練磨等の事業 等

記録作成事業

祭礼行事等の継承に用いるための記録映像を作成し、合わせて情報発信する事業 等



<全国の伝統行事等の状況>

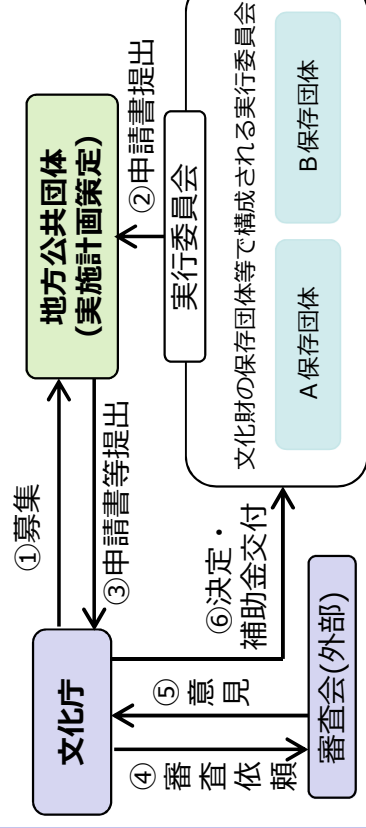
国指定重要無形民俗文化財

【祇園祭、博多祇園山笠行事、青森ねぶた祭など】

イメージ
対象の
シマ

全国の山車行事等
【住吉神社節句祭（兵庫）、神戸山王祭（岐阜）、粉河祭（和歌山）など】

事業入替



No.	22		R 3 予算額	5,507 百万円
事業名	文化芸術による子供育成総合事業		府省庁名	文化庁
概 要	小学校・中学校等において子供たちに一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施する。			
支援対象	① 芸術団体 ② 学校（小学校・中学校等）	補助率	芸術家派遣等	
対象事業	小学校・中学校等において子供たちに一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、以下の事業を実施。 （１）巡回公演事業 一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演及びワークショップを実施。 （２）合同開催事業 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校等について、合同で実演芸術公演を実施。 （３）芸術家の派遣事業 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施。 （４）コミュニケーション能力向上事業 芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップや実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、課題解決に取り組む活動を実施。			
支援内容	（１）（２）は芸術団体へ業務委託 （３）（４）は国が芸術家派遣費等を負担			
離島での実績	R2 巡回公演事業、合同開催事業では、7 都県において子供たちに一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施した。（計 21 件）			
備 考				
担当部署	文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室			
連絡先	03-6734-2835			
参照 HP	http://www.kodomogeijutsu.go.jp/			

文化芸術による子供育成総合事業

令和3年度予算額

5,507百万円

(前年度予算額

5,330百万円)



■ より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への呼びかけなどを行うとともに、将来的には、地方公共団体の自主事業も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。

■ 小・中学校・特別支援学校や教育委員会が学校と同等と認める場合は、フリースクールや院内学級等での実施も行い、様々な環境にいる義務教育期間中の多くの子供たちが質の高い文化芸術に触れる機会の充実に努める。

■ 他教科と比べ、学校内における研鑽の機会が乏しい美術や音楽といった芸術系教科等担当教員等への研修等を通じた学びの機会を確保するとともに、今後の芸術教育の方向性や文化芸術と教育両分野の一体的な学習プログラムの構築等を検討する。

■ 映画を含むメディア芸術分野をはじめ、各実演芸術分野において、さらに芸術教育を推進するため、教育課程に沿った実施プログラムの実証実験等を通し、学校がさらに本事業を活用しやすくなるよう検討する。

1 巡回公演事業

■ 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等において実演芸術公演を実施。

■ 事前に児童・生徒が自ら参加する体験型の活動（ワークショップ）を実施。

□公演種目 15種目 □公演数 1,550公演程度



3 芸術家の派遣事業

■ 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施。

■ 国、教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家個人や小規模グループをコーディネート。
3,150件程度（学校公募型、NPO法人等提案型）



4 コミュニケーション能力向上事業

■ 学校において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施。

■ 芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、課題解決に取り組む活動を実施。

■ 創作や小集団での話し合い等のプロセスを重視。

200件程度（学校公募型、NPO法人等提案型）



2 合同開催事業

■ 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等について、合同で実演芸術公演を実施。

□公演種目：15種目 □公演数：490 公演程度

5 芸術教育における芸術担当教員等研修事業

■ 各地方の芸術系及び教育系大学等の芸術担当講師等を活用し、各都道府県等のブロック別に講師を派遣し、小・中学校・高校等の芸術担当教員への研修及び実演鑑賞を実施するとともに、交流会等の意見交換の場を設ける。

豊かな創造力・想像力を養う

思考力やコミュニケーション能力など
社会人としての素養を身につける

将来の芸術家や観客層を育成し、
優れた文化芸術の創造につなげる

No.	23-1		R3 予算額	32 百万円の内数
事業名	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）		府省庁名	文化庁
概 要	平成21年2月にユネスコが指摘した危機的な状況にある8言語・方言(八丈方言が含まれる)や東日本大震災の被災地方言に関する調査結果，各地の継承のための取組事例等を紹介するとともに，それぞれの言葉による語りの披露や危機言語・方言を使った活動や研究を行っている方の講演等を通して，危機言語・方言の価値や，各地域における危機言語・方言の保存・継承の活動について理解を深めていただき，「地域の宝」である言語・方言の危機的な状況の改善につなげようとするもの。			
支援対象	都道府県	補助率	都道府県に支出委任をして実施	
対象事業	危機的な状況にある言語・方言サミットの開催			
支援内容	都道府県に支出委任			
離島での実績	なし			
備 考	・開催地となる対象地域は危機的な状況にある言語・方言を抱えている地域			
担当部署	文化庁国語課			
連絡先	03-6734-2839			
参照 HP	https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/index.html			

No.	23-2		R3 予算額	32 百万円の内数
事業名	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（危機的な状況にある言語・方言のアーカイブ化を想定した実地調査研究）		府省庁名	文化庁
概 要	平成21年2月にユネスコが指摘した危機的な状況にある8言語・方言(八丈方言が含まれる)のうち、音声資料や映像資料をはじめ、保存・継承に必要な調査研究が十分とは言えない地域の方言について、当該地域の方言の保存・継承に資するため、教材等を作成する上でよりどころとなる基礎データの集積を中心に、アーカイブとして公開することを想定した実地調査及びその分析、方言の保存・継承に資する諸研究や成果報告等を行うもの。			
支援対象	法人格を有する団体	補助率	委託事業として実施	
対象事業	危機的な状況にある言語・方言のアーカイブ化を想定した実地調査研究の実施			
支援内容	委託事業として実施			
離島での実績	平成25及び26年度の危機言語・方言の実態に関する調査研究において、東京都八丈島、青ヶ島での調査を実施			
備 考	・ 調査研究の対象となるのは危機的な状況にある言語・方言を抱える地域 ・ 委託先は法人格を有する団体			
担当部署	文化庁国語課			
連絡先	03-6734-2839			
参照 HP	https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/index.html			

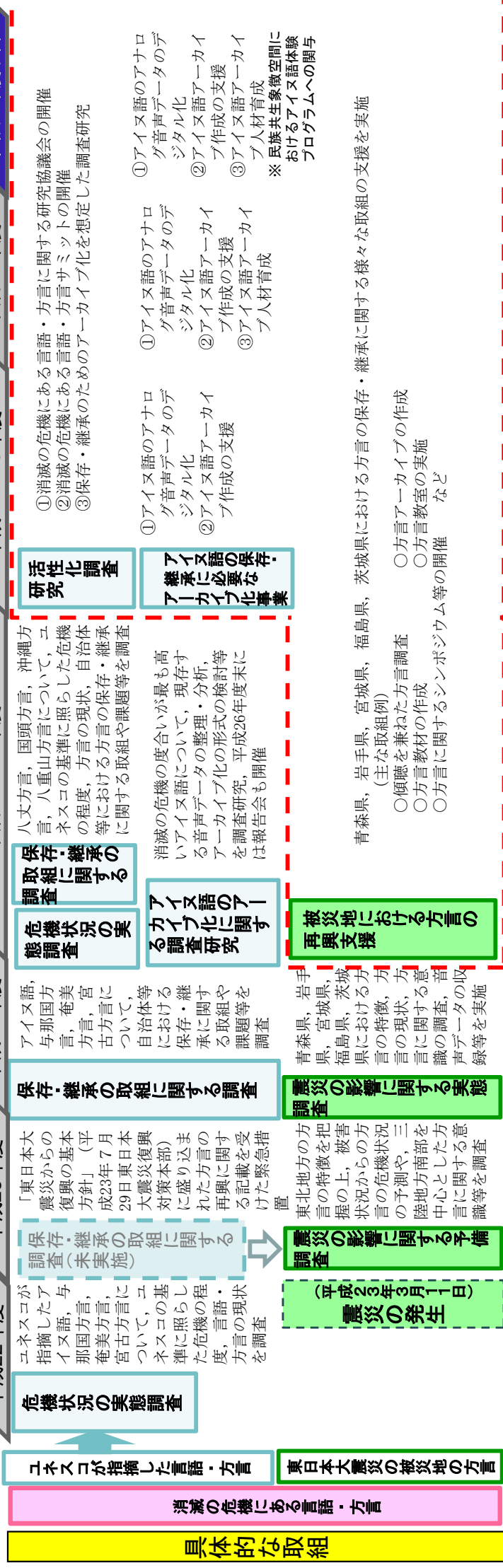
危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業

（前年度予算額）	33百万円
令和3年度予算額	32百万円

ユネスコに指摘された言語・方言や東日本大震災の被災地における方言など、我が国において消滅の危機にある言語・方言の実態を把握するとともに、観光振興や地域振興につながる地域の文化の基盤である言語・方言の保存・継承に向けた地域での取組の実情を把握し、言語・方言が消滅することがなく、保存・継承が円滑に行われるよう必要な措置を講じ、消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。

- ◎「文部科学省組織令」（平成21年政令第251号・平成30年10月1日一部改正）
第99条 国語課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 国語の改善及びその普及に関すること。（中略） 三 アイヌ文化の振興に関すること（アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関することに限る。）
- ◎「Atlas of the World's Languages in Danger」（平成22年2月19日ユネスコ）
消滅の危機にあるとされた8言語・方言（アイヌ語、八丈方言、奄美方言、国頭（くにがみ）方言、沖縄方言、宮古方言、八重山方言、与那国方言）
- ◎「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）
「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。
- ◎「北海道外アイヌ生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について（平成24年6月1日アイヌ政策推進会議政策推進作業部会）
関係機関におけるアイヌ語の調査研究を一層充実・強化させるとともに、アイヌ語の研究を行っている大学等と連携を図りながらその成果の普及啓発を行うこと、また、アイヌ語の教育・研究環境の整備に努めることなどによって、アイヌ語の伝承活動を支援することが必要である。
- ◎「国連社会権規約委員会最終見解」（平成25年5月17日国連社会権規約委員会）
アイヌ語を保全しつづけるためにとられた措置に関する情報を次回の定期報告書に記載するよう要請する。
- ◎「民族共生の象徴となる空間」における文化伝承等の活動について（平成25年9月11日アイヌ政策推進会議）
象徴空間においては、アイヌ語に第一言語、いわば“公用語”としての位置付けを与えること、アイヌ語に関する学習・翻訳拠点として位置付けることが、アイヌ語の取組の方向性として示される。
- ◎アイヌ文化の振興等のための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理に関する基本方針について（平成26年6月13日閣議決定）
- ◎「国連人種差別撤廃委員会 日本 の第10回・第11回定期報告に関する総括所見」（平成30年8月）
アイヌの人々の…文化及び言語に対する権利の実現に向けた取組の強化を継続すること
- ◎「文化芸術推進基本計画」（第1期）（平成30年3月6日閣議決定）
第4 今後5年に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策 2 戦略2 関連
●ユネスコの公表した国内における消滅の危機にある言語・方言や東日本大震災被災地域の方言について、その実態を把握するとともに、言語・方言の保存・継承のための調査研究と情報収集を行い、その成果の普及等を通じて、消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。【戦略2、4、5】
「アイヌの人々の誇りを尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号）及び本法律に基づく「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」（令和元年9月6日閣議決定）

2



No.	24		R3 予算額	2, 6 3 2 百万円
事業名	重要文化財等防災施設整備事業		府省庁名	文化庁
概 要	文化財所有者等に対して必要な防火対策、耐震対策等に係る施設整備についての補助			
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	（１）防災施設 ア 消火施設、避雷施設、警報施設、防犯・防犯施設の設置工事 イ 火除地設定、消防道路設置、防災倉庫等設置、保護柵設置、覆屋設置、防火壁、擁壁、排水施設の設置工事 ウ 耐震対策工事 （２）保存活用施設（重要文化財（美術工芸品）及び重要有形民俗文化財に限る。） ア 耐火構造である保存施設又は保存活用施設の設置工事 イ アに伴い、一体的に整備される展示設備、解説用設備の設置工事等 ウ アに伴い、一体的に整備される温湿度調整設備工事、擁壁、排水施設工事等 詳細な内容については参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	令和 2 年度 長崎県五島市 奈留島 江上天主堂（防災整備） 長崎県佐世保市 黒島 黒島天主堂（耐震工事） 島根県隠岐の島町 隠岐の島 水若酢神社本殿（防災整備）			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

※令和2年度3次補正予算額 4,588百万円 + 令和3年度予算額 = 7,220百万円

【事業概要】世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画を踏まえ、文化財の保全と見学者の安全を確保する観点から、必要な**防火対策、耐震対策に係る施設整備**について補助を実施。（補助率：最大85％）

【対象文化財】

- ・重要文化財（建造物）
- ・重要文化財（美術工芸品）
- ・重要有形民俗文化財
- ・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観
- ・重要伝統的建造物群保存地区

※特に世界遺産・国宝の建造物や、重要文化財を保管する博物館等の防火対策については早急な対応を図る必要があるため、補正予算も活用するとともに、所有者負担の軽減策を重点的に図る。

【耐震対策】

- ・地震大国日本では、**文化財価値の保護と利用者の安全確保**のため耐震対策は必須

◆免震工事



《免震装置の設置》

大規模な近代建造物の場合、耐震補強工事ではなく免震工事を採用することがある。

災害から文化財を護る【防火施設・防災施設】

- ・我が国の文化財の多くは木造であるため**防火対策**は必須
- ・個別の**文化財特性**に応じた防火対策を実施
- ・老朽化した防火施設、毀損した防火施設の更新、再整備が必要
- ・その他盗難等から文化財を護るための防犯施設整備、耐火構造の保存活用施設整備を実施

早期発見

- ・**自動火災報知施設**を設置し迅速に初期消火へ



（炎感知器）



（R型受信機）

初期消火

- ・初期消火、火災の拡大を防ぐための**消火栓施設**等



（易操作性1号消火栓）

延焼防止

- ・近隣火災から護るための**ドレンチャー、放水銃**等



（ドレンチャー設備）



（更新後）



（更新前）



《老朽化した放水銃の更新》

《耐久性、耐震性の高いポリエチレン管への更新》

No.	25		R3 予算額	1,749 百万円					
事業名	地域雇用開発助成金		府省庁名	厚生労働省					
概 要	雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度。								
支援対象	雇用保険の適用事業所の事業主	補助率	事業所の設置・整備費用と増加した対象労働者の数等に応じて一定額を支給						
対象事業	雇用情勢が厳しい地域等（※）で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に対して助成する。（対象地域は、下記 URL を参照。） ※ 特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島の事業所では、雇用情勢にかかわらず、本助成金の活用が可能。								
支援内容	○上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成（１年ごとに３回支給）。								
		対象労働者の増加人数							
		３ [２ (創業)] ～４ 人		５～９ 人		１０～１９ 人		２０ 人～	
	設置・整備費用	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
	300 万円以上	48 万円	60 万円	76 万円	96 万円	143 万円	180 万円	285 万円	360 万円
	1,000 万円未満	(100 万円)		(160 万円)		(300 万円)		(600 万円)	
	1,000 万円以上	57 万円	72 万円	95 万円	120 万円	190 万円	240 万円	380 万円	480 万円
	3,000 万円未満	(120 万円)		(200 万円)		(400 万円)		(800 万円)	
	3,000 万円以上	86 万円	108 万円	143 万円	180 万円	285 万円	360 万円	570 万円	720 万円
	5,000 万円未満	(180 万円)		(300 万円)		(600 万円)		(1,200 万円)	
5,000 万円以上	114 万円	144 万円	190 万円	240 万円	380 万円	480 万円	760 万円	960 万円	
	(240 万円)		(400 万円)		(800 万円)		(1,600 万円)		
	※１ 生産性要件を満たさない場合は「基本」、満たす場合は「優遇」の額を支給（生産性の向上の判定方法については、下記 URL を参照。） ※２ 中小企業事業主は、初回支給時、助成額の 1／2 の額を上乗せして支給 ※３ 創業の場合は、初回支給時に（ ）内の額を、２回目以降は生産性要件を満たすか否かに応じた額（※１）を支給 ※４ 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者 1 人当たり 50 万円を上乗せして支給。 ※５ 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給 ※６ 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合は、対象労働者の増加人数に応じて、最高 2.4 億円を支給。								
離島での実績	R2：中通島（480 千円を支給。以下、支給額のみ記載。）、屋久島（1,480 千円）、種子島（720 千円）								
備 考									
担当部署	厚生労働省職業安定局地域雇用対策課								
連絡先	03-3593-2580								
参照 HP	（地域雇用開発助成金について） https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html （生産性要件について） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html								

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

地域雇用開発促進法に基づき、地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められる地域（同意雇用開発促進地域）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、対象労働者の増加数及び設置・整備費用等に応じて一定額を助成（１年ごとに３回の助成）

対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	○ 同意雇用開発促進地域（下記全ての要件を満たし、かつ厚生労働大臣が同意をした地域） （１）「最近３年間の有効求職者数／労働力人口」が全国平均以上 （２）「最近３年間の有効求人倍率」又は「最近１年間の有効求人倍率」が全国平均の2／3以下 ただし、全国平均の2／3が1以上の場合は1、0、67未満の場合は0、67以下 ○ 最近１年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域
特定有人国境離島地域等メニュー	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

助成内容

対象労働者の増加数と設置・設備費用に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数					
	3[2(創業)]～4人		5～9人		10～19人	
	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
300万円以上 1,000万円未満	48万円 (100万円)	60万円	76万円 (160万円)	96万円	143万円 (300万円)	180万円 (600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	57万円 (120万円)	72万円	95万円 (200万円)	120万円	190万円 (400万円)	240万円 (800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	86万円 (180万円)	108万円	143万円 (300万円)	180万円	285万円 (600万円)	360万円 (1,200万円)
5,000万円以上	114万円 (240万円)	144万円	190万円 (400万円)	240万円	380万円 (800万円)	760万円 (1,600万円)

※1 生産性要件を満たさない場合は「基本」、満たす場合は「優遇」の額を支給

※2 中小企業事業主は、初回支給時、助成額の1/2の額を上乗せして支給

※3 創業の場合は、初回支給時に()内の額を、2回目以降は生産性要件を満たすか否かに応じた額(※1)を支給

※4 「地域活性化雇用創出プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せして支給

※5 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給

※6 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加人数に応じて、最高2.4億円を支給

No.	26		R3 予算額	1,418 百万円
事業名	地域雇用活性化推進事業		府省庁名	厚生労働省
概 要	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組について、コンテスト方式により選抜・委託した上で実施する。			
支援対象	地域の関係者（市町村、経済団体等）から構成される協議会	補助率	1 / 1 （委託事業）	
対象事業	地域の特性を生かした重点分野を設定のうえ、以下の雇用対策事業を実施する。 （１）事業所の魅力向上、事業拡大の取組 魅力的な雇用の確保を図る講習会等の実施 （２）人材育成の取組 地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者の能力開発や人材育成を図る講習会等の実施 （３）就職促進の取組 上記（１）（２）を利用した事業主・求職者や UIJ ターン就職希望者等を対象とした面接会等によるマッチング支援の実施			
支援内容	1 地域あたり各年度 4,000 万円（複数の市町村で実施する場合は 1 地域あたり 2,000 万円を加算（加算上限 1 億円））を上限として、委託費を支出。同一地域における事業期間は 3 年度以内。			
離島での実績	気仙沼市、酒田市、宇和島市、延岡市、薩摩川内市【R1～】 天草地域（天草市、上天草市、苓北町）、奄美大島（奄美市、大和村、字検村、瀬戸内町、龍郷町）【R2～】			
備 考	（令和 3 年度のスケジュール予定） ・ 4 月上旬～6 月上旬 企画書募集 ・ 7 月中旬～8 月中旬 外部の有識者を含む委員会での企画書の審査 ・ 8 月下旬 選定結果の通知 ・ 10 月～ 委託契約の締結、事業開始			
担当部署	厚生労働省職業安定局地域雇用対策課			
連絡先	03-3593-2580			
参照 HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03839.html			

地域雇用活性化推進事業

《目的》

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担当人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する

【提案可能地域】

I. 雇用機会不足地域（次の①、②いずれかに該当する地域）

- ① 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が全国平均（1）を超える場合には1.00。0.67未満である場合には0.67以下であること
- ② 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

II. 過疎等地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日法律第15号）による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域

【事業規模（委託費上限）】

各年度4千万円

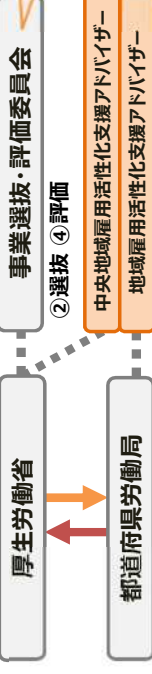
複数の市町村で連携して実施する場合、1地域当たり2千万円／年を加算（加算上限1億円／年）

【実施期間】

3年度以内

《事業スキーム》

- ・地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定
- ・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により生じるニーズに対応した事業構想も策定可



地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」や「地域の産業及び経済の活性化等が期待できるもの」をコンテスト方式で選抜

事業所向け

A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組

魅力ある雇用の確保を図る講習会等の実施

- 例：
- 新分野進出、販路拡大、生産性向上に必要な技術、ノウハウを学ぶ講習会
 - テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）やリモート会議の導入、新しい生活様式に対応した雇用管理改善、地域開発の必要性・手法等を学ぶ講習会
 - 意欲ある企業が行う新分野進出等の取組への伴走型支援 等

魅力ある雇用の確保・拡大

求職者向け

B 人材育成の取組

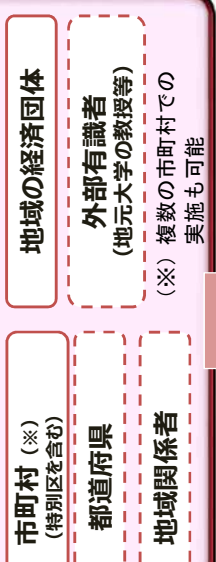
地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者の能力開発や人材育成を図る講習会等の実施

- 例：
- 地域農産物の知識・取扱い・加工等や職業スキル（IT、接客等）を学ぶ講習会
 - 管理職や事業所の中核を担う人材を育成するための専門的な知識・技能を学ぶ講習会
 - 地域企業における職場体験講習（オンライン型を含む） 等

スキルアップ人材の確保

地域雇用創造協議会

（実線（上の2つ）は必須）



C 就職促進の取組

A、Bを利用した事業主・求職者やU/Iターン就職希望者を対象にハローワークと連携した

- 集合型又はオンライン型による合同企業説明会・就職面接会
- SNSによる情報発信（講習会、地域情報） 等

面接会等によるマッチング

No.	27		R3 予算額	50,210 百万円
事業名	多様な民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の確保		府省庁名	厚生労働省
概 要	求職中の方を対象として、就職に必要な技能及び知識の習得を図るため、民間教育訓練機関等を活用して公共職業訓練（離職者に対する委託訓練）及び求職者支援訓練を実施。			
支援対象	都道府県、民間団体	補助率		
対象事業	（１）公共職業訓練（離職者に対する委託訓練） 主に雇用保険受給者を対象として、職業訓練を実施し再就職を支援。 （２）求職者支援訓練 主に雇用保険を受給できない方（特定求職者）を対象として、職業訓練を実施し再就職を支援。			
支援内容	（１）は都道府県と民間教育訓練機関等における委託契約に基づき、訓練実績に応じて民間教育訓練機関等に対し委託費を支払う。 （２）はあらかじめ認定を受けた職業訓練（認定に関する事務は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施）について、訓練実績に応じて民間教育訓練機関等に対し奨励金を支払う。			
離島での実績	R1 佐渡島、福江島、対馬 など			
備 考				
担当部署	厚生労働省人材開発統括官訓練企画室			
連絡先	TEL 03-3595-3356			
参照 HP	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/rishokusha.html			

公共職業訓練（離職者訓練）

- (1) 対象：ハローワークの求職者 主に雇用保険受給者
(2) 訓練期間：概ね3月～2年
(3) 実施機関
- 委託先：民間教育訓練機関等（都道府県からの委託）
事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる訓練を実施

求職者支援訓練

- (1) 対象：ハローワークの求職者 主に雇用保険を受給できない方
(2) 訓練期間：2～6か月
(3) 実施機関
- 民間教育訓練機関等（訓練コースごとに厚生労働大臣が認定）
主な訓練コース
- ・ 介護系（介護福祉サービス科等）
 - ・ 情報系（ソフトウェアプログラマー養成科等）
 - ・ 医療事務系（医療・調剤事務科等）等

No.	28		R 3 予算額	16,836 百万円 ※他府省計上分含む
事業名	水道施設整備費補助金		府省庁名	厚生労働省
概 要	地方公共団体が実施する水道施設の整備に要する経費の一部を補助する。			
支援対象	地方公共団体	補助率	1/4、1/3、4/10、1/2 離島地域の簡易水道等の整備については、 補助率 1/2	
対象事業	地方公共団体が実施する水道施設の整備に要する経費の一部を補助 ○簡易水道等施設整備費補助 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業 ○水道水源開発等施設整備費補助 ダム等の水道水源施設整備事業 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業			
支援内容	離島地域で行う簡易水道等施設整備費補助については、補助率の優遇措置（補助率 1/2）を設けている。 ※通常は補助率 1/4、1/3、4/10			
離島での実績	R 2 実績 三重県鳥羽市（神島）、島根県海士町、佐賀県唐津市、長崎県対馬市 など			
備 考	離島地域の簡易水道の整備に要する経費については、国土交通省にて予算計上			
担当部署	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課			
連絡先	03-3595-2368			
参照 HP	水道施設整備に係る交付要綱等 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/01c.html			

水道施設整備費補助金(公共)

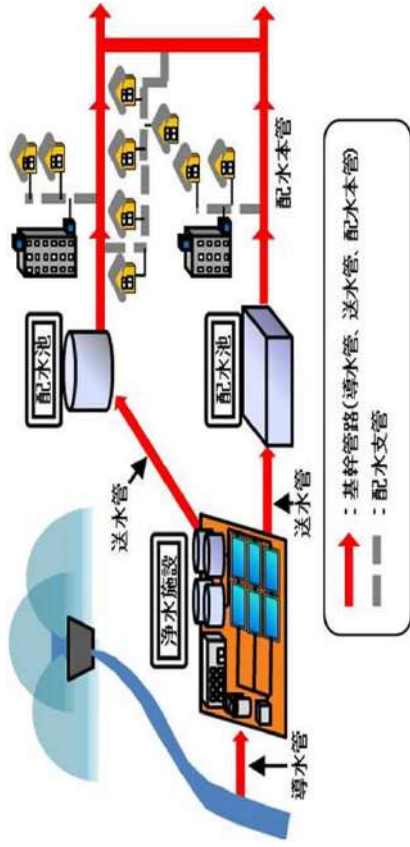
令和3年度予算案:168億円(令和2年度当初予算:168億円)

【概要】

水道事業又は水道用水供給事業を営営する地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

【事業メニュー】

- 簡易水道等施設整備費補助
 - ・ 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助
 - ・ ダム等の水道水源施設整備事業
 - ・ 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
 - ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた非常用自家発電設備等の整備事業



生活基盤施設耐震化等交付金(非公共)

令和3年度予算案:227億円(令和2年度当初予算:227億円)

【概要】

地方公共団体が整備を行う水道施設の耐震化等を推進するため、都道府県にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金制度を平成27年度に創設。
都道府県が取りまとめた水道施設の耐震化等に関する事業計画(生活基盤耐震化等事業計画)に基づく施設整備に対して支援を行う。

【主な事業メニュー】

- 水道施設等耐震化事業
 - ・ 水道施設の耐震化に資する施設整備(5か年加速化対策を踏まえた耐震化事業を含む。)
- 水道事業運営基盤強化推進等事業
 - ・ 水道事業の広域化に資する施設整備等

＜参考＞水道施設整備に対する財政支援の考え方＞

水道施設の整備については、地形や水源からの距離などの自然条件により施設整備費が割高となる等、経営条件が厳しい水道事業者が行う施設整備事業に対して、その整備に要する費用の一部に対して財政支援を行っている。

No.	29		R 3 予算額	22,704 百万円
事業名	生活基盤施設耐震化等交付金		府省庁名	厚生労働省
概 要	水道施設等の耐震化等に要する経費の一部を交付する。			
支援対象	都道府県	補助率	1/4、1/3、4/10、1/2 離島地域の簡易水道等の整備については、 交付率 1/2	
対象事業	○水道事業運営基盤強化推進等事業 水道事業の広域化に資する施設整備等 ○水道施設等耐震化事業 水道施設の耐震化に資する施設整備 ○官民連携等基盤強化推進事業 水道事業における官民連携（公共施設等運営権制度）の導入に向けた調査、計画作成等事業 コンセッション事業の推進に資する施設整備			
支援内容	離島地域で行う簡易水道等の整備については、交付率の優遇措置（交付率 1/2）を設けている。 ※通常は交付率 1/4、1/3、4/10			
離島での実績	生活基盤施設耐震化等事業計画に基づき、各都道府県が離島地域を含む地方公共団体が行う水道施設の耐震化等に要する経費を配分している。			
備 考				
担当部署	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課			
連絡先	03-3595-2368			
参照 HP	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱一覧について http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/01g.html			

水道施設整備費補助金(公共)

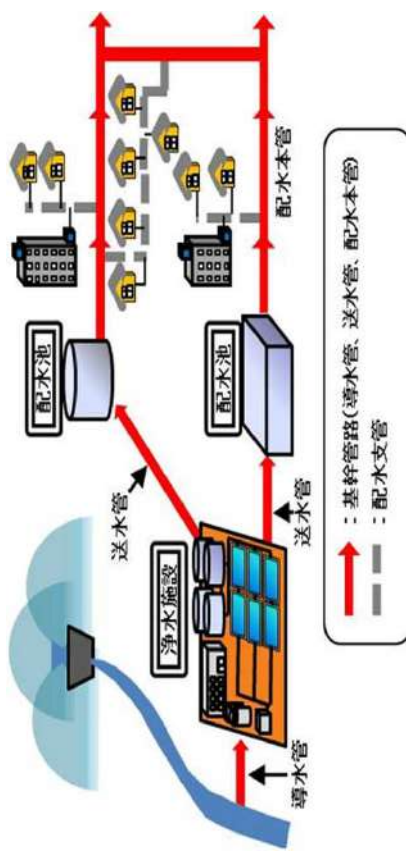
令和3年度予算案:168億円(令和2年度当初予算:168億円)

【概要】

水道事業又は水道用水供給事業を営営する地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

【事業メニュー】

- 簡易水道等施設整備費補助
 - ・ 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助
 - ・ ダム等の水道水源施設整備事業
 - ・ 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
 - ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた非常用自家発電設備等の整備事業



生活基盤施設耐震化等交付金(非公共)

令和3年度予算案:227億円(令和2年度当初予算:227億円)

【概要】

地方公共団体が整備を行う水道施設の耐震化等を推進するため、都道府県にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金制度を平成27年度に創設。
都道府県が取りまとめた水道施設の耐震化等に関する事業計画(生活基盤耐震化等事業計画)に基づく施設整備に対して支援を行う。

【主な事業メニュー】

- 水道施設等耐震化事業
 - ・ 水道施設の耐震化に資する施設整備(5か年加速化対策を踏まえた耐震化事業を含む。)
- 水道事業運営基盤強化推進等事業
 - ・ 水道事業の広域化に資する施設整備等

<参考> 水道施設整備に対する財政支援の考え方>

水道施設の整備については、地形や水源からの距離などの自然条件により施設整備費が割高となる等、経営条件が厳しい水道事業者が行う施設整備事業に対して、その整備に要する費用の一部に対して財政支援を行っている。

No.	30		R 3 予算額	13,894 百万円の内数
事業名	へき地保健医療対策		府省庁名	厚生労働省
概 要	へき地における医療提供体制の確保に必要な経費を補助する。			
支援対象	へき地診療所、へき地医療拠点病院等	補助率	1 / 2 等	
対象事業	【運営事業】 (1) へき地の住民に医療を提供する「へき地診療所」や、へき地診療所を支援する「へき地医療拠点病院」の運営に必要な経費を補助する。 (2) へき地の住民に対し巡回診療を実施する「へき地巡回診療車（船・航空機）」の運行に必要な経費を補助する。 (3) へき地の住民を近隣の医療機関まで輸送する「へき地患者輸送車（艇・航空機）」の運行に必要な経費を補助する。 など 【設備整備事業】 (4) 「へき地診療所」や「へき地医療拠点病院」の医療機器整備に必要な経費を補助する。 (5) 「へき地巡回診療車（船）」の整備に必要な経費を補助する。 (6) 「へき地患者輸送車（艇）」の整備に必要な経費を補助する。 など 【施設整備事業】 (7) 「へき地診療所」や「へき地医療拠点病院」の施設整備に必要な経費を補助する。 など			
支援内容	(1) 補助率：1 / 2、2 / 3、3 / 4 (2) 補助率：1 / 2 (3) 補助率：1 / 2 (4) 補助率：1 / 2、3 / 4 (5) 補助率：1 / 2 (6) 補助率：1 / 2 (7) 補助率：1 / 2			
離島での実績	【令和元年度実績】 ○運営事業 佐渡島、小豆島、種子島等（116施設） ○設備整備事業 佐渡島、島後、中通島等（55施設） ○施設整備事業 平郡島、平島（2施設）			
備 考				
担当部署	厚生労働省医政局地域医療計画課救急周産期医療等対策室			
連絡先	TEL 03-3595-2185			
参照 HP				

へき地保健医療対策関係予算について

へき地保健医療対策予算の概要

I 予算額	【令和2年度予算額】 75.1億円 → 77.6億円	【令和3年度予算額】
-------	-------------------------------	------------

II 内容

(1) へき地医療支援機構の運営 259百万円
都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。

(2) へき地医療拠点病院等の運営 6,616百万円
へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。

- ア へき地医療拠点病院運営費
- イ へき地保健指導所運営費
- ウ へき地診療所運営費(国保直診分(保険局計上分)含む)
- エ へき地診療所医師派遣強化事業

(3) へき地巡回診療の実施 343百万円
無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。

- ア へき地巡回診療車(船)(医科・歯科)
- イ 巡回診療航空機(医科)
- ウ 離島歯科診療班

(4) 産科医療機関の運営 312百万円
分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。

(5) へき地患者輸送車(艇・航空機)運行支援事業 229百万円
無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。

- ア 患者輸送車・艇
- イ メディカルジェット(患者輸送航空機)

など

医療施設等施設整備費補助金の概要

I 予算額	【令和2年度予算額】 24.7億円の内数 → 33.7億円の内数	【令和3年度予算額】
-------	-------------------------------------	------------

II 要 旨
へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。

III 補助対象	補助対象事業《メニュー区分》(事業実施主体)
	へき地医療拠点病院 (公立・公的・民間・独法)
	へき地診療所 (公立・公的・民間・独法)
	へき地患者輸送車(艇) (公立・公的・民間・独法)
	へき地巡回診療車(船) (公立・公的・民間・独法)
	へき地・離島診療支援システム (公立・公的・民間・独法) など

医療施設等施設整備費補助金の概要

I 予算額	【令和2年度予算額】 27.6億円の内数 → 27.6億円の内数	【令和3年度予算額】
-------	-------------------------------------	------------

II 要 旨
へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。

III 補助対象	補助対象事業《メニュー区分》(事業実施主体)
	へき地医療拠点病院 (公立・公的・民間・独法)
	へき地診療所 (公立・公的・民間・独法) など

No.	31		R 3 予算額	—
事業名	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援		府省庁名	厚生労働省
概 要	離島に住む妊婦の妊婦健康健診の受診及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費の一部を特別交付税により措置する。			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	—	
対象事業	離島地域のうち分娩医療機関のない地域における妊婦について、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費の一部			
支援内容	妊婦健康診査及び分娩の際にかかる交通費や宿泊費の一部を特別交付税により措置する。			
離島での実績	—			
備 考	特別交付税により措置			
担当部署	厚生労働省子ども家庭局母子保健課			
連絡先	03-3595-2544			
参照 HP				

離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援について

概要

- 離島振興法の改正に伴い、新たに「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれた。
- 平成25年度より、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）の一部を改正し、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う、分娩医療機関のない離島（奄美群島、小笠原諸島及び沖縄を含む。）における妊婦に対する健康診査及び分娩の支援に要する経費について、特別交付税の算定の基礎とすることとした。なお、特別交付税の額は総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額とされた。
- 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成31年3月31日まで延長するとともに、新たに「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれた。（平成26年4月1日施行）

特別交付税とは

- 地方交付税には「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があり、地方交付税総額の94%に相当する額を普通交付税とし、6%に相当する額を特別交付税とすることとされている。
- 特別交付税は、画一的な方法で算定される普通交付税を補完する役割を持っており、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要（離島などの地理的条件によるもの等）がある場合に算定交付される。※普通交付税不交付団体にも交付される。
- 特別交付税は、年2回に分けて決定、交付される。（第1回目は12月、第2回目は3月に交付）
- 特別交付税として算定される事項や、その算定方法については、「特別交付税に関する省令」に規定。

No.	32		R 3 予算額	8 百万円
事業名	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業		府省庁名	厚生労働省
概 要	離島等での介護サービスを利用した場合の特別地域加算による負担への対応として、市町村民税非課税の者の利用者負担額の 1 割分を減額する。			
支援対象	市町村	補助率	1 / 2	
対象事業	社会福祉法人等が提供する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（事業所が離島等地域にあるものに限る。）			
支援内容	離島等での上記介護サービスを利用した場合の特別地域加算による負担への対応として、市町村民税非課税の者の利用者負担額の 1 割分を減額する。			
離島での実績				
備 考				
担当部署	厚生労働省老健局介護保険計画課			
連絡先	TEL 03-3595-2890			
参照 HP				

No.	33		R 3 予算額	54,944 百万円
事業名	地域医療介護総合確保基金		府省庁名	厚生労働省
概 要	地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。			
支援対象	都道府県	補助率	2/3	
対象事業	○地域密着型サービス施設等の整備への助成 ○介護施設の開設準備経費等への支援 ○特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善 等			
支援内容	定額補助 ※離島は施設等の建設コストが本土と比べ割高になっており、事業者誘致の際の課題となっていることを踏まえ、補助単価の８％加算措置を実施			
離島での実績				
備 考				
担当部署	厚生労働省老健局高齢者支援課			
連絡先	03-3595-2888			
参照 HP				

地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備

令和3年度予算：公費618億円（国費412億円）

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備（土所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合や、改築・増改築を含む）に対して支援を行う。
（対象施設） 地域密着型特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、小規模な特定施設（介護付き有料老人ホーム）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設
- ※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている（介護医療院を含む）。

- 上記対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。
- 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した特別養護老人ホーム等の広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービス(※)を整備する際に、あわせて行う広域型特養等の大規模修繕・耐震化について支援を行う。＜令和5年度までの実施＞

※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設（介護付き有料老人ホーム）（いずれも定員30人以上の広域型施設を含む）

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床や再開設時、大規模修繕時を含む）に要する経費の支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
※「大規模修繕時」は、施設の大規模修繕の際に、あわせて行うロボット・センサー、ICTの導入に限る。＜令和5年度までの実施＞
※通いの場の健康づくりや防災に関する意識啓発のための設備等についても支援を行う。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を行う。
- 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備＜令和5年度までの実施＞に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を行う。
- 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を行う。
- 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を行う。

※1～3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

No.	34		R3 予算額	1,894 百万円の内数
事業名	食料産業・6次産業化交付金のうち「6次産業化の推進及び6次産業化施設整備」		府省庁名	農林水産省
概 要	農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む加工・直売（新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等）の取組及び市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援。			
支援対象	農林漁業者等、中小企業者、市町村（ソフト事業のみ）	補助率	ソフト事業：1/2 以内、1/3 以内 ハード事業：1/2 以内、3/10 以内	
対象事業	（１） 推進事業（ソフト事業） 多様な事業者がネットワークを構築して取り組む業務用需要への対応、農泊と連携した観光消費の促進、農福連携の発展、消費者の需要に即した新商品開発・販路開拓等の取組や直売所の売上向上の取組を支援。 （２） 整備事業（ハード事業） 六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法に基づく計画の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援。			
支援内容	（１） 推進事業（ソフト事業） 交付率：1/3 以内。 ただし、農福連携の発展に向けた新商品開発・販路開拓等の取組、市町村戦略に基づく取組の場合は 1/2 以内。 （２） 整備事業（ハード事業） 交付率：3/10 以内。 ただし、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に搭載された事業、市町村戦略に基づき実施する事業及び事業計画の開始から2年以内に障害者雇用を行う事業は 1/2 以内。			
離島での実績	6次産業化ネットワーク活動交付金 勝部表装肴（隠岐島島後）平成 25 年度 （株）坂田水産（天草諸島御所浦島）平成 25 年度			
備 考	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第2条に規定する特定有人国境離島地域で実施される取組に関しては、予算の範囲内で優先的に予算配分（優先枠の設定）。			
担当部署	農林水産省食料産業局産業連携課			
連絡先	03-6738-6474			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/yosan/index.html			

食料産業・6次産業化交付金（6次産業化関係）

【令和3年度予算額 1,894（2,534）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

6次産業化の推進に向けて、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した**新商品開発や販路開拓等の取組、加工・販売施設等の整備**及び新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な**技術実証、マーケティング等**を支援します。

＜政策目標＞

6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 食料産業・6次産業化推進交付金 186（245）百万円の内数

① 6次産業化の推進

ア 業務用需要に対応した**BtoB（事業者向けビジネス）**の取組、「**農泊**」と連携した**観光消費の促進及び農福連携の発展**に資する**新商品開発や販路開拓等の取組**を重点的に支援します。

イ 都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される**6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略の策定（更新）**や**6次産業化に取り組む人材を育成する取組**を支援します。

② 研究開発・成果利用の促進

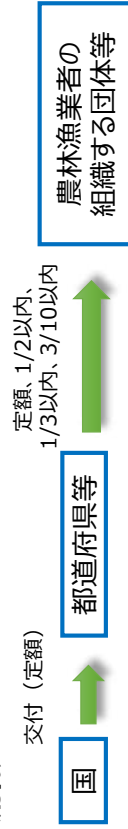
新技術を活用した新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な**技術実証、マーケティング等**を支援します。

2. 食料産業・6次産業化整備交付金のうち「6次産業化施設整備」

1,708（2,289）百万円の内数
農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、**加工・販売施設等の整備に対して支援**します（業務用需要に対応した**BtoB**の取組、「**農泊**」と連携した**観光消費の促進及び農福連携の発展**に資するものを重点的に支援）。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

○ 「6次産業化の推進」「6次産業化施設整備」の重点支援分野

業務用需要に対応した
BtoBの取組の推進



「農泊」と連携した
観光消費の促進



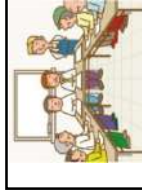
農福連携の発展



高い品質管理下での業務用
一次加工品等の製造・供給
加工・販売の事業と一体的に
行う加工・収穫体験等の提供

※重点支援分野に該当しない新商品開発（地場産農林水産物を活用した施設給食メニューや介護食品の開発を含む）や販路開拓の取組、直売所の売上向上に向けた多様な取組、6次産業化の取組に必要な非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も支援の対象となります。

○ 6次産業化等に関する戦略の策定



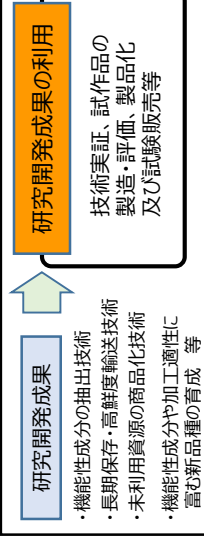
・6次産業化等に関する戦略
の策定（更新）
・戦略に関する交流会の開催

○ 6次産業化に取り組む人材の育成



経営感覚を持って6
次産業化に取り組む
人材の育成のための
研修会の開催等

○ 研究開発・成果利用の促進



・機能性成分の抽出技術
・長期保存・高鮮度輸送技術
・未利用資源の商品化技術
・機能性成分や加工適性に
富む新品種の育成 等

【お問い合わせ先】 食料産業局産業連携課（03-6738-6473）

No.	35		R3 当初予算 R2 補正予算	11,132 百万円 2,005 百万円
事業名	甘味資源作物生産支援対策		府省庁名	農林水産省
概 要	甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営の安定並びに砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきび等の自然災害からの回復に向けた取組、サツマイモ基腐病等の病害虫対応や生産性向上、働き方改革に対応した分みつ糖工場やいもでん粉工場の労働効率を高めるための取組等を支援。			
支援対象	① 市町村 ② 生産者団体、民間団体等	補助率	1/2 以内、6/10 以内、定額	
対象事業	(1) 甘味資源作物生産者等支援安定化対策 国内産糖と輸入糖にある内外コスト格差を調整するため、(独)農畜産業振興機構が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構へ交付するとともに、生産者交付金の代理申請者の申請・支払事務経費への支援を行う。 (2) 甘味資源作物安定生産体制確立事業 さとうきび増産基金により、さとうきびの台風、干ばつ、病害虫発生等の自然災害への対応及びかんしょの病害虫への対応を支援する。 (3) 甘味資源作物生産性向上緊急対策事業 離島等の地域経済・雇用を支えるさとうきび・かんしょの生産者、製糖工場やでん粉工場の持続的な発展を図るため、生産性向上の取組、サツマイモ基腐病等の病害虫対応の取組、製糖工場の「働き方改革」に向けた取組等を支援する。			
支援内容	(1) は定額補助、(2) は定額補助、(3) は 1/2 以内、6/10 以内、定額。			
離島での実績	(1) R 元 種子島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、北大東島、南大東島、伊是名島、久米島、宮古島、伊良部島、石垣島(甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付) (2、3) R 元 種子島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、伊是名島、久米島、南大東島、北大東島、宮古島、伊良部島、石垣島等(さとうきびの土づくりや新品種への転換、農業機械導入等の生産性向上の取組、自然災害からの回復に向けた取組の実施)			
備 考	支援対象には(独)農畜産業振興機構を含む。			
担当部署	農林水産省政策統括官地域作物課			
連絡先	03-3501-3814			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/hojo-jigyo.html			

甘味資源作物生産支援対策

【令和3年度予算額 11,132 (11,359) 百万円】
（令和2年度第3次補正予算額 2,005百万円）

<対策のポイント>

甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営の安定並びに砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきび等の自然災害からの回復に向けた取組、サツマイモ基腐病等の病害虫対応や生産性向上、働き方改革に向けた分みつ糖工場やいもでん粉工場の労働効率を高めるための取組等を支援します。

<事業目標>

- さとうきびの単収を向上・安定化（5,290kg/10a [平成30年度] → 6,230kg/10a [令和7年度まで]）
- さとうきびの10a当たり労働時間を削減（40.4時間/10a [平成30年度] → 30.9時間/10a [令和7年度まで]）
- 分みつ糖工場の一人当たりの時間外労働を縮減（80時間/月 [令和5年度まで]）
- かんしよの生産量を増加（80万t [平成30年度] → 86万t [令和12年度まで]）

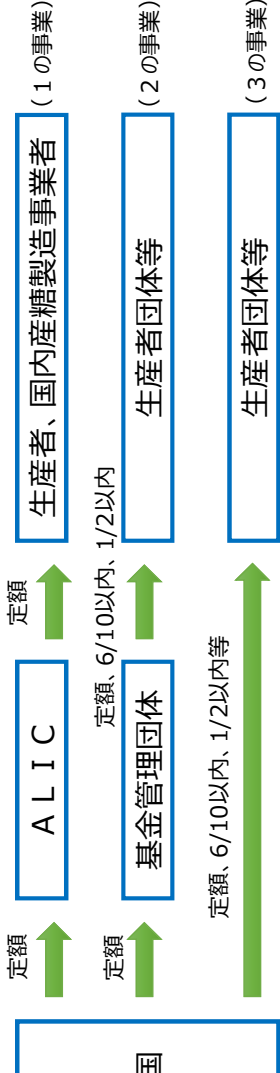
<事業の内容>

- 1. 甘味資源作物生産者等支援安定化対策 10,351 (10,578) 百万円
国内産糖と輸入糖にある内外コスト格差を調整するため、(独)農畜産業振興機構が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構へ交付するとともに、生産者交付金の代理申請者の申請・支払事務経費への支援を行います。
- 2. 甘味資源作物安定生産体制確立事業 781 (781) 百万円
さとうきび増産基金により、さとうきびの台風、干ばつ、病害虫発生等の自然災害への対応及びかんしよの病害虫への対応を支援します。

3. 甘味資源作物生産性向上緊急対策事業

【令和2年度第3次補正予算】2,005百万円
離島等の地域経済・雇用を支えるさとうきび・かんしよの生産者、製糖工場やでん粉工場の持続的な発展を図るため、生産性向上の取組、サツマイモ基腐病等の病害対応の取組、製糖工場の「働き方改革」に向けた取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

さとうきび増産基金

○さとうきび勘定

自然災害	主な対策
干ばつ	・かん水
台風	・除塩（散水） ・苗の補植、改植
病害虫	・病虫害防除
糖度減少	・土づくり ・株更新
その他の災害	災害の内容に応じた対策 〔・株出管理作業等〕

○かんしよ勘定

・病害虫防除対策

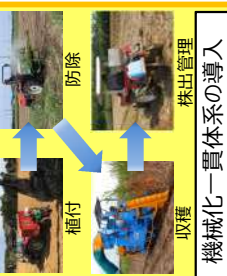
	主な対策
当期作への対応	・予防・治療薬剤の散布
次期作への対応	・苗・苗床の消毒 ・土壌消毒 ・健全な種いも・苗の導入 ・他作物への作付転換等

甘味資源作物生産性向上緊急対策事業

○さとうきび

土づくりの推進や優良品種への転換、機械化一貫体系を前提とした作業受託組織の育成・強化等、島ごとの実情に応じた生産性向上の取組を支援。

<取組例>



○かんしよ

サツマイモ基腐病の次期作への影響を最小限にするための取組やでん粉原料用かんしよの生産性向上のための多収新品種への転換や生分解性マルチの導入、農業機械の導入等を支援。

<取組例>



○分みつ糖工場、いもでん粉工場

働き方改革を踏まえ、労働力不足の改善や省力化に向けた人員配置の検討及び施設整備など労働効率を高める取組等を支援。

<取組例>



No.	36		R 2 補正予算額	59,486 百万円
事業名	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業		府省庁名	農林水産省
概 要	畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な機械導入、施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援します。 また、後継者不足の畜産経営と地域の担い手間の継承のための条件調整や経営資源を継承する取組に必要な施設整備等を支援します。 さらに、畜産クラスター計画に基づく、牛肉の輸出拡大や都府県酪農の生産基盤強化のための、繁殖雌牛と乳用後継牛の増頭を支援。			
支援対象	中心的な経営体（畜産農家等）、民間団体	補助率	1 / 2 以内、定額	
対象事業	（１）施設整備事業 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入を支援します。 （２）機械導入事業 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力強化等に必要な機械の導入を支援します。 （３）調査・実証・推進事業 収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析を支援します。 また、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。 （４）畜産経営基盤継承支援事業 i）後継者不在の畜産経営と地域の担い手（新規就農等）間の継承のための条件調整の取組、ii）経営資源を地域の担い手に円滑に継承するために必要な施設整備を支援します。 （５）生産基盤拡大加速化事業 畜産クラスター計画に基づく、i）繁殖雌牛、ii）乳用後継牛の増頭を支援します。			
支援内容	（１）、（２）、（４）の ii は補助率 1 / 2 以内 （３）、（４）の i、（５）は定額			
離島での実績	（１）～（３） 佐渡島、対馬島、壱岐島、大島（平戸諸島）、宇久島、中通島、福江島、種子島（牛舎等の施設整備、家畜導入等を実施）など			
備 考				
担当部署	（１）～（４）、（５）の i は農林水産省生産局畜産企画課 （５）の ii は農林水産省生産局牛乳乳製品課			
連絡先	（１）～（４） 03-3501-1083 （５）の i 03-3502-0874 （５）の ii 03-3502-5988			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_cluster.html			

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等（畜産クラスター事業等）

【令和２年度第３次補正予算額 61,327百万円（このうち国産チーズ振興分 9,000百万円）】

＜対策のポイント＞

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援します。また、重点的に取り組むべき課題に対して設定している優先枠のうち、「輸出拡大優先枠」を充実します。そして、後継者不在の畜産経営と地域の担い手のマッチングや、経営資源を継承する取組に必要な施設整備等を支援します。さらに、繁殖雌牛や乳用後継牛の増頭を支援します。

專業目標

卒全の整備や省力化機械の導入による飼養規模の拡大や飼養管理の改善を図るとともに、次のうちいずれかの目標を達成等

- 作業の外部化等による生産コストの削減（10%以上〔事業終了後5年以内まで〕）
- 販売額の増加（10%以上〔事業終了後5年以内まで〕）
- 所得の向上（10%以上〔事業終了後5年以内まで〕）

△臨戸の業事▽

1. 施設整備事業

1～4、6の事業：48,069百万円
(1～4の事業：46,228百万円)

中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な施設整備等を支援します。

2. 機械導入事業

中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な機械の導入を支援します。

3. 調査・実証・推進事業

- ①収益力強化に向けた取組の効果実証に必要な調査・分析を支援します。
②事業の効果を高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。

4. 畜産經營基礎繼承支援事業【再掲】

- ①後継者不在の経営と地域の担い手（新規就農等）のマッチングの取組を支援します。
②経営資源を地域の担い手に円滑に継承するために必要な施設整備を支援します。

5. 生產基盤擴大加速化事業【再掲】

13,258百万円

畜産クラスター計画に基づき、繁殖雌牛や

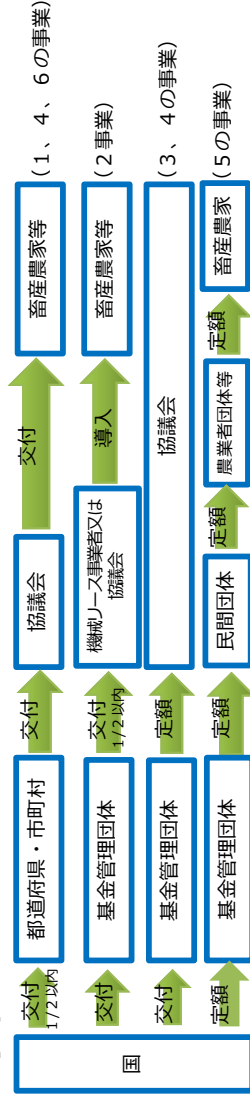
③ 繁殖雌牛や乳用後継牛の増頭に奨励金を交付します。

6. 畜産環境対策総合支援事業【再掲】

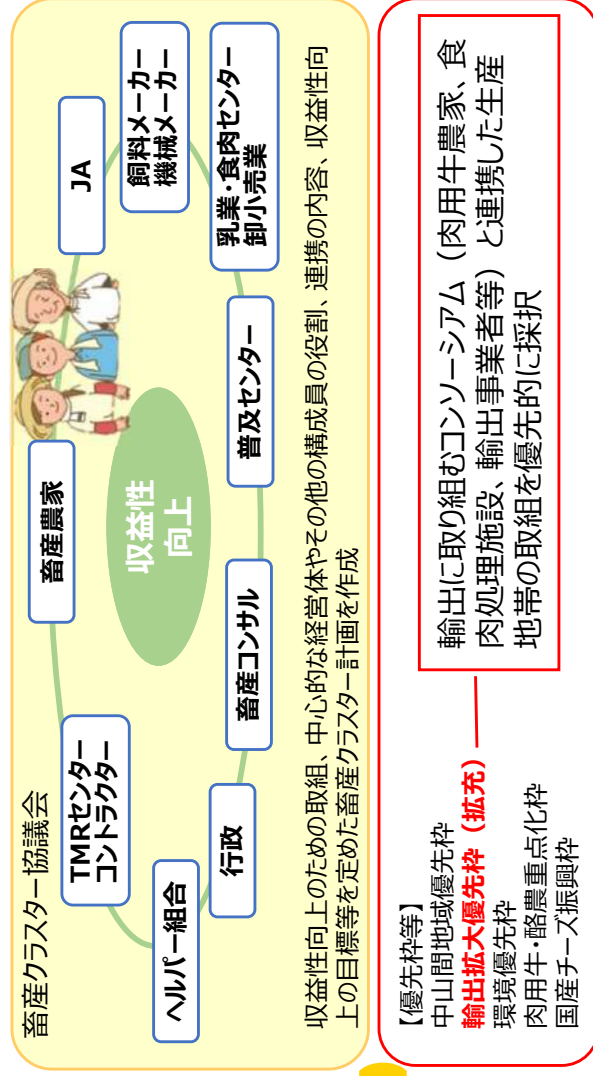
1,841百万円

「土づくり堆肥」の生産・流通等の促進、高度な畜産環境対策の実施を支援します。

＜事業の流れ＞



事業イメーシム



「増頭奨励金」の交付単価

	繁殖雌牛		乳用後継牛
	50頭未満	50頭以上	
飼養規模	24.6万円/頭	17.5万円/頭	27.5万円/頭
増頭奨励金			

【お問い合わせ先】 (1、2、3、4、5の事業) 生産局畜産企画課 (03-3501-1083)
(5の事業) 牛乳乳製品課 (03-3502-5988)
(6の事業) 畜産振興課 (03-6744-7189)

No.	37	R2 補正所要額		1,118 百万円
事業名	畜産・酪農生産力強化対策事業		府省庁名	農林水産省
概 要	畜産・酪農の生産力強化を図るため、性判別精液を活用した優良な乳用後継牛の効率的な確保、畜産経営における新技術を活用した繁殖性の向上、種豚の改良による生産性の向上等の取組を支援。			
支援対象	畜産クラスター協議会に位置づけられた団体の構成員である農業者等	補助率	定額、 1 / 2 以内	
対象事業	1. 酪農経営改善対策 酪農経営における優良な乳用種後継雌牛の確保等を進めるため、畜産クラスター計画に基づく以下の取組を支援。 (1) 性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保等の経営改善に向けた計画的な取組 (2) 性判別精液生産機器等の導入 2. 繁殖性等向上対策 乳用種後継牛及び和牛繁殖雌牛を効率的に生産するため、畜産クラスター計画に基づく以下の取組を支援。 (1) 新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上 (2) 飼養管理技術の高度化 3. 養豚競争力強化対策 養豚業の基礎となる種豚の生産性向上等を図るため、以下の取組を支援。 (1) 飼料利用性を測定するための機器導入 (2) 肉質を測定するための機器導入 (3) 飼養衛生管理の高度化を図るための機器導入 (4) 凍結精液の製造に必要な機器導入			
支援内容	1－(1)、2－(2)は補助率1 / 2 以内・定額（精液・受精卵は上限単価有り） 1－(2)、3－(1)～(4)は補助率1 / 2 以内 2－(1)は定額補助 ※基金管理団体への補助率は定額			
離島での実績	－			
備 考	－			
担当部署	生産局畜産振興課			
連絡先	03-6744-2587			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_zigyo/index.html			

畜産・酪農生産力強化対策事業

【令和2年度第3次補正予算（所要額）1,118百万円】

<対策のポイント>

畜産・酪農の生産力強化を図るため、**性判別精液を活用した優良な乳用後継牛の効率的な確保**、畜産経営における**新技術を活用した繁殖性の向上**、**種豚の改良による生産性の向上**等の取組を支援します。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで] ※（ ）は枝肉換算

○生乳生産量：728万トン→780万トン ○牛肉生産量：33（48）万トン→40（57）万トン ○豚肉生産量：90（128）万トン→92（131）万トン

<事業の内容>

1. 酪農経営改善対策

乳用後継牛を確保しつつ、和牛生産の強化を図るため、性判別精液を活用した優良な後継牛確保等の取組を支援します。

① 性判別精液を活用した優良な乳用後継雌牛の確保

補助率1/2以内。ただし、

- ・乳用牛性判別精液：1頭当たり上限 6,000円
- ・高受胎率乳用牛性判別精液：1頭当たり上限 10,000円
- ・乳用牛性判別受精卵：1頭当たり上限 100,000円

② 性判別精液生産機器の導入 等

2. 繁殖性等向上対策

畜産技術者等による**先端技術の習得**や**肉用雌牛の繁殖性等の向上**のための取組を支援します。

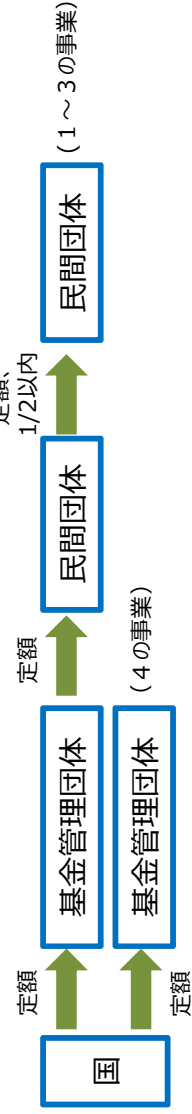
3. 養豚競争力強化対策

養豚業の基礎となる**種豚の生産性の向上**等を図るため、**飼料摂取量**や**肉質**を測定するための機器等の導入を支援します。

4. 家畜生産性向上対策

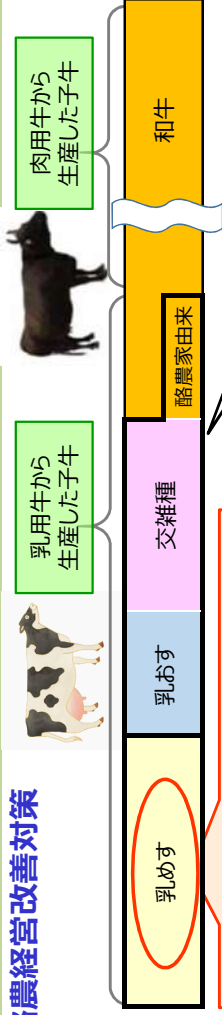
家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための技術指導等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 酪農経営改善対策



乳用種性判別精液の活用を支援

→ **優良後継雌牛の確保**

性判別精液を活用した効率的な後継雌牛の生産



優良な乳用後継牛を効率的に確保し、後継牛を生産しない搾乳牛については、酪農経営自らの判断により和牛などの子牛を生産

2. 繁殖性等向上対策



3. 養豚競争力強化対策

自動計測による**飼料摂取量**や**超音波診断**による**肉質**を測定するための機器等の導入を支援

4. 家畜生産性向上対策

生産性のデータ収集・分析に基づいた技術指導や現地講習会の開催等を支援
[お問い合わせ先] 生産局畜産振興課（03-6744-2587）

No.	38		R 3 予算額	2,807 百万円の内数
事業名	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 (スーパーL 資金の金利負担軽減措置)		府省庁名	農林水産省
概 要	スーパーL 資金の金利負担軽減措置を実施し、経営改善に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援する。			
支援対象	実質化された人・農地プランの中心 経営体として位置づけられた等の 認定農業者	補助率	貸付当初5年間実質無利子化	
対象事業	地域農業を維持・発展させるためには、地域の中心経営体等として位置付けられた「担い手」が自らの創意工夫を活かして経営改善の取組を行うことが重要である。 経営改善に向けた投資の効果が発現するまでには一定の期間を要することから、投資後の一定期間について支援を行うことが必要である。 このため、実質化された人・農地プランの中心経営体として位置付けられた等の認定農業者が借り入れるスーパーL 資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じる。			
支援内容	(1) 対象資金：スーパーL 資金 (2) 借入限度額：個人 3 億円（複数部門経営等は6億円） 法人 10 億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ 30 億円） (3) 償還期限：25 年以内（うち据置期間 10 年以内） (4) 金利負担軽減措置：貸付当初5年間実質無利子化 (5) 利子助成の対象となる借入金上限：20 億円			
離島での実績				
備 考				
担当部署	農林水産省経営局金融調整課			
連絡先	03-6744-2165			
参照 HP	(農林水産省HP) http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/sikin/index.html (日本政策金融公庫HP) https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html (沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 H P) http://www.okinawakouko.go.jp/financing_investment/124			

＜対策のポイント＞

スーパーL資金の金利負担軽減措置を実施し、経営改善に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

＜政策目標＞

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

＜事業の内容＞

1. 対象者

以下のいずれかの要件等を満たす認定農業者

- 実質化された人・農地プランの中心経営体として位置付けられた者
- 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者

2. 措置内容等

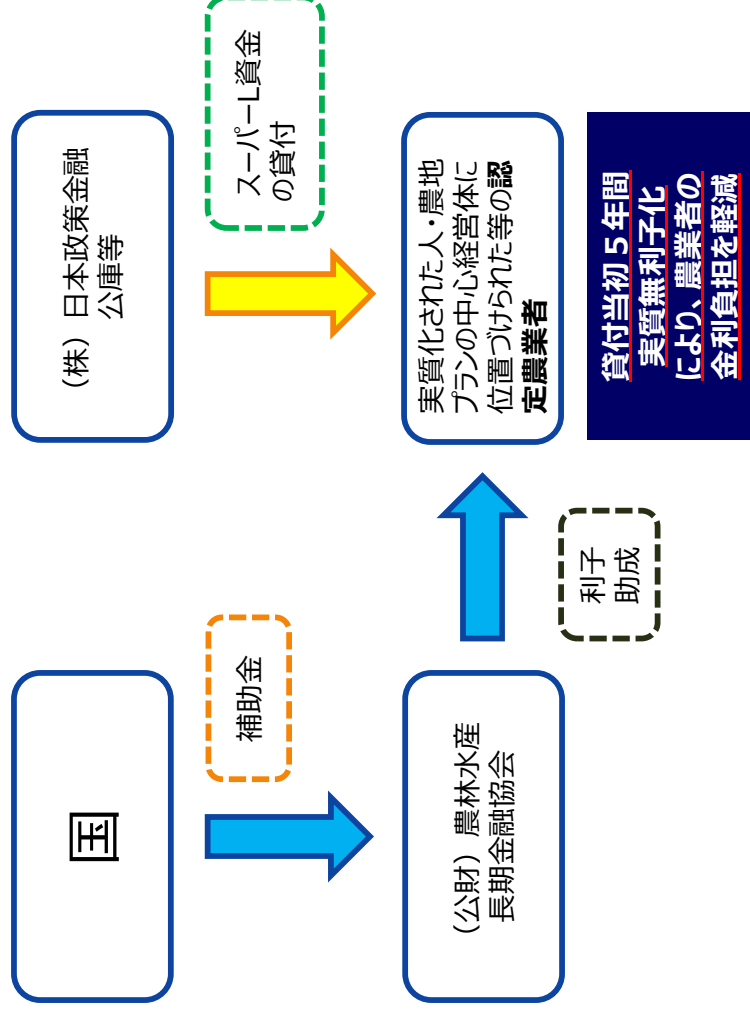
- ① 対象資金
スーパーL資金
- ② 貸付限度額
個人 3億円（複数部門経営等は6億円）
法人10億円
（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）
- ③ 償還期限
25年以内（うち据置期間10年以内）
- ④ 金利負担軽減措置
貸付当初5年間実質無利子化（最大2%引下げ）

＜取扱融資機関＞ 株式会社日本政策金融公庫
（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



No.	39		R3 予算額	20,501 百万円
事業名	農業人材力強化総合支援事業		府省庁名	農林水産省
概 要	次世代を担う人材を育成・確保するため、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金の交付、農業法人等での実践研修、就農希望者に対する相談体制の整備、労働力の調整による人材の確保、地域における新規就農者へのサポート活動、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等を支援。			
支援対象	事業①：原則 50 歳未満の就農希望者及び認定新規就農者 事業②：農業法人等 事業③：②都道府県、民間団体等 事業④：協議会、民間団体等	補助率	事業①：定額 事業②：定額 事業③：定額、 1 / 2 以内 事業④：定額	
対象事業	事業①：農業次世代人材投資事業 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（準備型（2 年以内））及び、就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5 年以内））を交付。 事業②：農の雇用事業 青年の雇用就農及び研修後の独立就農を促進するため、農業法人等が労働環境を改善しつつ行う新規就業者への実践研修を支援するとともに、新規就業者に対する新たな法人設立に向けた研修等を支援。 事業③：農業教育高度化事業 農業大学校、農業高校等における農業教育の高度化を図るため、農業教育カリキュラムの強化、国際的な人材の育成に向けた海外研修、リカレント教育の充実、若者の就農意欲を喚起する活動、研修用機械・設備の導入等を支援。 事業④：新規就農者確保推進事業 農業に従事する人材の確保・定着を図るため、新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催、農業就業体験、地域における新規就農者のサポート活動、労働環境の改善、労働力の調整等による多様な人材の確保等の取組を支援。			
支援内容	事業①：【準備型】 交付単価等：年間最大 150 万円、最長 2 年間 【経営開始型】 交付単価等：経営開始 1 ～ 3 年目 150 万円/年、経営開始 4 ～ 5 年目 120 万円/年 事業②： 交付単価等：年間最大 120 万円、最長 2 年間（多様な人材の確保加算 30 万円/年。新たな法人設立に向けた研修は年間最大 120 万円、最長 4 年間（3 年目以降年間最大 60 万円）） 事業③： スマート農業等の教育カリキュラム強化、社会人へのリカレント農業教育の充実、出前授業など若者の就農意欲を喚起するための活動、カリキュラム強化等に必要な e ラーニングの導入等（補助率：定額） カリキュラム強化等に必要な研修用農業機械・設備の導入（補助率：1/2 以内）、海外研修の実施（補助率：1/2 以内、1 人当たり 60 万円上限） 事業④：【新規就農相談・情報発信】 新規就農に係る各種情報のホームページ等による発信、全国段階における新			

	規就農相談活動を支援。 【就農相談会】 就農希望者と産地・農業法人等とのマッチングを促すため、大都市での就農相談会の開催を支援。 【農業就業体験支援】 就農希望者が自らの農業適性を確認するため、短期間の農業就業体験の実施を支援。 【農業人材確保・就農サポート体制確立支援】 地域における新規就農者のサポート活動、農業法人等における労働環境の改善、他産業との労働力調整等による多様な人材の確保等に係る取組を支援。 交付単価等：定額（1地区当たり350万円/年上限（働きづらさを抱えた方支援は750万円/年）、最長2年間
離島での実績	事業①：R元年度：佐渡島、種子島など 事業②：R元年度：佐渡島、五島列島など
備考	事業①、②：特定有人国境離島地域からの要望を優先採択 事業①：随時申請受付中 事業②：5～6月（8月研修開始分）、6～8月（11月研修開始分）、10～11月（2月研修開始分）に募集予定。
担当部署	農林水産省経営局就農・女性課
連絡先	03-3052-6469
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/syunou_shiensaku.html

【令和3年度予算額 20,501 (21,294) 百万円】
 (令和2年度第3次補正予算額 4,079百万円の内数)

次世代を担う人材を育成・確保するため、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金の交付、農業法人等での実践研修、労働力の調整による人材の確保、地域における新規就農者へのサポート活動、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等を支援します。

40代以下の農業従事者の拡大（40万人 [令和5年まで]）

次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付します。

- ① 農業法人等が労働環境を改善しつつ行う49歳以下の新規就業者への実践研修、新たな法人設立に向けた研修や多様な人材の確保等を支援します。
- ② 農業法人等による従業員等の派遣研修を支援します。

農業大学校、農業高校等における農業教育の高度化を図るため、農業教育カリキュラムの強化、国際的な人材の育成に向けた海外研修、リカレント教育の充実、若者の就業意欲を喚起する活動、研修用機械・設備の導入等を支援します。

農業就業体験、就農相談会の開催、就農情報発信、地域における新規就農者のサポート活動、労働環境の改善、労働力の調整等による多様な人材の確保等の取組を支援します。

就職氷河期世代の就農を促進するため、就農希望者の就農準備への支援や農業法人等における実践研修を支援します。



国

定額 → 全国農業委員会ネットワーク機構

定額、1/2 → 都道府県

定額 → 市町村

定額、1/2 → 新規就農者等

定額 → 都道府県等

定額、1/2 → 農業者、協議会等

定額、1/2 → 民間団体等

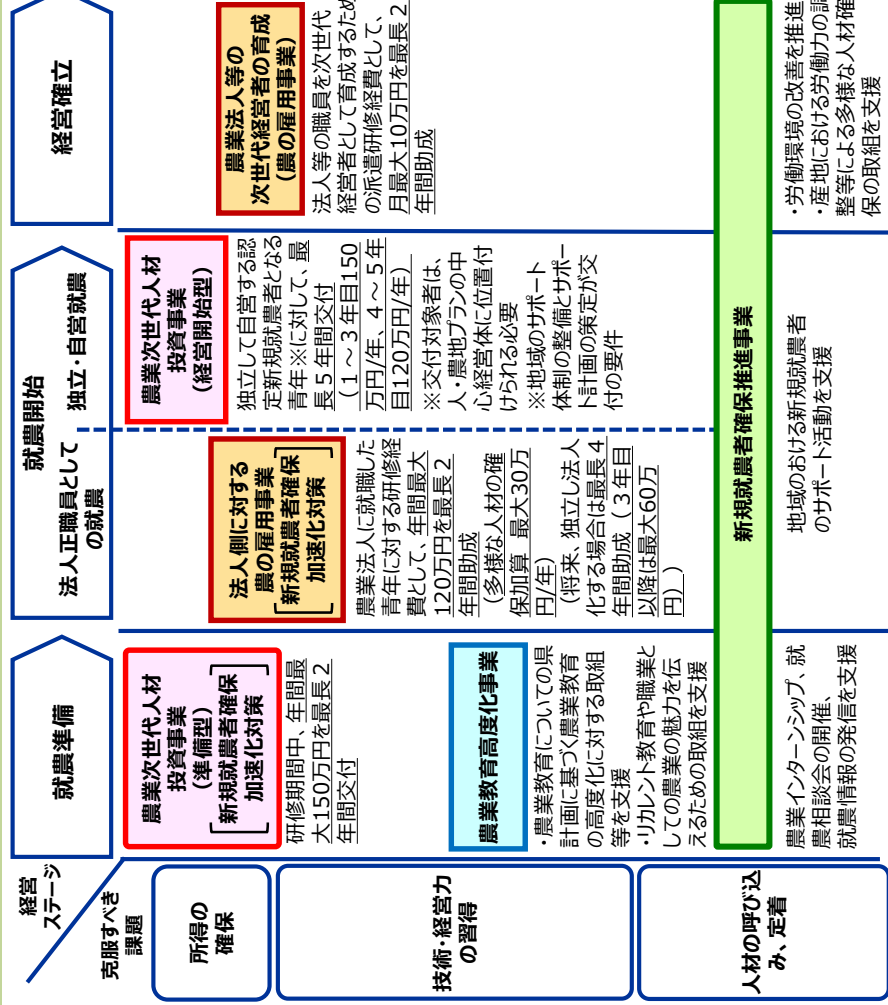
定額 → 協議会等

(1) 事業、(補正) 事業の一部

(2) 事業、(4) 事業の一部、(補正) 事業の一部

(3) 事業の一部

(4) 事業の一部



「お問い合わせ先」 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

No.	40	R 3 予算額		9,805 百万円
事業名	農山漁村振興交付金		府省庁名	農林水産省
概 要	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティ維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする。			
支援対象	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等	補助率	定額、 1 / 2 等	
対象事業	① 地域活性化対策 ② 農泊推進対策 ③ 農山漁村活性化整備対策			
支援内容	① 地域活性化対策 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動等を支援。 ② 農泊推進対策 農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における農泊の実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ及び宿泊施設の整備等を一体的に支援。 ③ 農山漁村活性化整備対策 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援。			
離島での実績	R1 年度実績 ① 愛媛県上島町、福岡県福岡市 ② 新潟県佐渡市、香川県小豆島町、岡山県笠岡市 ③ 島根県海士町			
備 考				
担当部署	① 地域活性化対策 農林水産省農村振興局都市農村交流課 ② 農泊推進対策 農林水産省農村振興局都市農村交流課 ③ 農山漁村活性化整備対策 農林水産省農村振興局地域整備課			
連絡先	① 地域活性化対策 03-3502-5946 ② 農泊推進対策 03-3502-5946 ③ 農山漁村活性化整備対策 03-3501-0814			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html			

農山漁村振興交付金

【令和3年度予算額 9,805 (9,805) 百万円】

＜対策のポイント＞

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

政策目標

都市と豊山漁村の交流人口の増加（1,540万人「令和7年度まで」）

事業の全体像へ

1. **農山漁村地域での取組への支援**
 - ① **地域活性化対策**

地域活性化のための活動計画づくりやコミュニティ維持の取組等を支援します。
 - ② **中山間地農業推進対策**

中山間地域での収益力向上に向けた取組やモデル構築を支援します。
 - ③ **山村活性化対策**

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。
 - ④ **最適土地利用対策**

農地の粗放的利用によるモデル的な取組等を支援します。
 - ⑤ **農泊推進対策**

観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援します。
 - ⑥ **農福連携対策**

農林水福連携の推進に向け、障害者等に配慮した施設整備等を支援します。
 - ⑦ **農山漁村活性化整備対策**

地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援します。
 - ⑧ **情報通信環境整備対策**

インフラ管理や地域活性化等に必要な情報通信環境の整備を支援します。
2. **都市部での取組への支援**
 - ① **都市農業機能発揮対策**

都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。

＜事業の流れ＞



「お問い合わせ先」

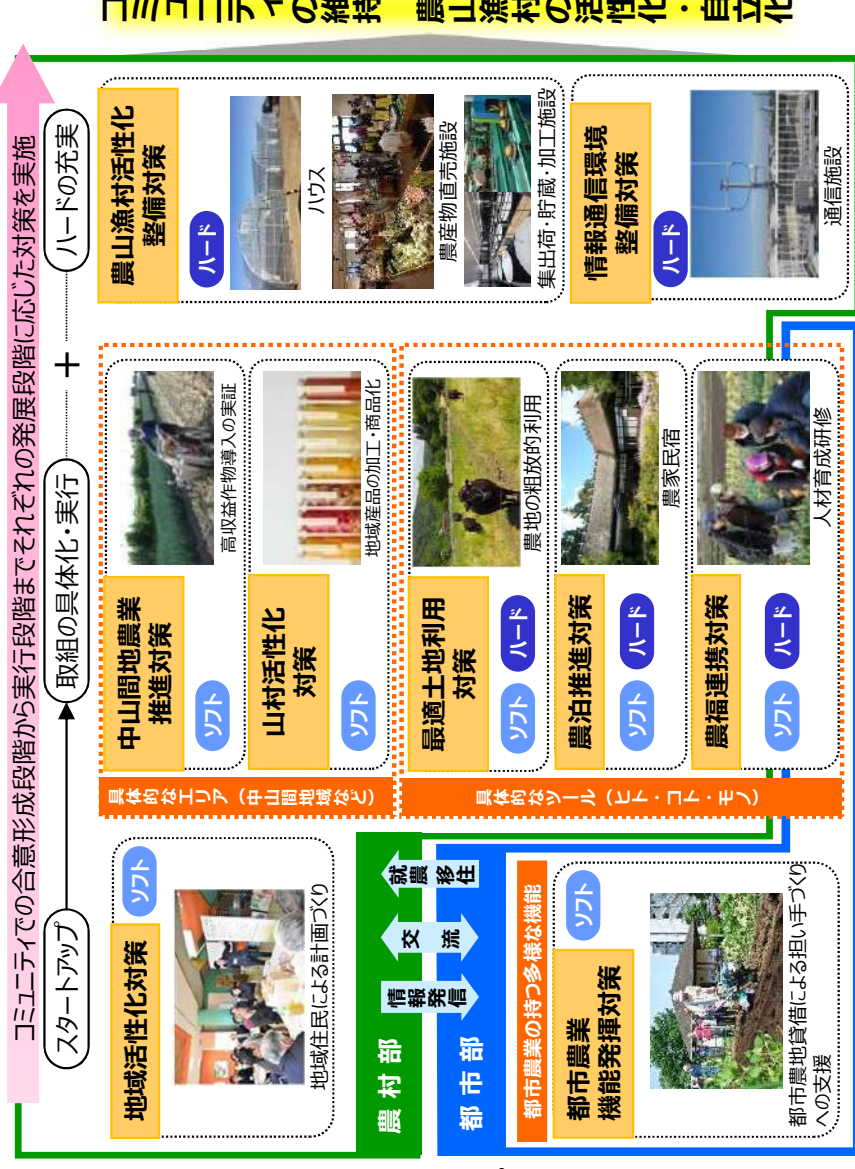
- (1 ①の事業)
(1 ②③④の事業)
(1 ⑤⑥、2 ①の事業)
(1 ⑦⑧の事業)

農村振興局農村計畫課

地域振興課

都市農村交流課

地域整備課



(03-6744-2203)

(03-3502-6286)

(03-3502-5946)

(03-3501-0814)

＜対策のポイント＞

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしている環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを目的として、農山漁村の活性化を推進します。

＜事業目標＞

- 地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域［令和6年度まで］）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 活動計画策定事業

- 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による**地域活性化のための活動計画策定をアドバイザーを活用したワークショップの開催等**により支援します。
- **活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等**を支援します。

1. 活動計画策定事業

- **事業実施主体** 市町村を構成員に含む地域協議会
- **事業期間** 3年間
- **交付率 定額**
(上限:1年目500万円、2年目250万円等)
※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり
専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり

2. 農山漁村地域づくり事業体形成支援事業

農山漁村における**生業・暮らしを収益性のある事業により持続的に支えていくため、農林漁業の振興とともに、それを支える買い物・子育て・文化・集い等**による地域の**コミュニティの維持に資するサービスの提供や地域内外の若者等の呼び込み**を行う事業体の形成等を支援します。

2. 農山漁村地域づくり事業体形成支援事業

- **事業実施主体** 市町村を構成員に含む地域協議会
- **事業期間** 3年間
- **交付率 定額、1/2（上限：500万円）**

3. 人材発掘事業

- 農山漁村において、就職氷河期世代を含む潜在的就農希望者を対象に**農林水産業の体験研修**を行うとともに、地域における様々な**社会活動にも参加し、農山漁村への理解を深めること**により、農山漁村に関心を持つ**人材を発掘する取組**を支援します。

3. 人材発掘事業

- **事業実施主体** NPO法人、民間企業等
- **事業期間** 1年間
- **交付率 定額（上限:5,000万円）**

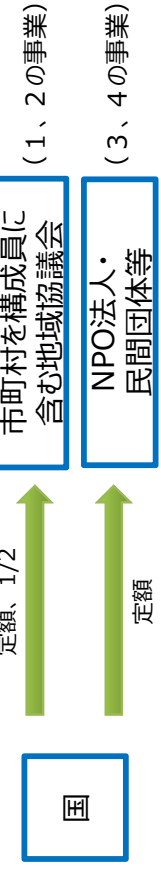
4. 農山漁村情報発信事業

- 農山漁村のポテンシャルを引き出して**地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例、世界農業遺産及び日本農業遺産、農山漁村で新事業を発掘する取組**について、情報発信を通じて、**認知度向上又は他地域への横展開を図る取組**に対して支援します。

4. 農山漁村情報発信事業

- **事業実施主体** NPO法人、民間企業等
- **事業期間** 1年間
- **交付率 定額**

＜事業の流れ＞



※ 下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】

- (1、2、3、4の事業)
- (4の事業のうちディスプレイカバー・農山漁村の宝)
- (4の事業のうち農業遺産)

農村振興局農村計画課

農村振興局都市農村交流課

農村振興局鳥獣対策・農村環境課

(03-6744-2203)

(03-3502-6002)

(03-6744-0250)



＜対策のポイント＞

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

＜事業目標＞

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人【令和7年度まで】）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 農泊推進事業

- ① 農泊の推進体制構築や魅力ある観光コンテンツの開発、新たな取組に必要な人材確保、インバウンド受入環境の整備等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】

- ② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、多言語対応やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等】

2. 施設整備事業

- ① 農泊を推進するために必要となる古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設の整備や、活性化計画に基づく農産物販売施設等の整備を支援します。

（活性化計画に基づかない事業）

【事業期間：2年間、交付率：1/2（上限2,500万円、5,000万円、1億円）】

（活性化計画に基づく事業）

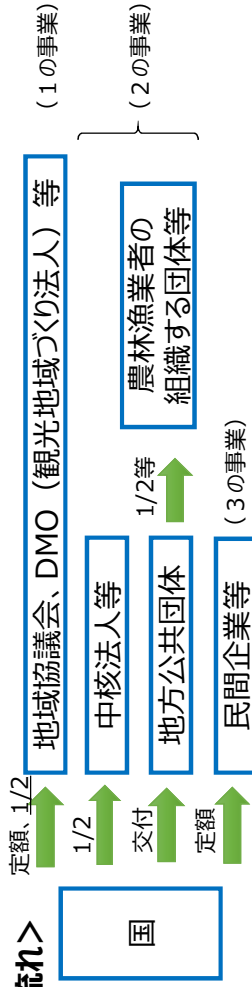
【事業期間：原則3年間、交付率：1/2等】

- ② 地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援します。（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能）【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域）】

3. 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への専門家派遣・指導、農泊の成果や利用者のニーズ等の調査を行う取組等を支援します。【事業期間：1年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発



古民家を活用した滞在施設



課題に応じた専門家の派遣・指導

＜対策のポイント＞

農山漁村活性化法に基づき、都道府県又は市町村が策定した農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るための活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

＜事業目標＞

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（300人〔令和5年度まで〕）

＜事業の内容＞

- 過疎化の進行等、地域における課題を解決するため、都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のための目標等を定めた活性化計画を策定。

- 活性化計画に定めた目標の達成に向け、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を交付金により支援します。

1. 農山漁村定住促進対策型

- 地域産物の販売額の増加、雇用者数の増加などを目標として、農山漁村の定住促進を図る目的で実施するもの。

（例）集出荷・貯蔵・加工施設、低コスト耐候性ハウスなど

2. 農山漁村交流対策型

- 交流人口の増加、滞在者数の増加などを目標として、農山漁村と都市との交流を図る目的で実施するもの。

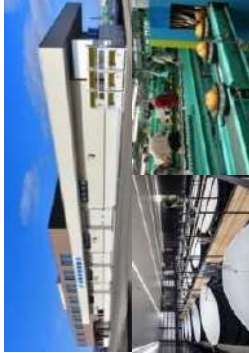
（例）農作業の体験施設、廃校を利用した交流施設など

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- 計画主体 都道府県、市町村
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 事業期間 原則3年間（最大5年間）
- 交付率 1/2等



集出荷・貯蔵・加工施設



農産物直売所



農作業の体験施設



低コスト耐候性ハウス



地元食材を使用したレストラン



廃校を利用した交流施設

No.	41		R 3 予算額	16,214 百万円の内数
事業名	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 （うち産地基幹施設等支援タイプ）		府省庁名	農林水産省
概 要	国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援。			
支援対象	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	補助率	都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の 1 / 2 以内）	
対象事業	1 産地競争力の強化 高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な産地基幹施設等の整備や再編を支援。 2 食品流通拠点整備の推進 食料の安定的な供給体制等を確保するため、品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地で共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援。			
支援内容	1 産地基幹施設等整備 乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理加工施設等 ※離島振興対策実施地域では、面積要件の緩和及び上限事業費 1.3 倍の拡充を実施。 2 食品流通拠点施設整備 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設等			
離島での実績	R2 年度実績なし			
備 考	－			
担当部署	1 の事業 農林水産省生産局総務課生産推進室 2 の事業 農林水産省食料産業局食品流通課			
連絡先	1 の事業 03-3502-5945 2 の事業 03-6744-2059			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/			

強い農業・担い手づくり総合支援交付金

【令和3年度予算額 16,214 (20,020) 百万円】
(令和2年度第3次補正予算額 (農畜産物輸出拡大施設整備事業) 7,987百万円)

＜対策のポイント＞

産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、産地・担い手の発展の状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援します。また、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援します。

＜事業目標＞

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万トン〔2017年度〕→145万トン〔2030年度まで〕）
- 1 中央卸売市場当たりの取扱金額の増加（695億円〔2016年度〕→719億円〔2024年度まで〕）
- 意欲ある担い手の育成・確保

＜事業の内容＞

1. 地域の創意工夫による産地競争力の強化と担い手の経営発展の推進

① 産地基幹施設等支援タイプ

ア 産地農業において中心的な役割を果たしている農業者団体・農業法人等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入を支援します。

イ 品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要ないコストックポイント等の整備を支援します。

② 先進的農業経営確立支援タイプ

広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

③ 地域担い手育成支援タイプ

ア 農業者の経営基盤の確立や更なる発展に向けた農業用機械・施設の導入を支援します。
イ 小規模・零細地域における、意欲ある経営体の共同利用機械・施設の導入を支援します。

2. 生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデル等の育成

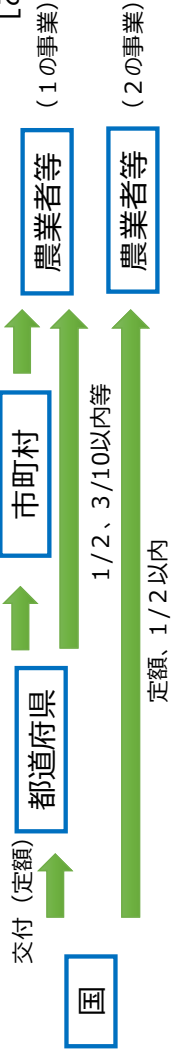
① 生産事業モデル支援タイプ

核となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成を支援します。

② 農業支援サービス事業支援タイプ

農業支援サービス事業の育成に必要な農業用機械等の導入を支援します。

＜事業の流れ＞

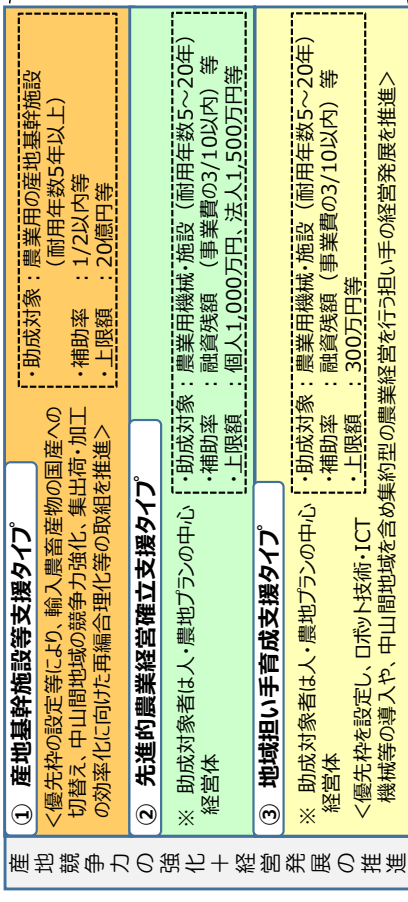


【お問い合わせ先】

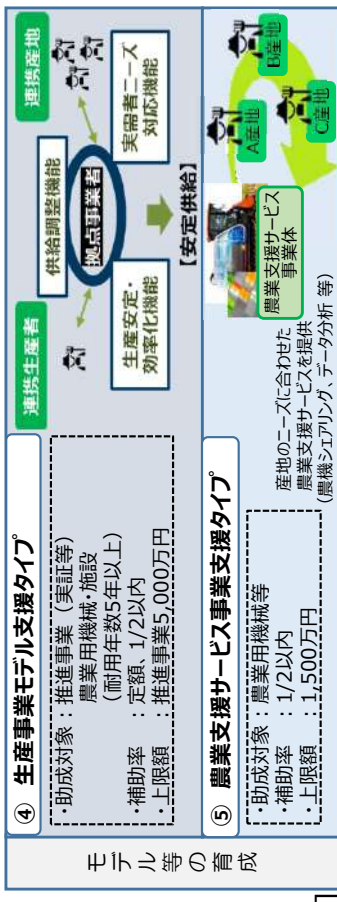
- （1①ア、2①の事業） 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- （1①イの事業） 食料産業局食品流通課 (03-6744-2059)
- （1②③の事業） 経営局経営政策課担い手総合対策室 (03-6744-2148)
- （2②の事業） 生産局技術普及課生産資材対策室 (03-6744-2111)

＜事業イメージ＞

（都道府県向け交付金）



（国直接採択）



No.	42		R3 当初予算 R2 補正予算	11,005 百万円 2,290 百万円
事業名	鳥獣被害防止総合対策交付金		府省庁名	農林水産省
概 要	深刻化・広域化している野生鳥獣による農林水産業等に係る被害に対応するため、鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援。			
支援対象	協議会、地方公共団体、民間団体 (事業により、事業実施主体は異なる)	補助率	(1) 整備事業 定額、2/3 以内、5.5/10 以内、 1/2 以内 (2) 推進事業 定額、1/2 以内	
対象事業	(1) 鳥獣被害防止総合支援事業【当初】 ①整備事業（事業主体：協議会、地方公共団体（協議会構成員に限る）、民間団体（協議会構成員、コンソーシアムに限る）） ・ 侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備 ②推進事業（事業主体：協議会、民間団体（協議会構成員、コンソーシアムに限る）） ・ 捕獲機材導入、一斉捕獲、追払い、生息環境管理等の地域ぐるみの被害防止活動 ・ 捕獲を含めたサル複合対策、他地域人材活用、ICT等新技術活用、実施隊機能強化、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組、処理加工施設の人材育成、 ・ 捕獲サポート体制の構築、重点捕獲対策強化、ICTの活用による情報管理の効率化、放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 等 (2) 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業【当初】（事業主体：都道府県） ・ 広域捕獲、新技術実証・普及、人材育成、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (3) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業【当初】（事業主体：協議会、市町村（協議会構成員に限る）等） ・ 有害捕獲活動経費の直接支援（頭数に応じた支払） (4) 鳥獣被害対策基盤支援事業【当初】（事業主体：民間団体） ・ 鳥獣被害対策を担う新たな担い手の発掘・育成や市町村とのマッチング、捕獲鳥獣の利活用を推進する人材の育成研修、捕獲鳥獣の食肉等の全国的な需要拡大等 (5) 全国ジビエプロモーション事業【当初】（事業主体：民間団体） ・ ジビエフェアの開催、ジビエ需要拡大・普及に向けたイベント、PR等の情報発信 (6) 鳥獣被害防止対策促進支援事業【補正】 ①整備事業（事業主体：協議会、地方公共団体（協議会構成員に限る）、民間団体（協議会構成員に限る）） ・ 侵入防止柵の整備 ②推進事業 ・ 生息状況調査、捕獲技術強化（事業実施主体：都道府県） ・ ジビエ処理加工施設と流通業者の連携による販売促進に向けた取組 (事業実施主体：民間団体、協議会)			
支援内容	(1) ①、(6) ①については、鳥獣被害防止施設を直営施工により整備する場合であつて、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額支援。沖縄は 2/3 以内、離島振興法等 6 法指定地域は 5.5/10 以内、それ以外は 1/2 以内 (1) ②については、定額、1/2 以内 (2)、(3)、(6) ②については、定額 (4)、(5) については、定額（ただし、全国団体を想定）			

離島での 実績	R 元年度 長崎県対馬市、熊本県天草市、宮崎県延岡市等 80 市町村
備 考	離島でも対象になるのは主に（１）鳥獣被害防止総合支援事業、（３）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、（６）鳥獣被害防止対策促進支援事業
担当部署	農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室
連絡先	TEL 03-3591-4958
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html

鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和3年度予算額 11,005 (10,010) 百万円】
（このほか鳥獣被害対策推進枠 1,045百万円）
（令和2年度3次補正予算額（所要額） 3,920百万円）

＜対策のポイント＞

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、**捕獲活動の抜本的強化**の取組や、**ジビエフル活用**に向けた取組等を支援します。

＜事業目標＞

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシ、サルの対策強化（生息頭数等を平成23年度から半減（シカ、イノシシで約200万頭）〔令和5年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大（令和元年度から倍増（4,000t）〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

- ① 侵入防止柵、焼却施設、捕獲高度化施設等の整備※（1/2以内、直営施工の場合は定額支援）
- ② **捕獲活動の抜本的強化・地域ぐるみの被害防止活動**
捕獲活動経費の直接支援（獣種等に応じた上限単価以内での定額支援・**捕獲頭数の増加に応じた上乗せ支援**）
- ③ **捕獲サポート体制の構築**、ICTを活用したスマート捕獲等の取組を支援（限度額内で定額支援）
- ア 都道府県が行う広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援（2,300万円以内を定額支援）

③ ジビエフル活用に向けた取組

ア 利用可能な個体のフル活用体制構築に向けた、処理加工施設やジビエカー、**簡易な一次**

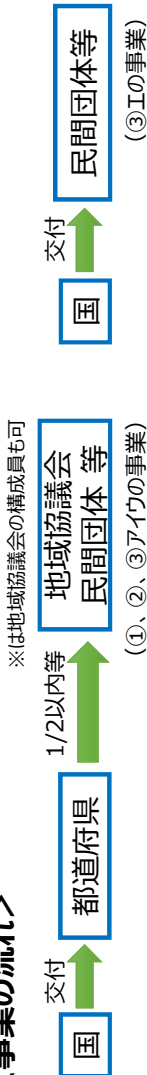
処理施設等の整備

※（1/2以内）
イ **放射性物質による出荷制限解除に向けた検査費用の支援**（限度額内で定額支援）

ウ **捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入**

エ ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援（定額支援）
等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

〔総合的な鳥獣対策・ジビエフル活用への支援〕



侵入防止柵の設置や
捕獲機材の導入



刈り払い等による生
息環境管理



捕獲活動経費の
直接支援



処理加工施設等の
整備



処理加工施設等で
の人材育成



〔**ジビエフル活用に向けた取組**〕



① **利用可能な個体のフル活用体制構築**
簡易な一次処理施設や残渣処理施設等の整備による処理体制の構築



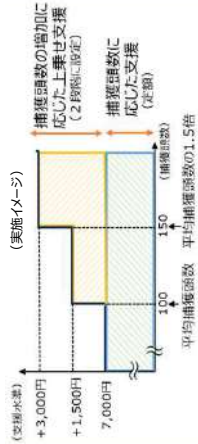
② **放射性物質影響地域における支援**
出荷制限解除に向けた検査費用の支援



③ **捕獲から販売まで一体となった活動への支援**
捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入

① 捕獲頭数の増加に応じた活動経費の支援

・シカ・イノシシの平均捕獲頭数以上の捕獲に
対して、最大3,000円を上乗せ支援



・成果をあげた協議会を表彰し、活動経費を支援

② 捕獲サポート体制の構築支援

地域の農業者や農業関連団体、
若者等で捕獲サポート体制を構築

〔鳥獣被害対策推進枠〕

- ・多面的機能支払交付金のうち多面的機能の増進を図る活動等の一部（鳥獣緩衝帯の整備・保全管理等）
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち生産性向上加算及び集落機能強化加算等（捕獲対策・ジビエ利用拡大等）

【お問い合わせ先】

農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）

No.	43		R3 予算額	16,214 百万円の内数
事業名	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (うち地域担い手育成支援タイプ及び先進的農業経営確立支援タイプ)		府省庁名	農林水産省
概 要	産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を農業経営体の規模に応じ切れ目なく支援。			
支援対象	地域の担い手（実質化された人・農地プランの中心経営体等）	補助率	3 / 10 以内	
対象事業	（１）地域担い手育成支援タイプ 農業者が経営基盤を確立し、更に発展するために必要な農業用機械・施設の導入を支援。 （２）先進的農業経営確立支援タイプ 広域に展開する農業法人等が、自らの創意工夫と判断により経営の高度化に取り組むために必要な農業用機械・施設の導入を支援。			
支援内容	融資を活用し農業用機械等の導入等を行う場合、自己負担部分について支援。 配分上限額 （１）300 万円 （２）個人 1,000 万円、法人 1,500 万円			
離島での実績	壱岐島（R１）、種子島（R１）			
備 考				
担当部署	農林水産省経営局経営政策課担い手総合対策室			
連絡先	TEL 03 - 6744 - 2148			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou_taisaku/index.html			

強い農業・担い手づくり総合支援交付金

【令和3年度予算額 16,214 (20,020) 百万円】
(令和2年度第3次補正予算額 (農畜産物輸出拡大施設整備事業) 7,987百万円)

＜対策のポイント＞

産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、産地・担い手の発展の状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援します。また、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援します。

＜事業目標＞

- 〇 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万トン [2017年度] →145万トン [2030年度まで]）
- 〇 1 中央卸売市場当たりの取扱金額の増加（695億円 [2016年度] →719億円 [2024年度まで]）
- 〇 意欲ある担い手の育成・確保

＜事業の内容＞

1. 地域の創意工夫による産地競争力の強化と担い手の経営発展の推進

① 産地基幹施設等支援タイプ

ア 産地農業において中心的な役割を果たしている農業者団体・農業法人等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入を支援します。

イ 品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なコストバックポイント等の整備を支援します。

② 先進的農業経営確立支援タイプ

広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

③ 地域担い手育成支援タイプ

ア 農業者の経営基盤の確立や更なる発展に向けた農業用機械・施設の導入を支援します。

イ 小規模・零細地域における、意欲ある経営体の共同利用機械・施設の導入を支援します。

2. 生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデル等の育成

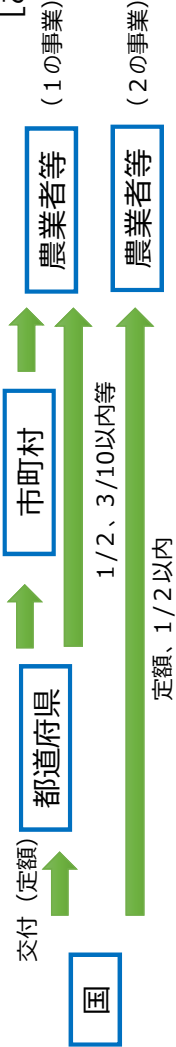
① 生産事業モデル支援タイプ

核となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成を支援します。

② 農業支援サービス事業支援タイプ

農業支援サービス事業の育成に必要な農業用機械等の導入を支援します。

＜事業の流れ＞

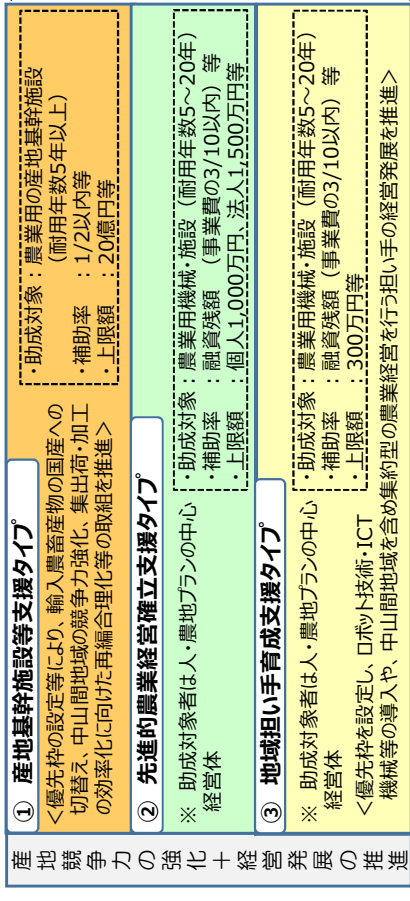


【お問い合わせ先】

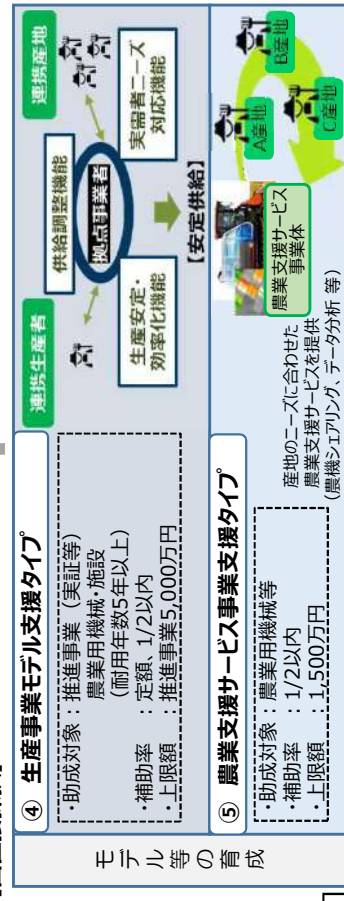
- （1①ア、2①の事業） 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- （1①イの事業） 食料産業局食品流通課 (03-6744-2059)
- （1②③の事業） 経営局経営政策課担い手総合対策室 (03-6744-2148)
- （2②の事業） 生産局技術普及課生産資材対策室 (03-6744-2111)

＜事業イメージ＞

【都道府県向け交付金】



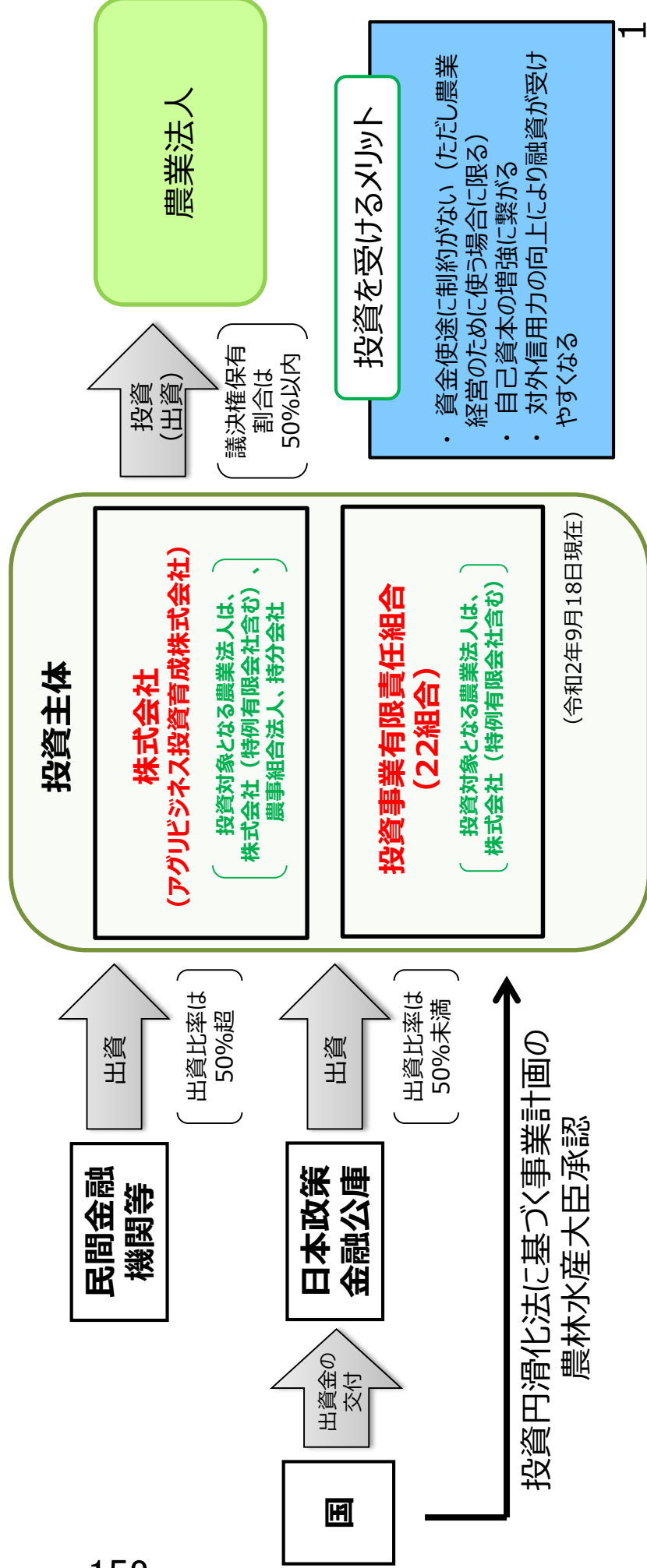
【国直接採択】



No.	44		R 3 予算額	—
事業名	農業法人投資育成事業		府省庁名	農林水産省
概 要	株式会社又は投資事業有限責任組合が、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（投資円滑化法）に基づき、農業法人投資育成事業（農業法人の株式等の取得及び経営指導等を行う事業）に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫から出資を受けることが可能（出資比率５０％未満）。			
支援対象	民間事業者	補助率	出資比率５０％未満	
対象事業	投資円滑化法に基づき、農業法人投資育成事業に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けた場合が対象。 農業法人投資育成事業とは、 （１） 株式会社又は投資事業有限責任組合が、農業法人の持分、株式、新株予約権、新株予約権付社債及びこれに準ずるものを取得及び保有する投資事業 （２） 農業法人への経営又は技術指導 を行うことにより、農業法人に対して成長資金を供給し、成長発展を促すとともに、それにより配当収入等を得て投資収益を上げていく事業。			
支援内容	株式会社又は投資事業有限責任組合が、投資円滑化法に基づき、「農業法人投資育成事業に関する事業計画」について、農林水産大臣の承認を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫から出資を受けることが可能（出資比率５０％未満）。			
離島での実績	上記の農林水産大臣の承認を受けた投資事業有限責任組合が、福江島（長崎県五島市）に所在する農業法人へ投資した事例がある。			
備 考	（１）株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けなくても、農業法人投資育成事業を行うことは可能。 （２）株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けるには、公庫の募集要項の条件を満たすことが必要。 （３）公庫の予算上の制約があるため、希望者全てが出資を受けられるとは限らない。			
担当部署	経営局金融調整課			
連絡先	03-6744-1395			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/toushiikusei/toushiikuseiseido.html			

投資円滑化法による農業法人への投資（出資）の仕組み

- 農業は、天候等の影響を受けやすい、収益性が低く投資回収までの期間が長いといった事業特性がある。
- 農業法人の自己資本は脆弱であり、対外的信用力は低く、資金の調達方法や調達先も限定的であり、農業法人が着実に事業の規模の拡大・成長発展を図っていくためには、農業法人が外部から円滑に資金調達が図られることが重要。
- 日本政策金融公庫では、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（投資円滑化法）に基づき、農業法人の株式等の取得及び経営指導等を行う事業（農業法人投資育成事業）を行う投資主体（株式会社又は投資事業有限責任組合）に対する出資を行っている。
- 民間金融機関等は、投資事業有限責任組合等を設立して、農業法人投資育成事業に関する計画について農林水産大臣の承認を受けることにより、日本政策金融公庫の出資を受け投資リスクを分散して農業法人に出資が可能。



No.	45		R 2 補正予算額	34,160 百万円の内数
事業名	産地生産基盤パワーアップ事業 （うち収益性向上対策）		府省庁名	農林水産省
概 要	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援。			
支援対象	都道府県等	補助率	1 / 2 以内等 効果増進事業は定額（1 / 2 相当）	
対象事業	1 生産支援事業 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械や機器のリース導入に要する経費、転換時に必要な資材導入等に要する経費を支援。 2 整備事業 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設整備に必要な経費を支援。 3 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費を支援。			
支援内容	1 生産支援事業 ① 農業機械等の導入及びリース導入 ② 生産資材の導入等 2 整備事業 育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設等 ※離島振興対策実施地域では、面積要件の緩和及び上限事業費 1.3 倍の拡充を実施。 3 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等			
離島での実績	壱岐島、南大東島 （産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の承認状況（令和3年2月末時点））			
備 考	—			
担当部署	農林水産省生産局総務課生産推進室			
連絡先	TEL 03-3502-5945			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/			

＜対策のポイント＞

収益力強化に計画的に取り組み産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出関連等の事業者と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得**していくための**拠点整備、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援**します。

＜事業目標＞

- 青果物、花き、茶の輸出額の増加（農林水産物・食品の輸出額２兆円〔2025年まで〕、５兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承等

＜事業の内容＞

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化**
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。
- ② **新市場対応を支える物流体制の革新**
生産コスト低減に向けた肥料物流の合理化を図るため、統一規格の追跡型パレットの導入や管理システムの開発の実証等を支援します。

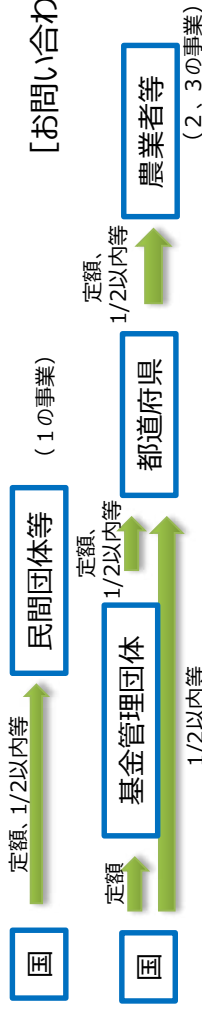
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組み産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承コースのマッチング等を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、牛ふん堆肥等を実証的に活用する取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

ニーズに合ったロット・品質で安定的に供給

新たな生産・供給体制

農業者と協業する輸出事業者等による貯蔵・加工等の拠点整備、産地の生産・出荷体制の整備
拠点事業者の貯蔵・加工施設 安定生産技術・品質保持

産地の収益性の向上

収益力強化への計画的な取組



生産基盤の強化

・継承ハウス、園地の再整備・改修
・牛ふん堆肥等を活用した土づくり

【お問い合わせ先】（１①、２の事業） 生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）
（１②の事業） 技術普及課（03-6744-2435）
（３①の事業） 園芸作物課（03-6744-2113）
（３②の事業） 農業環境対策課（03-3593-6495）

No.	46		R3 当初予算	26,100 百万円
事業名	中山間地域等直接支払交付金		府省庁名	農林水産省
概 要	中山間地域等では、高齢化の進行に伴う耕作放棄の増加等により、農業の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の低下が懸念されている。 このため、農業者等に中山間地域と平地地域の農業生産条件の不利を補正するための交付金を支払うことにより、中山間地域等の農業生産活動の維持を図る。			
支援対象	①農業者の組織する団体等 ②地方公共団体	補助率	①定額 ②定額	
対象事業	1. 中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等において、地目や傾斜等に応じた交付金を、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に協定農用地面積に応じて交付することにより、中山間地域等の農業生産活動等の継続を支援。 2. 中山間地域等直接支払推進交付金 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進活動を支援。			
支援内容	1. 中山間地域等直接支払交付金（定額補助） 田 急傾斜 21,000 円/10a 緩傾斜 8,000 円/10a 畑 急傾斜 11,500 円/10a 緩傾斜 3,500 円/10a 草地 急傾斜 10,500 円/10a 緩傾斜 3,000 円/10a 採草放牧地 急傾斜 1,000 円/10a 緩傾斜 300 円/10a 等 ただし、地方公共団体が1／2相当を負担（特認地域にあっては、2／3） 2. 中山間地域等直接支払推進交付金（定額補助） 都道府県及び市町村が推進に必要な現地指導及び現地調査等に要する経費等			
離島での実績	R1 佐渡島、隠岐の島など			
備 考	対象となる地域及び農用地：地域振興立法等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地。			
担当部署	農林水産省農村振興局地域振興課			
連絡先	TEL 03-3501-8359			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/			

日本型直接支払のうち
中山間地域等直接支払交付金

【令和3年度予算額 26,100（26,100）百万円】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

＜事業目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止〔令和6年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,900（25,900）百万円

○ 第5期対策（令和2～6年度）のポイント

- ① 対象地域に棚田地域振興法の指定棚田地域（保全を図る棚田等に限る）を追加
- ② 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化を促進するため、体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化

③ 農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化するため、集落協定の広域化や集落機能の強化、農業生産性の向上等の加算措置を新設・拡充

- ④ 農業者等が安心して取り組めるよう交付金返還措置の見直し等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500

田：急傾斜
(傾斜：1/20)

畑：急傾斜
(傾斜：15度)

21,000円/10a

11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

200（200）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

No.	47		R 3 予算額	48,652 百万円
事業名	多面的機能支払交付金		府省庁名	農林水産省
概 要	農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う、地域資源（農地、水路、農道等）の基礎的保全活動や質的向上を図る活動を支援。			
支援対象	1. 農業者等の組織する団体等 2. 地方公共団体、推進組織	補助率	1. 定額 2. 定額	
対象事業	1. 多面的機能支払交付金 （1）農地維持支払 農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援 （2）資源向上支払 地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援 2. 多面的機能支払推進交付金 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の活動を支援			
支援内容	1. 多面的機能支払交付金（定額補助） （1）農地維持支払 （都府県の田：3,000 円／10a、畑：2,000 円／10a、草地：250 円／10a） （2）資源向上支払のうち地域資源の質的向上を図る共同活動 （都府県の田：2,400 円／10a、畑：1,440 円／10a、草地：240 円／10a） 資源向上支払のうち施設の長寿命化のための活動 （都府県の田：4,400 円／10a、畑：2,000 円／10a、草地：400 円／10a） ※ただし北海道の補助額は上記と異なる。 2. 多面的機能支払推進交付金（定額補助） 都道府県及び市町村等が推進に必要な現地指導、現地調査等に要する経費等			
離島での実績	R1 佐渡島、隠岐の島、五島列島、壱岐島、種子島等			
備 考				
担当部署	農林水産省農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室			
連絡先	03-6744-2197			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html			

多面的機能支払交付金

＜対策のポイント＞

目標事業

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上

事業の発展

① 農地維持支払

② 資源向上支払

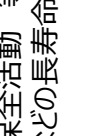
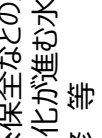
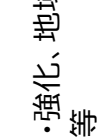
交付単価

	都府県			北海道		
	① 農地維持支払	② 資源向上支払 (共同) ※1	③ 資源向上支払 (農壽命化) ※1,2,3	① 農地維持支払	② 資源向上支払 (共同) ※1	③ 資源向上支払 (農壽命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

※ 1: ②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※ 2: ①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
※ 3: ③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5.6単価を適用

＜事業の流れ＞



農地維持支助		資源向上支助	
・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等 ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等	 農地法面の草刈り	 水路の泥上げ	 農道の路面維持
	 水路の泥上げ	 水路のひび割れ補修	 農道の窪みの補修
実 施 主 体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能） 対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地		【加算措置】 （円/10a）	
項目		都府県	
多面的機能の更なる増進 農村協働力の深化	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保全管理」も対応可 上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性）が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年参加する場合	田 畑 草地	400 240 40
	資源向上支助（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取組む場合	田 畑 草地	400 1,000 600 80
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援	田 畑 草地	400 700 300 40
小規模集落支援			
項目		都府県	
広域化への支援	広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	3集落以上または50ha以上 200ha以上 1,000ha以上	4万円/年・組織 8万円/年・組織 16万円/年・組織
		3集落以上または1,500ha以上 3,000ha以上 15,000ha以上	4万円/年・組織 8万円/年・組織 16万円/年・組織

「お問い合わせ」 農林振興局 農地資源課 (03-6744-2197)

No.	48		R 3 所要額 R2 補正予算	15,602 百万円の内数 5,597 百万円の内数
事業名	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業		府省庁名	農林水産省
概 要	野菜生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を実施。			
支援対象	① 生産者（法人、個人） ② 出荷団体	補助率	国 1/3:都道府県 1/3:生産者等 1/3	
対象事業	都道府県知事が認定した対象産地の生産者等に対し、特定野菜等の平均販売価格が保証基準額を下回った場合に、その差額の 80%を価格差補給金として交付。			
支援内容	離島振興対策実施地域においては、産地要件の一部緩和。 対象産地内で栽培される事業申請する野菜の延べ作付面積が 離島振興対策実施地域 露地野菜 10 ha 以上 → 5 ha 以上 果菜類 5 ha 以上 → 3 ha 以上			
離島での実績	令和元年度実績なし			
備 考	—			
担当部署	農林水産省生産局園芸作物課			
連絡先	TEL.03-3502-5961			
参照 HP	http://www.alic.go.jp/y-josei/yajukyu03_000006.html			

22 野菜価格安定対策事業

【令和3年度予算額（所要額） 15,602（15,547） 百万円】

＜対策のポイント＞

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金等の交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

＜事業目標＞

野菜の取引価格の安定化（取引価格が平年比80%～120%に収まる期間の割合：56% [平成28年度] → 68% [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

2. 特定野菜供給産地育成価格差補給事業

特定野菜の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

3. 契約指定野菜価格安定対策事業

契約取引される指定野菜の価格が著しく低下した場合等に、補給金を交付します。

4. 契約特定野菜等安定供給事業

契約取引される特定野菜の価格が著しく低下した場合等に、補給金を交付します。

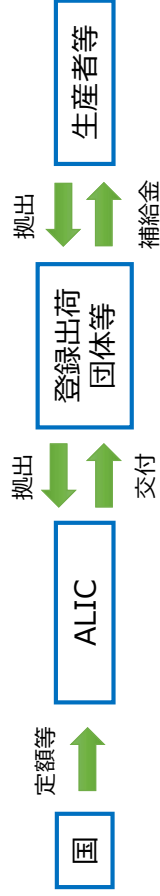
5. 契約野菜収入確保モデル事業

産地要件によらず契約取引される指定野菜の価格が著しく低下した場合等に、交付金を交付します。

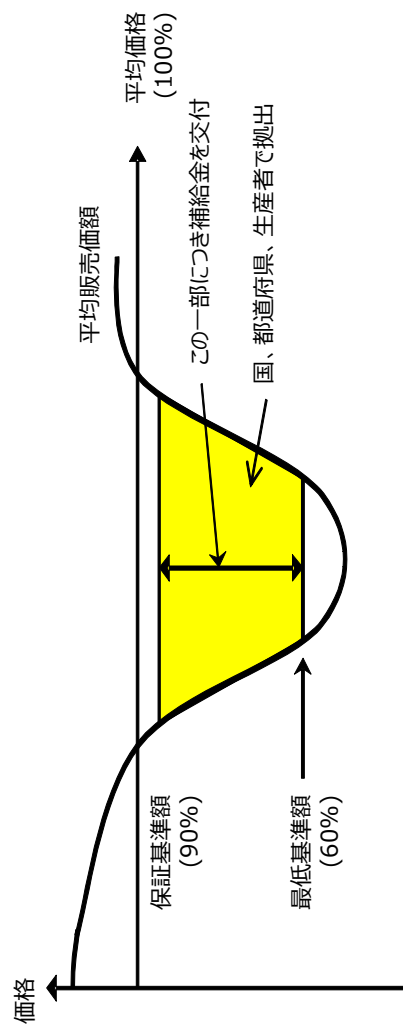
6. 緊急需給調整事業

重要野菜等の価格が著しく低下し出荷調整を行った場合等に、交付金を交付します。

＜事業の流れ＞



【基本の仕組み】



【指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜】

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

【特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜】

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらめめ、ちんげんさい、生いたけ、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、しとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

18 野菜価格安定対策事業

【令和2年度補正予算額 5,597百万円】

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染拡大の影響による外食等の需要減少や市場入荷量の増加により野菜価格が著しく低落し、野菜価格安定対策事業の交付額が増加したことから、価格下落の影響緩和対策として事業を円滑に実施できるよう資金の追加を行い、野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図ります。

＜政策目標＞

野菜の生産及び出荷の安定を図ること、市場入荷量及び市場価格の変動を抑制

＜事業の内容＞

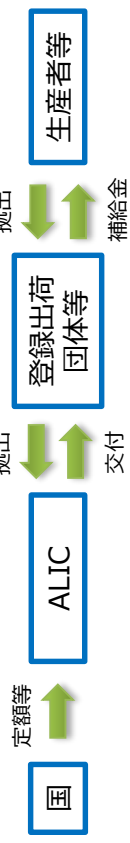
- 1. 指定野菜価格安定対策事業
指定野菜の価格が著しく低下した場合、補給金を交付します。
- 2. 特定野菜供給産地育成価格差補給事業
特定野菜の価格が著しく低下した場合、補給金を交付します。
- 3. 契約指定野菜価格安定対策事業
契約取引される指定野菜の価格が著しく低下した場合等に、補給金を交付します。
- 4. 契約特定野菜等安定供給事業
契約取引される特定野菜の価格が著しく低下した場合等に、補給金を交付します。

- 5. 契約野菜収入確保モデル事業
産地要件によらず契約取引される指定野菜の価格が著しく低下した場合等に、交付金を交付します。
- 6. 緊急需給調整事業
重要野菜等の価格が著しく低下し出荷調整を行った場合等に、交付金を交付します。

負担金の納付猶予

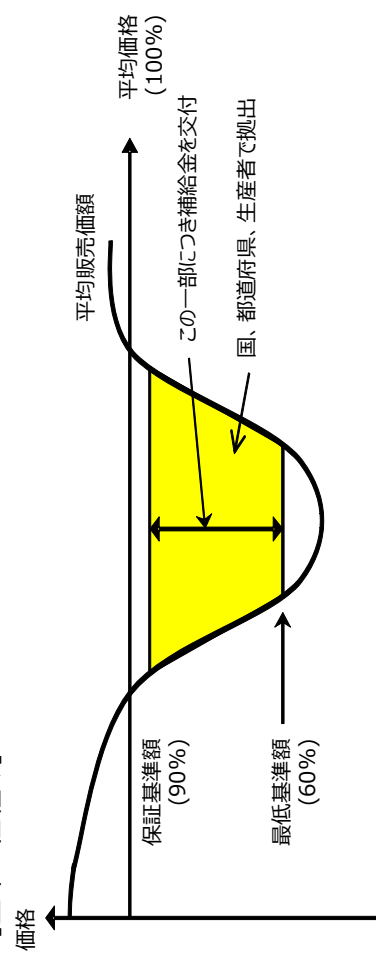
登録出荷団体等の負担金の納付猶予を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【基本の仕組み】



【指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜】

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

【特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜】

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、しじょうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

No.	49	R 3 予算額		—
事業名	中山間地域活性化資金		府省庁名	農林水産省
概 要	地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、①農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」②農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」③農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」の整備を促進するための資金			
支援対象	① 中山間地域農林畜水産物を原料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者（中小企業者に限る） ② 農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者（中小企業者に限る） ③ 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業又は塩業を営む者の組織する法人	補助率 （貸付条件）	・貸付利率(令和3年3月18日現在) ①、②0.21%～0.60% ③0.30% ・貸付限度額 負担額の80%以内 ・償還期限 ①、②15年以内（うち据置期間3年以内） ③25年以内(うち据置期間8年以内)	
対象事業	①加工流通施設整備資金 ②保健機能増進施設整備資金 ③生産環境施設整備資金			

支援内容	①加工流通施設整備資金 中山間地域農林畜水産物を原料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者が、新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成、取得を促進するための資金 ②保健機能増進施設整備資金 農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者が、体験農園、潮干狩り場等の整備を促進するための資金 ③生産環境施設整備資金 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業又は塩業を営む者の組織する法人が、農業の担い手の定住化を促進するための多目的研修集会施設等の整備を促進するための資金
離島での実績	平成 28 年度：広島県大崎上島町 平成 29 年度：広島県尾道市 平成 30 年度：山形県酒田市、長崎県対馬市
備 考	○令和 3 年度融資枠：210.0 億円
担当部署	農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課
連絡先	03-6744-2498
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html

中山間地域活性化資金

1 目的

地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、

① 農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」

② 農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」

③ 農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」

の整備を地方公共団体、民間事業者の技術、ノウハウを活用しつつ強力に促進する。

2 貸付対象者、資金使途及び貸付条件

区分	加工流通施設	保健機能増進施設	生産環境施設
貸付対象者	中山間地域農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって、中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者（中小企業者に限る）	農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者（中小企業者に限る）	農林漁業又は塩業を営む者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員、出資者であるか又は基本財産の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。）
資金使途	新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成・取得、それらを行うための特別の費用の支出又は権利の取得	体験農園、体験牧場、林間スキー場、林間キャンプ場、森林植物園、林間コテージ、林間遊歩道、釣り場、潮干狩場、遊漁船等利用施設 等	活動管理休養施設、多目的研修集会施設、健康増進施設、技術拠点施設、情報連絡施設、廃棄物処理施設、簡易給排水施設、集落道 等
貸付条件	利率	0.21%～0.60%	
	限度額	負担する額の80%以内	
	償還期限	15年以内（うち据置期間3年以内）	25年以内（うち据置期間8年以内）

（注）利率は、令和3年3月18日現在

最新の利率の掲載先URL：<http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>

3 令和3年度融資枠【概算決定額】（令和2年度融資枠）

210.0億円（230.0億円）

【農林水産省HP > 山村への支援施策（税制特例、融資制度）】

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html

（担当課：農村振興局地域振興課）

No.	50		R3 予算額	1,393 百万円
事業名	森林・山村多面的機能発揮対策交付金		府省庁名	林野庁
概 要	森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援。			
支援対象	地域協議会、活動組織 都道府県、市町村	補助率	(国費) 定額、1／2、1／3 以内 ※都道府県、市町村によっては上乗せあり	
対象事業	(活動組織が活用できる主なメニュー) 1 メインメニュー 地域住民、森林所有者等が協力して行う、以下の取組に対し、一定の費用を支援。 ア 地域環境保全タイプ 集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、松林の健全性を維持するための保全活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理。高密に侵入したモウソウチク等の侵入竹の伐採・除去や利用に向けた取組。 イ 森林資源利用タイプ 集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等の森林資源を木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等及び伝統工芸品原料に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等。 2 サイドメニュー メインメニューと組み合わせることにより実施が可能。 ア 森林機能強化タイプ 事業の円滑な実施や森林の多面的機能の維持・発揮に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良・補修活動。 イ 関係人口創出・維持タイプ 地域外関係者が参加する森林の保全管理活動の実施に向けた調整、受け入れ環境の整備等。 ウ 機材及び資材の整備 上記 1 のア、イ及び 2 のイの活動の実施に必要な機材及び資材の整備。			
支援内容	1 及び 2 のア、イは定額、2 のウは 1／2 又は 1／3 以内 (一活動組織当たりの単年度の交付額の上限は 5 0 0 万円)			
離島での実績	R2 利尻島、佐渡島、五島列島、壱岐島、対馬など			
備 考	森林所有者、地域住民、自治会等 3 名以上の者で構成する活動組織を設立する必要があります。お申込み方法等は、各都道府県に設置された地域協議会にお問い合わせください。			
担当部署	林野庁森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室			
連絡先	03-3502-0048			
参照 HP	http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html			

森林・山村多面的機能発揮対策

【令和3年度予算額 1,404 (1,353) 百万円】

＜対策のポイント＞

森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援します。

＜事業目標＞

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割〔令和3年度まで〕）
- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加

＜事業の内容＞

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,393 (1,344) 百万円

- ① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。

- ② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）を支援します。

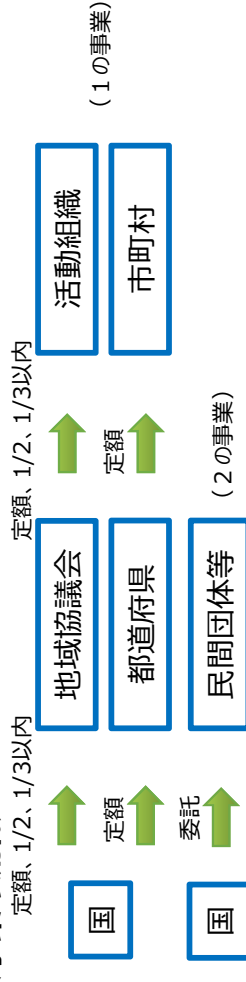
※ 森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林を対象に支援します。採択に当たっては3年間の活動計画等が必要です。

※ 地方公共団体の支援のある活動や地域コミュニティの活性化を図るため中山間地域における農地等の維持保全にも資する取組、有人国境離島地域で計画された活動等を行う場合は、優先的に支援します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 11 (9) 百万円

- ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証します。
- ② 地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会等を開催します。

＜事業の流れ＞



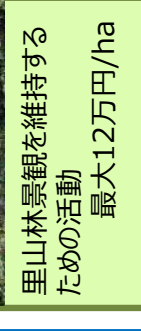
＜事業イメージ＞

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

①メインメニュー



里山林景観を維持するための活動
最大12万円/ha



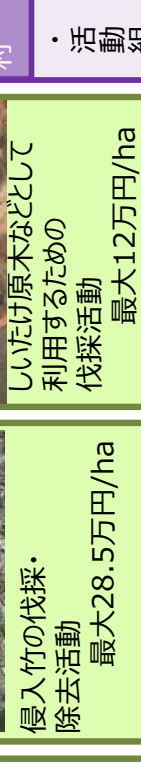
侵入竹の伐採・除去活動
最大28.5万円/ha



森林資源利用タイプ
しいたけ原木などとして利用するための伐採活動
最大12万円/ha



地域環境保全タイプ



しいたけ原木などとして利用するための伐採活動
最大12万円/ha



森林資源利用タイプ
しいたけ原木などとして利用するための伐採活動
最大12万円/ha

②サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）



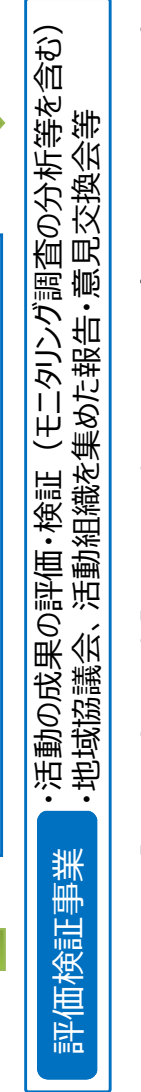
サイドメニュー
・路網の補修・機能強化等を支援
・機材及び資材の整備を支援



・関係人口の創出・維持等の活動を支援



自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価（モニタリング調査等）を実施



評価検証事業
・活動の成果の評価・検証（モニタリング調査の分析等を含む）
・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等

【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課（03-3502-0048）

No.	51	R 3 予算額		8,185 百万円の内数
事業名	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 （うち森林整備地域活動支援対策）		府省庁名	林野庁
概 要	森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要なとなる森林情報の収集、合意形成活動、森林境界の明確化等の活動に対して支援。			
支援対象	市町村、選定経営体等	補助率	定額	
対象事業	1 森林経営計画作成促進 ・森林経営計画の作成と計画期間における間伐実施の合意形成に必要な活動を支援 2 森林境界の明確化 ・森林境界の測量や確認に必要な活動を支援 3 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 ・既存作業路網の簡易な改良を支援			
支援内容	1 森林経営計画作成促進 ① 共同計画等 4,000 円/ha ② 経営委託 19,000 円/ha ③ 間伐促進 15,000 円/ha 2 森林境界の明確化 ① 境界の確認 8,000 円/ha ② 境界の測量 22,500 円/ha 3 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 ① 作業路網の改良活動 20,000 円/ha			
離島での実績	令和2年度 対馬市、五島市、隠岐の島町			
備 考	森林が所在する市町村長と協定を締結する必要があります。 各市町村の林務担当へお問い合わせください。			
担当部署	林野庁森林整備部森林利用課			
連絡先	03-3501-3845			
参照 HP	http://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/koufukin/index.html			

＜対策のポイント＞

意欲と能力のある林業経営者を育成し、木材生産を通じた持続的な林業経営を確立するため、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

＜政策目標＞

- 国産材の供給・利用量の増加（30百万m³〔平成30年〕→40百万m³〔令和7年まで〕）
- 間伐材生産に係る経費の低下（平成30年度比1割〔令和7年度まで〕）
- 高性能林業機械を整備した事業体の労働生産性の向上（整備前から2割〔令和9年度まで〕）
- 木材加工流通施設の原木処理量の増加（整備前から2割〔令和9年度まで〕）
- 公共建築物における木材利用の増加（累積15,000m³〔令和4年度まで〕）
- 木質バイオマス利用促進施設における木材利用の増加（55万m³/年〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 持続的的林業確立対策

一 意欲と能力のある林業経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化、路網の整備・機能強化、高性能林業機械等の導入、間伐材生産、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、コンテナ苗生産施設の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等を推進します。

2. 木材産業等競争力強化対策

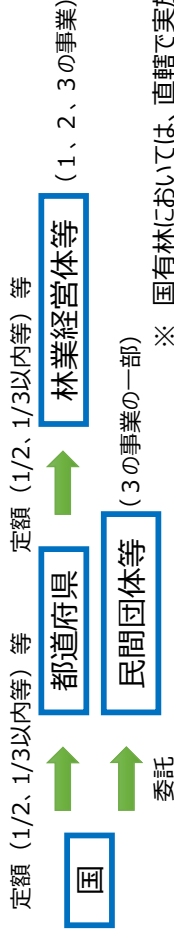
木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営者との連携を前提に行う木材加工流通施設、木造公共建築物、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設の整備を支援します。

3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

森林資源の利活用により地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開を図ります。

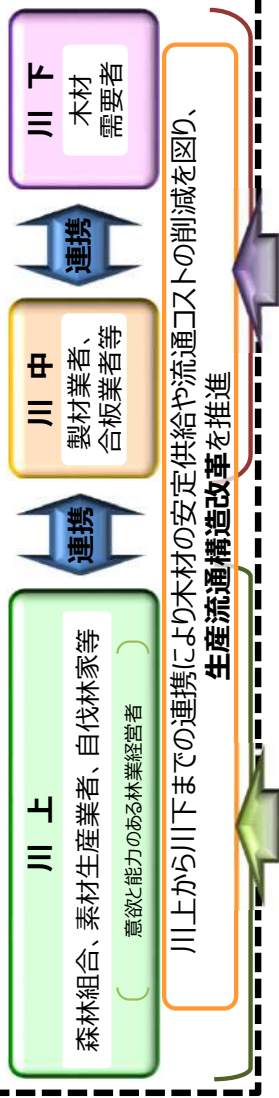
※このほか、令和2年度補正予算「林業経営体能力向上支援対策」において造林等の原木生産を伴わない森林整備を支援。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）



持続的的林業確立対策

- 路網の整備・機能強化
- 高性能林業機械導入（購入、リース）
- 搬出間伐の推進
- 資源高度利用型施業
 - ・主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施
- コンテナ苗生産施設や幼苗生産高度化施設等の整備
 - ・幼苗生産段階における種子選別機や環境制御室等の導入等
- マーケティング力ある林業担い手の育成
- 森林整備地域活動支援対策等
 - ・施業の集約化に向けた境界の明確化
 - ・山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援
- 林業成長産業化地域保全対策事業
 - ・山村地域の防災・減災対策
 - ・森林資源保全対策（鳥獣害、病害虫対策等）

林業成長産業化地域創出モデル事業

木材産業等競争力強化対策

- 木材加工流通施設等の整備
 - ・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築（労働環境の向上に資する施設の導入支援を含む）
- 木造公共建築物等の整備
 - ・CLTの活用など木材利用のモデル性が高い施設の木材・木質を重点的に支援
- 木質バイオマス利用促進施設の整備
 - ・地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組み「地域内エコシステム」を重点的に支援
- 特用林産振興施設の整備
 - ・地域経済で重要な役割を果たすきのこのほだ場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援

No.	52	R3 予算額		1,089 百万円
事業名	離島漁業再生支援交付金		府省庁名	水産庁
概 要	離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。 一方、漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売・生産面では不利な条件下に置かれており、特に近年、消費者の鮮度志向が強まる中、販売面で一層不利な状況におかれ、漁業就業者の減少・高齢化も一層進行している。 このため、国と地域がそれぞれの役割に応じて離島集落の地域活動に対し支援を行い、各島の特性の最大限の活用を図りつつ、離島の漁業を維持・再生させていくことが重要であり、交付金による支援を実施する。 また、離島漁業の維持・発展のためには新規就業者の定着が重要であるが、新規漁業就業者は自ら漁船・漁具等を取得する必要があるため、初期投資の大きさが漁業就業の課題となっている。 このため、初期投資負担を軽減し新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援する。			
支援対象	都道府県	補助率	定額	
対象事業	(1) 離島漁業再生支援事業交付金 共同で漁業の再生等に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金を交付する。 (2) 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金 「浜の活力再生プラン」を策定する地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が漁船や漁具等を、当該集落において独立して3年未満の新規漁業就業者に最長3年間貸付を行う際のリース料を支援するための交付金を交付する。 (3) 離島漁業再生支援推進交付金 都道府県、市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、集落協定や実施状況報告書等の審査・確認、集落の状況を踏まえた目標設定のための調査及び指導等を行うための事務経費などを支援する。			
支援内容	定額			
離島での実績	R2 対馬島、種子島など（産卵場の整備や新たな漁法の導入など）			
備 考	対象地域は、離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島			
担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課			
連絡先	03-6744-2392			
参照 HP	http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/ritou/index.html			

＜対策のポイント＞

離島漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組等を支援します。

＜政策目標＞

離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得を令和元年度漁業所得に維持〔令和6年度目標〕）
 離島漁業就業者数の減少率の抑制（本交付金に参加する漁業集落の漁業就業者数を全国の漁業就業者数の減少率に抑制〔令和6年度目標〕）

＜事業の内容＞

1. 離島漁業再生事業

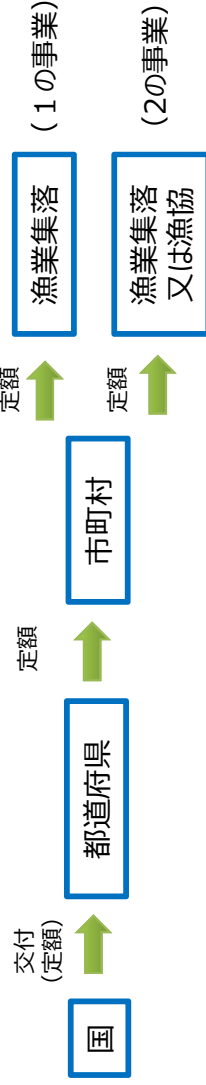
- 離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、**共同で漁業の再生等に取り組む漁業集落に対し、交付金を交付**します。

- 上記の取組活動を進めるに際し、都道府県、市町村に対して**事務経費**などを支援します。

2. 離島漁業新規就業創出者特別対策事業

- 「浜の活力再生プラン」を策定する離島地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が漁船等を当該集落において独立して**3年未満の新規漁業就業者に最長3年間貸付**を行う際のリース料を支援するための交付金を交付します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 離島漁業再生事業

【交付対象活動】

- ① 漁業の再生に関する話し合い
- ② 漁場の生産力向上のための取組
 種苗放流、漁場の管理・改善、
 産卵場・育成場の整備、漁場監視等
- ③ 漁業の再生に関する実践的な取組
 新規漁業・養殖業への着業、
 低・未利用資源の活用、高付加価値化、
 販路拡大、海洋レジャーへの取組等



イカ産卵礁の整備



モズクの新規養殖

2. 離島漁業新規就業創出者特別対策事業

【支援内容】

漁船、漁労設備及び消耗品でない漁網・漁具を、新規就業者に貸付を行う際のリース料を支援します。



No.	53		R3 予算額	374 百万円
事業名	特定有人国境離島漁村支援交付金		府省庁名	水産庁
概 要	離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。 離島の中でも、特定有人国境離島地域は特に遠隔であるなど不利性が離島の中でも高い地域であるが、平成 28 年 4 月「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が成立し、第 15 条では雇用機会の拡充への適切な配慮が求められ、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図る必要があるとされている。 このため、水産物等地域資源を活用した漁業集落の取組を支援し、雇用機会の拡充により特定有人国境離島地域の漁業集落の維持を図って行く必要があるため、交付金による支援を実施する。			
支援対象	都道府県	補助率	定額	
対象事業	特定有人国境離島地域において、漁業集落が行う雇用を創出するための取組及び雇用の創出を円滑に行うための環境整備を市町村が支援する場合に要する経費に対して交付金を交付する。 以下の取組に対して支援 ① 雇用を創出するための取組 新たな漁業又は海業に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業規模の拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する一定の経費 ② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備 漁業集落が上記①の取組を効果的に進める上で基盤となる良好な集落環境を整備するのに要する一定の経費			
支援内容	定額			
離島での実績	R2 利尻島、対馬島、壱岐島など（新たな漁業の起業、海業の事業拡大など）			
備 考	対象地域は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成 28 年法律第 33 号)第 2 条第 2 項において定められた特定有人国境離島地域			
担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課			
連絡先	03-6744-2392			
参照 HP	https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/gyoson/tokutei/tokutei.html			

＜対策のポイント＞

特定有人国境離島地域における漁業集落の維持を図るため、**漁業・海業の起業又は事業拡大による雇用機会の拡充を図るための取組を支援**します。

＜政策目標＞

離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得を令和元年度漁業所得に維持【令和6年度目標】）
離島漁業就業者数の減少率の抑制（本交付金に参加する漁業集落の漁業就業者数を全国の漁業就業者数の減少率に抑制【令和6年度目標】）

＜事業の内容＞

- 以下の取組を市町村が支援する場合に要する経費に対して、交付金を交付します。

① 雇用を創出するための取組

新たな漁業又は海業※に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業規模の拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する一定の経費を支援します。

※「海業」とは、所得機会の増大を図るため、漁村の人々が、その住居する漁村を核として、海や漁村に関する地域資源を価値創造する取組。事例としては、水産物の直売、漁家民宿、体験漁業、釣り等。

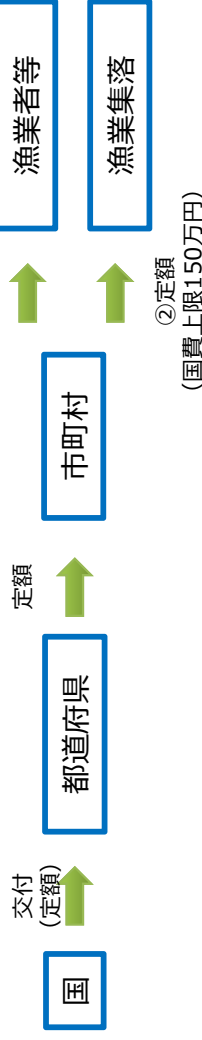
② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

漁業集落が上記①の取組を効果的に進める上で**基盤となる良好な集落環境を整備するのに要する一定の経費を支援**します。

【対象地域】

有人国境離島法において定められた特定有人国境離島地域

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【取組事例】

① 雇用を創出するための取組

- 地域の水産物を利用した漁家レストランや水産物の直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援します。



② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

- 漁業集落内の景観の維持又は保全に取り組む経費を支援します。



No.	54		R3 予算額	2,632 百万円
事業名	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業		府省庁名	水産庁
概 要	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備、密漁防止対策、水産業のスマート化の推進等の取組を支援			
支援対象	都道府県、市町村、漁業協同組合等	補助率	定額、1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3 以内	
対象事業	漁業所得の向上を図るため、共同利用施設等の整備、コスト削減・作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去、漁村交流人口の増加に向けた施設の整備やプラン策定地域における密漁防止対策等について支援			
支援内容	定額、1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3 以内			
離島での実績	R2 日間賀島（鮮度保持施設）、中ノ島（作業保管施設）			
備 考	・離島にあつては、水産業強化支援事業の一部メニューについて交付率を 5.5/10 に嵩上げ。			
担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課			
連絡先	03-6744-2391			
参照 HP	https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html https://www.jfa.maff.go.jp/j/g_biki/hojyo/02/11/200_1115.html			

＜対策のポイント＞

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携推進、水産業のスマート化の推進等の取組を支援**します。

＜事業目標＞

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における**漁業所得向上（10%以上** [取組開始年度から5年後まで]）

＜事業の内容＞

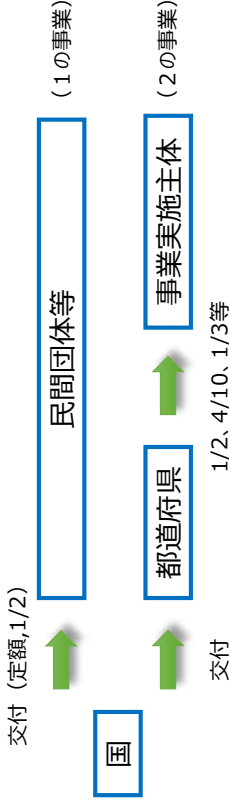
1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、漁業等への参入を希望する企業等と漁村地域とのマッチング等**を支援します。

2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、コスト削減・作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統合に必要施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去、漁村交流人口の増加に向けた施設の整備やプラン策定地域における密漁防止対策等**について支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得10%以上向上させることが目標



＜以下の事業により、浜プランの推進を支援＞

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

＜ハード事業＞

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や生産コストの削減、作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災減災等に必要な整備を支援
- ・漁村交流人口の増加に向けた施設の整備を支援（令和3年度から）



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設



津波避難タワー

＜ソフト事業＞

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援
- ・地域資源の活用推進、災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援

No.	55	R3 予算額		677 百万円
事業名	経営体育成総合支援事業		府省庁名	水産庁
概 要	漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上を支援。			
支援対象	民間団体	補助率	定額	
対象事業	1. 漁業担い手確保・育成事業 ○ 漁業学校等で学ぶ者に就業準備資金を交付するとともに、通信教育等を通じた夜間・休日の受講を支援。 ○ 就業希望者への就業相談会の開催等、就業情報の提供等を支援。 ○ 新規就業者の漁業現場での長期研修について支援するとともに、雇用就業者の独立・自営経営起ち上げに向けた研修を支援。 ○ 若手漁業者の収益力向上のため、経営・技術の向上を支援。 2. 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業 ○ 海技士資格習得のための履修コースの運営を支援。			
支援内容	定額			
離島での実績	R 元 利尻島、礼文島、八丈島、佐渡島、中ノ島、壱岐島、対馬、中通島、福江島、若松島、上甕島、種子島、平島、屋久島（長期研修支援事業を実施）			
備 考				
担当部署	水産庁漁政部企画課漁業労働班			
連絡先	03-6744-2340			
参照 HP				

経営体育成総合支援事業

【令和3年度予算額 677（691）百万円】
（参考：令和2年度第3次補正予算額（漁業担い手確保緊急支援事業）104百万円）

＜対策のポイント＞

漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、新たな生活・生産様式への転換の対策の一環として、漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援します。

＜事業目標＞

毎年2,000人の新規就業者を確保

＜事業の内容＞

1. 漁業担い手の確保・育成支援

① 漁業学校等で学ぶ者に就業準備資金を交付するとともに、通信教育等を通じた

夜間・休日の受講を支援します。

② 就業希望者への就業相談会の開催等、就業情報の提供等を支援します。

③ 新規就業者の漁業現場での長期研修について支援するとともに、雇用就業者の

独立・自営経営起ち上げに向けた研修を支援します。

④ 若手漁業者の収益力向上のため、経営・技術の向上を支援します。

2. 水産高校卒業生を対象とした海技士養成支援

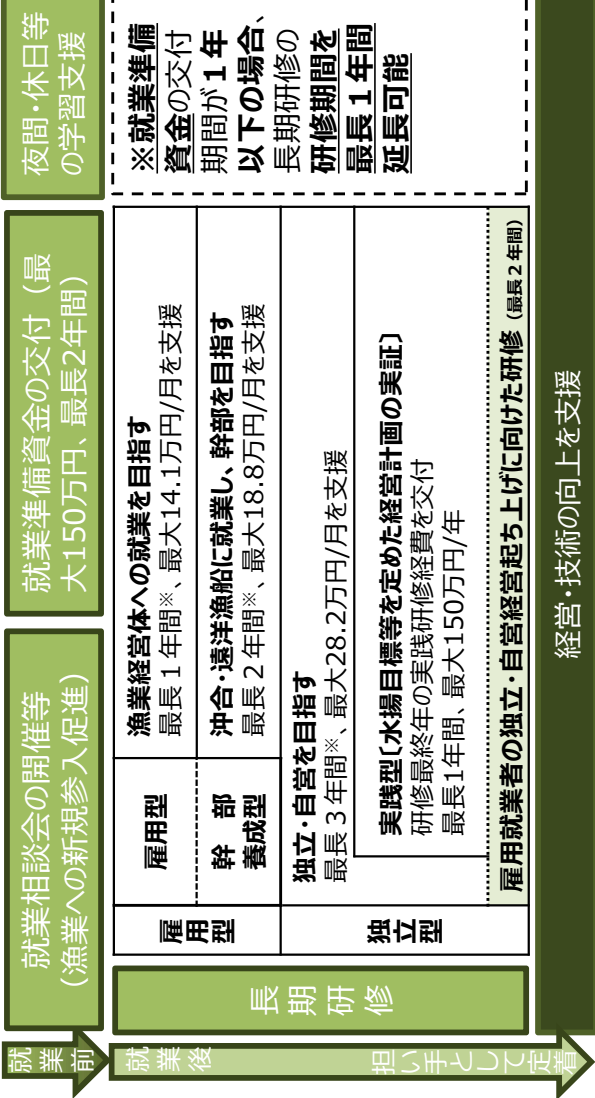
海技士資格取得のための履修コースの運営等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 国内人材確保に向けた支援



2. 海技士免許取得に必要な乗船履歴を短期に取得するコースの運営等を支援



【お問い合わせ先】（1の事業）水産庁企画課（03-6744-2340）
（2の事業）研究指導課（03-6744-2370）

No.	56		R3 予算額	1,800 百万円
事業名	水産多面的機能発揮対策		府省庁名	水産庁
概 要	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援			
支援対象	1 地域協議会、活動組織、都道府県及び市町村 2 民間団体	補助率	1 定額 2 委託	
対象事業	1 水産多面的機能発揮対策事業 ① 環境・生態系保全 ア 水域の保全：藻場、サンゴ礁の保全、魚介類の放流等 イ 水辺の保全：干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等 ② 海の安全確保：国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助等 ※ 多面的機能の理解・増進を図る取組（教育・学習） ：漁村文化にかかる取組については、上記①又は②の活動にあわせて多面的機能の理解・増進につながる教育・学習の取組を実施する場合に支援 2 水産多面的機能発揮対策支援事業 多面的機能を発揮させるために行う活動について、国民への理解促進を図るための啓発・普及、講習会、専門員の派遣、技術サポートの実施及び分析・評価を行う。			
支援内容	1 ① 定額（1／2 相当） ② 定額（ただし、資機材の整備については、1／2 以内） 2 委託			
離島での実績	各地域の実績として切り分けることが困難			
備 考				
担当部署	水産庁漁港漁場整備部計画課企画班			
連絡先	03-3501-3082			
参照 HP	http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub391.html			

○ 水産多面的機能発揮対策事業

【令和3年度予算額 1,800（2,299）百万円】

＜対策のポイント＞

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援します。

＜事業目標＞

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加〔令和7年度まで〕）
- 安心して活動できる海域の維持（環境異変等への早期対応件数の割合を20%増加〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する以下の取組を支援します。

1. 環境・生態系保全

① 水域の保全

藻場、サンゴ礁の保全、魚介類の放流等の活動を支援します。

② 水辺の保全

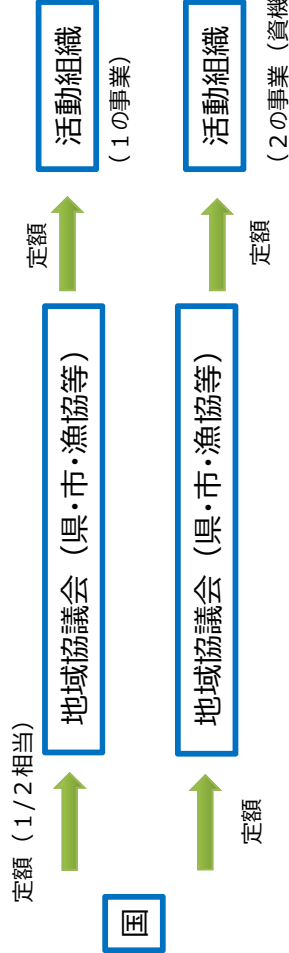
干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。

2. 海の安全確保

国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助等を支援します。また、これらの活動に必要な資機材の購入を支援します。

※ 上記の1及び2に併せて実施する多面的機能の理解・増進を図る取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



藻場の保全（ウニの駆除）



漂流漂着物の回収・処理



ヨシ帯の保全



干潟等の保全（干潟の耕うん）



災害時の流木の回収・処理



国境・水域の監視

（2の事業（資機材の整備は1/2以内））

【お問い合わせ先】 水産庁計画課（03-3501-3082）

No.	57		R 2 補正予算額	4,000 百万円
事業名	韓国・中国等外国漁船操業対策事業		府省庁名	水産庁
概 要	外国漁船による無秩序な操業は、我が国周辺水域における水産資源管理の取組や円滑な漁場利用を行う上で、大きな障害となっている。 このため、外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援。			
支援対象	漁協等	補助率	定額、1/2、2/5、1/3、2/3 以内	
対象事業	外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援。 （１）漁場機能回復管理協力 外国漁船の投棄漁具等の回収・処分等への支援 （２）外国漁船被害救済支援 外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具・施設被害の復旧支援等への支援 （３）漁業経営安定化支援等 緊急避泊する外国漁船による被害を軽減するための監視活動等への支援			
支援内容	（１）定額 （２）定額、1/2 以内 （３）定額、1/2、2/5、1/3、2/3 以内			
離島での実績	R 元年度 隠岐の島町、萩市、福岡市、五島市、小値賀町、平戸市、壱岐市、新上五島町、対馬市			
備 考	予算額は令和2年度補正予算額を計上。基金により事業を執行。			
担当部署	水産庁資源管理部管理調整課			
連絡先	03－3502－8469			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r2hosei3_pr50.pdf			

50 韓国・中国等外国漁船操業対策事業

【令和2年度第3次補正予算額 4,000百万円】

＜対策のポイント＞

韓国・中国等の外国漁船に対応するため、我が国の水域において漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援します。

＜事業目標＞

外国漁船の操業による影響を受けている漁業の経営の安定

＜事業の内容＞

日本海の大和堆周辺水域等において急増する韓国・中国漁船や道東・三陸沖におけるロシア漁船等により影響を受けている漁場の機能回復や日韓漁業交渉中断等に伴う我が国漁業者の経営安定・被害救済のための対策を基金により支援します。

1. 漁場機能回復管理協力

外国漁船の投棄漁具等の回収・処分等を支援します。

2. 漁業経営安定化支援等

緊急避泊する外国漁船による漁具や施設の被害を軽減するための監視活動等を支援します。

3. 外国漁船被害救済支援

外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具・施設被害の復旧支援等を支援します。

4. 漁業再編対策支援

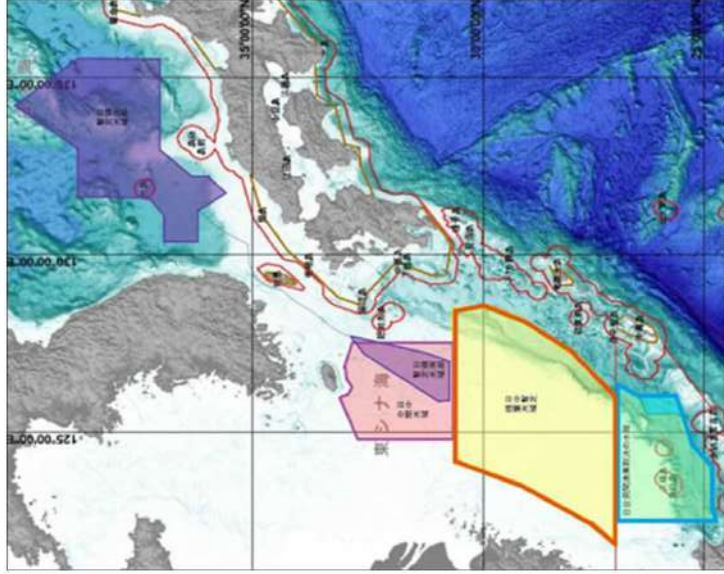
外国漁船の操業等の影響により漁業経営が困難になった漁船の計画的かつ円滑な再編整備を支援します。

＜事業の流れ＞



＜背景＞

日本海と東シナ海において、本来、我が国が主権的権利を行使すべき水域に広大な日韓暫定水域や日中暫定措置水域等が設定され、外国漁船による無秩序な操業や漁具の投棄による漁場の荒廃によって、多くの資源が低位水準となっている中で、外国漁船に対応し、水産物の安定供給を図るため、資源の回復を図るとともに、我が国漁業者の経営安定・被害救済を実施することが重要です。



韓国漁船等による投棄漁具の回収



外国漁船の調査・監視



【お問い合わせ先】 水産庁管理調整課（03-3502-8469）

No.	58		R3 予算額	3,050 百万円
事業名	離島のガソリン流通コスト対策事業費		府省庁名	資源エネルギー庁
概 要	離島の石油製品の流通コストは流通経路等により本土と比べて割高となっており、加えて、販売量が本土より少なく、ガソリンスタンド（SS）の必要経費も高くなっています。 このため、輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相当分を補助します。			
支援対象	揮発油販売事業者等	補助率	定額補助（１０／１０）	
対象事業	離島の SS 等が島民等にガソリンを値引き販売する事業を支援。			
支援内容	定額補助（１０／１０）			
離島での実績	＜補助対象離島＞ 平成２３年度～平成２７年度：１７６島 平成２８年度：１７４島 平成２９年度～令和元年度：１７３島 令和２年度：１７２島			
備 考				
担当部署	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課			
連絡先	03-3501-1511（内線：4661）			
参照 HP	https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pr/en/enecho_nenryou_27.pdf			

離島のガソリン流通コスト対策事業費 令和3年度予算額 30.5億円 (30.5億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 離島の石油製品の流通コストは流通経路等により本土と比べて割高となっており、加えて、販売量が本土より少なく、ガソリンスタンド（SS）の必要経費も高くなっています。
- このため、輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相当分を補助します。

成果目標

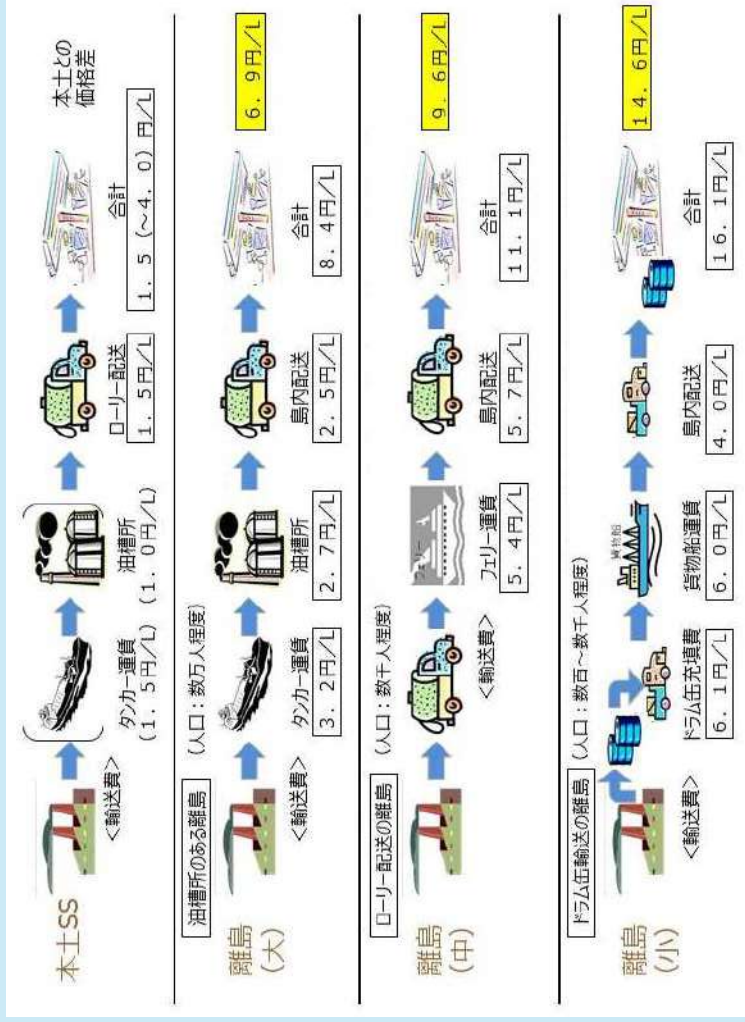
- 離島のガソリンの流通コストに着目した補助を通じ、離島のガソリン小売価格を実質的に下げることが目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

離島のガソリンの流通形態のイメージ



・ 離島の油槽所

・ 離島へ配送に向かうローリー

・ 離島配送用のドラム缶

No.	59		R3 予算額	70 百万円
事業名	離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費		府省庁名	資源エネルギー庁
概 要	台風や冬場の時化などの自然現象により、石油製品が運搬できないこともあり、地域のエネルギー安定供給の観点からも供給体制のあり方を検討する必要があります。 また、離島の石油製品は小口での海上輸送の必要性に加え、人口の減少、産業構造の変化などによって需給のアンバランスが生じている可能性があり、本土との価格差の要因となっていることが考えられます。 このため、地域ごとに関係者（自治体、事業者（元売・地元販売店）、需要家など）による検討の場を設け、地域の実情を踏まえた石油製品の流通合理化策や安定供給体制等を構築する取組を支援します。			
支援対象	① 都道府県、市町村 ② 民間団体等	補助率	①及び② 定額補助（１０／１０）	
対象事業	地域ごとに関係者（自治体、事業者（元売・地元販売店）、需要家など）による検討の場を設け、地域の実情を踏まえた石油製品の流通合理化策や安定供給体制等を構築する取組を支援。			
支援内容	定額補助（１０／１０）			
離島での実績	平成２７年度：北海道（奥尻島）、愛知県（日間賀島）、沖縄県（粟国島、渡名喜島） 平成２８年度：鹿児島県（トカラ列島）、長崎県（宇久島）、愛媛県（中島等）、香川県（塩飽諸島） 平成２９年度：東京都（三宅島）、熊本県（御所浦地域） 平成３０年度：広島県（大崎上島）、佐賀県（高島、馬渡島地域） 令和元年度：香川県（豊島）、鹿児島県（三島村） 令和２年度：岡山県（笠岡諸島） 等			
備 考				
担当部署	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課			
連絡先	03-3501-1511（内線：4661）			
参照 HP	https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pr/en/enecho_nenryou_27.pdf			

離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費 令和3年度予算額 0.7億円 (0.7億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 離島の石油製品は小口での海上輸送の必要性に加え、人口の減少、産業構造の変化などによって需給のアンバランスが生じている可能性があり、本土との価格差の要因となっていることが考えられます。
- 他方、台風や冬場の時化などの自然現象によって石油製品を運搬できないこともあり、地域のエネルギー安定供給の観点からも供給体制のあり方を検討する必要があります。
- このため、地域ごとに関係者（自治体、事業者（元売・地元販売店）、需要家など）による検討の場を設け、地域の実情を踏まえた石油製品の流通合理化策や安定供給体制を構築する取組等を支援します。

成果目標

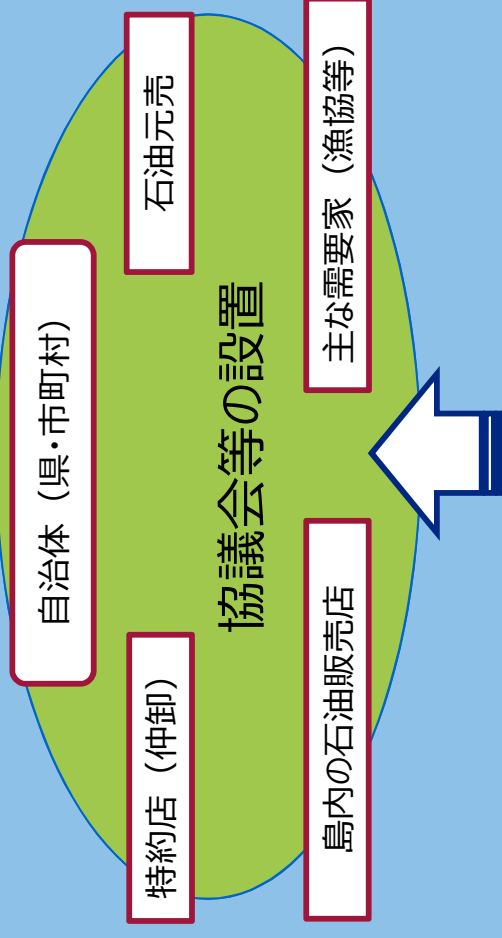
- 毎年度、全国最大6地域において、離島地域の実情に合わせた石油製品の流通合理化と安定供給の対策の策定を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

離島の石油製品の流通合理化策・安定供給体制の検討



コンサルティング

地域の関係者間で石油製品の流通合理化・安定供給等に向けた検討を行い、地域の実情を踏まえた具体的な対策の策定を支援

離島の石油製品の流通合理化策・安定供給体制等の検討

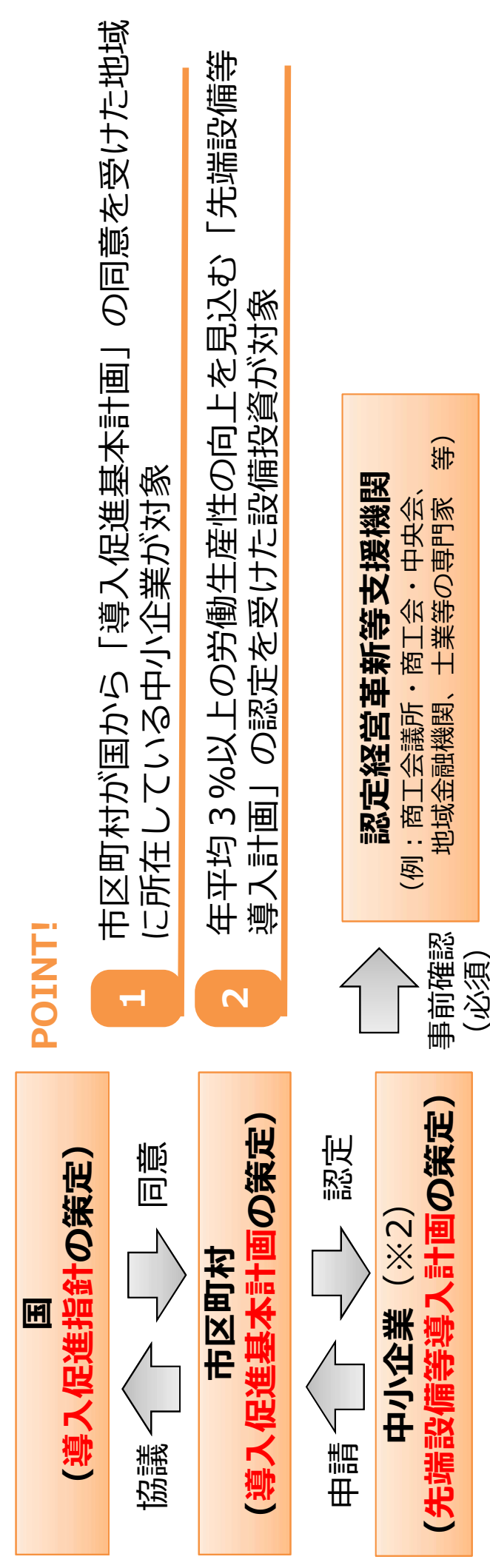
- 島内油槽所や給油所における石油製品備蓄増強による安定供給体制の確立
- 島内配送体制の見直し、共同配送等を通じた流通合理化
- 石油製品の海上輸送方法の見直しによる流通合理化 等

No.	60		R3 予算額	
事業名	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について		府省庁名	中小企業庁
概 要	先端設備等導入計画に基づき、一定の設備を新規取得した場合に、市町村の判断により、固定資産税を最大3年間ゼロ（*）にできる。 *課税標準を市町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2）を乗じて得た額とする			
支援対象	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）	補助率	固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ～1／2（※）に軽減 ※ 市町村の条例で定める割合	
対象事業	市町村より認定を受けた、年平均3％以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」に基づき新規取得する、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1％以上向上する下記の設備（事業用家屋除く）。（※1） 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※2）（60万円以上/14年以内） ◆構築物（120万円以上/14年以内） ◆事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたものの ※1 市町村によって異なる場合あり ※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く （注）生産、販売活動等の用に直接供されるものであること、中古資産でないことが要件となります。			
支援内容	固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ～1／2（※）に軽減 ※ 市町村の条例で定める割合			
離島での実績				
備 考	○生産性向上特別措置法の実績（令和2年12月末時点） ・固定資産税をゼロとした自治体数：1,651自治体 ・設備投資の認定件数：49,826件 ・見込まれる設備台数：144,692台 ・見込まれる設備投資額：約1兆5,222億円			
担当部署	中小企業庁経営支援部技術・経営革新課			
連絡先	03-3501-1816			
参照 HP	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html			

設備投資に係る新たな固定資産税特例について

お問い合わせ先 **設備を導入する市区町村**

- 第196回通常国会にて成立した「生産性向上特別措置法」において、2020年度までの期間を集
中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命の実現のため、市区町村の認定を受けた中小企業
の設備投資を支援。
- 認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において、市
区町村の判断により、2020年度末までに新規取得される償却資産に係る固定資産税が最大3年
間ゼロ（※1）になる特例を講じた。
- 今般、生産性向上に向けた中小企業の新規投資を促進するため、2021年3月末までとなっている
適用期限を2年間延長する。



(※1) 軽減率については、導入促進基本計画を策定した自治体において、条例によりゼロから2分の1の範囲内で定めることとされている。
(※2) 中小企業等経営強化法上の中小企業が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限る。

No.	61		R3 当初予算 R2 補正予算	1,300 百万円 310 百万円
事業名	離島活性化交付金		府省庁名	国土交通省
概 要	平成25年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。			
支援対象	①地方公共団体 ②民間団体	補助率	① 1／2 以内 ② 1／3 以内 等	
対象事業	(1)「定住促進」事業…雇用機会の創出のための戦略産品開発、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・J・Iターン希望者のための情報提供、空家改修等の人材受入のための施設整備、流通効率化関連施設整備など (2)「交流促進」事業…離島における地域情報の発信、交流拡大のための仕掛けづくり、当該住民との交流の実施の推進など (3)「安全安心向上」事業…防災機能強化事業、防災計画策定等事業など			
支援内容	上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。 補助率：都道府県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の 1/2 以内 民間団体…予算の範囲内で各事業の 1/3 以内 (ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。) 流通効率化関連施設整備等事業は、民間団体であっても 1/2 以内 特定有人国境離島の輸送費支援事業は、6／10 以内 (ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)			
離島での実績	R2 奥尻島（定住促進事業（海上輸送費支援））、神津島（交流促進事業（離島留学））、中通島（安全安心向上事業（避難所改修））等			
備 考				
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html			

目的

平成25年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。

- ◆事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体
- ◆対象事業：以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1／2以内
民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1／3以内

(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じて間接補助とする。)

※ 流通効率化関連施設整備等事業は、民間団体であっても1／2以内

※ 特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6／10以内

(国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)

- ◆事業期間：原則として3年以内

- ◆成果目標：あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定

○「定住促進」事業

産業活性化事業

雇用機会の創出のための戦略産品開発

戦略産品の移出に係る輸送費支援

原材料等の移入に係る輸送費支援

※輸送費支援は、3年経過後も同品目による継続可能。

定住誘引事業

U・J・ターン希望者のための情報提供

空家改修等の人材受入れのための施設整備

既存施設のシェアオフィス等への改修

- ・定住希望者の生活上必要な知識の習得機会の提供

流通効率化関連施設整備等事業

・倉庫、荷さばき施設、荷役機材、冷凍・冷蔵庫の整備

・品質・衛生管理高度化機材の整備(特定有人国境離島地域のみ)

○「交流促進」事業

離島における地域情報の発信

・PR映像、パンフレットの制作

・イベントにおけるPR活動

交流拡大のための仕掛けづくり

・観光地域づくり推進主体立上げ

・滞在交流型観光のプログラム作成

・交流人口の拡大に必要なトイレ改修

島外住民との交流の実施の推進

・離島留学、交流イベント開催

○「安全安心向上」事業

防災機能強化事業

・避難施設整備

・既存防災拠点の改修等

・避難階段、案内板等簡易な施設の整備

・緊急時物資等輸送施設の整備

・災害応急対策施設の整備

・感染症対策等の隔離施設及び物品等の整備

計画策定等事業

・地域防災計画修正事業

・災害時エネルギー確保のための調査・計画策定

No.	62		R 3 予算額	—
事業名	離島における割増償却制度		府省庁名	国土交通省
概 要	離島振興対策実施地域のうち、産業の振興に関する計画を策定している市町村の対象地区において、事業（製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等）を行う者が、当該事業のために用いる設備（機械、建物、構築物等）を取得し、使用した場合、普通償却に加え、5年間割増償却を行うことができる。			
支援対象	①主として民間事業者	補助率	償却率 機械・装置：普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の 48%	
対象事業	・ 製造業 ・ 旅館業 ・ 農林水産物等販売業 ・ 情報サービス業等			
支援内容	事業者が、対象事業のために用いる設備（機械、建物、構築物等）を取得し、使用した場合、普通償却に加え、5年間割増償却を行うことができる。			
離島での実績	平成 26 年 1 社 2 件（新潟県佐渡市） 平成 27 年 1 件 平成 28 年 2 件 平成 29 年 2 社 6 件（新潟県佐渡市（1 社 3 件）、長崎県五島市（1 社 3 件）） 佐渡市：島外の企業が佐渡島で、新たにホテル事業を開始した。地元での新規雇用も生まれた。 五島市：地元の養豚業者が飼育頭数の増加によって、新たな豚舎を建設した。地元での新規雇用も生まれた。 平成 30 年 1 社 2 件（長崎県五島市） 令和元年 6 件			
備 考	離島振興対策実施地域における産業の振興に関する計画を策定し、関係大臣（総務・農林水産・国土交通）の地区の指定を受けなければ利用できない。			
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/hra_zei.html			

離島地域における工業用機械等に係る割増償却制度(所得税・法人税)

離島振興対策実施地域のうち、市町村の長が産業の振興に関する計画を策定する地区として関係大臣(総務・農林水産・国土交通)が指定する地区において、事業者が製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のために用いる設備(機械、建物、構築物等)を取得等し、供用した場合、5年間割増償却ができる。

対象業種、取得価額要件等

(1) 対象業種、取得価額要件等

■ 製造業・旅館業

資本金5,000万円以下	資本金5,000万円超1億円以下	資本金1億円超
500万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等	1,000万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新増設	2,000万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新増設

■ 農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上の取得等(資本金5,000万円超は新増設)

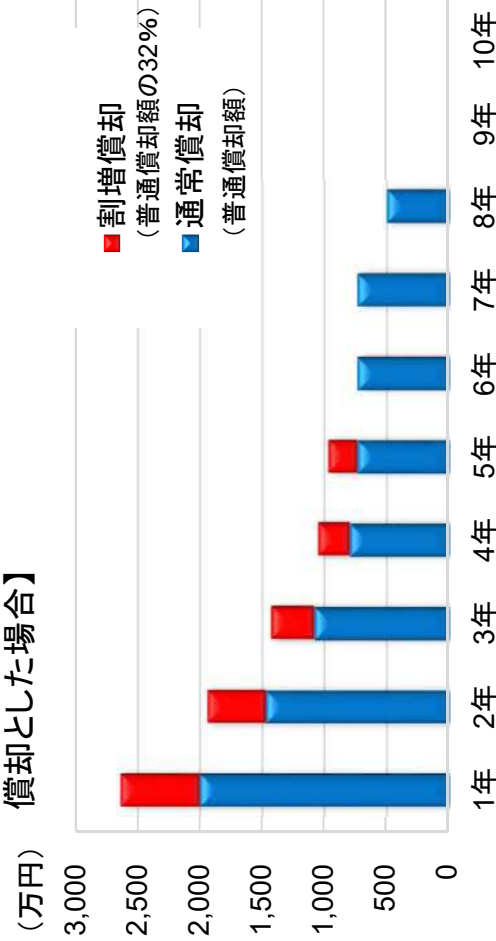
(2) 償却率 機械・装置 : 普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物 : 普通償却限度額の48%

(3) 償却期間 5年

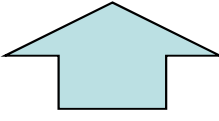
(4) 適用期限 令和5年3月31日まで

◆ 割増償却を適用すると...

【1億円の機械を取得。耐用年数が10年、200%定率法による償却とした場合】



さらに、



1年目では、普通償却額2,000万円(1億円×普通償却率20%)に加え、640万円(2,000万円×割増償却率32%)の償却が可能。したがって、148万円(640万円×法人税率23.2%)の法人税の繰り延べが可能に。
⇒5年間で、合計304万円の法人税が繰り延べ可能。

☆ 建物・附属設備、構築物にも利用可能
(普通償却限度額の48%)

☆ 事業者の規模に応じ、より小規模の投資へも利用可能

などのメリットがあります

No.	63		R3 予算額	9,303 千円
事業名	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」		府省庁名	国土交通省
概 要	全国の離島地域が都心に集まり「島と都市部との交流」「島と島との交流」を通じて定住促進を図る事業である「アイランダー」を開催し、離島の魅力の情報発信を行う場を提供するとともに、都市住民の離島に対するニーズの把握を目的とした調査業務（参加者等へのアンケート）を行う。 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、オンラインにて開催した。今年度も主にオンラインで開催予定。コンテンツ内容も昨年度と同様にオンラインでの交流イベントや移住定住の個別相談等を想定。			
支援対象	①離島関係都道府県及び市町村 ②離島関係組織	補助率	—	
対象事業	・ アイランダーへの参加 ・ 移住定住及び観光に関する情報の発信 ・ 島産品の販売 ・ 他島との交流			
支援内容	・ イベントの開催 ・ 調査データのフィードバック			
離島での実績	平成 6 年 3 月以来、28 回開催（令和 2 年度末時点）			
備 考	原則として、（公財）日本離島センター会員及び離島関係組織のみ参加可能			
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	http://www.i-lander.com/			

◇ 離島の交流推進支援調査業務「アイランダー」

全国の島が一体となって島のもつ自然・歴史・文化・生活などのすばらしさをアピールし、交流人口の拡大、UIJターンの促進を図り、離島地域の活性化に資する目的で行う「離島」と「都市及びその他地域」との交流事業である、「アイランダー」を開催しています。

【令和2年度実績】 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、オンラインにて開催

参加離島数：183島、参加団体：87(島外団体含む) 公式HP閲覧者数：9,955人(10日間)

視聴者参加型イベント参加者数：431名、ライブ配信参加者数：405名 ※左記の参加者数は10日間の累計

<コンテンツ内容>

○島の基本情報

各島の紹介文、島へのアクセス、観光情報、島のグルメ等といった島に関する情報を紹介

○オンライン交流イベント

オンライン会議システム(zoom)を利用して、移住セミナー、クイズ大会等を視聴者参加型で実施

○ライブ配信

オンライン会議システム(zoom)を利用して、観光案内の中継、物産展からのライブ中継、シンポジウム、等を実施

○個別相談

オンライン会議システム(zoom)を利用して、移住定住、島への観光を検討している方を対象に1対1での移住定住・観光相談を実施

○ハローワーク(求人相談)

オンライン会議システム(Webex)を利用して、離島の求人相談を実施

○島のマルシェ

離島の通信販売サイト、ふるさと納税を紹介

○しまっちゃんぐ

離島のビジョンや求める企業の情報を掲載し、興味を持った企業とのオンラインミーティングを実施することで、離島と島外企業とのコラボによる新たな事業展開を図る

参考：オンライン「アイランダー2020」

<https://www.i-lander.com/2020/index.php>

【令和3年度予定】

アイランダー2021 ※今年度も主にオンラインにて開催予定。

コンテンツ内容も昨年度と同様にオンラインでの交流イベントや移住定住の個別相談等を想定。

開催日：令和3年11月中旬～12月上旬の予定 ※令和2年度は令和2年11月20日～29日の10日間

開催場所：実行委員会が運営する公式HP

主催：国土交通省、公益財団法人日本離島センター

No.	64		R3 予算額	-
事業名	離島と企業をつなぐ「しまっちんぐ」		府省庁名	国土交通省
概 要	・ 離島と企業をつなぐ「マッチング」の場を設け、商談などを通じて、離島の活性化につなげる取組 ・ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、オンラインにて開催。			
支援対象	離島振興対策実施地域等の関係者	補助率	—	
対象事業	離島地域と企業が協働で、地域課題の解決につながる活性化プロジェクトを立ち上げるため、以下内容を実施。 ①離島のニーズの掘り起こし （コーディネーターの派遣による離島でのワークショップの開催） ②離島と企業をつなぐマッチング交流会の実施 （離島と企業が直接対話する商談・交流会を東京で開催）			
支援内容	②について、国土交通省が開催。①については、自治体が任意で自己負担により行う。			
離島での実績	平成 27 年度： 7 地域が参加 平成 28 年度：12 地域が参加 平成 29 年度： 8 地域が参加 平成 30 年度： 7 地域が参加 令和元年度：10 地域が参加 令和 2 年度： 9 地域が参加 ①北海道礼文町 礼文島 ⑥島根県西ノ島町 西ノ島 ②東京都利島村 利島 ⑦岡山県笠岡市 笠岡諸島 ③愛知県西尾市 佐久島 ⑧香川県土庄町 小豆島 ④三重県鳥羽市 菅島 ⑨鹿児島県天城町 徳之島 ⑤滋賀県近江八幡市 沖島			
備 考	平成 27 年度から開始された事業である。 例年、夏頃に参加離島の募集を行う。 参加者・要件は問わないが、自治体担当者を通じた参加が条件。 詳細は HP 参照			
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/shimatching.html			

- 地域課題を解決する1つの手段として、離島と企業をつなぐ「マッチング」の場を提供する『しまっちんぐ』を開催。
- 対話重視のマッチングにより、離島活性化のための事業につなげる。
- 今年度は新型コロナウイルスの影響を踏まえ、WEBサイトを通じたマッチングを実施。

離島地域

- ・島を活性化したい
- ・島の魅力をもっと活かしたい
- ・外の企業と交流する機会が少ない

WEB版「しまっちんぐ」
～離島と企業をつなぐプラットフォーム～

- ・特設Webサイトに離島側の情報を掲載
「しまっちんぐ」ページに島のビジョンや離島側がどのような企業・人材を求めているか等についての情報（動画等）を掲載

【WEBサイト掲載】

- ・離島の概況
- ・離島のビジョン
- ・離島からのメッセージ
- ・求める企業の説明動画など
- ・オンラインミーティングの予約フォーム等

企業関係者が離島の情報を確認



民間企業(島外)

- ・島と事業を立ち上げたいが、島のこと良くわからない
- ・島に貢献したいがつながり方がわからない

- ・民間企業と離島地域がオンラインで交流
WEB会議ツールを使って、オンラインで離島関係者と企業側が交流



お互いが顔の見える形で、PRや関心事項等を意見交換・情報交換しつつ、離島活性化に資する事業化に向けたマッチングの可能性を追求

離島と企業によるプロジェクトの実施

離島と企業の思いがマッチングしたら事業化を目指す。

【プロジェクトの例】島の小学生による特産品開発

沖島（滋賀県近江八幡市）では、「しまっちんぐ」をきっかけに、沖島小学校、行政、地元協議会、コープおきなわ、コープしが、池田牧場が連携し、児童による島の特産（さつまいも）をつかったアイスクリームづくりを行い、平成29年2月に販売会を開催。



No.	65		R3 当初予算	151 百万円
事業名	スマートアイランド推進実証調査		府省庁名	国土交通省
概 要	離島地域が抱える課題解決のため、ＩＣＴやドローンなどの新技術の離島地域への実装を図る実証調査を行う			
支援対象	離島振興対策実施地域を構成員に含むコンソーシアム等	補助率	- (国土交通省による調査事業)	
対象事業	離島振興法に明示する離島振興基本方針※に掲げる各分野における課題を対象とし、当該離島が目指す離島振興のビジョン及び現状の課題を踏まえた対策として実施する実証調査とする。 ※参照 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000004.html			
支援内容	新技術や新たな知見の社会実装に必要な事項の検証と実証調査に要する経費			
離島での実績	八丈島、日間賀島ほか 参照： https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_tk_000317.html			
備 考	令和２年度から開始された事業である。			
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html			

スマートアイランド推進実証調査（継続）

【目的】

- 本土に比して厳しい生活環境下にあり様々な地域課題を抱える離島とICTなどの新技術等を有する民間企業・団体とが協力し、新技術等の実証に向けた実証を行うとともに、得られた知見の全国の離島への普及を図ることで、離島地域の課題解決を目指す。

【内容】

- 離島地域と民間企業等とが一体となり、新技術・知見の地域への導入を実証するための調査を行う。
- 実証調査の確実なフォローと調査で得られた知見の全国の離島への的確な横展開を図る。
- 離島地域と民間企業等が一堂に会するプラットフォームを設け、効果的なマッチングの機会を創出する。



物資輸送と遠隔医療のイメージ

再生可能エネルギーによる
発電のイメージ

アイランダー（継続）

【目的】

- 全国の離島地域の関係者が都心に集まり、交流促進や定住促進のため、離島の魅力の情報発信を行う機会を提供し、都市住民側のニーズを把握

【内容】

- ① 交流事業や観光情報の発信
- ② 移住情報の発信（求人情報、空屋、借家情報等）
- ③ 離島の伝統文化の体験、特産品の紹介等

感染症対策関連

離島地域における新型コロナウイルス等の感染症拡大リスクを低減、リモート化による医療体制の構築等を図るため、ICTやドローン等の新しい技術の導入を推進するために必要な実証調査を行う。

No.	66		R3 予算額	331 百万円
事業名	官民連携基盤整備推進調査費		府省庁名	国土交通省
概 要	官民連携による地域活性化を図るため、民間の設備投資等と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等）の事業化検討について、都道府県・市町村に対して、調査費補助を行う。			
支援対象	地方公共団体（都道府県、市町村等）	補助率	1／2	
対象事業	地方公共団体が民間の事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備事業（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等の公共土木施設）の事業化に向けて必要な調査検討の経費。 ① 施設整備の内容に関する調査 （基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等） ② 上記①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査 （PPP/PFI 手法の選定、官民の業務分担、VFM の算定等）			
支援内容	補助率： 1／2 令和３年度も引き続き、下記の調査について重点支援しています。 ・ PPP/PFI の推進に資する調査 ・ 広域的な観光又は交流拠点形成の促進に係る調査			
離島での実績	H25 石垣市（クルーズ船寄港のための港湾整備の検討で活用） H28 石垣市（旧石垣空港跡地における公園整備の検討で活用） R3 新潟県・佐渡市（両津港における港湾再整備の検討で活用）			
備 考				
担当部署	国土交通省国土政策局広域地方政策課調整室			
連絡先	03-5253-8360			
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html			

官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業
(官民連携基盤整備推進調査費)

令和3年度予算 331百万円

地域活性化に資することを目的として、民間事業活動と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等）を進めるため、地方公共団体が行う事業化の検討を支援する。

特に、PPP/PFIの推進に資する調査及び広域的な観光又は交流拠点形成の促進に係る調査を重点支援する。

制度の概要

【配分先】地方公共団体(都道府県・市町村等)

【補助率】1/2

【支援内容】

民間の事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備※の事業化に向けて必要となる調査検討の経費を補助する。

内容調査

①施設整備の内容に関する調査

- 基礎データ収集、需要予測
- 施設配置、概略設計
- 整備効果検討等

②施設の整備・運営手法に関する調査

- ・PPP/PFI事業手法の選定
- ・官民の役割分担
- ・VFMの算定 等

※国土交通省所管の道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地の整備、空港等の公共土木施設(社会資本整備総合交付金の基幹事業等)として実施が可能なもの)

制度の事例

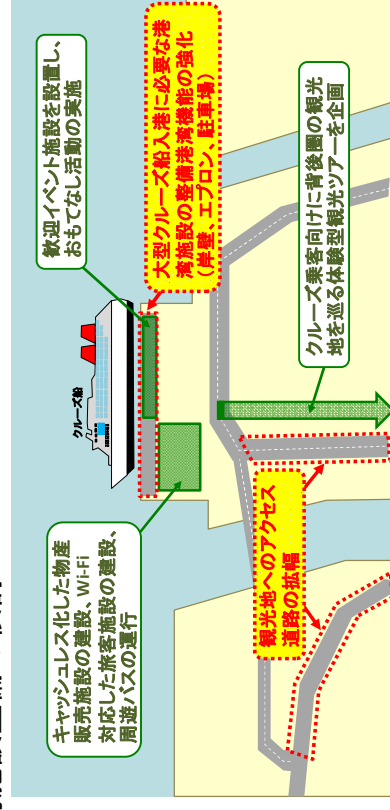
【凡例】社会基本整備

活動事業間民

例：大型クルーズ船受入のための港湾施設整備の検討

【調査内容の例】

- ① 港湾施設整備に係る需要調査、大型クルーズ船寄港に必要な港湾機能の検討
- ② ①の調査結果に基づく岸壁、エプロン、駐車場、アクセス道路の概略設計等



例：観光振興のための公園整備の検討

【調査内容】

- ① 公園施設の再整備及びアクセス道路の拡幅等に係る需要調査、基本計画策定、概略設計
- ② 公園施設の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討等



No.	67		R3 当初予算	20,587 百万円
事業名	地域公共交通確保維持改善事業		府省庁名	国土交通省
概 要	地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援			
支援対象	公共交通事業者等（地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提）、地域における協議会又は地方公共団体	補助率	1／2、1／3等	
対象事業	○地域の実情に応じた生活交通の確保維持（以下「確保維持事業」） 幹線バス交通や地域内交通の運行 ・ 地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通や過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の運行を支援 ・ 地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通や過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の車両購入、貨客混載の導入を支援 ・ 旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援 離島航路・航空路の運航 ・ 離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援 ○快適で安全な公共交通の構築（以下「バリア解消促進等事業」） ・ 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備 ・ 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等 ○持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定（以下「調査等事業」） ・ 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等 ・ バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査			
支援内容	○確保維持事業　＜補助率＞1/2　等 ○バリア解消促進等事業　＜補助率＞1/3　等 ○調査等事業　＜補助率＞1/2 ※ 国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業に対しては、補助要件の緩和等により支援内容を充実			

離島での 実績	令和2年度実績 ・離島航路運営費補助 126 航路 ・離島航空路運航費補助 14 航空路 等
備 考	
担当部署	国土交通省総合政策局地域交通課
連絡先	03－5253－8396
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

地域公共交通確保維持改善事業の概要

令和3年度予算額 206億円
(前年度比 1.01倍)

- 地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援
(上記取組を促進するため、地域公共交通活性化再生法の枠組みを強化(令和2年11月27日施行))

地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

- 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- ・過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の地域内交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- 離島航路・航空路の運航
- ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援



地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)

<支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



地域公共交通調査等事業

(持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画策定等の後押し)

<支援の内容>

- 地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業(地域鉄道の上下分離、利便性向上・運行効率化等)のためのバス路線の再編、旅客運送サービス継続のためのデマンド型等の多様なサービスの導入等)について、まちづくりとも連携し、特例措置により支援

※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し(地域公共交通協働トライアル推進事業)

No.	68		R2 予算額	16 百万円
事業名	グリーンスローモビリティの活用検討に向けた 実証調査支援事業		府省庁名	国土交通省
概 要	地域が抱える様々な交通の課題の解決と、地域での低炭素型モビリティの導入を同時に進められるグリーンスローモビリティの導入、地域での活用に向け、実証調査を行う。			
支援対象	地方公共団体	補助率	—	
対象事業	グリーンスローモビリティの活用検討に向けた実証調査支援事業			
支援内容	実証調査の実施のため、車両を一定期間無償貸与するとともに、国土交通省が委託する外部専門機関が助言支援。			
離島での実績	令和元年度の実証では、岡山県笠岡市の笠岡諸島（北木島、高島、真鍋島）が採択され、9 月後半の約 2 週間、実証運行が行われた。 また、令和 2 年度の実証では、長崎県西海市の江島が採択され、12 月中旬から 1 月中旬までの約 4 週間、実証運行が行われた。			
備 考				
担当部署	国土交通省総合政策局環境政策課			
連絡先	03-5253-8269			
参照 HP				

- 環境への負荷が少なく、狭い路地も通行が可能で、高齢者の移動手段の確保や観光客の周遊に資する「新たなモビリティ」として期待されているグリーンスローモビリティの地域での活用に向け、地方公共団体を対象に実証調査を実施

グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスであり、その車両を含めた総称

- 従来の公共交通ネットワークを補完する「低速の小さな移動サービス」
- 運転手と乗客や乗客同士、乗客と歩行者などのコミュニケーションが弾む機能を持つ「乗って楽しい移動サービス」
- 地域が抱える交通等の課題解決と脱炭素社会の確立を同時に実現



事業内容

- グリーンスローモビリティの活用に向けた実証調査の実施を希望する地方公共団体からの企画を募集
- 採択された地域に対して、2～4週間、車両を無償貸与するとともに、国土交通省が委託する外部専門機関による助言支援を実施

○ 審査のポイント

- ・ 地方公共団体が主体となり実証調査を行う意向があること
- ・ 予め警察署・地方運輸局・道路管理者との事前調整を行っていること
- ・ 実証調査終了後、事業化に向けた取り組み意向があること

事業スキーム

国土交通省総合政策局
環境政策課

① 業務委託

事務局（民間）

② 車両貸与
助言支援

採択地域（5地域程度）



グリーンスローモビリティの活用検討に向けた実証調査支援事業

(国交省単独)

○平成30年度 13地域から応募があり、5地域を選定

福島県いわき市	被災地中心市街地での観光客向け定期周遊型モビリティ
三重県東員町	名古屋圏ニュータウンでの住民向けデマンド型ラストワンマイルモビリティ
岡山県備前市	福祉と連携した中山間高齢者向けデマンド型ラストワンマイルモビリティ
広島県福山市	住民の暮らし、観光客のおもてなし、離島のお出かけ型モビリティ
熊本県天草市	世界遺産集落で住民生活と共存する住民・観光向け型モビリティ

○令和元年度 14地域から応募があり、7地域を選定

千葉県松戸市	郊外住宅地における介護予防・健康づくりを推進する定路線型モビリティ
兵庫県明石市	標高差のある住宅地と生活拠点・バス停を結ぶ定路線型モビリティ
兵庫県朝来市	中山間地域の住宅地におけるシルバー人材が活躍する定路線型モビリティ
岡山県笠岡市	離島の住民の移動と観光周遊手段を兼ねるデマンド型・定路線型モビリティ
山口県宇部市	中心市街地における高齢者の移動手段としての定路線型モビリティ
宮崎県宮崎市	駅とまちなかをつなぎ、市街地を活性化させる定路線型モビリティ
宮崎県延岡市	公共交通の空白地である三角州地帯の生活を支えるデマンド型モビリティ

○令和2年度 20地域から応募があり、6地域を選定

岩手県陸前高田市	災害復興公営住宅と生活拠点・観光拠点間を結ぶ定路線型モビリティ
茨城県日立市	高齢化の進む団地内外における半デマンド型・定路線型モビリティ
千葉県千葉市	モールの2次交通としてゲリラを活用する地域主体の定路線型モビリティ
千葉県四街道市	高齢化の進む郊外住宅団地における定路線型モビリティ
福岡県北九州市	点在する観光スポットの周遊性を向上させる定路線型モビリティ
長崎県西海市	離島住民の移動と観光スポットまでの移動手段を兼ねる定路線型モビリティ

No.	69		R3 当初予算 R2 補正予算	海洋の開発・利用・ 保全の戦略的な推進 のための予算（４３ 百万円）の内数 － 円
事業名	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業		府省庁名	国交省
概 要	沿岸・離島地域が抱える課題解決のため、海の次世代モビリティの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために必要な検証すべき事項について、実証的な実験を行う。			
支援対象	海の次世代モビリティの製造・運用者、結果を評価するユーザー（地方自治体等）が共同で応募・実施するもの ※ 地方自治体が共同実施者として参画することは必須ではないが、応募に当たっては、実験海域の使用に係る自治体を含む関係者へ説明済みであることを条件とする予定。	補助率	実験に要する経費の助成(500 万円以内)	
対象事業	海の次世代モビリティの我が国沿岸・離島地域における新たな利活用法を提案し実証するもの ※ 海の次世代モビリティとは、ASV、AUV、ROV など、推進力を有し海上または海中を無人で浮遊し移動するものを指す。 ※ 新たな利活用の促進を目的としているため、海の次世代モビリティの新たな利活用で結果を公表できるものを対象とする。すでに実用化されている利活用法は対象外。 ※ 新たな技術の適用に限らず、既存の技術を新たな用途に応用するものも対象とする。			
支援内容	実験に要する経費の助成（500 万円以内） ※共同実施者の人件費や利益等は助成対象経費の対象外。 ※機材を調達する場合はレンタル又はリースを原則とする。			
離島での実績				
備 考	詳細は調整中のため、変更がありうる。 公募は 6 月以降に開始予定。			
担当部署	国土交通省総合政策局海洋政策課			
連絡先	03-5253-8266			
参照 HP	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean_policy/seamobi.html			

実験の目的

沿岸・離島地域が抱える課題解決のため、海の次世代モビリティの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために必要な検証すべき事項について、実証的な実験を行う。

実験の概要

実験内容: 海の次世代モビリティの我が国沿岸・離島地域における新たな利活用方法を提案し実証するもの

- ※ 海の次世代モビリティとは、ASV、AUV、ROVなど、海上または海中を無人で浮遊し移動するものを指します。
- ※ 新たな利活用の促進を目的としているため、海の次世代モビリティの新たな利活用で結果を公表できるものを対象とします。すでに実用化されている利活用方法は対象外です。
- ※ 新たな技術の適用に限らず、既存の技術を新たな用途に応用するものも対象になります。

実施体制: 海の次世代モビリティの製造・運業者、結果を評価するユーザー（自治体等）が共同で応募・実施

- ※ 地方自治体が共同実施者として参画することは必須ではありません。ただし、応募に当たっては、実験海域の使用に係る自治体を含む関係者の了解を得ることが条件となります。

助成額: 1件あたり500万円程度（上限）

- ※ 実験に要する経費について、上限額まで助成します。
- ※ ただし、共同実施者の人件費や利益等は助成対象経費の対象外となります。
- ※ また、機材を調達する場合はレンタル又はリースを原則とします。
- ※ 計上できる経費の詳細は応募要領でご案内します。

採用件数: 複数件を採用予定

- ※ 詳細は調整中のため、変更がありうる旨、あらかじめご了承ください。
- ※ 本協議会の参加者に限らず、一般公募を予定しています。

スケジュール（予定）

公募期間: 6月～7月

採択公表: 8月

実証実施: 8月～翌2月中旬

結果取りまとめ: ～2月下旬

結果報告会: 3月頃

No.	70		R3 予算額	3,383 百万円の内数
事業名	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業		府省庁名	観光庁
概 要	訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料 Wi-Fi サービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策等に関する個別の取組を支援する。			
支援対象	(1) 地方公共団体、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者、協議会等 (2) 基本的ストレスフリー環境整備：複数の宿泊事業者その他関係する事業者等により構成された団体及びその構成員である宿泊事業者 バリアフリー環境整備：宿泊事業者 (3) 公共交通事業者、地域における協議会、地方公共団体等	補助率	(1) 1／3（一部 1／2） (2) 基本的ストレスフリー環境整備：1／3 （補助金の合計額は宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者の数に 150 万円を乗じた額を上限とする。また宿泊事業者等団体又は一の構成員宿泊事業者に対する補助金の額は 150 万円を上限とする。） バリアフリー環境整備：1／2（上限 500 万円） (3) 2／3、1／2、2／5、1／3、1／4 等 （交通サービス調査事業は上限 1,000 万円）	
対象事業	(1) 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 (2) 宿泊施設インバウンド対応支援事業 (3) 交通サービスインバウンド対応支援事業			
支援内容	(1) 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 ①外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応の強化 ・訪日外国人旅行者にとって利用しやすい観光案内所の整備を促進するため、観光案内所の開設や機能向上・災害時の対応能力強化等にかかる経費の一部について支援。 ②観光スポットの段差の解消 ・訪日外国人旅行者が安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みのあるものとして観光庁が指定する市区町村に係る観光地における代表的な観光スポットにおける段差の解消に要する経費の一部について支援。 ③観光地における感染症対策の支援 ・観光需要の回復に向けて反転攻勢のための基盤を整備するため、観光地における感染症対策に要する経費の一部について支援。 注：補助対象は、観光地の「まちあるき」の満足度向上支援事業の対象となる地域を除き、着地型整備に積極的に取り組んでいる地域において実施されるものに限る（一部事業については地域要件の対象外） (2) 宿泊施設インバウンド対応支援事業 ・旅館・ホテル等の宿泊施設において、訪日外国人旅行者にとって利用しやすい宿泊環境の整備を促進するため、宿泊事業者が実施する無料公衆無線 LAN 環境整備や決済端末整備等の基本的ストレスフリー環境整備、及びトイレのバリアフリー化や出入口の改修等のバリアフリー環境整備に要する経費の一部について支援。 (3) 交通サービスインバウンド対応支援事業 ・ストレスフリーな交通利用環境の利便性向上等を実現するため、多言語表記、多言語案内用タブレット端末の導入、無料Wi-Fi の整備、トイレの洋式化及び機能向上、全国共通 IC カード・QRコード決済等の導入、旅客施設や車両等の移動円滑化、感染症対策等のインバウンド対応事業に要する経費の一部について支援。			
離島での実績	H30 補正 ・佐渡島（新潟県佐渡市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 R 1 当初予算 ・中通島（長崎県上五島町）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 R 1 予備費 ・日間賀島（愛知県知多郡南知多町）〔宿泊施設インバウンド対応支援事業〕 R 2 当初予算 ・利尻島（北海道利尻郡利尻町）〔宿泊施設インバウンド対応支援事業〕 ・佐渡島（新潟県佐渡市）〔宿泊施設インバウンド対応支援事業〕 ・白石島（岡山県笠岡市）〔宿泊施設インバウンド対応支援事業〕 ・壱岐島（長崎県壱岐市）〔宿泊施設インバウンド対応支援事業〕			

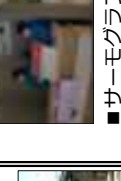
	・ 似島（広島県広島市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 ・ 江田島（広島県江田島市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 R2 補正 ・ 種子島（鹿児島県西之表市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 ・ 屋久島（鹿児島県屋久島町）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕	
備 考		
担当部署	(1) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室	TEL: 03-5253-8972
連絡先	(2) 国土交通省 観光庁 観光産業課	TEL : 03-5253-8330
	(3) 国土交通省 総合政策局 地域交通課	TEL : 03-5253-8396
参照 HP		

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光庁(参事官(外客受入担当))：3,383百万円

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人(DMO)、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策等に関する個別の取組を支援する。
また、最新の知見を踏まえた観光分野における感染症対策や持続可能な観光の実現に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援する。

○地方での消費拡大に向けた取組を支援

外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応の強化	案内標識の多言語化	多言語翻訳システム機器の整備	デジタルサイネージの整備	無料公衆無線LAN環境の整備	非常用電源装置等	観光スポットの段差の解消	■サーモグラフィ等の導入	感染症対策
								

注：補助対象は、観光地の「まちあるき」の満足度向上支援事業の対象となる地域を除き、着地型整備に積極的に取り組んでいる地域において実施されるものに限る。
また、非常用電源装置と感染症対策については、地域要件の対象外

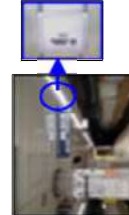
○宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援

■基本的ストレスフリー環境整備

無料Wi-Fiの整備	案内表示の多言語化	タブレット端末の整備	決済端末等の整備	サーモグラフィ等の導入	混雑状況の「見える化」
					

バリアフリー環境整備	浴室のバリアフリー化	食堂の段差の解消	トイレのバリアフリー化	非接触型エタクトインシステムやキーレスシステムの導入
				

○移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援

多言語表記	多言語案内用タブレット端末等の整備	無料Wi-Fiの整備	トイレの洋式化及び機能向上	全国共通ICカード、QRコード決済等の導入	移動円滑化	感染症対策
						

○実証事業の実施

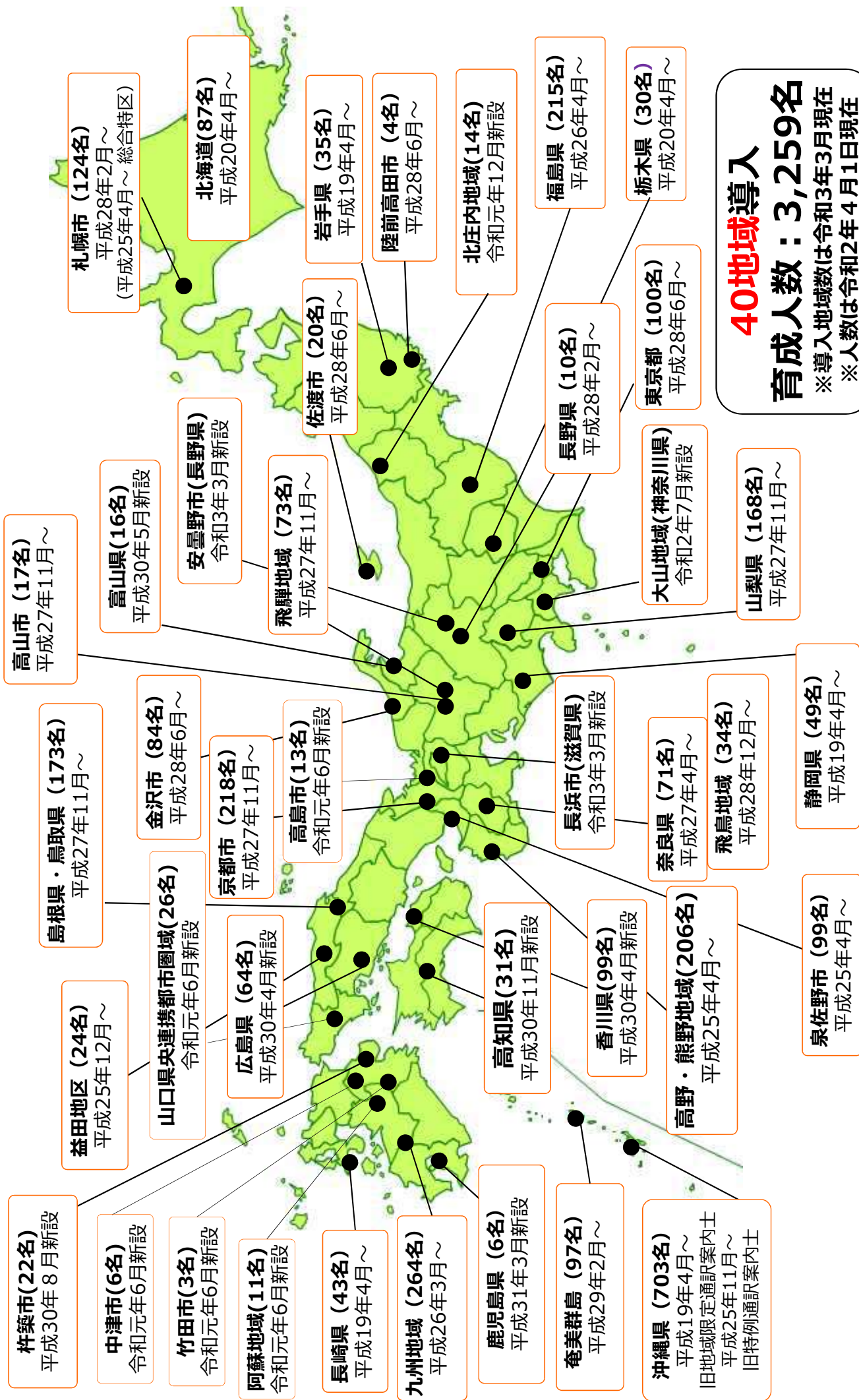
- ・訪日外国人旅行者の安全安心な旅行促進調査
- ・訪日外国人旅行者向け受入環境整備に関する調査

補助率： 1/2
(例：非常用電源等)

1/3 等
(例：案内標識の多言語化等)

No.	71		R 3 予算額	—
事業名	地域通訳案内士制度		府省庁名	観光庁
概 要	各地域における通訳案内士の不足に対応を図る観点から、一定区域内において名称独占資格を付与する地域通訳案内士制度を導入することにより、多様化する訪日外国人旅行者の旅行ニーズへの対応を図っている。			
支援対象	地方公共団体	補助率	— （地域通訳案内士育成等計画の策定に際してのアドバイス等の支援）	
対象事業	地域通訳案内士制度を導入する地方公共団体に対して、地域通訳案内士育成等計画を策定する際のアドバイスや、優良事例などの横展開などを行うなどの支援を行っている。 平成 27 年度導入地域 ・ 山梨県、長野県、高山市、京都市、奈良県、島根県・鳥取県 平成 28 年度導入地域 ・ 陸前高田市、佐渡市、東京都、金沢市、奄美群島 平成 30 年度導入地域 ・ 広島県、香川県、富山県、杵築市、高知県、鹿児島県 令和元年度導入地域 ・ 高島市、阿蘇地域、竹田市、中津市、山口県央都市圏域、北庄内地域 令和 2 年度導入地域 ・ 長浜市、安曇野市、大山地域			
支援内容	地域通訳案内士制度を導入する地方公共団体に対して、地域通訳案内士育成等計画の策定に際してのアドバイスや、優良事例の横展開など、地域ガイド（地域通訳案内士）の導入・育成に関して積極的な支援を行う。			
離島での実績	平成 28 年度に佐渡市（新潟県）及び奄美群島（鹿児島県）において、地域通訳案内士制度を導入。			
備 考	—			
担当部署	観光庁 参事官（観光人材政策）			
連絡先	TEL：03-5253-8367			
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kankoch/shisaku/kokusai/tsuyaku.html			

地域通訳案内士の導入自治体状況(全国一覽)



参照条文(地域通訳案内士制度)

○通訳案内士法（昭和24年法律第210号）（抄）

（業務）

第二条（略）

- 2 地域通訳案内士は、その資格を得た第五十四条第二項第一号に規定する地域通訳案内士業務区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

（地域通訳案内士育成等計画）

第五十四条 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等基本指針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、地域通訳案内士の育成等を図るための計画（以下「地域通訳案内士育成等計画」という。）を定めることができる。

- 2 地域通訳案内士育成等計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 地域通訳案内士にその業務を行わせる区域（以下「地域通訳案内士業務区域」という。）

- 2 地域通訳案内士業務区域の特性に応じた通訳案内に関する研修その他の地域通訳案内士の育成等の実施に関する事項
- 3 二以上の市町村又は都道府県が共同して地域通訳案内士育成等計画を定める場合にあつては、第五十七条において読み替えて準用する第十九条の地域通訳案内士登録簿を備える一の市町村又は都道府県

- 4 前三号に掲げるもののほか、地域通訳案内士育成等計画の実施に関し当該市町村又は都道府県が必要と認める事項

- 3 **市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を定めようとするときは観光庁長官の同意を得なければならない。**
- 4 観光庁長官は、地域通訳案内士育成等計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

- 1 地域通訳案内士育成等基本指針に適合すること。

- 2 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- 5 （略）

- 6 **市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を変更しようとするときは観光庁長官の同意を得なければならない。**
この場合においては、前二項の規定を準用する。

（資格）

第五十五条 前条第三項の同意を得た市町村又は都道府県が行う当該同意に係る地域通訳案内士業務区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該地域通訳案内士業務区域において、地域通訳案内士となる資格を有する。

No.	72		R 3 予算額	765 百万円
事業名	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業		府省庁名	観光庁
概 要	訪日外国人旅行者及び日本人国内旅行者の「新たな旅のスタイル」に対応するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となっていく、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。			
支援対象	登録 DMO が定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録 DMO、地方公共団体）	補助率	定額（調査・戦略策定） 事業費の 1/2（滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信・プロモーション） ※継続事業については 2 年目:2/5、3 年目:1/3	
対象事業	地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行った、各観光地域づくり法人策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする、以下の取組を支援。 ①調査・戦略策定 ②滞在コンテンツの充実 ③受入環境整備 ④旅行商品流通環境整備 ⑤情報発信・プロモーション			
支援内容	① 調査・戦略策定は定額補助。 ② 滞在コンテンツの充実、③受入環境整備、④旅行商品流通環境整備、⑤情報発信・プロモーションは補助率 1/2。 ただし、継続事業については 2 年目補助率 2/5、3 年目補助率 1/3。			
離島での実績	佐渡島において行う観光地域づくり法人等の取組を支援			
備 考				
担当部署	国土交通省観光庁観光地域振興課広域連携推進室			
連絡先	TEL 03-5253-8327			
参照 HP	—			

広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

事業概要

令和3年度決定額：765百万円

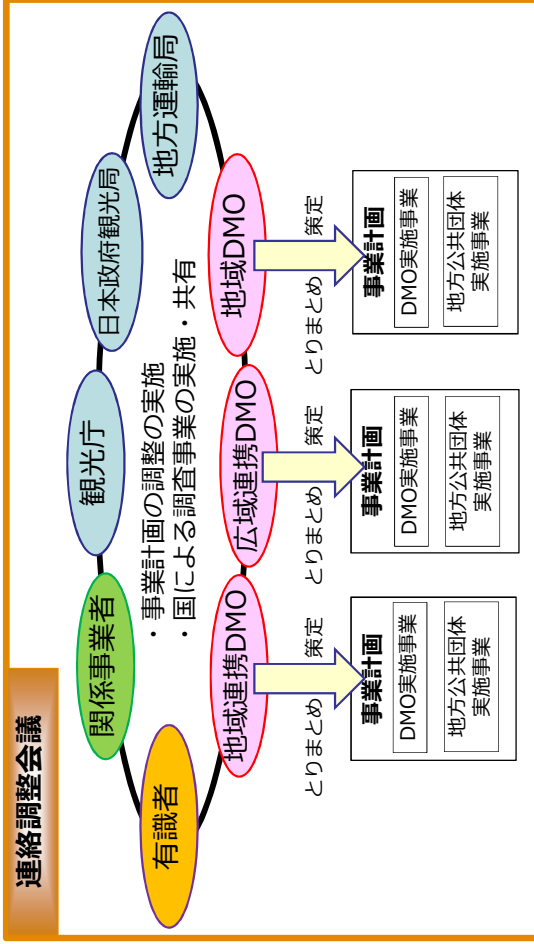
訪日外国人旅行者及び日本人国内旅行者の「新たな旅のスタイル」に対応するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。

支援制度

・補助対象事業：

登録DMOが中心となって実施する「新たな旅のスタイル」に対応するための以下の取組。（ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る。）

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション



「新たな旅のスタイル」に対応するための取組の例

②滞在コンテンツの充実



自然を活かしたアクティビティ



少人数、貸切に対応したガイドツアー

地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツで、三密を避けるなど、新たな生活様式を実践したコンテンツの造成を支援

③受入環境整備



地域内の感染症対策や観光地の混雑状況の情報提供



「新たな旅のスタイル」への対応がなされた旅行商品の国内外OTAへの掲載、旅行会社との商談会などを支援

④旅行商品流通環境整備



旅行会社との商談会

・補助対象者：

登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）

・補助率：

定額（①調査・戦略策定）
事業費の1/2（②滞在コンテンツの充実、③受入環境整備、④旅行商品流通環境整備、⑤情報発信・プロモーション）※継続事業については2年目：2/5、3年目：1/3

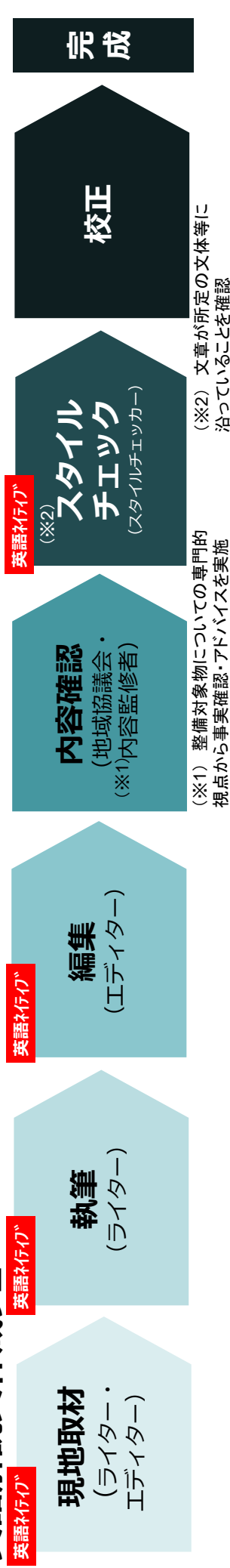
No.	73		R 3 予算額	460 百万円
事業名	地域観光資源の多言語解説整備支援事業		府省庁名	観光庁
概 要	訪日外国人旅行者にとって分かりやすく、面的な観光ストーリーを伝える魅力的な解説文の整備を促進するため、国が英語のネイティブ等専門人材のリスト化、派遣体制の構築を行い、地域における観光資源の解説文の作成等を支援する。 また、本事業で作成している英語解説文を元にした中国語解説文作成を支援する。			
支援対象	地域協議会等	補助率	- (観光庁による調査事業)	
対象事業	解説文作成に要する以下の事業 ○ 解説文作成に関わる専門人材（英語を母国語とするネイティブライター等）による現地取材 ○ 現地取材によって得られた知見を踏まえ多言語解説文の執筆・校閲 ○ 自然や日本文化・歴史、観光といった分野に精通する専門家による監修 ○ 本事業で作成した英語解説文を元にした中国語解説文の作成 ただし看板設置やパンフレット作成など、作成した解説文の媒体化については支援の対象外。			
支援内容	地域協議会が行う解説文作成に必要な経費については、1 地域あたり 5 0 0 万円を目安として、その金額内において解説文作成を支援する。（ただし、申請書類の内容により、特に必要と判断される地域については、目安額の上乗せを行う場合がある。） ※500 万円の支援額で作成できる解説文点数の目安は、1 点あたり 2 5 0 ワードの場合、25 点程度。 （令和 2 年度実績）			
離島での実績	平成 30 年度：隠岐島、五島列島、姫島、屋久島 令和元年度：小笠原諸島、佐渡島、五島列島、竹富島、徳之島 他 令和 2 年度：直島諸島、塩飽諸島、徳之島、屋久島			
備 考	・ 本事業は、文化庁、環境省と連携して実施する。 ・ 令和 3 年度の支援地域については、既に公募を締め切っている。			
担当部署	観光庁 観光資源課			
連絡先	03-5253-8925			
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/multilingual-kaisetsu.html			

地域観光資源の多言語解説整備支援事業

観光庁(観光資源課):460百万円

- 観光庁は、①文化庁・環境省と連携して、分かりやすく魅力的な多言語解説文を作成できる**英語のネイティブライター等の専門人材をリスト化**し、②**地域に派遣し解説文の作成**を支援。③解説文作成のノウハウを蓄積し、他地域へ横展開できるように**ガイドラインを作成**するとともに、④**セミナーを全国で実施**。
- 多くの訪日外国人旅行者が解説文を読んでいるが、「必要とする情報が載っていない」、「内容が難しすぎる」、「英語表現が不自然」と感じるといった課題が存在。よって、日本語原稿を単純に翻訳するのではなく**外国人目線での解説文作成を推進するため、ネイティブライター等の専門人材を活用**。
- また、本事業で作成している英語解説文を元にした**中国語解説文作成**も併せて実施。

英語解説文作成フロー



多言語解説文の活用事例



日光二荒山神社神橋 看板の改善



タッチパネル式解説板による案内 (多言語字幕)

2次元コード (多言語音声・テキスト)

No.	74	R3 予算額	1,037 百万円の内数
事業名	ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上		府省庁名 観光庁
概要	訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICT も活用して、多言語案内標識や無料エリア Wi-Fi の整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応、スマートごみ箱の整備、混雑対策の推進等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所の機能強化等を集中的に支援する。また、「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。		
支援対象	地方公共団体、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者、協議会等	補助率	1/2、1/3
対象事業	(1) まちなかの周遊機能の強化（まるごとインバウンド対応） (2) 観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の機能の強化 (3) 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業 (4) 古民家等の歴史的資源の活用による観光まちづくり (5) 先進的なサイクリング環境整備事業		
支援内容	○観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業 【対象事業：（１）（２）補助率：1/2】 ・多言語観光案内標識の一体的整備 ・観光スポットの掲示物等の多言語対応整備 ・無料公衆無線 LAN 環境の面的整備 ・ワーケーション環境の整備 ・飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備 ・公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上 ・観光スポットの段差の解消 ・ICT を活用したゴミ箱の整備 ・混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示 ・デジタルサイネージを活用した災害情報発信機能の強化 ・外国人観光案内所の整備・改良 ・観光拠点情報・交流施設の整備・改良 ・手ぶら観光カウンターの機能向上 ○「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業 【対象事業：（３）補助率：1/2】 ・多言語案内の整備 ・無料公衆無線 LAN 環境の面的整備 ・ワーケーション環境の整備 ・多言語対応・先進的決済環境の整備 ・公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上 ・混雑状況の「見える化」 ・子供連れ環境の整備 ・ICT を活用したゴミ箱の整備 ・段差の解消 ・外国人観光案内所の整備・改良 ・観光拠点情報・交流施設の整備・改良 ○古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり 【対象事業：（４）補助率：1/2 又は 1/3】 ・歴史的観光資源の高質化 ・電線の地中化や軒下・裏配線等の無電柱化 ・古民家等の観光資源化 ○先進的なサイクリング環境整備事業 【対象事業：（５）補助率：1/2】 ・多言語による案内標識の整備 ・受入環境の整備 ・情報発信・プロモーション		

離島での実績	令和元年度 佐渡島（新潟県佐渡市）多言語翻訳システムの整備 令和元年度 田代島と網地島（宮城県石巻市）多言語観光案内標識の一体的整備 令和元年度 生口島（広島県尾道市）歴史的なまちなみを阻害する建築物等の除却		
備考	○地域要件 以下を含む、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある観光地として観光庁が指定するもの（以下、「指定市区町村」という） ・ 外国人旅行者の評価が既に高い観光地 ・ 重要な文化財や国立公園が所在する地域 ・ 国際的なイベント・会議の開催等により、外国人旅行者の来訪が多く見込まれる観光地 ただし、歴史的観光資源高質化支援事業については「指定市区町村」かつ「歴史的風致維持向上計画認定都市」に該当する市区町村とする ○「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い若しくはその見込みがある、又は地域、民間事業者との連携等により訪日外国人旅行者の誘客に高い効果が見込まれる意欲的な取組が行われている若しくはその予定がある「道の駅」を対象とする ○先進的なサイクリング環境整備事業 指定市区町村を通過するサイクリングルートを対象とする		
担当部署	(1)、(2)、(3)	国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室	TEL：03-5253-8972
連絡先	(4)電線の地中化等	国土交通省 道路局 環境安全・防災課	TEL：03-5253-8495
	(4)歴史的観光資源の高質化	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備	TEL：03-5253-8954
	(4)古民家等の観光資源化	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室	TEL：03-5253-8517
	(5)先進的なサイクリング環境整備事業	国土交通省 道路局 参事官	TEL：03-5253-8497
参照 HP			

ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

観光庁(参事官(外客受入担当)):1,037百万円

○ 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応、スマートごみ箱の整備、混雑対策の推進等のまちなかにおける面的な「まるとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。

A ■ まちなかの周遊機能の強化（まるとインバウンド対応）

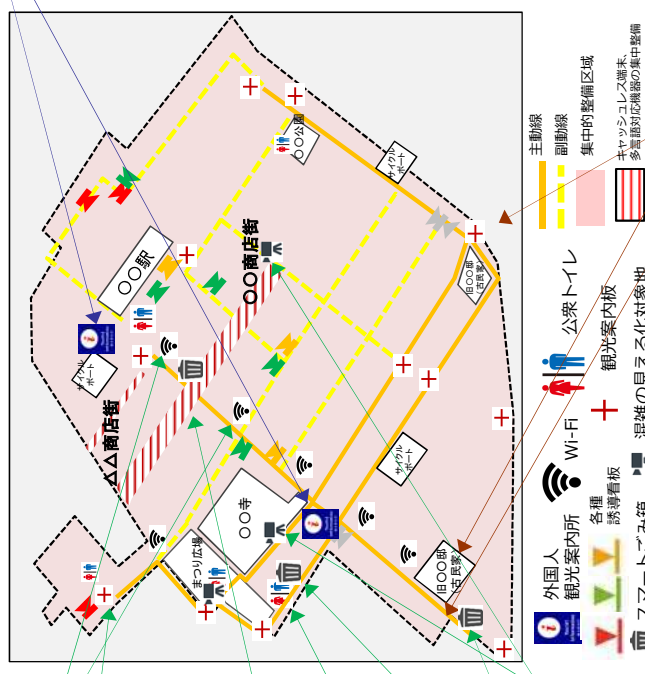
- 多言語表示の充実・改善
 - 二次元コードも活用した多言語観光案内標識の一体的整備
 - 観光スポットの掲示物・HP等の多言語化
 - ワークেশション環境の整備（拡充）
 - 無料公衆無線LAN環境の整備
- 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備
 - 多言語翻訳システム機器の整備
 - 多言語翻訳用タブレット端末の整備
 - メニューのオンライン化（拡充）
 - 免税店電子化対応環境の整備等（拡充）

- トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上（光触媒タイルの活用等）
 - 洋式便器の整備及び清潔等機能向上
- 観光スポットの段差の解消、ゴミ対策（拡充）推進（拡充）
 - 多様な宗教・生活習慣への対応力の強化
 - 先進的な決済環境の整備
 - 免税店電子化対応環境の整備等（拡充）

■ 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業

- 外国人観光案内所の整備・改良等
 - 多言語翻訳システム機器等の整備
 - 多言語翻訳用タブレット端末の整備
- 洋式便器の整備及び清潔等機能向上
 - 洋式便器の整備及び清潔等機能向上
- 段差の解消
 - H P ・コンテンツ作成
 - 室内放送の多言語化
 - 免税店電子化対応環境の整備
 - 掲示物等の多言語化
- おむつ交換台の整備（拡充）
 - 授乳室の整備（拡充）等

地域観光スポットに基づいた散策エリアと一体的整備イメージ



地域要件

- 以下を含む、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある観光地として観光庁が指定するもの
- 訪日外国人旅行者の評価が高い観光地
 - 重要な文化財や国立公園が所在する地域
 - 国際的なイベント・会議の開催等により、訪日外国人旅行者の来訪が多く見込まれる観光地

補助率

- 2分の1(多言語表示の充実等)
- 3分の1(歴史的観光資源の高質化等)

事業主体

- (1) 地方公共団体（港務局を含む。）
- (2) 民間事業者（公共交通事業者等を含む。）
- (3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者
- (4) 協議会等

B ■ 観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の機能の強化

- 情報発信機能の強化
 - デジタルサイネージの整備
 - V R 機器の整備
 - 多言語音声ガイアの整備
 - AI ・チャットBotの整備
 - オンラインコンテツツの整備（拡充）等
- 訪日外国人旅行者への対応力の強化
 - 無料公衆無線LAN環境の整備
 - 多言語翻訳システム機器の整備
 - 多言語案内用タブレット端末の整備
 - 免税対応端末、手ぶら観光等

C ■ 外国人観光案内所等の情報提供基盤の強化

- 非常時情報発信機能の整備
 - デジタルサイネージを活用した災害時情報発信機能の整備
- 地域におけるコスト消費促進のための環境整備等
 - 地域におけるコスト消費促進のための環境整備等

実施要件

- ・ A を1つ以上実施した場合、B の事業も整備可能
- ・ C については、メニュー単独での整備も可能

■ 古民家等の歴史的資源の活用による観光まちづくり

- 歴史的観光資源の高質化
 - 古民家等の観光資源化
- 電線の中地化や軒下・裏配線等の無電柱化
 - 電線の中地化や軒下・裏配線等の無電柱化

■ 先進的なサイクリング環境整備事業

- 多言語案内看板 サイクルラックの設置
- 走行環境整備
- 受入環境整備
- 魅力づくり
- 情報発信



No.	75		R3 予算額	1,240 百万円
事業名	公共交通利用環境の革新等		府省庁名	観光庁
概 要	新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えた反転攻勢に転じつつ、地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、感染症拡大防止対策を講じた上で、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料 Wi-Fi サービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進。 あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、観光地の公共交通機関の web 等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。			
支援対象	公共交通事業者、旅客施設の設置管理者等	補助率	1 / 2（下記対象事業の①～⑤のうちいずれかを実施済の場合は、1 / 3）	
対象事業	公共交通利用環境の革新等事業			
支援内容	①多言語対応 ②無料 Wi-Fi サービス ③トイレの洋式化 ④キャッシュレス決済対応 ⑤感染症拡大防止対策 ⑥非常時のスマートフォン等の充電環境の確保 ⑦大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上 ⑧移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応 ⑨多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等に要する経費の一部について支援（①～⑤をセットで整備し、あわせて⑥～⑨を支援可能）			
離島での実績	R2 ・ 壱岐島（長崎県壱岐市） ・ 対馬島（長崎県対馬市）			
備 考				
担当部署	国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室		TEL: 03-5253-8972	
連絡先	国土交通省 総合政策局 地域交通課		TEL：03-5253-8396	
参照 HP				

公共交通利用環境の革新等

観光庁(参事官(外客受入担当)):1,240百万円

- 新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えた反転攻勢に転じつつ、地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、感染症拡大防止対策を講じた上で、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進する。
- あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。

①～⑤をセットで整備（3点以上）

①多言語対応(事故・災害時等を含む)



②無料Wi-Fiサービス



③トイレの洋式化



④キャッシュレス決済対応



拡充

⑤感染症拡大防止対策



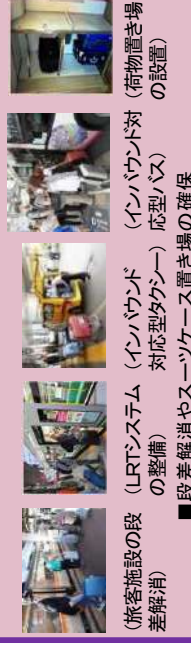
※通常は整備が想定されない場合（例：②無料Wi-Fiサービス（レンタカー等）、③トイレの洋式化（バス、タクシー、レンタカー等）等）については、適用除外とする。
※①、④、⑤については、少なくともいずれか1つ実施。

＋（あわせて⑥～⑨を支援可能）

⑥非常時のスマートフォン等の充電環境の確保



⑦大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上



⑧移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応



⑨多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等



空港・港湾

空港・港湾

長距離移動（交通拠点間）

二次交通

周辺地域

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等

補助率

補助対象事業者

（①～⑤のうちのいずれかを実施済の場合は、1/3）

公共交通事業者、旅客施設の設置管理者等

1/2

No.	76		R3 当初予算 R2 補正予算	100 百万円 2,400 百万円
事業名	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業		府省庁名	環境省
概 要	都道府県等が指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画等を定めて、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する取組等に対し、必要な経費を国が支援する。			
支援対象	都道府県、協議会（※協議会は、 下記対象事業 1,3,4 に限る）	補助率	1 / 2 以内、定額等	
対象事業	1. 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等事業 捕獲事業の実施計画策定のための調査、計画検討や、事業評価のための調査、評価に係る経費の補助 2. 指定管理鳥獣捕獲等事業 指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲及び処分に係る経費の補助 3. 効果的捕獲促進事業 効果的な捕獲モデルの技術開発の実証等経費の補助 4. 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成のための講習会等経費の補助 5. ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成 狩猟者を対象とした食肉利用の衛生管理も含めた狩猟に必要な知識、技能等に関する講習会等経費の補助 6. ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援 ①狩猟によるニホンジカ、イノシシの捕獲経費の補助（処理加工施設が受け入れた個体に限る。）及び処理加工施設において搬入した捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等に係る経費の補助 ②狩猟によるニホンジカ、イノシシの捕獲経費の補助（都道府県が示した区域において捕獲した個体を適正に処分した個体に限る。）及び捕獲個体の適正な処分に要する経費の補助			
支援内容	1. 事業費 5,000 千円を上限とする定額補助（都道府県） 事業費 10,000 千円を上限とする定額補助（協議会） （ただし、定額を超えた分は事業費の 1 / 2 以内） 2. 事業費の 1 / 2 以内 （ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の 2 / 3 以内、C S F（豚熱）ウイルスが確認された都道府県にあっては事業費の 2 / 3 以内（ただし、対象となる指定管理鳥獣はイノシシに限る。）） 3. 事業費 10,000 千円を上限とする定額補助			

	4. 事業費 2,000 千円を上限とする定額補助 (ただし、定額を超えた分は事業費の 1 / 2 以内) 5. 事業費 2,000 千円を上限とする定額補助 (ただし、定額を超えた分は事業費の 1 / 2 以内) 6. ① 1 頭当たり 9 千円を上限とする定額補助(シカ・イノシシ各 2 頭目から支払い) 及び 1 処理加工施設当たり 2,000 千円を上限とする定額補助 ② 1 頭当たり 8 千円を上限とする定額補助(シカ、イノシシ各 1 頭目から支払い) 及び捕獲個体の処分に要する実費相当額を定額補助
離島での実績	香川県小豆島ほか、長崎県対馬島ほか、鹿児島県屋久島
備 考	
担当部署	環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室
連絡先	TEL 03-5521-8285
参照 HP	http://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html

【令和3年度予算 100百万円（2,300百万円）】
【令和2年度第3次補正予算 2,400百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

○令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及びCSFウイルスの拡散防止を目的とした野生イノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

ニホンジカ及びイノシシの半減目標の達成及びCSFウイルスの拡散防止に向けてなお一層の捕獲を行う必要があることから、都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援する。

- ① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等
- ② 指定管理鳥獣の捕獲等
- ③ 効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲）
- ④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援及び捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1／2、2／3、定額）
都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ

半減目標の達成・CSFの拡散防止



年度	事業概要
R 4	半減目標の達成に向けた捕獲等の促進
R 5	半減目標の達成に向けた捕獲等の促進

No.	77		R3 当初予算 R2 補正予算	1.7 億円 35.25 億円
事業名	海岸漂着物等地域対策推進事業		府省庁名	環境省
概 要	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）に基づき、地方公共団体が実施する海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理事業等に対し、補助金を交付するもの。			
支援対象	地方公共団体	補助率	1／2（地域計画策定・改定に係る事業） 7／10（海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に係る事業） ※離島振興法の対象となる地域については、補助率を 7／10 から 9／10 に嵩上げ	
対象事業	① 地域計画の策定・改定等に係る事業 地域計画の策定・改定に係る事業及び海洋ごみ対策の推進を図るために必要な連絡調整、情報収集等の事業 ② 海洋ごみの回収・処理に係る事業 海洋ごみの回収・処理に係る事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業 ③ 海洋ごみの発生抑制対策に係る事業 海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）			
支援内容	① は、補助率 1／2，②、③は補助率 7／10 ただし、離島振興法の対象となる地域については、補助率を 7／10 から 9／10 に嵩上げ			
離島での実績	長崎県対馬島、島根県中之島、長崎県壱岐島など			
備 考				
担当部署	環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室			
連絡先	03－5521－9025			
参照 HP	－			

海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

（補助率）

○地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1/2、定額※①

※①流域圏を含む地域計画を策定する場合は100万円を上限とする補助。

○回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9/10～7/10、定額※②

北朝鮮由来の確認漂着木造船については補助率 9.5/10～8.5/10

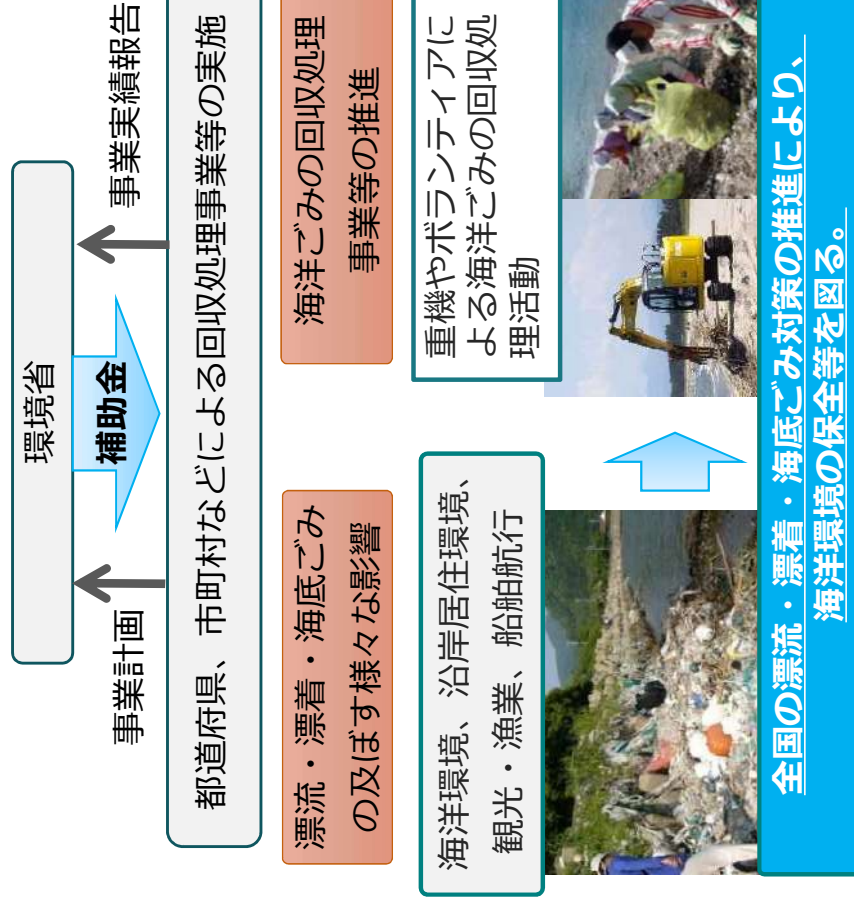
※②漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は100万円を上限とする補助。

さらに、自治体負担分の8割（確認漂着木造船は10割）が特別交付税で措置。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|----------------------------|
| ■ 事業形態 | 補助事業 |
| ■ 補助対象 | 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業） |
| ■ 実施期間 | 平成27年度～ |

4. 事業イメージ



No.	78		R 3 当初予算 R 2 補正予算	5,000 百万円の内数 8,000 百万円の内数
事業名	PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業		府省庁名	環境省
概 要	離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合が低く、本土と比較して、実質的な二酸化炭素排出係数が高い状況である。一方で、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるにあたっては、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化にあたって、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御技術の実装を支援し、離島全体で再エネ自給率の向上を図る。			
支援対象	・ 地方公共団体 ・ 民間事業者	補助率	① 3 / 4、② 2 / 3	
対象事業	離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合を高め、二酸化炭素排出量の削減を図る取り組みに対して、①計画策定の支援を行う。または、②再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、一定要件を満たす車載型蓄電池*、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。 *通信・制御機器、充放電設備とセットで外部給電可能な EV に従来車から買換えする場合に限る。（上限あり）			
支援内容	補助対象経費のうち①計画策定 3 / 4、②設備導入 2 / 3 を支援する。			
離島での実績	新規予算			
備 考	—			
担当部署	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室			
連絡先	TEL：03-5521-8355			
参照 HP	—			

【令和3年度予算額 5,000百万円 (4,000百万円)】

【令和2年度3次補正予算額 8,000百万円】

再エネ・蓄電池の導入及び価格低減促進と調整力の確保等により、再エネ主力化とレジリエンス強化を同時に図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPAモデル等の新手法による再エネ・蓄電池導入を支援し、価格低減を図りつつ、地域の再エネ主力化を図る。
- ・ 公共施設やその他の需要側設備等のエネルギー需要を遠隔制御することにより、変動制再エネ（太陽光、風力等）に対する地域の調整力向上を図る。
- ・ デジタル分野の主要排出減であるデータセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を促進する。

2. 事業内容

- (1) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業
- (2) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
 - ① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備、システム等導入支援事業
 - ② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備、システム等導入支援事業
- (3) 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
- (5) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (6) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業
- (6) データセンターの脱炭素化・レジリエンス強化促進事業

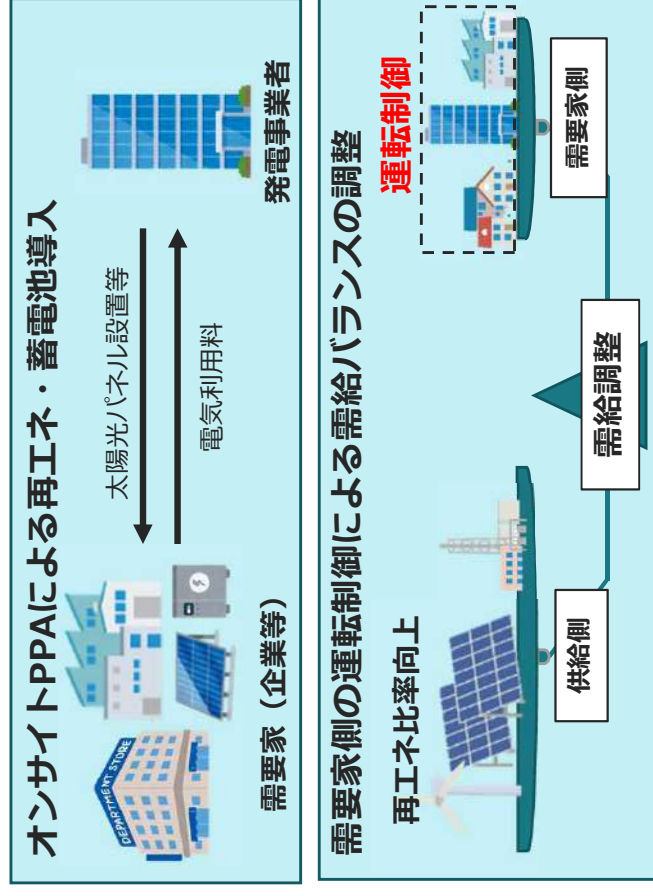
* EVについては、(1)・(2)・1-①・(2)・2・(3)・(4)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×2万円/kWh補助する。(上限あり)

* 継続分を除く事業は組み合わせで行う事も可能

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (補助率：3/4、2/3*、1/2*、1/3) (※一部上限あり) / 委託事業
- 委託・補助先 地方自治体、民間事業者・団体等
- 実施期間 (1)・(2)・(3)令和2年度～令和6年度、(4)・(5)・(6)令和3年度～令和6年度

4. 事業イメージ



再生可能エネルギーの導入や、公共施設等の調整力・遠隔管理を活用することで、地域の再エネ主力化を図ります。

1. 事業目的

- ・ 地域に再生可能エネルギーを導入していくにあたっては、再エネ電力供給事業者における調整力の確保が重要。また、コロナ後の社会においては、有事の際にも管理を可能とする遠隔管理の必要性が増しているため、公共施設の有する（遠隔）制御可能な設備の運転方法について実証を行う。
- ・ これにより、地域の再エネ電力を有効活用し、公共施設等の再エネ比率を高めるモデルを構築する。

2. 事業内容

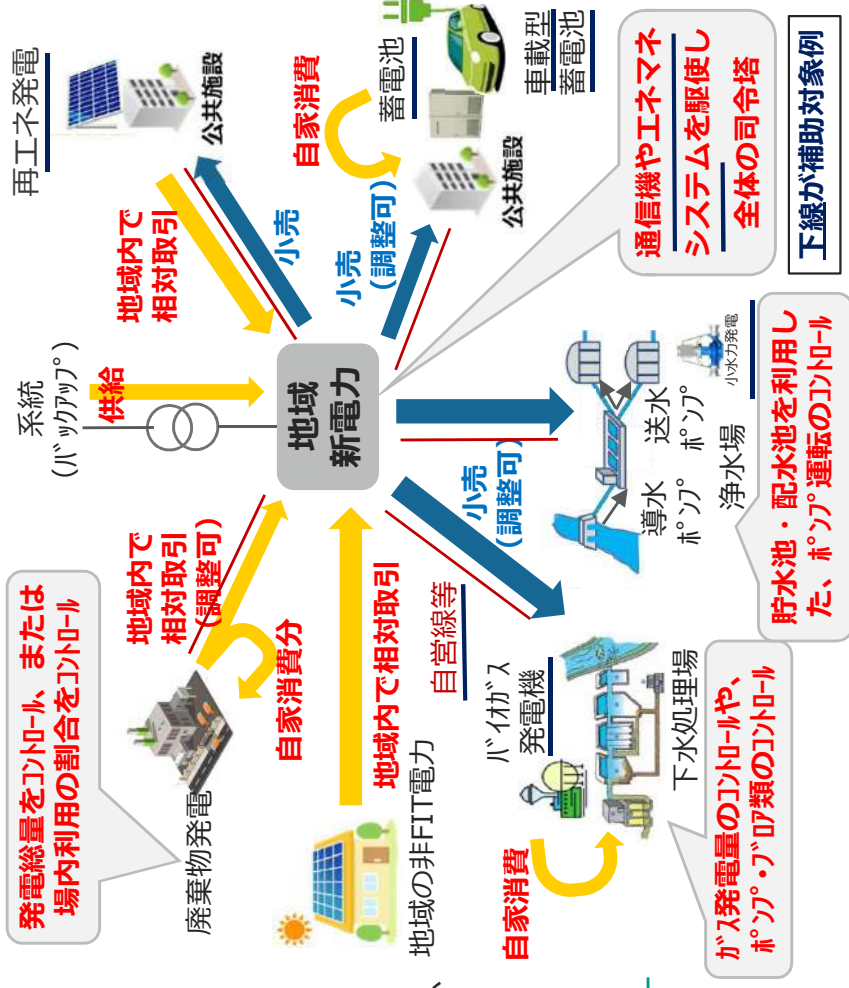
パリ協定等を踏まえ全ての分野における脱炭素化が求められる中で、自治体は、率先して再エネの最大限の導入に取組む必要がある。このため、本事業では、地域全体でより効果的なCO2排出削減対策を実現する先進的モデルの構築を目指す。

廃棄物発電所や上下水道等の公共施設の有する（遠隔）制御可能な複数の設備を活用して、需要制御を行いながら地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築する。具体的には、災害等有事の際にも強い地域の総合的なエネルギーマネジメントの構築に資する、再エネ設備、蓄電池、通信機、エネマネシステム、自営線などの導入を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 2 / 3 ※）（※一部上限あり）
- 委託・補助先 地方自治体・民間事業者等
- 実施期間 令和 2 年度～令和 6 年度

4. 事業イメージ



変動性再エネ（太陽光、風力等）の主力電源化に向け、需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等を支援します。

(2)再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業のうち、

1. ①オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備、システム等導入支援事業
- ②再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備、システム等導入支援事業
- ・ オフサイトからの指令により運転制御可能なエネルギーマネジメントや省CO2化が図れる需要側設備等への支援を行うことで、変動性再エネの主力電源化を推進する。
- ・ また、コロナ後の社会においては、有事の際にも管理を可能とする遠隔管理の必要性が増しているため、業務用施設等の運転制御可能な需要側設備の導入を行う。

1. 事業目的

2. 事業内容

1. 出力が変動し、予測誤差が生じる太陽光、風力などの変動性再エネを主力化していくためには、出力の変動や予測誤差に応じて需要側の設備等の運転状況をモニタリングし、オフサイトからでも運転制御できる体制を構築していくことが必要となる。

このため、オフサイトから運転制御可能な平時のエネルギーマネジメントや省CO2化が図れる需要側設備等を整備し、遠隔制御実績等を報告できる事業者に対し支援を行う。

(支援対象機器：実証段階のものを除き、実用段階のものに限る。)

①オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備、システム等導入支援事業

オフサイトから運転制御可能な充放電設備又は充電設備、蓄電池、一定要件を満たす車載型蓄電池*、蓄熱槽、ヒートポンプ、コジェネ、EMS、通信・遠隔制御機器、需要側に設置する省CO2・エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線、熱導管等。

*通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限る。(上限あり)

*設備導入年度の終了後、少なくとも3年間、市場連動型の電力契約を結ぶ事業者について優先採択を行う。

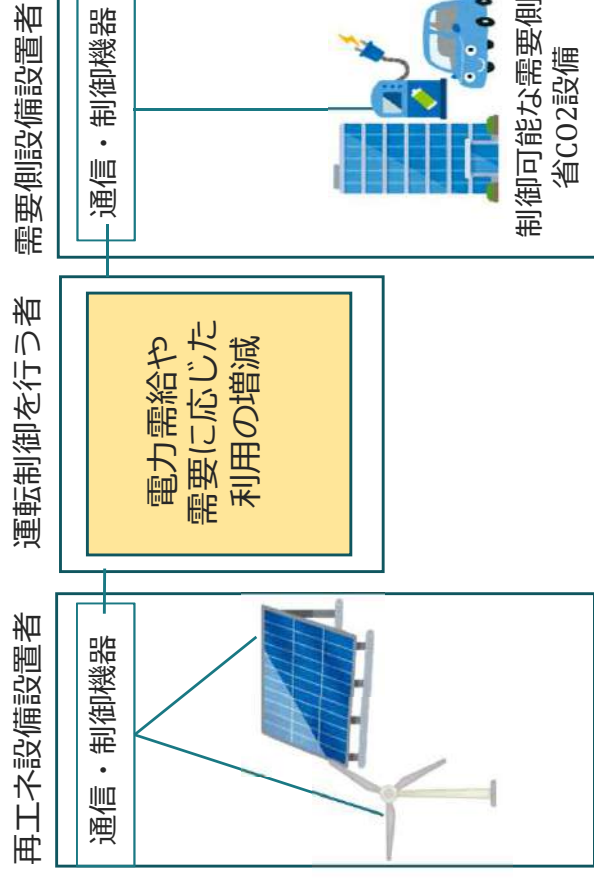
②再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備、システム等導入支援事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 補助率 ① 1 / 2 *、② 1 / 3 (※一部上限あり)
(電気事業法上の離島は、補助率 ② 1 / 2)
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等 (設備設置者)
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

オフサイトより運転制御可能な省CO2型需要側設備





再エネ設備や需要家側設備を遠隔にて群単位で管理・制御することにより、離島全体での再エネ自給率の向上を図ります。

1. 事業目的

- (2)再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業のうち、
- 2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
 - ・ 離島において、再エネ設備や需要側設備の群単位の管理・制御技術を社会実装します。
 - ・ 離島全体での再エネ自給率の向上を図ります。

2. 事業内容

2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業

離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合が低く、本土と比較して、実質的な二酸化炭素排出係数が高い状況である。一方で、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるにあたっては、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化にあたっては、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが費用対効果の面から有効である。

そこで、離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合を高め、二酸化炭素排出量の削減を図る取り組みに対して、計画策定の支援、または再生設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、一定要件を満たす車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

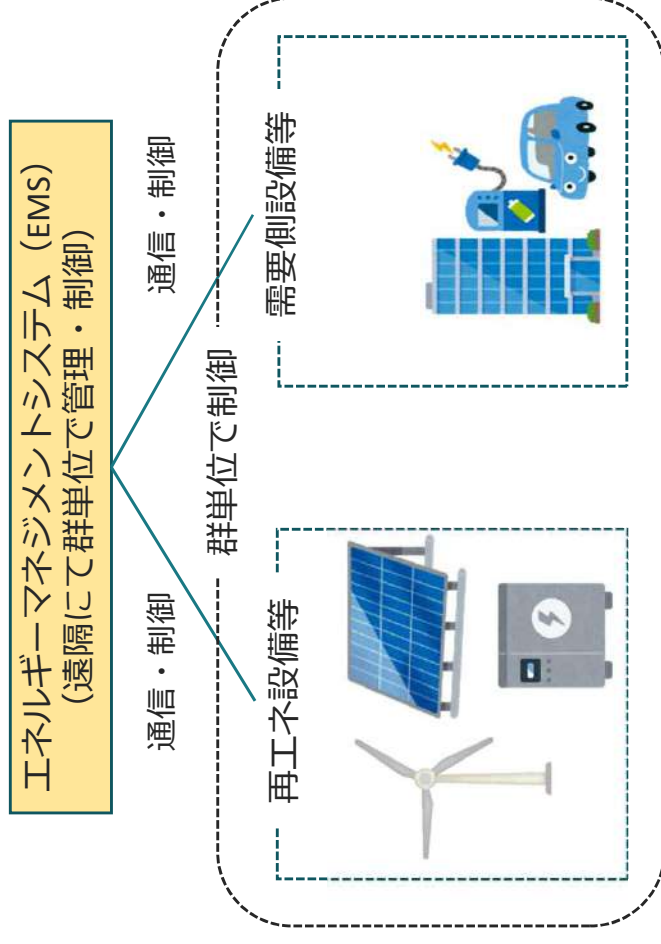
■ 事業形態 間接補助事業（計画策定：3／4（上限1,000万円）、設備等導入：2／3※）（※一部上限あり）

■ 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等

■ 実施期間 令和3年度～令和6年度

離島全体での調整力の強化による、
再エネ自給率の向上

4. 事業イメージ





省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる直流給電による建物間電力融通に係る設備等の構築を支援します。

1. 事業目的

- ・ 建物間での直流給電システム構築に係る設備等の導入により、平時の省CO2と災害時の自立運転を両立するシステムを構築し、地域における再エネ主力化とレジリエンス強化を同時に推進する。

2. 事業内容

一般的に直流給電システムは交流給電システムと比べて電力変換段数が少なく、電力変換時のエネルギーロスを低減できるため省CO2とすることが可能であり、さらに太陽光発電設備や蓄電池を給電線に直接接続できるため災害時に系統がブラックアウトした際にも効率的に自立運転させることが可能である。

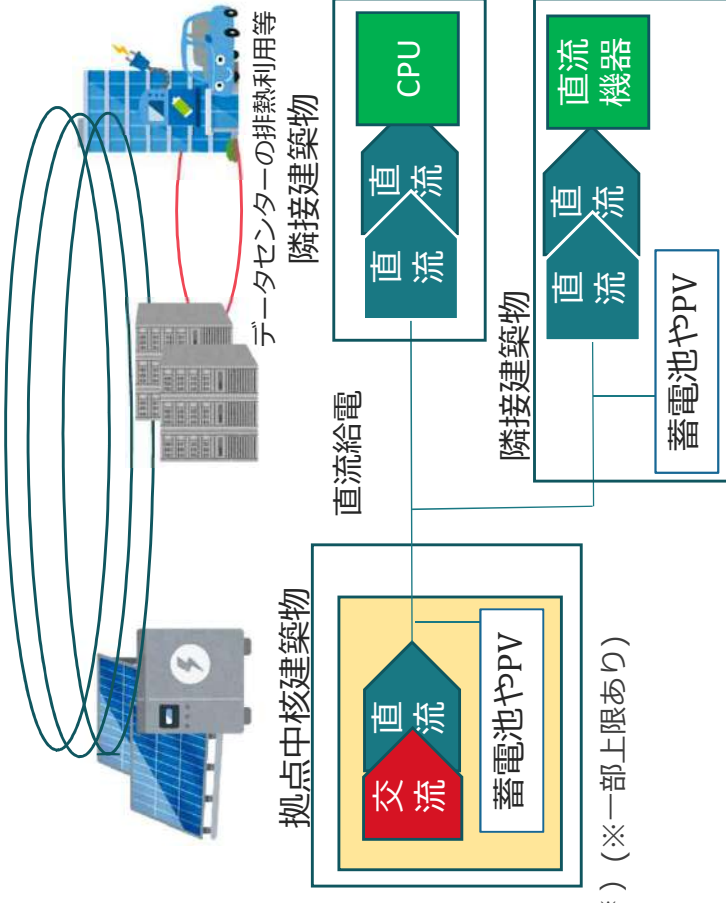
このような直流給電システムを複数の建物間でつなぎ、構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつも、災害時には核となる避難拠点を形成できる。そこで、複数の建物間をつなぎ、直流給電システムとすることで、一定エリア内で平時の省CO2を図り、災害時に核となる避難拠点を形成する事業者に対して設備等の導入に係る計画策定や導入支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3／4（上限1,000万円）、設備等導入：1／2※）（※一部上限あり）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

建物間をつなぎ直流給電システム
直流給電システムの構築





太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたシステムへの支援により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 脱炭素化の推進や防災に資する、太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたシステムのオンサイトPPAモデル等による設備導入等を支援することで、設備の価格低減を促進し、ストレージパリティの達成と災害時のレジリエンス向上を目指す。

2. 事業内容

太陽光発電による電力の自家消費を促進するためには、蓄電池を効果的に活用することが重要であり、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）を目指す取組みを促進する必要がある。災害時等においても電力供給可能な太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたシステム等を導入し、補助金額の一部をサービス料金の低減等により需要家に還元するとともに、当該還元について公表する事業者に対して支援を行う。太陽光発電設備や蓄電池のシステム価格の低減とともに、補助額は段階的に下げていく。

- ①集合住宅・業務・産業用途（太陽光発電設備10kW以上の場合）
オンサイトPPAモデル等による設備等導入に対して支援を行う。（補助）
- ②戸建て住宅等用途（太陽光発電設備10kW未満の場合）
オンサイトPPAモデル等による設備等導入に対して支援を行う。（補助）
- ③ストレージパリティ達成のための課題分析及び解決手法の調査・検討を行う。（委託）

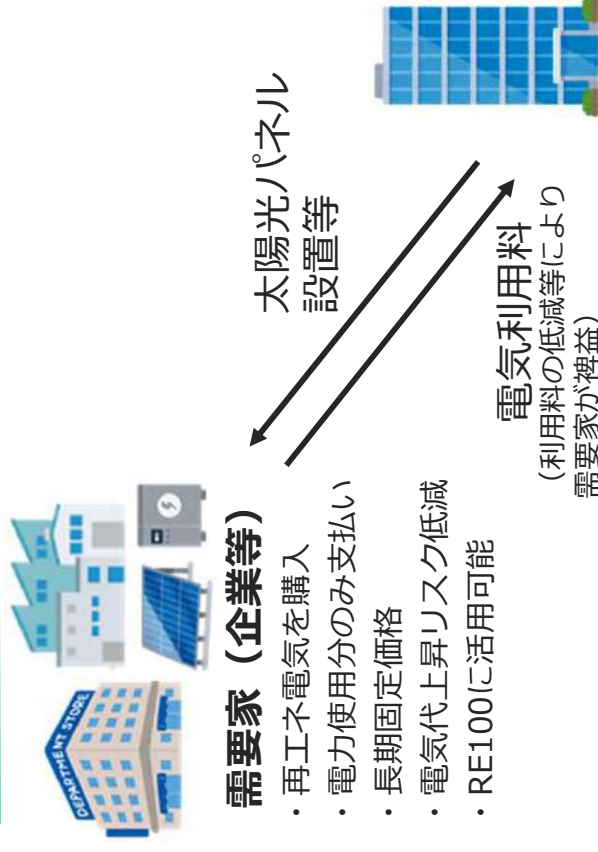
3. 事業スキーム

■ 事業形態

間接補助事業（太陽光発電設備 定額：4～5万円/kW、蓄電池 定額：2万円/kWh又は6万円/kW、工事費の一部）／委託事業
* EVを購入する場合については、充電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWhを補助する。（上限あり）

- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和6年度

4. 事業イメージ



発電事業者

- ・ 設備設置の費用負担
- ・ 設備の維持管理
- ・ 利用料の低減等の公表

1

- 



尺土

システムを通し

DE

美者

電力
工不

不

1

NTT

100



データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速なライフスタイルのデジタル化が進行しており、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が見られる。2050年カーボンニュートラルの達成に向け、デジタル分野の中でもデータセンターのゼロエミッション化（再エネ活用比率・省エネ性能の向上等）に向けた取組を支援するとともに、地方分散立地推進や再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化を実施することで、デジタル社会とグリーン社会の同時実現、さらにはグリーン成長を実現する。

2. 事業内容

- ① 既存データセンターの再エネ導入等による省CO₂改修促進事業
既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修について支援する。
- ② 省CO₂型データセンターへのサーバー等移設促進事業
省CO₂性能の低いデータセンターにあるサーバー等について、再エネ活用等により省CO₂性能が高い地方のデータセンターへの集約・移設を支援する。
- ③ 地域再エネの効率的活用に関するコンテナ型データセンター導入促進事業
省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ型データセンターについて、設備等導入を支援する。

④ データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進方策検討事業

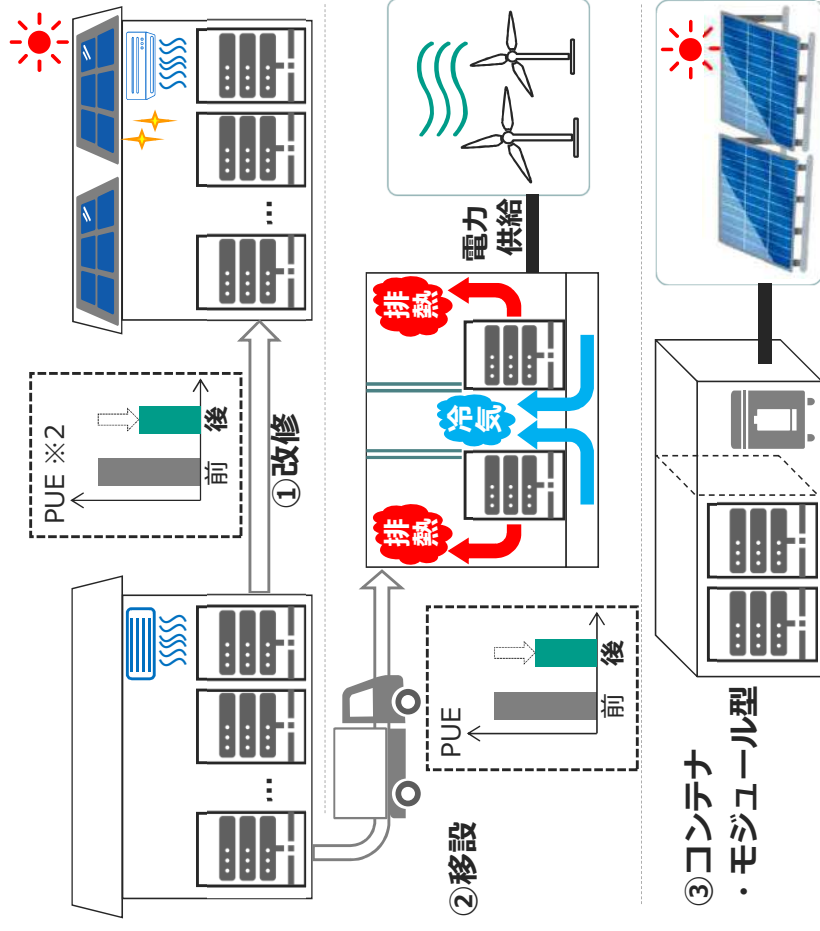
データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化を促すとともに、省CO₂型データセンターの利用を促進する方策等について調査・検討する。

※データセンターの新設に関する支援については、「脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業」のうち、「地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業」を参照。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～③間接補助事業（1/2） ④委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和6年度

4. 事業イメージ



※2 Power Usage Effectiveness：データセンターの電力使用効率指標

No.	79		R 3 予算額	200 百万円の内数
事業名	災害等廃棄物処理事業		府省庁名	環境省
概 要	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む。）が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助			
支援対象	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	補助率	1 / 2	
対象事業	海岸保全区域外の海岸に大量に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分事業			
支援内容	補助対象事業費に対して、1 / 2 補助			
離島での実績	H20 年度 対馬市			
備 考				
担当部署	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課			
連絡先	03-3581-3351（代表）			
参照 HP	http://kouikishori.env.go.jp/action/auxiliary_scheme/pdf/manual2102.pdf 環境省 HP 災害関係業務事務処理マニュアル 53 頁～57 頁			

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要について

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災 害 起 因	災害起因ではない
対象事業	 ○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分 （災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分	 ○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上	
	○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの ○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの ○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等	○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150㎡以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1／2	
財務立	あり	なし
査定方法	○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地に被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。	

No.	80		R 3 予算額	2 8 百万円
事業名	生物多様性保全推進交付金 （エコツーリズム地域活性化支援事業）		府省庁名	環境省
概 要	エコツーリズムとは、「観光旅行者が自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源とふれあい、これに関する知識及び理解を深めるための活動」です。自然観光資源の特色を生かしたエコツーリズム（ジオツーリズムを含む）は地域を元気にし、活性化させる効果的な取組です。 この事業では、地域協議会の現状を踏まえ、全体構想の作成、地域協議会のエコツーリズムに関するルールやプログラムづくり、人材育成などの活動経費の一部を国が助成し、エコツーリズムの普及・定着・推進を図るとともに、自然観光資源を持続的に活用することにより、魅力的な地域づくりを支援します。			
支援対象	市町村を含む地域の多様な主体で構成される地域協議会（以下、協議会という条件あり。）	補助率	1／2（500 万限度額）	
対象事業	市町村の多様な主体で構成される協議会を事業の実施者とし、これが主体的に行う地域のエコツーリズム推進活動に対し、必要な経費の一部を国が交付することにより、エコツーリズムを活用した地域づくりを推進し、地域の魅力向上及びその活性化に寄与します。			
支援内容	エコツーリズムを推進する活動で、以下に該当するもの（施設整備は対象外） ア．全体構想の作成 イ．エコツーリズムの推進体制の整備・強化 ウ．資源調査 エ．ルールづくり オ．人材育成 カ．ツアープログラムの企画・立案及びモニターツアーの実施 キ．モニタリング及び評価方法の作成 ク．エコツーリズム推進マニュアルの作成 ケ．広報 コ．環境省が収集するエコツーリズムに関する会合への出席			
離島での実績	（令和２年度）甕島ツーリズム推進協議会、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会			
備 考	環境省ＨＰにて公募			
担当部署	環境省 自然環境局国立公園課国立公園利用推進室			
連絡先	０３－５５２１－８２７１			
参照 HP	https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/env/chiiki_shien/koufu/index.html			

エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

令和3年度予算額
28百万円（28百万円）

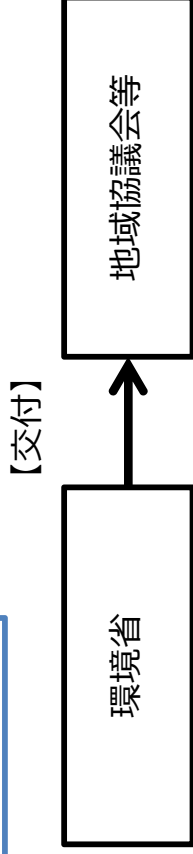
背景・目的

国立公園や棚田地域等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズム（ジオツーリズムを含む。以下同じ。）の活動を支援する。

事業概要

- エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)
エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。

事業スキーム



期待される効果

自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場として自然観光資源を持続的に活用することにより、魅力的な地域づくりや地域活性化が推進されることにつながる。

イメージ



エコツーリズム推進法の基本理念である自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用に寄与

課題

魅力的なエコツアー等の不足

No.	81		R 3 当初予算 R 2 補正予算	8,000 百万円の内数 4,000 百万円の内数
事業名	脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業		府省庁名	環境省
概 要	「SDGs」（持続可能な開発目標）や「パリ協定」を踏まえ、脱炭素イノベーションによる地域社会・経済システムの変革が不可避である。 このため、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークを構築していく「地域循環共生圏」の創造が必要である。 本事業では、地方公共団体が中心となっていく、「地域循環共生圏」の創造に資する取り組みを支援する。 「グリーンスローモビリティの導入実証・促進事業」において、住宅地、観光地、離島における交通の低炭素化と公共交通空白地等の地域課題の解決に資するグリーンスローモビリティ（電動で、時速 20km 未満で公道を走ることが可能な 4 人乗り以上のモビリティ）の導入に関する支援を実施。			
支援対象	地方公共団体、民間事業者等	補助率	1/2	
対象事業	（３）地域の脱炭素交通モデル構築支援事業のうち ②グリーンスローモビリティの導入実証・促進事業において、地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時解決を目指したグリーンスローモビリティ、脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備の導入に対し、支援を行う。			
支援内容	補助率 1 / 2			
離島での実績	-			
備 考				
担当部署	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室			
連絡先	03-5521-8355			
参照 HP				



【令和3年度予算額 8,000百万円（8,000百万円）】
【令和2年度3次補正予算額 4,000百万円】

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、ローカルSDGs（地域循環共生圏）の構築を目指します。

1. 事業目的

- ・ 地域の再エネ自給率最大化と災害時のレジリエンス強化を同時実現する自立・分散型エネルギーシステム構築や、自動車CASE等を活用した地域の脱炭素交通モデル構築に向けた事業等を支援する。
- ・ こうした取組により、地域の脱炭素化のほか、投資促進や雇用創出、災害時のレジリエンス強化にも貢献し、あわせて脱炭素社会へのライフスタイルの転換も図ることにより、ローカルSDGsの構築を通じて2050年カーボンニュートラルを実現する。

2. 事業内容

（1）地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業

- ① 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業
- ② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業
- ③ 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
- ④ ゼロカーボンシティにおける屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル事業

（2）温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業

（3）地域の脱炭素交通モデル構築支援事業

- ① 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業
- ② グリーン스로ーモビリティの導入実証・促進事業
- ③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

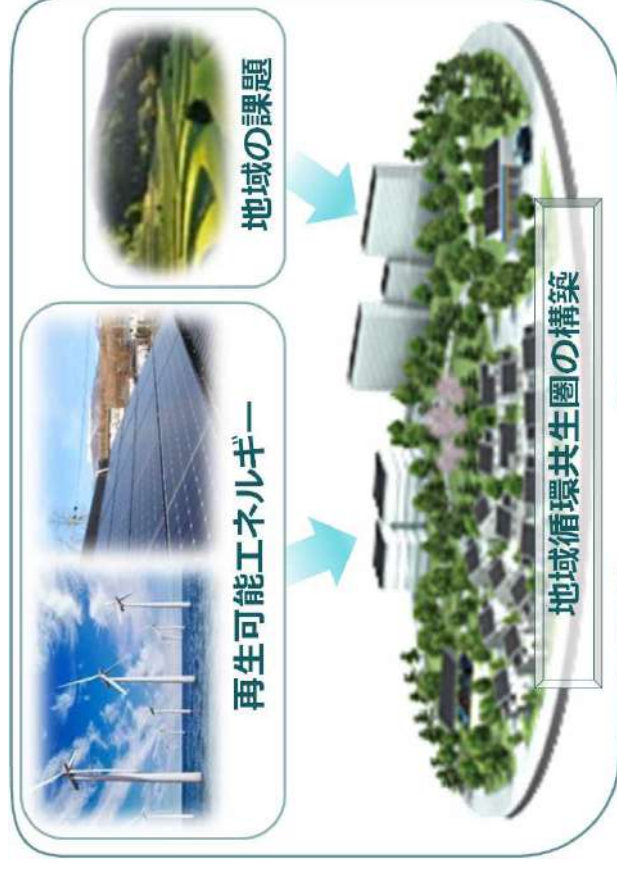
（4）地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業

事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業（3/4,2/3,1/2,1/3,1/4※一部上限あり。）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



脱炭素社会構築の支援



地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

- ・ 再エネ自給率最大化と災害時のレジリエンス強化を同時実現する自立・分散型エネルギーシステムの構築を通じて、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現のトリガーとなる先導的モデルを構築し、ひいては地域循環共生圏の構築を推進する。
- ・ 屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化により、地域の更なるCO2 削減を実現する。

1. 事業目的

2. 事業内容

- ① 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業（委託）
補助事業等を通じて地域循環共生圏に係る取組の評価・改善及び更なる発展に向けた検討を行う。
- ② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業（委託）
地域循環共生圏及び脱炭素地域構築に係る情報収集、地域に潜在するニーズと企業等のシーズとのマッチング等を行う。
- ③ 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業（補助）
補助率 計画策定3/4、設備等導入2/3
地方公共団体と民間事業者との共同により、地域の再生可能エネルギー・蓄電池・自営線等を活用した、再エネ自給率最大化と防災向上を同時実現する自立・分散型地域エネルギーシステムの構築のための計画策定や設備等導入に対して支援を行う。
- ④ ゼロカーボンシティにおける屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル事業（補助）
補助率 計画策定3/4、スマートライティング化設備等導入1/3、太陽光パネル一体型LED スマートライティング（通信ネットワーク化したLED道路灯・街路灯等）又は太陽光パネル一体型LED 街路灯等について、計画策定、設備等導入支援を行う。また、スマートライティングには環境センサーを取り付け、再エネを安定的に使い続けるために必要な照度等の気象データを収集する。

* ③においてEVを購入により導入する場合には、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合には限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWhを補助する。（上限あり）

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・間接補助事業（3/4,2/3,1/3,1/4※一部上限あり）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

自立・分散型地域エネルギーシステム

4. 事業イメージ





地域固有の熱源である温泉熱等の利活用により、地域の脱炭素化と地域循環共生圏の構築を支援します。

1. 事業目的

- ・ 温泉地の脱炭素化・カーボンニュートラルの好事例を形成するため、地域固有の熱源である温泉熱等を利用して地域単位で発電や熱利用を行う設備を導入し、経済好循環と地域活性化促進を支援する。
- ・ 温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入を支援し、温泉地の更なるCO2削減対策を推進する。
- ・ 温泉熱等の利活用を通じた脱炭素型温泉地の好事例を全国へ発信し、カーボンニュートラルな温泉地域づくりを促進する。

2. 事業内容

温泉は地域固有の熱源であり、多大なポテンシャルを有するものの、活用が進んでいない状況である。温泉地の脱炭素化・カーボンニュートラルを達成するには、地域資源である温泉を最大限活用することが重要であり、化石燃料の使用量やCO2排出量を削減するとともに、経済の好循環と地域活性化を生み出し、温泉地の脱炭素化が促進される。本事業では、地域固有の熱源である温泉熱等を活用して地域単位で発電や熱利用を行い、脱炭素型温泉地の形成を支援することで地域の経済好循環と地域活性化を図ると共に、温泉供給設備更新時の省エネ設備導入の支援を行うことで温泉地の更なるCO2削減対策を推進する。

- ①温泉熱等を利用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用する事業に対し計画策定、設備等導入支援を行う。（補助：補助率 計画策定3/4,設備等導入2/3）
- ②温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入、計画策定に対して支援を行う。（補助：補助率 計画策定3/4,改修事業1/2）
- ③全国温泉地自治体首長会議等で発信や、温泉熱等の利活用の促進を図る（委託）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（3/4,2/3,1/2）／委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和2年度～令和5年度

4. 事業イメージ



写真：富士化工(株)、新那須温泉供給(株)



地域の脱炭素交通モデルの構築を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

1. 事業目的

- ・ 自動車CASE等を活用した地域の脱炭素交通モデル構築を通じて、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現のトリガーとなる先導的モデルを構築し、ひいては地域循環共生圏の構築を図ります。
- ・ グリーンズローモビリティやLRT・BRTの導入、鉄道事業等の省CO₂化を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

2. 事業内容

- ①自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業（補助：補助率 計画策定3/4,設備等導入1/2）
 - ・ 新たなライフスタイルに合わせた、電動モビリティのシェアリングサービスを活用した脱炭素型地域交通モデル構築に必要な設備等の導入支援を行う。
- ②グリーンズローモビリティの導入実証・促進事業（委託／補助：補助率 車両等導入1/2）
 - ・ CNF、IoT技術等の先進技術を活用したグリーンズローモビリティの導入方法の実証及び、グリーンズローモビリティの導入支援を行う。
- ③交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業（補助）
 - ・ マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、CO₂排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。（補助率1/2）
 - ・ 鉄道事業等における省CO₂化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省工本設備・機器の導入を支援する。（補助率 車両新造・改修（中小・公営・準大手等1/2）、回生電力（中小1/2,公営・準大手・JR（本州3社以外）等1/3,大手・JR本州3社1/4））

*①においてEVを購入する場合については、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWhを補助する。（上限あり）

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業（3/4,1/2,1/3,1/4※一部上限あり）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

お問合せ先： 地球環境局地球温暖化対策事業室： 0570-028-341 水・大気環境局 自動車環境対策課： 03-5521-8303

4. 事業イメージ

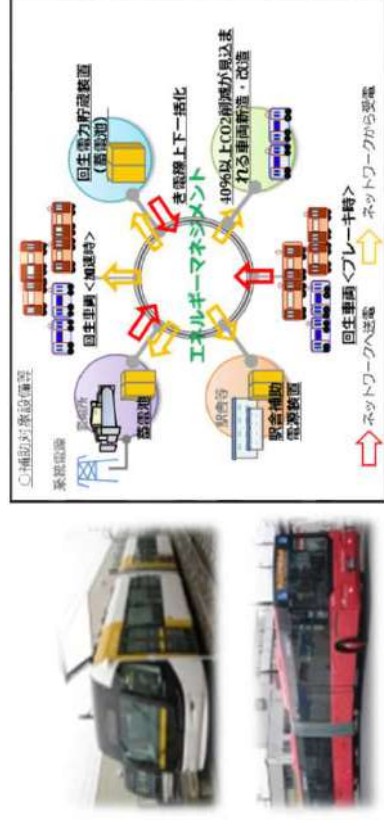


電動モビリティ×デジタル技術



※ 電動で時速20km未満で公道を走る4人乗り以上のモビリティ

グリーンズローモビリティ（※）



LRT・BRT

鉄道事業等の省CO₂化



地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設を支援します。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速なライフスタイルのデジタル化が進行しており、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が見られる。2050年カーボンニュートラルの達成に向け、デジタル分野の中でもデータセンターのゼロエミッション化（再エネ活用比率・省エネ性能の向上等）に向けた取組を支援するとともに、地方分散立地推進や再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化を実施することで、デジタル社会とグリーン社会の同時実現、さらにはグリーン成長を実現する。

2. 事業内容

地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業

2050年カーボンニュートラルを達成するには、将来的には、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。また、データセンターは自らがゼロエミッションとなるだけでなく、太陽光や風力由来の変動する電力供給に対して、AI等も活用しながらその大きな電力需要を調整することで、地域の再生可能エネルギーの最大限活用にも貢献することが期待される（例：再エネ供給量が多い時には多大なタスクを実行）。さらに、再エネポテンシャルが豊富な地域やサーバ冷却に外気等を活用できる寒冷地等へのデータセンターの立地推進は、都市部に偏在しがちなデータセンターの分散立地（エッジDC含む）につながり、地震などの自然災害に対するレジリエンス強化にもつながる。

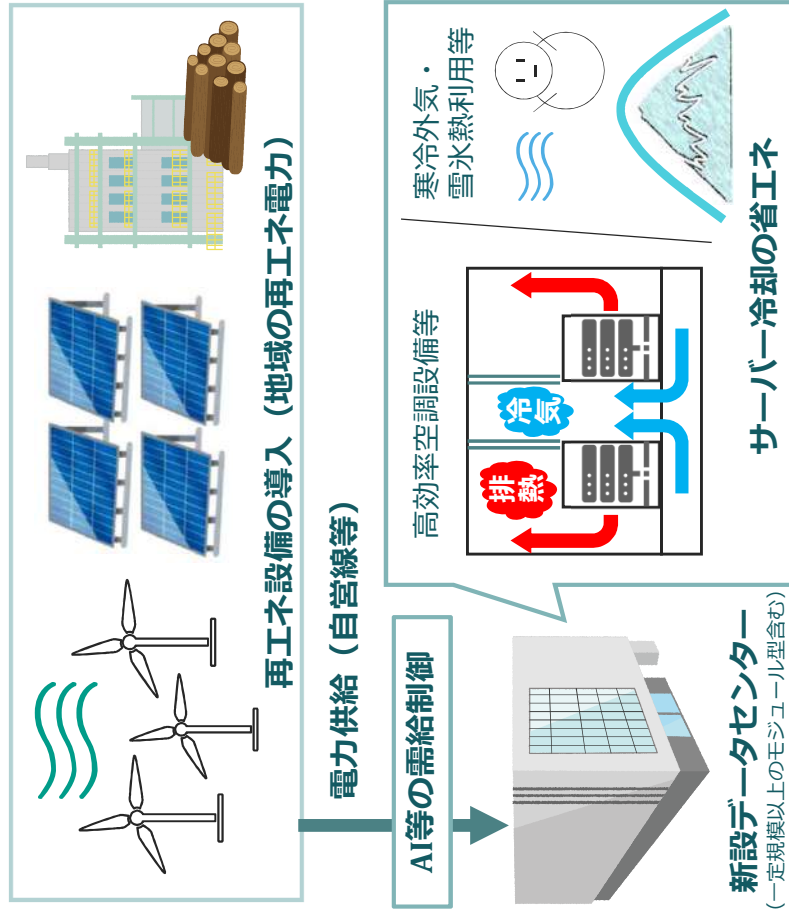
このため、本事業では、地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う設計費や再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入への支援を行うことで、ゼロエミッション化を目指すデータセンターのモデルを創出し、その知見を公表、横展開につなげていく。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 補助率 1 / 2
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

お問い合わせ先： 地球環境局地球温暖化対策事業室:0570-028-341

4. 事業イメージ



No.	82		R3 当初予算	6,580 百万円
事業名	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用 推進事業		府省庁名	環境省
概 要	地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーから水素を「つくり」「ため・はこび」「つかう」まで一貫した脱炭素な地域水素サプライチェーンの構築を推進するとともに、既存インフラを活用したモデル構築、自立・分散型エネルギーシステム構築の支援等を行う。 水素内燃機関を活用した重量車両等の開発・実証、産業車両等の燃料電池化を進めるとともに、再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検等を支援する。			
支援対象	地方公共団体、民間事業者・団体等	補助率	1／3、1／2、2／3	
対象事業	(1) 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業のうち ④再エネ由来等水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業 脱炭素社会構築に向け、防災価値を有する、再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築支援や、水素の需要拡大につながる設備導入支援を行う。 (2) 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業のうち ①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業（一部） 水素活用の選択肢を増やすため、重量車両等における水素内燃機関を活用した車両の開発、実証を行う。 ②水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業 運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大に向け、燃料電池バス等のモビリティへの水素活用を支援する。 ③地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業 燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や設備の高効率化改修を支援する。			
支援内容	(1) ④：補助率 2／3（中小企業及び政令指定都市以外の市町村）、1／2（中小企業以外の企業、都道府県、政令指定都市又は特別区等） (2) ①の一部：補助率 1／2 (2) ②：燃料電池バスは補助率 1／2、燃料電池フォークリフトは補助率 1／2 など (2) ③：保守点検支援は補助率 2／3 など			
離島での実績	—			
備 考	—			
担当部署	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室			
連絡先	TEL: 03-5521-8339			
参照 HP	http://www.heco-hojo.jp/_yR02/d02.html			



脱炭素社会構築に向けた再生エネ等由来水素の活用を推進します。

1. 事業目的

- （1）脱炭素社会構築に向け、地域で再生可能エネルギー等から水素を製造、貯蔵・運搬及び活用することを支援します。
- （2）運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大に向け、モビリティへの水素活用を支援します。

2. 事業内容

- （1）脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業
 - ①水素利活用CO2排出削減効果等評価・検証事業…委託
 - ②地域連携・低炭素水素技術実証事業…委託
 - ③既存の再生エネを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業…委託
 - ④再生エネ由来等水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業…補助
- （2）水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業
 - ①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業…委託・補助
 - ②水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業…補助
 - ③地域再生エネ水素ステーション保守点検等支援事業…補助

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・補助事業（補助率：1/3, 1/2, 2/3）
- 委託先・補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成27年度～令和7年度

お問い合わせ先：

- （1）環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341
- （2）環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-5521-8302

No.	83		R 3 予算額	800 百万の内数
事業名	社会変革と物流脱炭素化を同時実現する 先進技術導入促進事業 (物流分野における CO2 削減対策促進事業)		府省庁名	環境省 国土交通省連携事業
概 要	荷量の限られる過疎地域等において、既存物流からドローン物流への転換を支援。 輸配送の効率化による CO2 排出量の大幅削減とともに、労働力不足対策や災害時、感 染症流行時も含め持続可能な物流網の構築を同時実現する。 (過疎地域等における無人航空機を活用した物流の実用化)			
支援対象	民間事業者・団体等 ※地方公共団体と共同申請をする 者に限定	補助率	①定額（上限 500 万円） ②1/2	
対象事業	過疎地域等における無人航空機を活用した物流の実用化を推進するため、ドローン物 流の実用化に向けた（１）計画策定経費及び（２）機材・設備導入経費の一部を支援。			
支援内容	（１）は定額補助（上限 500 万円） （２）は補助率 1/2			
離島での 実績				
備 考	公募期間：令和 3 年～			
担当部署	環境省地球環境局地球温暖化対策課低炭素物流推進室・国土交通省総合政策局物流政策 課			
連絡先	03-5521-8329・03-5253－8799			
参照 HP				



【令和3年度予算 800百万円（782百万円）】

環境省

社会課題と物流の脱炭素化の同時解決を図る先進的な設備の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 地球温暖化対策計画に掲げるCO2排出量削減目標達成のため、物流の脱炭素化に資する先進的な設備・システム導入を支援し、一定の需要を生み出すことにより、機器の低廉化を促進。
- ② 機器の自立的普及を目指し、物流のCO2排出量削減とともに人口減少・高齢化に伴う労働力不足、労働環境の改善、防災・減災や感染症流行時の物流機能の維持等の課題解決を図り、社会変革を同時実現する。

2. 事業内容

1. 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業

物流倉庫において、省人化・省エネ型機器と再生可能エネルギー設備の同時導入を支援。CO2排出量の大幅削減とともに、労働力不足対策や防災・減災対策、感染症流行時の物流機能の維持を同時実現。

2. 過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業

荷量の限られる過疎地域等において、既存物流からドローン物流への転換を支援。輸配送の効率化によるCO2排出量の大幅削減とともに、労働力不足対策や災害時、感染症流行時も含め持続可能な物流網の構築を同時実現。

3. LNG燃料システム等導入促進事業

LNG燃料システム及び最新の省CO2機器を組合せた先進的な航行システムの実用化を支援。LNG燃料等を用いた先進技術によるCO2排出量の大幅削減とともに、低廉化や省力化による船員の労働環境改善等も同時実現。

3. 事業スキーム

■ 事業形態 補助事業（1・2：間接、3：直接）

■ 補助対象 民間事業者・団体

■ 実施期間 令和2年度～令和7年度

お問合せ先：

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 低炭素物流推進室

電話：03-5521-8329

地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

4. 事業イメージ

1. 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業



一定規模以上の倉庫への機展開により倉庫業全体でCO2排出量2030年4割削減

2. 過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業

＜過疎地域等の課題＞
・人口減少に伴う荷量の減少による積載効率の低下や輸送コストの増加
・トラックドライバーの高齢化や人手不足

ドローン物流への転換

過疎地域等の物流網維持と物流脱炭素化による社会変革

3. LNG燃料システム等導入促進事業



LNG燃料システム等の導入で、内航海運のCO2排出量2030年3割削減

過疎地域等におけるドローンを活用した物流実用化を支援します。

1. 事業目的

- ① 「環境基本計画」（平成30年4月17日閣議決定）及び「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月11日閣議決定）に基づき、既存物流手段による積載率の低い非効率な輸配送を無人航空機で代替することにより、CO₂排出量を大幅削減するとともに非常時を含めた過疎地域等における物流網の維持等に貢献する。
- ② 取組の認知とともに、導入機数増加により購入経費も低廉化させ、自立的な導入を促し、過疎地域等のCO₂排出量の削減及び物流の効率化・省人化を推進する

2. 事業内容

- 少子高齢化の進展等我が国の社会構造が変化していく中、特に過疎地域等では、輸配送の効率を向上させるとともに、生活の利便を抜本的に改善することに加え、災害時や感染症発生時等の非常時にも活用可能な新たな物流手段として、無人航空機が期待されている。
- 無人航空機を活用した物流は新しいビジネス分野であり市場開拓途上であるため、無人航空機を活用した物流の実施に係る高額な初期コスト等が障壁となっている。
- このため、無人航空機等の導入等を支援することで、過疎地域等における地域ニーズに対応した新たな低炭素型物流の実現、生活の利便の抜本的改善、非常時を含めた物流の維持を図ることで、地域循環共生圏の構築に貢献する。

<補助対象>

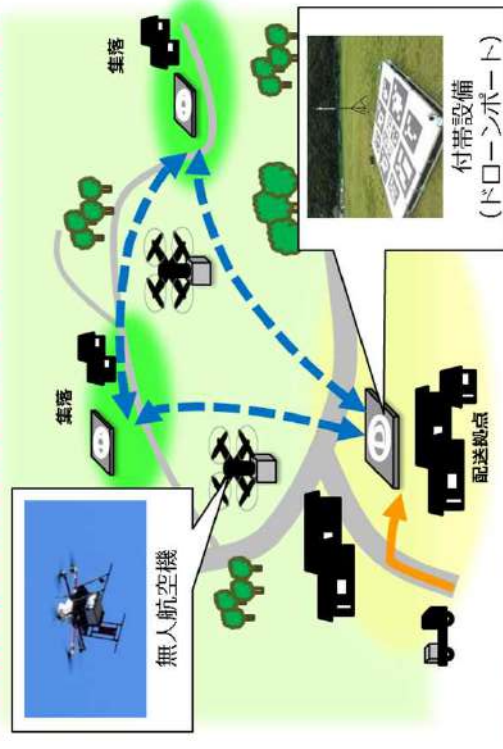
- ① 事業性が見込まれる無人航空機を活用した物流低炭素化に向けた計画策定
- ② 無人航空機を活用した物流の実用化に必要な機材・設備等の導入・改修

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（①定額、②補助率1／2）
- 補助対象 地方公共団体と共同申請する民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和4年度（予定）

4. 事業イメージ

○過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化



○付帯設備及びドローン物流システムの例



宅配ロッカー型
ドローンポート

風向風速計

ドローン物流システム

No.	84		R 3 予算額	500 百万円
事業名	環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくり プラットフォーム事業費		府省庁名	環境省
概 要	地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、地域循環共生圏の創造を目指す地域を支援する中で、環境整備と事業化に向けた支援を行う。			
支援対象	地方公共団体、NPO、NGO、民間事業者等	補助率	環境整備団体：200 万円まで負担 事業化支援団体：請負業者のコンサルティング料を含めて 1000 万円まで負担	
対象事業	【環境整備団体】 地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。 【事業化支援団体】 地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣するなど、事業化の支援を実施する。			
支援内容	地域循環共生圏の創造を目指し、地域プラットフォームの構築にあたっての環境整備、事業化を請負業者と共同実施者として取り組む。 環境整備団体は、環境整備にかかる費用を年 200 万円まで請負業者が負担。 事業化支援の場合は、事業化にかかる調査、地域コーディネーター費用等を請負業者のコンサルティング料を含めて年 1000 万円まで負担。			
離島での実績	本事業の選定実績 R1：AMA ホールディングス 株式会社（島根県隠岐郡海士町） R2：AMA ホールディングス 株式会社（島根県隠岐郡海士町） 一般社団法人 MIT（長崎県対馬市）			
備 考				
担当部署	環境省大臣官房環境計画課			
連絡先	03-5521-8328			
参照 HP	http://chiikijunkan.env.go.jp/			

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築します。

1. 事業目的

- ① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ② 地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④ 戦略的な広報活動

2. 事業内容

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～④の業務を行う。

- ① 地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。
- ② 地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。
- ③ 先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。
- ④ ライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウム等の開催、国内外への発信）等を実施することにより、取組の横展開を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 共同実施／請負事業
- 共同実施先・請負先 地方公共団体／民間事業者・団体
- 実施期間 令和元年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ

地域循環共生圏

